

平成23年 2 月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成23年 3 月 3 日～ 4 日・ 7 日・ 9 日

場 所 第 2 委員会室

平成23年3月3日（木曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成23年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 平成23年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第19号 宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 知事等の給与の特例に関する条例
- 議案第29号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第35号 宮崎県総合計画の変更について
- 議案第36号 宮崎県産業科学技術振興指針の変更について
- 議案第37号 宮崎県国際化推進プランの変更について
- 議案第41号 平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第10号）
- 議案第42号 平成22年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 宮崎県住民生活に光をそそぐ基金条例
- 議案第55号 宮崎県新しい公共支援基金条例
- 議案第65号 平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第11号）
- 請願第49号 個人住民税における寄付金控除の対象としての更生保護法人の指定についての請願
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- 県民政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項

- ・2月補正予算における経済・雇用対策の概要について
- ・宮崎県・市町村連携推進会議の設立について
- ・九州広域行政機構（仮称）構想について
- ・宮崎県の平成22年国勢調査結果（速報値）について
- ・高千穂線鉄道施設整理基金運営協議会の協議結果について
- ・日豊本線に係るJR九州のダイヤ改正（H23.3.12）の概要について
- ・「みやざき文化振興ビジョン」の策定について
- ・霧島山（新燃岳）噴火による被災及び対応状況
- ・平成23年度組織改正について
- ・「みやざき行財政改革プラン（素案）」について
- ・持続可能な財政基盤の確立について
- ・平成23年度重点施策関連事業について

出席委員（9人）

委 員 長	押 川 修一郎
副 委 員 長	河 野 哲 也
委 員	中 村 幸 一
委 員	横 田 照 夫
委 員	松 村 悟 郎
委 員	武 井 俊 輔
委 員	井 上 紀 代 子
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	前 屋 敷 恵 美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

県 民 政 策 部 長 山 下 健 次

県民政策部次長
 (政策担当) 土持正弘
 県民政策部次長
 (県民生活担当) 江上仁訓
 部参事兼総合政策課長 永山英也
 部参事兼秘書広報課長 亀田博昭
 統計調査課長 大野保郎
 総合交通課長 中田哲朗
 中山間・地域政策課長 山内武則
 生活・協働・男女参画課長 大脇泰弘
 文化文教・国際課長 安井伸二
 人権同和对策課長 吉田正彦
 情報政策課長 金丸裕一
 広報企画監 津曲睦己
 交通・地域安全対策監 柳田勇

総務部

総務部長 稲用博美
 総務部次長
 (総務・職員担当) 四本孝
 総務部次長
 (財務・市町村担当) 岡田英治
 危機管理局長 甲斐睦教
 部参事兼総務課長 緒方文彦
 人事課長 桑山秀彦
 行政経営課長 大坪篤史
 財政課長 日隈俊郎
 部参事兼税務課長 永田裕志
 市町村課長 茂雄二
 総務事務センター課長 假屋宗春
 危機管理課長 金井嘉郁
 消防保安課長 山之内点

会計管理局

会計管理者 加藤裕彦

会計管理局次長 井黒学
 会計課長 川野直記

人事委員会事務局

事務局長 太田英夫
 総務課長 江藤修一
 職員課長 梅原裕二

監査事務局

事務局長 渋谷弘二
 監査第一課長 道久奉三
 監査第二課長 山口博久

議会事務局

事務局長 日高勝弘
 事務局次長 岡崎吉博
 総務課長 渡邊靖之
 議事課長 武田宗仁
 政策調査課長 日高正憲

事務局職員出席者

総務課主幹 馬場輝夫
 議事課主査 大下香

○押川委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、あす以降の当初予算関連議案の審査方法についてであります。お手元に配付している資料「委員会審査の進め方(案)」をごらんくだ

さい。当初予算については、予算全体の説明を聞くため、総務部の審査を先に行い、その後、県民政策部ほかの審査を行いたいと存じます。また、総務部及び県民政策部の審査につきましては、長時間に及ぶことが予想されますので、お手元の資料のとおり、数課ごとに説明、質疑を行い、最後に総括質疑を行う形としたいと存じます。審査の進め方については以上であります。このとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 次に、議案第22号「知事等の給与の特例に関する条例」に対する人事委員会の意見についてであります。お手元に配付してある資料をごらんください。これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くことになっており、その回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました補正予算関連議案等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○山下県民政策部長 県民政策部でございます。どうぞよろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます当部所管の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

お手元にお配りしております総務政策常任委

員会資料の目次をごらんいただきたいと思います。本日御審議いただく議案は3つありまして、1つが予算議案ということで、議案第41号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第10号）」、議案第42号「平成22年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）」の2件でございます。また、2番の特別議案として議案第54号「宮崎県住民生活に光をそそぐ基金条例」について及び議案第55号「宮崎県新しい公共支援基金条例」についての2件をお願いしております。

それでは、資料の1ページをごらんいただきたいと思います。今回お願いしております県民政策部の一般会計補正額は、一般会計の表の左から2番目の欄の補正額の一番下の計にございますように、合計で670万円の減額でございます。これは、口蹄疫復興対策や経済・雇用緊急対策の実施、さらに執行残等に伴うものであります。この結果、補正後の県民政策部の一般会計予算額は、表の一番右下の欄の計にございますように、1,147億1,691万1,000円となります。

また、その下の表、宮崎県開発事業特別資金特別会計につきましては、1,150万6,000円の減額であります。これは、一般会計への繰出額の確定などによるものであります。この結果、補正後の開発事業特別資金特別会計予算額は、4,371万7,000円となります。

議案の詳細につきましては、担当課長より後ほど御説明いたします。

次に、議案第54号「宮崎県住民生活に光をそそぐ基金条例」についてであります。

この資料の中にもございますが、議案書の51ページをお開きいただきたいと思います。これは、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当たられてこなかった地方消費者行政、弱者対策・自立支援、知の地域

づくりの分野の事業の費用に充てるための基金を創設する条例を制定するものであります。

次に、同じ議案書の議案第55号「宮崎県新しい公共支援基金条例」でございます。

これは、新しい公共の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、新しい公共の拡大と定着を図るための基金を創設する条例を制定するものであります。

次に、その他の報告事項でございますが、もう一度、総務政策常任委員会資料に戻っていただきまして、目次のところをごらんいただきたいと思っております。本日は、2月補正予算における経済・雇用対策の概要以下7件の報告事項がございます。詳細につきましては、後ほど、担当課長から御説明いたします。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○永山総合政策課長 総合政策課でございます。

まず、補正予算につきまして説明させていただきます。

お手元の平成22年度2月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、「総合政策課」、11ページでございます。総合政策課の補正予算は、総額で4億3,991万5,000円の増額補正で、補正後の額は、1,045億90万3,000円となります。その内訳は、一般会計が4億5,142万1,000円の増額補正、特別会計が1,150万6,000円の減額補正であります。

主な内容について説明させていただきます。

13ページでございます。(事項) 行政管理費であります。717万9,000円の減額補正をお願いしております。これは、県から市町村への権限移譲に当たって、その事務処理に要する経費を措置しております市町村権限移譲交付金の執行残などによるものであります。

次に、(事項) 職員費であります。1,425万9,000円の増額補正をお願いしております。これは、当初予算段階では前年度の職員数で積算してございましたので、職員の増加等に伴う増額補正を行うものであります。

次に、(事項) 連絡調整費であります。851万6,000円の減額補正をお願いしております。1の政策調整研究費の執行残などによるものであります。

次に、(事項) 総合企画調整費であります。106万9,000円の減額補正をお願いしております。これは、臨時職員賃金の執行残などによるものであります。

14ページをお願いいたします。(事項) 県外事務所費であります。573万4,000円の減額補正をお願いしております。東京、大阪及び福岡事務所の運営経費の執行残に伴うものであります。

次に、(事項) 県計画総合推進費であります。1,111万8,000円の減額補正をお願いしております。1の総合計画の推進管理につきましては、総合計画策定作業における将来推計等の調査、県民会議開催に係る経費の執行残によるものであります。2のユニバーサルデザイン普及・啓発事業につきましては、パンフレット作成やシンポジウムに係る執行残によるものであります。

次に、(事項) 地域科学技術振興費であります。142万7,000円の減額補正をお願いしております。これは、産学官連携による産業づくり強化事業で実施しました、宮崎県産業科学技術振興指針の策定に係る経費の執行残などによるものであります。

次に、(事項) エネルギー対策推進費であります。4,550万3,000円の減額補正をお願いしております。15ページをごらんください。説明欄

1のみやざきEV—PV構想推進事業につきましては、当初、急速充電器を知事部局と企業局がそれぞれ設置する予定でありましたけれども、連携して県庁前庭に設置したことによる執行残であります。2のメガソーラー導入促進事業につきましては、20年度にメガソーラーの公募を実施し、採択した企業への支援事業として実施を予定していたものでありますけれども、当該事業を組み立てるものとなりました大和エネルギーグループによるメガソーラーの立地について、現時点でめどが立っていないことから、事業の実施を見送ったものでございます。

次に、(事項)口蹄疫復興対策費であります、4億2,320万4,000円の増額補正をお願いしております。内容につきましては、後ほど、総務政策常任委員会資料で説明させていただきます。

次に、(事項)住民生活に光をそそぐ基金積立金であります、9,491万6,000円の増額補正をお願いしております。内容につきましては、後ほど、委員会資料で説明いたします。

次に、16ページでございます。開発事業特別資金特別会計であります。

まず、(事項)積立金であります、2,864万7,000円の増額補正をお願いしております。これは、次に説明いたします繰出金を減額することに伴い、積立金を増額するものでございます。

次に、(事項)繰出金であります、4,000万円の減額補正をお願いしております。これは、先ほど御説明いたしましたメガソーラー導入促進事業の見送りに伴って減額を行うものであります。

続きまして、総務政策常任委員会資料で説明させていただきます。お手元の常任委員会資料の3ページをお開きください。まず、口蹄疫復興対策基金設置事業についてであります。

1の事業概要にあります、これは、昨年10月に設置いたしました30億円の宮崎県口蹄疫復興対策基金について、その後寄せられた義援金や寄附金等を原資として積み増しを行うものであります。

2の基金の残高見込みをごらんください。今回、②の4億2,320万4,000円を積み増しすることにより、積立額は、③の34億2,320万4,000円となります。また、取り崩しの累計額は、④にありますように、9億9,448万7,000円を見込んでおりまして、残高は、⑤にありますように、24億2,871万7,000円となる見込みであります。

なお、本年度の当該基金による実施事業としましては、3にありますとおり、(1)の畜産事業者等の経営及び生活の復興・再建や(3)のイメージダウンの回復、(4)の環境対策等を実施しているところでございます。

次に、4ページをごらんください。住民生活に光をそそぐ基金積立金であります。あわせて特別議案として、宮崎県住民生活に光をそそぐ基金条例もお願いしておりますので、一緒に説明させていただきます。

まず、1の目的であります、地域経済や雇用情勢が厳しい状況にある中で、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野の事業を実施するための費用に充てるため、国の交付します地域活性化交付金を財源として、住民生活に光をそそぐ基金を創設するものであります。

次に、2の基金条例であります、基金設置に当たり、宮崎県住民生活に光をそそぐ基金条例を制定することとしております。条例案につきましては、5ページに記載いたしております。

また、3の基金積み立てにありますとおり、基金への積立額は9,491万6,000円を見込んでお

りまして、全額、国からの地域活性化交付金を財源としております。

4の基金により実施する事業であります。平成23年度・24年度の2年間で、国の交付金の目的に沿って、地方消費者行政やDV対策、自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくりの分野に関する事業を実施することとしております。

補正予算につきましては、以上でございます。

次に、報告事項についてでございます。

委員会資料の8ページをごらんください。2月補正予算における経済・雇用対策の概要についてであります。

昨年12月に策定いたしました経済・雇用対策に基づきまして、1月の臨時補正に続き、2月補正でも関連予算を提案しておりまして、予算総額は48億円余となっております。

まず、1の県民生活の安心確保対策につきましては、総額8億円余を計上しております。主に(2)の緊急的な経済・雇用の下支えとして3億円を計上しておりまして、道路・河川や農林水産基盤整備などを予定しております。(3)の安全・安心の確保として5億円余を計上しておりますが、主に①の安心こども基金等の積み増し、④の県立学校耐震対策等を予定しております。

2の新たな成長に向けた対策につきましては、総額40億円余を計上しておりまして、(1)の口蹄疫からの再生・復興のための防疫体制基盤強化や畜産事業者等の経営・生活支援、ブランド対策などが中心でございます。

なお、10ページに1月補正も含めました経済・雇用対策を記載いたしております。

次に、12ページをお開きください。2月16日に設立いたしました宮崎縣市町村連携推進会議

について説明させていただきます。

1の目的であります。行政課題が複雑化・広域化し、住民ニーズも多様化する中で、地方分権を初めとする本県の重要課題に的確に対応するということを目的とし、県と市町村が対等な立場で協議を行い、適切な役割分担、連携を推進するということでございます。

構成として、(1)総会と(2)幹事会で構成することとしております。このうち、総会につきましては、①にありますように、知事、副知事及び各市町村長で構成いたします。協議事項として、②にありますとおり、本県の重要課題及び分権の推進に関することをやっていきたいと考えております。③の役割に書いておりますけれども、毎年度、総会において個別テーマを設定し、意見交換を行うとともに、幹事会に対して具体的な検討を指示するということにしております。個別テーマにつきましては、その1項目は、当分の間、地方分権の推進とし、それぞれ時期に応じてテーマを設定することとしております。なお、2月6日の第1回は危機管理をテーマとして意見交換を行ったところでございます。④の開催方法にありますように、全員が出席する総会は年2回程度を想定しておりますが、特定課題、特定地域ごとに、随時、知事と一部の市町村長が出席する形での開催も行っていきたいと考えております。

幹事会につきましては、①に書いておりますメンバーで構成いたしまして、③検討部会というところがありますが、総会において設定した個別テーマについて幹事会で検討を行うとともに、幹事会の下に担当課レベルの検討部会も置き、具体的な調査、検討を行うということにしております。

今後、具体的に動き出すこととなります。

ども、県と市町村の有機的な連携は今後ますます重要になってまいりますので、この連携推進会議が実効あるものとなるよう努力していききたいというふうに考えております。

次に、14ページでございます。現在、九州地方知事会が検討を進めております九州広域行政機構（仮称）構想について説明させていただきます。

まず、1のこの機構の設置の目的であります。各省庁の抵抗等によって、地方分権がなかなか進まないという現状を打破すること、国の出先機関の廃止に向けて、地方としての受け皿を明確に示すこと、それから出先機関の業務について、地方によるガバナンスを強化することで、より迅速かつ地域ニーズに合った行政サービスを行えるようにする、このようなことを目的とするものでございます。

これらを目的として、3に飛びますけれども、昨年の5月あたりから知事会で検討を行ってきたところですが、22年10月、九州地方知事会議において、九州広域行政機構の設立を目指すことで合意いたしました。九州のこのような動き、関西の広域連合の動き等を踏まえまして、22年12月、国の出先機関廃止に向けたアクションプランが閣議決定されまして、その中で出先機関の事務権限はブロック単位で移譲をするということを基本方針として定められたところでありました。あわせて、24年の通常国会に法案を提出し、26年度中に移譲を目標とするというふうな整理がなされております。国のこのような方針決定を受けまして、23年1月、九州地方知事会において九州広域行政機構法の骨子（案）を決定したところでございます。これは、国における法案づくりの一つの考え方として提案したということでございます。その概要でございますが、

2の機構の概要に戻っていただいて、3つの丸を書いておりますが、国の出先機関の事務権限・人員・財源等を丸ごと受け入れる、執行機関と議事機関の二元代表制を担保する、現行の広域連合とは異なる組織ということで、新たな立法措置を求めていくということを基本方針としております。

15ページにイメージ図がございます。太い四角で囲ってございますけれども、廃止対象とされている8府省15系統の出先機関の業務のうち、一部国に残る業務、それぞれの県に移る業務もございましてけれども、大半についてはこの広域行政機構に移していこうということでイメージしているところでございます。右側の米印にございますけれども、例えば、ハローワーク等については各県の受け入れが是ではないか、あるいは電波の周波数の関係等は国に残すべきではないかというふうな議論をしているところでございます。

次に、組織のイメージが下でございますが、二元代表制ということで、知事連合会議と議会代表者会議で構成していこうという案になっております。下のほうに説明がございまして、まず、知事連合会議につきましては、2番目の丸にありますように、委員長への権限集中を回避するため、合議制の執行機関とする。各知事が構成します委員は各部門、例えば九州地方整備局等を分担管理するという形を想定しております。議会代表者会議の権能としては、条例の制定、予算決定、決算認定等の権限を持つということを想定しております。いずれも、これは概論でございまして、今後、具体的に検討していくこととなります。

16ページでございます。具体的に動き出していった場合に権限移譲される組織図を掲げてお

りますが、上のほう、8府省15系統が仕分け対象で、移譲対象とされておりますが、その中で沖縄関係の事務所を除く12機関が今回の移譲対象としての検討材料になるということでございます。

17ページに九州広域行政機構法の骨子を掲げております。1月20日の知事会で検討をし、2月17日に公表されたものでございます。内容的には、今、概要で申し上げたものでございますが、18ページの5をごらんください。このような国の出先機関の丸ごとの移譲を行う場合に、一番懸念されるのが財政上の担保があるのかどうかということでございますが、これについては、知事会として、この法案の骨子では、まず、国は、機構が事務を執行するのに要する経費の財源について、必要な措置を講じなければならないという義務づけを行うこと。また、機構側から、国の財源措置の算定に用いる必要な資料を総理大臣に提出することとする。機構は、国の財源措置に不服がある場合には、総理大臣に意見書を提出することで、総理大臣は意見の申し出を受けたときは、これに遅滞なく回答する。このよう形で、地方に移したとしても、財源がしっかり担保されるようなことが必要であるということを主張しているところでございます。

概要については以上でございますが、今後、国のほうで、九州からの提案あるいは関西広域連合からの提案を踏まえて法案を検討していくこととなります。九州のこのような案が、国の法案においてどのように扱われるかというのは今のところ不明でありますけれども、九州地方知事会としても、さらに検討を進めて詳細な部分を詰めていくということにしております。したがって、県としましても、十分に検討を

し、宮崎県として必要な意見は述べていきたいというふうに考えております。

総合政策課は以上でございます。

○亀田秘書広報課長 それでは、秘書広報課の補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出予算説明資料の19ページをお願いいたします。秘書広報課の補正予算は、3,167万円の減額をお願いいたしております。補正後の額は、4億2,819万2,000円でございます。

それでは、主な内容について御説明申し上げます。

21ページをお願いいたします。(事項)職員費でございます。1,420万1,000円の減額をお願いしておりますけれども、これは、副知事に空白期間があったということとか、一般職員の変動などによります執行残でございます。

次に、(事項)秘書業務費でございます。381万1,000円の減額をお願いしておりますけれども、これは、事務費とか交際費などの執行残でございます。

次に、(事項)広報活動費でございます。1,194万5,000円の減額をお願いしておりますが、これは、県の広報紙の印刷経費あるいは県のホームページ関係の委託経費の入札残などによります執行残でございます。

次に、(事項)広聴活動費でございます。171万3,000円の減額をお願いしておりますが、これは、県民フォーラムなどの事務費の執行残でございます。

秘書広報課は以上でございます。

○大野統計調査課長 それでは、統計調査課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の平成22年度2月補正歳出予算説明資料の23ページ、青いインデックス「統計調査課」のところをお開きください。統計調査課の補正

予算としましては、759万7,000円の増額補正をお願いしております。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

25ページをごらんください。(目)統計調査総務費につきましては、519万の減額補正をお願いしております。この主なものですが、(事項)職員費の減額505万円でございます。

次に、(目)委託統計費につきましては、1,329万9,000円の増額補正をお願いしております。この主なものですが、27ページをごらんください。

(事項)国勢調査費の3,515万3,000円の増額補正でございますが、この主な理由といたしましては、市町村において審査業務に伴う臨時職員の増員など、調査に要する経費がふえたことによる市町村交付金の増額であります。

次に、(事項)農林業センサス費の1,327万6,000円の減額補正でございますが、この主な理由といたしましては、調査票集計のためのパンチ業務委託における入札執行残のほか、調査票審査に従事する臨時職員の任用に要する経費の減額でございます。

以上の委託統計費につきましては、すべて国費委託決定に伴う補正となっております。

補正予算については、以上でございます。

続いて、その他の報告事項について御説明いたします。

総務政策常任委員会資料の20ページをお開きください。宮崎県の平成22年国勢調査結果(速報値)についてであります。

資料にはございませんが、本県の国勢調査につきましては、9月の常任委員会で御説明いたしましたとおり、10月1日を基準日として、市町村と連携しながら実施したところであります。この間、県議会を初め県民の皆様様の御協力をい

ただき、52万4,000枚を超える本県の調査票につきまして、すべて審査を終え、1月に国に提出することができました。これまでの皆様の御支援、御協力に改めて感謝申し上げます。これら結果を受けまして、国は、先週金曜日でございますが、全国の人口及び世帯数について速報値として公表いたしました。この公表を踏まえて、本県におきましても、宮崎県の速報値として県議会を初め県民の皆様にお知らせしたところであります。

その概要でございますが、資料の上のほうの太線で囲んである表にお示ししておりますように、平成22年10月1日時点の本県の人口は、113万5,120人、世帯数は、46万277世帯となっております。

その下の1の人口の動きに記述しておりますが、前回の調査結果に比べ、我が国全体としては横ばいで推移しているのに対し、本県人口は1万7,922人、率にしまして1.55%減少しております。前回、平成17年の国勢調査での減少率は1.45%ですので、今回も前回とほぼ同様の傾向が続いているというふうに考えております。

次に、2の世帯の動きでございますが、世帯数は、前回調査に比べ9,069世帯、率にして2.01%増加しております。このページの下にグラフがございますが、白い棒グラフが示す宮崎県の世帯数をごらんいただきますと、世帯数は調査開始時から一貫して増加してきております。このため、1世帯当たりの平均世帯員数は減少が続いてきておりまして、今回調査ではこれまでで最も少ない2.47人となっております。

最後に、3の市町村別の人口増減でございますが、前回調査に比べ、人口が増加したのは宮崎市と三股町のみでございます。次の21ページにございますが、上段の人口の表でお示しして

おりますように、そのほかの24市町村は減少しており、中でも日之影など3町村では1割を超える減少率となっております。

以上が今回の速報の概要でございますが、米印にお示ししておりますように、今後、速報値としては1%分の調査票を抽出して全体像を明らかにする抽出速報集計が6月に公表され、また、確定値としては10月以降に人口や世帯などの詳しい人口等基本集計を初め、産業等、職業等の基本集計が順次公表される予定となっております。

統計調査課は以上であります。よろしく御願いたします。

○中田総合交通課長 それでは、総合交通課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の平成22年度2月補正歳出予算説明資料の29ページをお開きください。総合交通課の補正予算としましては、総額で1億2,673万1,000円の減額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、4億6,088万9,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

31ページをごらんください。まず、(事項)広域交通ネットワーク推進費ですけれども、657万7,000円の減額補正をお願いしております。このうち、説明欄の3の(2)宮崎県物流効率化支援事業につきましては、500万円の減額補正をお願いしておりますけれども、この事業は、陸上トラック輸送から、県内港発着の海上定期航路または県内駅発着のJR貨物にシフトした荷物や、企業立地等により新たに発生した貨物でこれらの輸送機関を利用するものなどに対して補助するもので、景気低迷の影響などにより申請が見込みより少なかったことや、運送実績が申請時の予定を下回ったことなどから、減額補

正するものであります。

次に、(事項)地域交通ネットワーク推進費でございますけれども、9,979万1,000円の減額補正をお願いしております。このうち、説明欄の1の地方バス路線等運行維持対策事業について9,771万2,000円の減額補正をお願いしております。これは、地域住民の生活に必要なバス路線の維持確保を図るため、バス運行費や車両減価償却費等を国と協調して、または県単独で補助するものでありますけれども、バス事業者に対する運行費補助に係る国の補助単価が見込みより低かったこと、車両購入費の補助制度が変更になったこと等から、減額補正するものであります。次に、2の地域バス再編支援事業の150万8,000円の減額補正でありますけれども、これは、市町村が行いますコミュニティバスなどの運行費補助の実績が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

次に、(事項)航空交通ネットワーク推進費であります。次の32ページをお開きください。説明欄の1の「みやざきの空」航空ネットワーク活性化事業について1,055万円の減額補正をお願いしております。これは、本県や韓国での口蹄疫の発生等の影響もありまして、国際定期便の団体利用補助や修学旅行補助の利用が当初計画より少なかったことなどによるものであります。

最後に、(事項)高千穂線鉄道施設整理基金事業費でありますけれども、このうち、説明欄の2、高千穂線鉄道施設整理基金補助事業について483万5,000円の減額補正をお願いしております。これは、旧高千穂線の施設のうち、撤去予定施設の撤去費用の調査等に対して補助を行うもので、調査対象施設が当初の予定より少なかったことなどの理由により、減額補正するもので

あります。

補正予算の説明は以上であります。

続きまして、報告事項について御説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の22ページをお願いします。まず、高千穂線鉄道施設整理基金運営協議会の協議結果についてであります。

旧高千穂線の沿線自治体が高千穂鉄道株式会社から寄附を受けました鉄道施設のうち、不要となった施設の撤去費用の財源を安定的に確保するために設置いたしました、宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金の管理運営等について協議を行うため、基金運営協議会を先月の14日、延岡市において開催いたしました。

1の構成委員については、ごらんとおりでございます。

2の協議結果についてであります。今回、基金を財源として撤去する撤去対象施設や撤去計画、資金の積立計画等について、①から⑤にありますとおり決定したところであります。まず、①の撤去対象施設につきましては、沿線自治体が高千穂鉄道株式会社から寄附を受けました鉄道施設のうち、沿線住民の安全・安心を阻害するおそれがある施設であります。②の撤去費総額は、調査の結果、12億1,088万9,000円になったところであります。その内訳でございますけれども、23ページの別紙1をごらんいただきたいと思っております。この資料は、各沿線自治体ごと、施設区分ごとの撤去費用を整理したものでございます。資料を見ていただきますとおわかりのように、橋梁の撤去費用が11億4,700万円余と全体の約95%を占めておりまして、その割合が非常に大きくなっております。

24ページの別紙2をごらんください。これは、基金の積立額について整理した資料でございま

す。①が今年度末の基金残高であります。②が先ほど御説明いたしました撤去費用の総額であります。この②の額から①を差し引いた③、11億912万6,000円が、今後、新たに積み立てが必要な額ということになります。これを県及び沿線自治体の基金への拠出割合で案分したものが④から⑦になります。高千穂線の施設のほとんどが建設時からかなりの期間が経過しておりますので、沿線住民の安心・安全等を考慮いたしますと、できるだけ早期に撤去することが望ましいわけですが、一方で、県や沿線自治体の厳しい財政事情等もありますので、これらを総合的に勘案し、県及び沿線自治体で協議した結果、10年間で資金の積み立てと撤去を行うこととしたところでございます。その結果、各年度のそれぞれの拠出額は、⑧から⑪のとおりとなります。

25ページの別紙3をごらんください。この資料は10年間の撤去計画及び積立計画を示したものであります。撤去の時期、順番につきましては、沿線自治体が把握した地域住民の意向や安全面等を考慮した上で、基金の積立期間や自治体間のバランスなどを勘案しながら、県及び沿線自治体で協議し、整理したものであります。各年度の撤去費用等につきましては、表の中ほどから右側に記載してあるとおりであります。

恐れ入りますが、22ページにお戻りください。ただいま御説明した内容を整理したものが2の(1)でございます。

次に、(2)でございますけれども、基金による平成23年度の補助事業の計画といたしまして、①、撤去計画に沿った撤去費用に対する補助が2,540万円、②、施設の被災時等の応急措置費用に対する補助300万円をあわせて決定しております。なお、②の応急措置費用に対する補助に

つきましては、災害発生等の都度、本協議会で協議し、承認が得られた場合に限り支出することとしております。

最後に、(3)のとおり、今後は、この計画に沿って、施設の撤去、資金の積み立てを行っていくとともに、毎年度、予算案をそれぞれの議会に提出させていただき予定としておりまして、23年度分につきましては、今議会で提案しております当初予算案に計上させていただいております。

基金運営協議会の協議結果につきましては、以上であります。

続きまして、26ページをお開きください。日豊本線に係るJR九州のダイヤ改正の概要についてであります。

説明に入ります前に、大変申しわけございませんけれども、資料の訂正をお願いいたします。1の特急車両の更新のところでございますが、表に783系車両のダイヤ改正後の本数が17本になっておりますけれども、これが18本、その下の787系車両、同じくダイヤ改正後ですけれども、43本のところを42本に訂正をお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。JR九州では、3月12日の九州新幹線鹿児島ルートの新線開業に合わせ、ダイヤ改正を実施することとしておりますので、本県に係る改正の概要について御報告いたします。

まず、1の特急車両の更新であります。特急車両につきましては、これまで機会あるごとにJR九州に対し、日豊本線への「リレーつばめ」車両の優先的配置について要望を行ってまいりましたが、今回のダイヤ改正で、国鉄時代の特急車両485系車両にかえて、「リレーつばめ」として使用されている787系車両が日豊本線に数多

く配置されることとなりました。

次に、2の特急列車の増便であります。これにつきましてもJR九州に要望を行ってきたところですが、九州新幹線の全線開業に合わせ、宮崎―鹿児島中央間の特急列車が8往復から10往復に増便されますので、利便性が高まることになると考えております。

次に、3の特急列車への客室乗務員の乗務であります。「きりしま」「にちりん」「にちりんシーガイア」のほとんどの列車に客室乗務員が乗務し、車内販売や案内などを行うこととなりますので、サービスの向上が図られるものと考えております。

次に、4の特急「ドリームにちりん」の廃止であります。博多―宮崎空港間を夜間に上下1往復ずつ運行しております特急「ドリームにちりん」につきましては、大分―延岡間の利用者が少ないということもありまして、この間の運行を取りやめ、延岡―南宮崎・宮崎空港間を特急「ひゅうが」が運行することになりました。

27ページをごらんください。5のライナーの特急化であります。本議会でも質問がございましたけれども、延岡―宮崎空港間で上下各2本、宮崎―都城・西都城間で上下各1本、朝夕の通勤・通学時間帯に運行しております「さわやかライナー」「ホームライナー」が、特急として運行されることとなりました。ライナーの特急化によりまして、利用者の料金の負担がふえますことから、その緩和措置といたしまして、ここに主な区間を掲げておりますが、これらの区間の定期券利用者が特急列車乗車時に利用できる4枚つづりの定期券専用特急回数券が発行されることとなりました。料金はここに掲げるとおりであります。

なお、今回、特急料金も一部見直しがなされ、

表にもございますけれども、延岡―宮崎間が20円引き下げられまして、920円から900円に、また、資料にはございませんけれども、例えば、日向―宮崎間が120円引き下げられまして、920円から800円になるというふうに聞いております。

最後に、参考として掲げております高速バス「B&Sみやざき」の運行開始についてであります。九州新幹線全線開業に合わせ、3月12日より新八代駅で新幹線と接続する高速バス「B&Sみやざき」が運行を開始することになりました。このバスは、宮崎駅―新八代駅間を1日16往復し、新八代駅で新幹線と接続するダイヤで運行いたします。この「B&Sみやざき」と新幹線を利用することによりまして、宮崎―博多間が最速3時間8分で結ばれることとなります。なお、運行はジェイアール九州バス、九州産交バス、宮崎交通の3社共同運行となります。

総合交通課の説明は以上であります。

○山内中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の平成22年度2月補正歳出予算説明資料の33ページをお願いいたします。中山間・地域政策課の補正予算額は、1億1,534万7,000円の減額補正をお願いしております。補正後の額は、3億3,386万8,000円となります。

補正の主なものについて御説明いたします。

35ページをお願いいたします。まず、(目)計画調査費の(事項)中山間地域活力再生支援費であります。7,009万7,000円の減額補正をお願いしております。これは、説明欄に記載しております1の中山間地域集落点検モデル事業から5の中山間地域等創造支援事業までの補助金の執行残などによるものであります。特に、5の中山間地域等創造支援事業ですが、これは、

市町村と地域住民が一体となって行う地域づくりに対して支援をするものでありますけれども、想定程度の申請件数はありましたけれども、市町村においては、口蹄疫の影響により年度の前半に事業内容の検討を行うことが難しい状況であったために、今年度に取り組む内容が限られてしまったことや、市町村の事情により、事業の実施時期などを再検討することとなったことなどが主な原因であると考えております。

次に、(事項)地域活性化促進費でありますけれども、1,097万2,000円の減額補正をお願いしております。次の36ページ、説明欄の4の離島活性化対策費における離島航路補助金の執行残などによるものであります。

次に、(事項)エネルギー対策推進費でありますけれども、626万5,000円の減額補正をお願いしております。これは、説明欄の1の水力発電施設周辺地域対策事業における国庫補助決定などに伴うものであります。

その下の(事項)土地利用対策費であります。208万9,000円の減額補正をお願いしております。これは、37ページの説明欄の3、届出勧告事務費における事務費の執行残などによるものであります。

次に、(事項)口蹄疫被害復興支援事業費であります。550万の減額補正をお願いしております。これは、説明欄1の口蹄疫被害集中地域復興戦略策定支援事業における補助金の執行残によるものであります。

最後に、(目)観光費(事項)地域活性化促進費であります。1,767万7,000円の減額補正をお願いしております。特に、説明欄2、宮崎移住!地域おこし後継者発掘事業であります。これは、県が農業や伝統工芸師などの後継者になりたい移住者の雇用を生産者に委託する事業

ですが、雇用者と移住者のマッチングに時間がかかり、実際の雇用期間が当初の予定より短くなったことによるものであります。

説明は以上であります。

○大脇生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の39ページをお開きください。生活・協働・男女参画課の補正予算額は、総額で9,511万の増額補正をお願いしております。補正後の額は、5億9,661万7,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

41ページをごらんください。(事項)交通安全基本対策費であります。335万3,000円の減額をお願いしております。主な理由といたしましては、3にあります交通安全活動推進事業におきます広報や啓発事業につきまして、事業の効率的な実施による執行残によるものでございます。

(事項)安全で安心なまちづくり推進費であります。138万2,000円の減額をお願いしております。主な理由といたしましては、事業の効率的な実施による執行残でございます。

次に、42ページをお開きください。(事項)ボランティア活動促進事業費であります。1億4,014万5,000円の増額補正をお願いしております。増額の理由は、説明欄の一番下にあります㊦6新しい公共支援基金事業によるものですが、これにつきましては、後ほど、委員会資料で御説明させていただきます。この事項の減額の主な理由としましては、説明欄の2、地域福祉等推進特別支援事業におきまして、NPO企画力等向上研修事業及びNPOマネジメントア

ドバイザー派遣事業におきまして、口蹄疫の影響による事業の縮小などによるものでございます。5の多様な主体との協働推進事業につきましても、事業の効率的な縮小による執行残でございます。

続きまして、(事項)消費者支援対策費であります。531万6,000円の減額をお願いしております。主な理由としましては、説明欄の1、消費者行政推進費や2の消費者自立支援対策費におきまして、本課及び消費生活センターで実施しております啓発等に要する経費の執行残、3、消費者被害防止・解決支援費における消費生活相談に要する経費の執行残、また、「相談しよう！」多重債務者対策事業につきまして相談対応に要する経費の執行残によるものでございます。

続きまして、43ページをごらんください。(事項)消費生活センター設置費であります。583万3,000円の減額をお願いしております。主な理由といたしましては、説明欄の1、消費生活センター運営費におきまして、消費生活センターの通信費など運営経費の執行残、2、生活情報センターの管理費における生活情報センターの警備、清掃等の委託料の入札残によるものでございます。

次に、(事項)消費者行政活性化基金事業費でございます。869万8,000円の減額をお願いしております。主な理由としましては、下の説明欄の3、消費者行政活性化事業につきまして、消費生活相談窓口の強化など、消費者行政活性化を内容とする市町村への補助金の執行残によるものでございます。

次に、(事項)男女共同参画推進費でございます。221万9,000円の減額をお願いしております。主な理由としましては、下の説明欄にあり

ます1、啓発・活動推進事業におきまして、啓発に要する経費につきまして、効率的な実施による執行残に伴うものでございます。

続きまして、総務政策常任委員会資料のほうですが、6ページをお開きください。㊦新しい公共支援基金事業につきまして御説明いたします。

1の目的につきましては、NPO、企業等が積極的に公共の担い手となる「新しい公共」の拡大と定着を図るため、国からの交付金によりまして、宮崎県新しい公共支援基金を設置するものでございます。

次に、2の基金条例についてであります。基金を設置するため、宮崎県新しい公共支援基金条例案を議案第55号として補正予算とあわせてお願いしております。次の7ページのほうに条例案を添付しております。

次、3の基金に積み立てる額でございますが、総額1億4,600万円を予定しております。財源は、全額、国の新しい公共支援事業交付金を充てることとしております。

次に、4の基金により実施する事業であります。平成23年度から24年度までの2年間、下にあります5つの事業を行うこととしております。具体的には、最初のぽつとところですが、事業収入の確保や財務諸表の作成など、組織運営の強化等を図るNPO等の活動基盤整備のための支援事業、2つ目は、NPO等に対する県民の寄附に対する意識の醸成、寄附金の受け入れ方法などの整備を図るための寄附募集支援事業、3つ目が、NPO等の融資申請に係るスキルの向上を目指します融資利用の円滑化のための支援事業、4つ目が、行政からNPO等への委託業務に係りますつなぎ融資に対しまして、利子相当額を助成しますつなぎ融資への利子補

給事業、5つ目が、市町村やNPO、企業等の多様な主体から地域の課題解決につながります提案を募集しまして、それを協働で実施する新しい公共の場づくりのためのモデル事業であります。

生活・協働・男女参画課の説明は以上でございます。

○安井文化文教・国際課長 それでは、文化文教・国際課の補正予算と報告事項1件について御説明いたします。

まず、補正予算ですけれども、歳出予算説明資料の45ページをお開きください。文化文教・国際課の補正予算額は、総額で1億7,924万9,000円の減額補正でございます。補正後の額は、62億9,782万1,000円となります。

主な内容につきましては、47ページをお開きください。(事項) 県立芸術劇場費9,679万3,000円の減額補正であります。内容につきましては、次の48ページをごらんください。1、県立芸術劇場大規模改修事業費の9,578万2,000円の減額でございますが、これは、口蹄疫の影響により、予定しておりました劇場の改修事業の一部を取りやめて、来年度以降に繰り延べしたことなどに伴う減額でございます。

次に、(事項) 文化活動促進費227万9,000円の減額でございます。主なものとしましては、4のミュージックランドみやざき推進事業であります。これは、県内各地でいろんなジャンルのコンサートを実施する事業でありますけれども、口蹄疫の発生により、公演回数を減らしたことによる減額でございます。

次に、(事項) 文化交流推進費419万5,000円の減額でございます。主なものは、2の日本の原点宮崎の郷土芸能伝承事業であります。これも、口蹄疫の発生により、予定しておりました

公演を中止したことに伴うものであります。

次に、(事項) 海外渡航事務費365万1,000円の減額であります。これは、パスポートの発給に要します事務経費の執行残であります。

次に、49ページをごらんください。(事項) 国際交流推進事業費1,094万1,000円の減額であります。主なものは、まず、2の外国青年招致事業であります。これは、当課におります国際交流員の報酬などの経費の執行残であります。また、8のアンニョンハセヨ！少年少女国際交流事業は、宮崎と韓国の小中学生の相互交流を行う事業でありますけれども、口蹄疫の発生に伴い、事業を中止したことによる減額であります。

次に、(事項) 海外技術協力費127万1,000円の減額であります。これは、1の海外技術研修員受入事業により、アジアなどから本県に受け入れております技術研修員に係る経費などの執行残であります。

次に、(事項) 国際戦略推進事業費112万5,000円の減額であります。これは、1の外国人留学生受入支援研究事業などの事務経費の執行残であります。

続きまして、50ページをお開きください。(事項) 私学振興費4,992万7,000円の減額であります。主なものとしましては、まず、2の私立高等学校授業料減免補助金でございますが、これは、対象生徒数が見込みを下回ったことによる減額であります。また、8の私立高等学校等就学支援金の2,747万3,000円につきましても、同じく、対象生徒数が見込みを下回ったことによる減額であります。9、私立高等学校就職対策強化事業につきましても、私立高等学校に就職対策の職員を配置する事業であります。配置を希望する学校が当初の見込みを下回ったこ

とによる減額でございます。

補正予算は以上でございます。

次に、「みやざき文化振興ビジョン」の策定について御説明いたします。

常任委員会資料の28ページをお開きください。まず、1にありますように、このビジョンは、平成18年3月に策定いたしました現在のビジョンを見直しまして、県総合計画の部門別計画として策定をしているものであります。

これまでの取り組みですが、2の(1)にありますように、有識者等で構成します懇談会を3回開催いたしまして、いろいろな御意見を伺っております。また、(2)と(3)にありますように、県民、市町村などを対象に実施しましたアンケート、パブリックコメントの結果も踏まえながら、策定を進めてきたところであります。

29ページをごらんください。ビジョンの概要を示しておりますけれども、基本的な考え方について御説明いたします。

体系図の中ほどの右側のほうに文化振興の必要性というところがあります。黒い丸が縦に6つ並んでいるところでございます。これは、なぜ、文化の振興に取り組む必要があるのかというそもそもの考え方を整理したものでございます。そこに、文化に期待される効果とございますが、まず1つ目に、人を育てる効果と記載しております。これは、子供が育つ環境が大きく変化している中で、子供の人間性や創造性などを育てていくということが文化が果たす大きな役割ではないかと考えております。2つ目に、人にゆとりや希望を与える効果とありますが、これは、心の悩みとか病気で苦しんでいる人、あるいは高齢者の介護などで疲れている人などに生きがいや希望を与える、そういったことも文化の重要な役割ではないかととらえておりま

す。最近、介護短歌とかございますけれども、そういったものも、文化が貢献しているというふうを考えております。最後の黒丸に、経済を活性化させる効果と記載しております。文化資源は観光資源にもなりますし、商売にもつながります。また、文化産業の育成で雇用の創出にもつながりますので、うまく文化を活用することが経済の活性化にも役立つというふうを考えております。

そういった基本的な考え方にに基づきまして、具体的には、一番下のところにありますが、4つの基本的な方向性に沿って施策を進めていくことにしております。

次の30ページをお開きください。今言いました4つの基本的な方向に沿って施策を御説明いたします。

まず1つ目の柱が、(1)の県民が文化に親しむ機会の充実でございます。その右側のほうに具体的な施策を①から③で示しております。①の鑑賞・学習機会の充実では、例えば、一番上にありますけれども、宮崎国際音楽祭について、厳しい財政状況を踏まえながら、予算的にはスリム化に努めますけれども、青少年の育成などの面で充実を図っていきたいというふうを考えております。また、②では、創作や発表機会の充実をさせるための施策、また③では、地域を超えた、また国際的な文化交流の推進に取り組みたいと考えております。

次に、2つ目の柱であります(2)の県民の文化活動を支える環境の整備であります。④から⑦まで4つの施策がありますが、まず④では、文化団体とか県内芸術家などの活動支援、⑤では、行政、県民、NPOなどが一緒に文化を支える、そういった連携・協働体制の整備を考えております。⑥では、県立芸術劇場や県立美術

館などの文化施設の機能の充実、⑦では、県文化賞などによる県民の顕彰に取り組んでいくことにしております。

31ページをごらんください。3本目の柱ですが、文化財の保護・継承と活用でございます。⑧では、保護・継承を担う人材の育成・支援、⑨では、維持管理等への助成ですとか、地域の文化財を活用したふるさと学習の充実などの文化財の活用と保護・継承する意識の醸成を考えております。⑩では、文化財に関する情報をデジタルミュージアム等によって発信していく。⑪では、文化財の調査や指定登録の推進に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、4本目の柱ですけれども、(4)特色ある文化資源の活用であります。⑫では、新しい文化資源の掘り起こしや情報発信、⑬では、文化資源を生かした地域づくりや観光産業の振興、⑭では、地域の伝統文化や食文化の継承、郷土先覚者の顕彰といった文化を継承していくための取り組みを進めていくこととしております。

次は、32ページをお開きください。5の施策の推進についてであります。①にありますように、県は、県としての役割をしっかりと果たし、また、県民の方や市町村にも一定の役割を期待しながら、施策を総合的に進めていきたいと考えております。

それから、(2)にありますように、本県が目指す将来の姿ということを少し具体的にとらえていくために、今回のビジョンから新たに2つの指標を設けることにいたしました。まず1つ目は、日ごろから文化に親しんでいると考えている県民の割合ですが、これを現況の36.7%から、10年後には2倍の75%にする、もう一つは、「自らの活動」によって文化に親しんでいると

考えている県民の割合、現況10.5%ですけれども、これを10年後には3倍の30%にするということを掲げております。

次の33ページに懇談会での主な意見、その次の34ページにアンケート結果の概要を添付しております。

文化文教・国際課は以上であります。

○吉田人権同和対策課長 人権同和対策課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の平成22年度2月補正歳出予算説明資料の51ページをお開きください。人権同和対策課の補正予算は、総額で1,411万8,000円の減額補正でありまして、補正後の額は、1億4,225万4,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

53ページをお開きください。(事項)人権同和問題啓発活動費であります。326万8,000円の減額補正をお願いしております。これは、説明欄1の宮崎県人権啓発推進協議会委託事業における「夏休みふれあい映画祭」の映写委託業務の入札残などによる執行残や、2のみんなの人権！思いやり交流プラザ開催事業の経費を、国庫委託金の決定に伴い、減額したことなどによるものであります。

次に、(事項)「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費であります。541万4,000円の減額補正をお願いしております。これは、説明欄1の宮崎県人権啓発センター事業における研修資料の作成経費の節減などによる執行残、3の地域人権啓発活動活性化事業の国庫委託金の決定、並びに4の犯罪被害者等支援施策推進事業で実施いたします研修会を、今年度は国が同様の事業を行っておりますので、この国の事業を誘致いたしまして、国と共催で実施いたしま

した結果、県の負担が節減できたことなどによる減額でございます。

人権同和対策課の補正予算は以上でございます。

○金丸情報政策課長 情報政策課の補正予算について御説明いたします。

人権同和対策課に引き続き、青いインデックス「情報政策課」のところ、55ページをお開きください。情報政策課の2月補正額は、9,371万3,000円の減額で、補正後の額は、11億4,420万7,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

57ページをお開きください。まず、(事項)行政情報処理基盤整備費の936万8,000円の減額につきましては、説明欄の1、パソコン等整備費でありまして、職員が使用するパソコン調達の執行残によるものであります。

次に、(事項)行政情報システム整備運営費の1,557万4,000円の減額につきましては、説明欄の3、県庁LAN運営費でありまして、職員が使用しております電子メールなどの機能を持つ新しいポータルシステムについて、最新の製品の導入を可能とするために、調達時期を変更したことによるものであります。

58ページをお開きください。(事項)電子県庁プロジェクト事業の4,537万4,000円の減額につきましては、説明欄の2、電子申請届出システム運営事業でありまして、新しいシステムの導入に当たり、事業者が提供するサービスをそのまま利用する形態に変更し、経費削減を行ったことによるものであります。また、説明欄の4、サーバー管理委託事業につきましては、庁内のサーバー——これは情報システムを動かすための機器というふうに御理解いただくとありがた

と思います——これを庁内から民間のデータセンターに移設する取り組みを進めておりますが、今年度は、既定の契約の中で対応できたことから、執行残となったものであります。

次に、(事項)地域情報化対策費の1,643万4,000円の減額につきましては、説明欄の2、電気通信格差是正対策費の携帯電話等エリア整備事業でありまして、椎葉村など3町村5地区で事業を実施しておりますが、一部の地区について、国の交付決定により減額となったことによるものであります。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。

お手元の平成23年2月定例県議会提出議案(平成22年補正分)の9ページをお開きください。第2表の繰越明許費補正の一番上の欄、携帯電話等エリア整備事業であります。1億1,470万7,000円の繰り越しをお願いしております。これは、先ほど申し上げました事業主体である市町村におきまして、用地交渉に不測の日数を要したこと等により、年度内の事業完了が困難になったものであります。

説明は以上であります。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案関係について質疑はありませんか。

○武井委員 まず、議案の関係だけ御質問しますが、非常に素朴なところで、積立金なんか、住民生活に光をそそぐとか、新しい公共——新しい公共についてはこの前の議会でもちょっと議論があったんですが、非常に抽象的なものが2つ出ているなという印象があるんですが、まず、住民生活に光をそそぐ基金積立金、これは国から全額交付されているんですけれども、このネーミングというのは県で決められたものな

んですか。それとも全国的にこういう名前で作っているものなんですか。

○永山総合政策課長 これは国の地域活性化交付金を財源としておりますけれども、地域活性化交付金の中で「住民生活に光をそそぐ」ということで示された分を活用するというので、このようなネーミングにしております。これと違う名前をほかの県で使う場合がもしかしたらあるかもしれませんが、一番わかりやすい、財源とイコールということで、このようなネーミングにしているところでございます。

○武井委員 言葉が非常にきれい過ぎて、逆に何がしたいのかよくわからないなという印象を持つんですが、4のところに地方消費者行政、DV、知の地域づくりと3つあるんですけれども、おおむねこういうことをしなさいということで来ているのか、それとも、かなり幅広いメニューといいますか、選択肢の中からこれを宮崎県が選んだということなのか、お伺いします。

○永山総合政策課長 今回の国の補正予算に基づく交付金につきましては、基本的な考え方は国のほうから示されておまして、考え方としては、地方消費者行政、DV・自殺対策あるいは知の地域づくりということで、そのスキームに沿った形での事業を予定しているところでございます。

○武井委員 地方消費者行政でも、DVなら生活・協働・男女参画課ですか、自殺予防ですから福祉の部分もあるでしょうから、今までそれぞれの部でそれぞれ事業としてされてきていること、当然、すべてそうなんですけど、平たく言えば、この積立金と二重行政というか、今まで各部がそれぞれでやっていることとの整合性とか重複とか、そのあたりというのがかえって出てくるんじゃないかと思いますが、その辺の整

理というのはどのような考え方なのか、お伺いします。

○永山総合政策課長 国の交付金の目的そのものが、重要であるけれども従来からなかなか予算措置ができなかった部分に交付金を充てることで、しっかりやりましょうということでありまして。したがって、今回、例えば消費者監視のサポーターを雇って体制を強化しよう、雇用してやっていこうということになります。これまでやりたいと思っていたけれども、なかなかできなかったこと等について、この基金を使って実施していくということになると思っております。

○武井委員 ということは、今までの各部の事業に、さらにかゆいところに手が届くようなことができるというような理解をすればよいということなのかなというふうに理解します。

続いて、新しい公共なんですけれども、新しい公共というのは、まさに鳩山さんがおっしゃって以降、こういう言葉というのは非常に使われるんですが、これもまた新しくわざわざ基金までつくるということで、NPOの支援とか、今までの既存の事業との整合性とか、違いとか、そのあたりがどういうところにあるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○大脇生活・協働・男女参画課長 新しい公共支援事業、6ページの4に実施する事業ということで書いておりますけれども、今回、NPO支援として実施する事業等は、活動基盤整備とか寄附募集の支援ということで、今までNPOへの支援をやっておりましたが、それをもっと専門的にやっていくという部分と、寄附募集支援等につきましては、ここまでやってきておりませんので、新たな取り組みということになっております。また、新しい公共の場づくりのた

めのモデル事業ということで、市町村とNPO、企業等との協働ということでございますので、このあたりは現在、実施されておられませんので、新しい取り組みになってくるといふふうに考えております。

○武井委員 わかりました。

続いて、補正の説明資料から何点か伺いたいと思うんですが、まず、総合政策課のところの補正で、この前の委員会でも出た、EV—PV構想事業の減額の補正が出ているんですけども、実際、今、県庁のところにああいうふうに充電器など置いてあるわけなんですけれども、私が見ていないだけか、あれが使われているところというのは見たことがないんですけども、実際に使用の実績等があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○永山総合政策課長 今、電気自動車、企業局に1台ございます。そこが使ってありますが、これまで7～8回充電をしているということで伺っております。これから公用車等に電気自動車を導入してくれば、使用頻度は高まるものというふうに考えております。

○武井委員 公用車は当然、電気自動車があるわけですから充電をするわけですから、伺いたいのは、民間の方とか、いわゆる公用車以外の車があそこで充電をしたことというのはあるのでしょうか。

○永山総合政策課長 県庁につくった急速充電器を民間にどのように使っていただくかということについては、少しシステムをつくらなければならないというふうに思っております。既に民間から使いたいというふうなお申し出もいただいておりますので、お金を徴収するのかどうか等も含めて、どのようなやり方があるのかを考えた上で、可能であれば民間の方々にも使っ

ていただくようにしたいなというふうには思っております。ただ、まだ観光客等があああたりにいらっしゃる場合もありますので、安全の確保等もしっかり考えなければならないというふうに思っております。

○武井委員 この前、委員会資料で説明があったときには、値段も無料であるみたいなような説明があったりとか、どちらかという、もともと民間の人にも使ってもらうことを前提として存在しているのかなという理解をしていたんですが、今のお話を聞くと、平たく言えば、まだ開放していないというような考え方だというふうに理解をいたしました。

次に移りますが、31ページの総合交通課の地域バス、1億円減額の補正が出ているんですが、今、小型バス購入の支援とか、いろんな形のものがあるわけなんですけれども、これだけ減額の補正が出ている理由というのをお聞かせいただきたいと思います。

○中田総合交通課長 先ほども御説明いたしましたけれども、国の補助単価が今回、見込みより低くなったと。具体的に言いますと、キロ当たりの単価というのが示されておまして、前年度が252.61円のもの、234.38円になったという運行費については、これが非常に大きかったということです。もう一つ、車両購入費も補助しておまして、従来は車両購入費そのものを補助しておりましたけれども、今年度から補助制度が変わりまして、車両の減価償却費相当分を補助するという形になったものですから、その分が非常に大きな減額の要因というふうになっております。

○武井委員 わかりました。

○鳥飼委員 住民生活に光をそそぐという分ですけれども、これは、前の政権時代から交付金

が出てきて、2年とか3年で使えということで、地方としては非常に使い勝手が悪いというか、先を見越して計画が立てられないというような感じがするんですけれども、実際、どんなでしょう。

○永山総合政策課長 光をそそぐ交付金でございますけれども、総額でいうと8億ほどございます。今回、基金化する9,400万以外の部分については、22年度中で予算化しておまして、1月の補正等をお願いしている事業でございますけれども、おおむね繰り越しになるのかなというふうに思っておりますが、事業化はできております。この基金化した9,400万についても、2年間で大体こういうふうに使っていかうというふうなアイデアは持っておりますので、少なくとも、この交付金については使い勝手が悪いということではないだろうというふうに思っております。

○鳥飼委員 私が申し上げるのは、予算というのは、一定程度のものがないと非常に使いにくいというか、見通しが立てにくいという意味なんです。永山課長が言われたように、そういう意味では2年間だったらこれはこう使いますよとなるけれども、しかし、それはそういうもので片づけられるものではないでしょうかということを私は言いたいわけなんです。答えはいいです。

それで、歳入のところを見ますと、23ページに地域活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金、補正が3億、補正前が4億900万で、補正後が7億というふうな計画になっているんですけれども、これは2年間で幾ら出しますというのははっきりしているんですか。次のページにあります新しい公共支援事業交付金にも、今度、1億4,600万上がっているんですけれども、これ

も同じような理屈なんですね。だから、どうも地方としては使い勝手が悪いんじゃないかなという感じがするんですけども、来年度以降の分は大体わかっているのでしょうか。

○永山総合政策課長 これは今年度の補正予算で措置されたものでございますので、来年度についてどのような形になるかというのは、今のところわかりません。したがって、委員がさっきおっしゃったように、例えば、今回の基金を利用して消費者行政、表示関係のサポーターを雇用して取り組みを強化しようとした場合に、2年後にその分をどうやって人件費を出していくのかということがかなり大きな悩みとしてはなってくる。手厚いサービスをいつまで継続できるのかという意味では、このような景気対策としての交付金ではなくて、恒常的なものとしてぜひ措置してほしいというのは、我々地方の側からあるのではないかなというふうに思います。

○鳥飼委員 消費者行政についていえば、消費者相談員の方もほとんどが非常勤ですね。しかし、専門的な知識は、いろんな新士の士といえますか、悪いことをするのは石川五右衛門の時代、江戸時代から「浜の真砂は尽きるとも」ということですから、いろんな研究とか勉強とか研修を受けなくちゃならない。それが非常勤で来ているということ自体が問題なわけで、かゆいところに云々というよりか、本当はここなんだよ、この金をどんげかしてくれというのが本来ではないかなと、答弁は要りませんが、私はそんなふうに思っております。

予算書に従って何点かお尋ねしたいと思えます。まず、総合政策課の13ページなんですけれども、行政管理費の市町村権限移譲推進事業、交付金の関係で補正717万9,000円の減額、非常

に額は少ないんですけども、事務を移譲する場合に幾らかつけてということだろうと思うんですが、非常に単価が安いというのがあるのかなと。それで減額が出ているのかなというような感じもするんですけども、そこら辺は、県の事務移譲を推進しなくてはならないというのもあります。そんな感じがするんです。それと、行政改革の点で、ちょっと大きな話になりますけれども、市町村合併が進みまして、例えば福祉事務所の担当市町村数が減少してきている。南部福祉こどもセンターでは三股町と高原町だけになった。中央では綾と国富だけになったというようなこともあって、この予算とは直接関連しないかもしれませんが、現実的に、県で事務を担っていくというのは困難になってきているんじゃないかというように気がするわけですね。それなりの形を保っているのは、次長も御存じのように児湯だけなんですけれども、そういう事業について委任といいますか、お願いをしていくということは非常に大事じゃないかなというふうに思っているんですけども、この事務に関連して、そういう取り組みはどうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○永山総合政策課長 まず、700万強の減額でございまして、この交付金そのものは、今年度でいいますと、21年度の実績に対してお支払いするということとございまして、今年度、交付金として交付する分から人件費単価を従来より引き上げまして、1人当たり2,700円から3,000円ということで、市町村の要望に基づいて引き上げを行って算定いたしております。したがって、単価がほかの県に比べて突出して高いわけではございませんけれども、安いということではないだろうと思っております。減額の理由としては、22年度の予算を組む段階では、秋ぐらい

までの実績に基づいて組みますので、その後、処理件数が少なくなったということに伴う減額でございます。

それから、出先機関の役割等も変化してくるし、市町村にもっと大きなものを担っていたかなければならない時代になってきているのではないかということについては、そのとおりだというふうに思っております。県としても、市町村への事務移譲、権限移譲を進めたいということで、働きかけをしておりますけれども、なかなか実際には受け皿として難しい、特に小さな町村段階ではそれだけのものを担えないというふうな意見も伺っているところでございます。先ほど説明しました連携推進会議をつくったのも、それが一つ目的でございまして、これから市町村が中心となってさまざまな役割を担っていただく上で、市町村間の連携、あるいは県からも、こういう交付金だけではなくて、どのようなサポートをすれば事務移譲、権限移譲ができるのかということについて、もう少し突っ込んだ、本格的な議論をしていこうということを目的とするものでございまして、委員おっしゃるとおり、そのような方向性に沿うような形でさまざまなことを考えていく必要があるだろうと思っております。

○鳥飼委員 行政経営課か人事課かというのも関連してくると思うんですけども、定数減をするという提案が出されているんですけども、減をしていくなれば業務も減らしていくという努力をしないと、なかなか实际的に運営できないというのが出てくるわけですから、そこはぜひ、そういう取り組みをよろしくお願いしたいと思えます。

それから、15ページのメガソーラーの関連なんですけれども、導入促進事業4,000万、事業の

めどが立っていないためということで、大和エネルギーと言われましたか、そういうことなんですか。そこをもうちょっと詳しく、なぜ、そういう状況になっているのか、御説明いただきたいと思えます。

○永山総合政策課長 平成20年度に公募した段階で手が挙げたのが、都農町につくっている国際航業グループ・ソーラーウェイ、大和エネルギーグループということでございまして、それ以外にソーラーフロンティアがメガソーラーをつくっておりますけれども、この事業そのものは、県有施設、例えば図書館とか博物館とかをLED照明に切りかえる等の工事を行って、電力料金が下がる分で大和エネルギー等の発電したきれいな電気をグリーン電力として購入していこう、そういうことでサポートをしたいという事業の組み立てでございました。この大和エネルギーについて、宮崎で展開したいという話が20年度にあったわけですがけれども、今のところ、ほかの県からの働きかけという点もあるのかもしれないけれども、電力の定額買い取り制度についてのまだ先が見えていないということもあって、現時点で宮崎でメガソーラーを展開するという結論が得られていないということでございます。ただ、ソーラーフロンティアは自家消費、ソーラーウェイは売電を基本としています。大和グループというのは、基本的にきれいなエネルギーを売ることによって環境貢献を広げていこうという意味では、ビジネスモデルとしては非常に魅力があるのではないかなと思っておりますので、今後とも、ここに限ったことではないですけども、メガソーラーについては働きかけはしていきたい。ただ、現時点では立地の見込みが立っていないということでございませ

○鳥飼委員　きれいなエネルギーといいますが、自然エネルギーからの電気なり、新エネルギーのものを、今、定量買い取りというようなことになっていますが、やっぱり全量買い取りにやっていくというか、政策的なものも絡んでくると思うんです。遅々として進まないというのは、そういう国の政策によるものが大きいだろうと思っているんですけども、そうしますと、新年度というか、今後の展開、見通しはどんなふうになるんでしょうか。

○永山総合政策課長　現時点においては、本県で展開するという状況にないものですから、新年度予算には組んでおりません。今後、そのような可能性が出てくれば、またその必要な年度において検討をすることになるということで考えております。

○鳥飼委員　わかりました。新エネルギーは、今、世界的に見ても推進していく時代に入っていると思いますので、困難はあるかと思えますけれども、ぜひ、可能な限り推進をしていただきたいというふうに思っております。

もう一つ、総合交通課の31ページなんですけれども、物流効率化支援事業で500万減ということなんですけれども、これはバス等からJRとか航路、そういうことに進んでいったときのというような御説明であったと思うんですけども、当初の見込みからするとどうですか。順調にいつている、なかなか難しい、どんな状況かと思っておりますか。

○中田総合交通課長　この事業は、トラック輸送から船とかJRにかわった場合に補助するというもので、最近の経済情勢等もございまして、前年に比べてなかなか荷物はふえないような状況があります。今回、500万の減額補正をお願いしておりますけれども、我々としては、できる

だけ荷主さん、運送事業者さんにPRをやっていながら、モーダルシフト、要するに環境対策にもなりますので、十分PRして、活用していただくように働きかけをしていきたいというふうに考えています。

○鳥飼委員　これは国の政策といいますが、高速道路無料化といいますが、そういうものと大きくかかわってきているだろうというふうに思っています。本会議でも出ましたように、宮崎カーフェリーが悲鳴を上げているというような話も聞きましたし、ここはやむを得ないといいますが、国の政策に振り回されているのかなという感じがするんですけども、大きな目で見たら、私自身は、高速道路無料化というのは、排気ガスを出すものを推進するというわけですから、おかしいんじゃないかと思っております。今後も困難はあるかと思えますけれども、できるだけ取り組んでいっていただきたいというふうに思っております。

もう一つ、武井委員からも出されましたが、地方バス路線等運行維持対策事業、昨年度3億5,300万、ことしは2億2,700万ということで、昨年最終予算とすると1億3,000万ぐらい減額になっているんじゃないかなと思っております。こういうことでやられると、バス事業者の定期路線中止を促進するといいますが、そこにつながっていくと思うんですけども、どんなふうにとめておられますか。

○中田総合交通課長　今回、減額補正9,900万円ほどお願いしておりますけれども、今回の減額の理由が、先ほども御説明いたしましたが、国の単価が下がった関係で、県も国に協調して補助していますので、その関係でかなり金額が下がっております。国の補助単価というのが、全国21ブロックに分かれて決まっています、

宮崎の場合は、熊本、鹿児島、宮崎の南九州3県で一つの単価が決められています。私どもとしましては、その補助単価が実態に合っていないんじゃないかということで、そのあたりの見直しについては、あらゆる機会をとらえて国のほうにはお願いしているところでございます。赤字部分を十分補てんできていないという部分が実際ございますので、非常に危機感を抱いているというのが実際のところでございます。

○鳥飼委員 国でも公共交通基本法を制定するというような動きもあるんですけども、補助単価の見直しというのは逆行するというふうに思っておりますが、ぜひまた、今後ともそういう要請を続けていっていただきたいというふうに思います。

もう一つ聞きたいと思います。文化文教・国際課、いろいろと事業の中止があつて減額、口蹄疫がいろんなところに影響が出ているんだなというふうな気がするんですが、この中で48ページ、県立芸術劇場大規模改修事業費ということで9,578万2,000円の減額、これは、口蹄疫のために事業の繰り延べをということで御説明があつたと思うんですけども、今の改修の進捗状況も含めて、去年から始めたんでしたかね、何年かかかりで改修をやることになっていると思うんですけども、そこと今後の見通しについてお聞かせいただきたいと思います。

○安井文化文教・国際課長 先ほど御説明したとおりなんですけれども、進捗状況ということですので。今年度事業が終了した時点で、19年度から22年度までで総事業費4億4,200万が工事費として使った金額でございまして、今後、23年度から27年度までを想定しておりますけれども、さらに14億7,000万を見込んでおります。合計で19億余の大規模改修総事業費ということで

考えております。

○鳥飼委員 そうしますと、今年度は口蹄疫があつた関係でということで、今後は順調に改修も進むというふうに見込んでおつてよろしいですか。

○安井文化文教・国際課長 今年度の分も来年度以降に繰り延べて、どこかで実施していきたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 よろしくお願ひします。

○押川委員長 ほかにございませつか。

○横田委員 口蹄疫復興対策基金設置事業についてお尋ねしますが、これは、新たに寄せられた義援金とか寄附金等を積み増しするというところで、大変ありがたいことだというふうに思っております。新燃岳の噴火からなご高まってきたと思うんですけども、何で畜産ばかりか、何で農業ばかりかという声がどんどん強くなっているような気がするんですね。この残高見込み額の24億2,800万の今後の使われ方、不平等感といいますか、そういう声にこたえ得るべき使い方になるのかどうか、そこらあたりをお聞かせいただきたいんです。

○永山総合政策課長 この基金につきましては、(1)から(7)でかなり幅広に使えるという形にしております。それから、先般の委員会で御説明申し上げました1,000億円の運用型の基金につきましても、約20億円をどう使っていくのかということについても、少し幅広に考えていきたいと思っております。口蹄疫復興に係るさまざまな財源がおおむね確定しつつありまして、特に国の補助事業で農畜産振興機構で行う事業についても、大体筋が見え始めております。もう少ししないと確定しないところがあるんですけども、農畜産分野でどこまでやれるかというのをしっかり見た上で、地域振興とかその他

の産業振興というところにどのような施策を打つのかということを組み立てていきたいと思っております。委員が御指摘のように、不平等感がないように、なおかつ、新燃岳も含めて考えると、やはり経済全般が非常に厳しいということがありますので、せっかくこのような基金等がありますから、口蹄疫を名目には打ちますけれども、経済全般にしっかり目配りができるような形で組み立てていきたいというふうに思っております。

○横田委員 私は畜産とか農業出身の議員ですので、今までの取り組みは大変ありがたいと思っているんですけれども、やっぱり県内全体の経済とかを考えた場合、そういう配慮も絶対必要だと思っておりますので、よろしくをお願いします。

もう一つ、先ほどから出ていますけれども、総合交通課の地域交通ネットワーク推進費のことなんですけど、2の地域バス再編支援事業150万8,000円の減額ですけれども、これは、市町村が運行しているコミュニティバスの運行状況が減ってきているということなんです。

○中田総合交通課長 これは、市町村が行っていますコミュニティバスの運行費に対する補助ということです。要するに、欠損額を市町村と県で折半するような形で補助しているんですけれども、その実績、要するに欠損額が当初予算の想定よりも少なかったということで、今回、減額補正ということでございます。

○横田委員 利用者が多くて余り赤字が出なかったということなんです。

○中田総合交通課長 運行費用と運賃収入の差額に対する補助ということになりますので、運賃収入が多くなったということも考えられますし、運行費用が下がったということの両方の要因が、もしかしたら、あるのかもしれませんが。

○横田委員 運行回数、便数を減らしてしまったということも考えられるんですか。

○中田総合交通課長 そこは聞いておりませんが、基本的に、市町村が実施していますコミュニティバスですので、対象市町村というのも決まっておりますけれども、コミュニティバスを廃止したという話は聞いておりませんので、実質的には運行費用が下がったということだろうというふうに考えています。

○横田委員 これからもますます高齢化が進んで、免許証を返上する方もふえてくると思うんですけれども、そういう交通弱者のための交通システムだと思うんですね。利用者が多くなって赤字幅が減ったというんだったら非常にいいと思うんですけれども、赤字に耐えられなくて便数を減らしてしまったというのは非常に困るなというふうに思ったものですから、お聞きしました。これからの参考にさせていただきたいと思っております。

○前屋敷委員 光をそそぐのところで、非常に抽象的な表現だという話も出ていますけれども、事業内容はほぼ決まっているというお話だったんですが、特に、知の地域づくりという点では、具体的にはどういう計画をお持ちなんです。

○永山総合政策課長 知の地域づくりについては、この基金ではありませんけれども、図書の購入であったり、図書館の充実であったり、あるいは科学技術関係の施設の整備であったりということを対象に、さまざまな事業をやりますけれども、この基金でいいますと、これは6月時点での組み立てというふうになると思いますけれども、今、力を入れております東九州のメディカル関係をサポートするような研究とか、そのあたりを今、頭に描いているところでございます。

○前屋敷委員 この基金の活用ですが、県単独で使える交付金ということなんですか。市町村から申請が上がって、そっちにも使うというものは違うわけですね。

○永山総合政策課長 この交付金そのものは市町村にも市町村分として交付されておりますので、今回の分は、県として県の事業に使っていくということになります。

○前屋敷委員 あわせて、地域活性化交付金は、きめ細かな交付金と光をそそぐと2つあると聞いているんですが、1つの事業に両方から使えるということも聞いているんですけれども、事業内容が大きかったりすれば、そういう活用も考えておられるんですか。

○永山総合政策課長 制度的には可能だというふうに聞いておりますけれども、現時点で事業を組み立てている中では重複で使っている例はないというふうに聞いております。

○前屋敷委員 中山間対策でお聞きしたいんですけれども、1つは、私が聞き漏らしたのかもわからないんですが、35ページの中山間地域活力再生支援費の4、中山間地域雇用創出支援事業の約400万の減額ですが、この中身を。

○山内中山間・地域政策課長 これは、中山間地域において新たな雇用を創出する新規創業を支援する補助金ということで事業としてはあるんですけれども、減額の理由としましては、事業者を公募いたしまして、例年ですと6月ぐらいからやっているんですけれども、今回は、最初に募集した時点で応募がございまして、口蹄疫終息宣言後、もう一度、2回目の募集をいたしましたところ、通常ですと、例年6件ぐらいあるんですけれども、今回は3件ございまして、採択要件を満たしたものが2件でしたので、残りを今回、減額補正をお願いしているところ

であります。

○前屋敷委員 予算からいくと半分ぐらいしか活用されていないということだったものですか、その要件に満たなかったというのは、口蹄疫のいろいろあったので、柔軟な対応をしても使っていくというふうな手法は検討されていなかったんですか。

○山内中山間・地域政策課長 例年1回なんですけれども、2回の募集をさせていただいたということが1つです。ただし、中山間地域において新たな雇用を創出するという目的というのはしっかり守っていくべきかなというふうに考えております。それが現実として創業が3月までにできるということ、そういう年度要件もございまして、そのところはしっかり整理した上で採択を決めたところでありまして。

○押川委員長 前屋敷委員、まだあると思いますが、ちょうど12時になりますので、また午後、13時から再開ということでお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後0時59分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

○前屋敷委員 35ページの地域活性化促進費の中の4の離島活性化対策費ですけれども、ほぼ予算ほど残っているというふうに思うんですが、この活用についてはどうだったのでしょうか。

○山内中山間・地域政策課長 離島活性化対策費は、離島航路補助金、具体的に言いますと延岡一島浦間の運航している企業に対して、営業赤字分を国と県と市が補てんする仕組みになっております。国が補てんした後に、残額を県と市で補てんするという仕組みになっておりまし

て、その補てんする順番としての基本的な考え方として、国の補助額というのが、その時々全国の離島航路の営業状況、国の予算状況で変動しております。今年度は、結果的には国庫補助は充当率100%になりました。それで県の負担分がなかったことによりまして、減額をさせていただこうというものであります。

○前屋敷委員 続いて、37ページの口蹄疫被害復興支援事業費ですが、御説明いただいたのかもわからないんですけれども、約半分残っているんですが、ここも御説明ください。

○山内中山間・地域政策課長 口蹄疫被害集中地域復興戦略策定支援事業は、口蹄疫被害が最も大きかった児湯の6市町を対象に、復興に向けた戦略を考えるに当たって、専門家を招いての講演会ですとか、6次産業の優良事例調査、復興戦略の策定支援等に対する補助事業として9月補正で予算化をしていただいたものであります。6市町のうち、基本的には全部、補助申請をしていただきまして、補助をしております。ただ、具体的に言いますと、限度額を1市町200万と決めておりまして、西都以下3市町についてはほぼ満額の申請がございまして、残りの3市町については、戦略検討の具体的な6次産業の県外調査ですとか、特産品販売の先進地調査とか、申請としてはそういう事例調査にとどまったために、減額をお願いするものであります。

○前屋敷委員 事業は行ったんですけども、その額が少なくて、残ったということですね。

○山内中山間・地域政策課長 委員おっしゃるとおりです。

○前屋敷委員 生活・協働・男女参画課のほうの43ページの消費者行政活性化基金事業費の3の消費者行政活性化事業の840万余の残の中身を、理由をお聞きします。

○大脇生活・協働・男女参画課長 この減の理由としましては、活性化基金事業ということで、26全市町村に補助をしております。その補助金の執行残でございまして、主なものとしては、延岡市においては、相談室の改築工事等をやっております、その執行残でありますとか、宮崎市の物品購入、ケア資料等作成の減とか、補助金の執行残がほとんどでございます。

○前屋敷委員 800万は、それぞれの市町村の残の積み重ねということですね。

○大脇生活・協働・男女参画課長 ほとんど執行残ということでございます。

○前屋敷委員 文化文教・国際課の50ページでお願いします。私学振興費ですけれども、御説明をいただいたんですが、9の私立高等学校就職対策強化事業、各学校に1名ずつ配置をして就職支援をするということだったんですけれども、ここの残について。

○安井文化文教・国際課長 これは、県のほうが私立学校に委託しまして、就職の専門員という事業なんですけれども、当初、10校で希望があったものですから、10校で予算を組んでおりましたけれども、実際、最終的にはいろんな事情で7校になりましたので、その分の差額が減額ということになっております。

○前屋敷委員 総体的には14校あるうちの7校になったということですね。わかりました。以上です。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○井上委員 住民生活に光をそそぐ基金積立金のことなんですけれども、これは、先ほどもちょっとやりとりの中でありましたとおり、景気対策なんです。だから早急に執行されるということが重要だと思うんです。事業をスムーズにやるために、関連されているところにどう

周知がされたのか。先ほど、前屋敷委員からも出ましたとおり、知の地域づくりとは何なんですかみたいなことが起こると、そこからまた説明をしていると物すごく時間がかかると思うんです。予算執行が早くできるようにするためには、事業の中身というか、これの活用がどこまでできるのかということも含めて、周知徹底というのもきちんとされないと、いい事業というのが上がってこないという可能性があると思うんです。執行残で残されることがいいことだとはとても思えないんです。そのあたりについてはしっかりした対応がされているものかどうか。

それから、市町村は先に走っていますけれども、その市町村の走っている分とどのように連携されているのかということをお聞かせください。

○永山総合政策課長 地域活性化交付金のうちの光をそそぐ部分、あるいはそれ以外の地域活性化交付金の活用につきましても、各部局に対して交付金の趣旨等を十分説明した上で、活用できる事業を財政課にしっかり要求するようということを進めております。光をそそぐ交付金につきましては、トータルで宮崎県への配分額8億ですけれども、今回、基金に組みます9,400万以外については、既に事業化を行っておりまして、既に事業に着手、あるいは繰り越しをして新年度で早期にやっていくということを想定しております。

それから、この9,400万の基金につきましても、23年度当初予算の骨格で組まさせていただいている部分と、6月の肉づけで少しやらせていただいて、それで一応、全体は使い切るというふうな想定で動いております。目的は景気対策でございますので、おっしゃるとおり、早急に事業化をしていきたいと思っています。

それから、市町村の分につきましては、申しわけございません。私のほうでまだ把握しておりません。今後、把握していきたいと思っています。

○井上委員 ぜひ、市町村の動きについても把握をしておいていただきたいと思っています。

具体的に言えば、DV対策の関係のことでそこの方たちからの御相談とか受けておつなぎさせていただいたりしたんですが、具体的にこの予算執行をしていくときに、事業が正当なものになるように、そのとおりにきちんとやっていただきたいというのは要望しておきたいと思っています。

それから、議場で、新しい公共事業けれども、新しくはないんだということを部長が答弁されておりましたが、新しい公共事業という考え方のものは、これが徹底していかない限りは、せつかく基金を積み立てても、具体的な事業には発展していかないというふうに思っているところなんです。以前にも私は議場でお話をしたことがありますけれども、雇用をどうやってふやしていくのかということとかを考えていけば、NPOをきちんとして育てるといったことも必要なのではないかということは言っているとおりのことです。ここも含めて、これをどうやって具体化していくのか。挙げられている事業が幾つかありますが、これは具体的にどうしていくのか、ここをお聞かせください。

○大脇生活・協働・男女参画課長 新しい公共支援事業、今おっしゃいましたNPO支援ということで申し上げますと、活動基盤の整備のための支援ですとか、寄附募集のための支援、そういった事業を行うことによって、NPOの活動そのものを強化してもらうという事業を進めていくというのが一つあります。

もう一点、モデル事業を行います。市町村と

NPO、企業など多様な主体との協働に対して、県が補助なり委託をして事業を行ってもらおうということでございまして、こういったモデル事業を幾つも展開することで、そういった事業が根づいていくのではないかと、広がっていくのではないかなというふうに考えております。

○井上委員 具体性というのがよくつかめないところはあるんですけども、市町村とは具体的に細かい打ち合わせみたいなのというか、話し合いはされているんですか。事業の説明ということ。

○大脇生活・協働・男女参画課長 市町村に対しましては、こういった交付金が来ますよという話はしてあります。細かい話につきましては、実施要綱というか、今からもっと細かい内容を詰める必要がありますので、またさらに詳しい説明を今後していくということで考えております。

○井上委員 さっきも光をそそぐ云々という話のときにも申し上げましたけれども、お金が動くということ、経済の一番の歯車は雇用ですから、そういうことを考えると、この事業がイメージできて、具体的に動くということが大事なんですね。市町村を含めて、どういう事業を組み立てた場合にどんなふうに影響があるのかということがイメージできるようなものがないと、この文字だけ見て、それがどんなふうに活用されていって、どんなふうに効果が出てくるものか。これだけだと施策的効果というのが見えないうじゃないですか。そこに県がコーディネートの力を発揮しないといけないんじゃないかなというふうに思うんですけども、具体的に何をどんなふうにできるのか、どういう効果をあらわすことができるのかというのがこれの文字だけでは見えないという感じがします。それはど

んなぐあいになっているんですか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 このモデル事業におきましては、NPO、企業とかのグループをつくっていただきまして、市町村、NPO、企業などのグループが、例えば地域づくりですか、環境保全、障がい者とか高齢者、そういった地域課題に対するテーマについて事業を行っていただくということでございます。一例を申し上げるのが一番わかりやすいと思うんですが、例えば、子育ての相談という事例でいきますと、対応する人材などをNPOが出す、場所を民間の企業でありますスーパーマーケットが提供する、相談する人件費を行政が委託料として負担する、そういったことでそれぞれが役割分担して事業を行っていく。そういったことで、県民の方は、的確なアドバイスを受けられたり、役所に行かなくても相談を受けられる。そういったことでより県民ニーズに対応できる仕事ができる、そういったことで考えております。

○井上委員 そういったことと具体的な市町村に的確に御説明もいただいて、事業が効果が出るものにしていただきたい。お金がしっかりと経済的に動いていくことが必要ですので、そこをお願いしておきたいと思います。これ以上はなかなか難しいのかなと思います。

次に、14ページの県外事務所費の東京事務所、大阪事務所、福岡事務所、私自身は県外の事務所というのは大変重要な事務所であるというふうに認識はしています。今回の執行残に伴う補正であるということで、マイナスが幾つか来ているわけですけども、これは、一応、御自分たちで節約されたりした分なのかなという思いもするわけですけども、基本的にこの3事務所が今後どのようにしていくのか、どのように活用されていくのかということとはとても大

事だと思えるんですけども、単に執行残を見るだけで云々というのはちょっと言えないところなんですけれども、今後、東京事務所、大阪事務所、福岡事務所が、予算を削ればいいというものでもないと思えるんですけども、事務所としての価値を高めていただくために、今のこの現状でいいのかどうか、そこをお聞かせいただきたいと思えます。

○永山総合政策課長 この3つの県外事務所は、国との連携であったり、あるいは宮崎の売り込みであったりということで、非常に重要な役割を担っていただいていますし、今後も活躍をいただかんといかんというふうに思っています。今回の補正減につきましては、例えば東京事務所は都道府県会館の負担金の減少、福岡事務所については職員宿舍の借り上げ料の減、大阪事務所については通常の経費の節減ということをございまして、活動を抑えたとか停滞させたということではございません。十分に活躍いただけるような予算を今後も続けていく必要があるだろうというふうに思っております。

○井上委員 ぜひ、この3事務所があることが非常にいいと言われるように活躍していただけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

続けて、35ページの中山間地域雇用創出支援事業と中山間地域等創造支援事業、この申請件数が少なかったため、これは口蹄疫の影響なんだというふうに言われているわけですが、予算全体を考えたときに、口蹄疫の影響でこれもできなかった、これもできなかったというのは、言いやすいといえば言いやすいところもあるんですけども、中山間地域等創造支援事業の申請件数が少ないというのは、単に口蹄疫だけの問題なんですか。

○山内中山間・地域政策課長 本事業は、市町村と地域住民が一体となって行う地域づくりを、ソフト・ハード両面から最大3年間支援する事業として組み立てております。口蹄疫の影響ということで御説明はしたところなんですけれども、具体的に申し上げますと、申請は6件ほど予定しておりましたけれども、実質5件の申請がございました。これは、先ほど御説明しましたように、市町村と地域住民が一体となって行う地域づくりということで、やっぱり市町村の方々が地域の住民の方と十分いろいろ議論をしていただいて、組み立てた上で申請をしてくるというようなことになりますので、年度前半は少し厳しかったのかなと。ただ、それだけではございませんで、要件としてはそれが大体2件ぐらい、金額としても大きかったものですから、そういう御説明をしたところなんですけれども、市町村の事情で実施時期を再検討したものが1つございます。これが金額的に大体1,700万ぐらいあったかなということで、具体的には、この部分は、先ほど高千穂鉄道の整理基金のところ、高千穂鉄橋を活用する案というのが実はまだあるようでして、ただ、財政状況とか高千穂町内部でいろいろ検討を今後していくんだと。当初は、構想計画自体は実は21年度にその事業を発注していろいろ検討をなされました。2年目にある程度ハード部分をということだったんですけども、結果として、金額ですとかいろんな事情があったのだと思えますので、それで延期になって、事業を今回、減額の対象としたものであります。

もう一つは、実はきめ細かな交付金という市町村にも交付された事業がございまして、ハードはそれでやって、ソフトのみを私どもの創造支援事業をお使いいただいたということで、当

初はハード部分も想定していたのですけれども、それで1,700万ぐらいの減になりまして、トータルでこういう形での減額をお願いする形になりました。

○井上委員 中山間地域対策にかかわる予算というのは、県の予算の中でも大きいんですね。各部にまたがっていて細かく切つてあるということについて、予算のありようということも含めて、どうやったら政策的効果が出るのかというのは考えていくべきではないのかなと、それは私が前から提案している内容なので、一回検討をしてみたいなというのは思います。先ほど出ましたように、ハードは別ので、ソフトだけでと言われたら、だったらもうちょっと違う形での予算の執行の仕方というか、使い方というのもあるのではないかなというふうな考えもしますので、そこはやっぱり地域というか、市町村ともお話をさせていただけるのかなというのには思っているんです。

○山内中山間・地域政策課長 委員おっしゃるとおりでして、ちょっと説明が不足しましたけれども、地域づくり事業というのは非常に範疇が広うございますので、例えば農政の補助であったり、先ほど申し上げたような交付金であったり、私ども、全部局の事業をいろいろ把握していったり、市町村でできるもの、県でやるもの、その中で一番市町村にとって有利なものは何なのかというようなことは十分考えた上でやっているつもりですけれども、まだ今後とも、そのあたりを十分市町村と連携をしたり、他部局とも連携してやっていきたいと思っております。

○井上委員 県民政策部に何を求めるかというふうにと、そのあたりを私としては求めているところがあるわけです。県民政策部だからこそこうあってほしいと。各部にまたがって

る予算と、全体を見回した上で何かという、そして政策的効果がないものについては、しっかりと見直していくということもアドバイスができるような状況になっていただきたいと思いますというのがあるので、中山間地対策については、各部としっかりと連携をとりながらやっていただければというふうに思っています。

もう一つ、中山間盛り上げ隊は、一時、物すごくマスコミからも注目していただいて、行った県庁の職員の人にも、いろんな意味でいろんなものがスキルとしては蓄積されたのかなというふうに思うんですが、中山間盛り上げ隊は、そんなにたくさんの予算ではなかったのに、それだけお金が返ってくるというのは、これは何なんですか。

○山内中山間・地域政策課長 まず、中山間盛り上げ隊派遣事業は、中身としましては、日帰りで中山間地域のいろんな支援を行う短期派遣、中山間地域に数カ月滞在して支援活動を行う中長期派遣、それと県職員派遣ですけれども、大きくいうと予算的には短期派遣、中長期派遣で組み立てております。今回、減額をお願いするのは、中長期派遣でありまして、中長期派遣につきましては、隊員の生活費相当額を実は予算化させていただいております。当初、2人の1年分を見込んでおりましたけれども、現在、お一人が中長期派遣として該当しております、具体的には7カ月分として執行予定の部分を残して、残りを減額させていただくということで、短期派遣につきましては、今年度も、32回の延べ183人ほどに活躍をいただいているところであります。

○井上委員 これはどういうふうにして事業として評価をするのかというのを、またお考えいただきたいと思います。私は、この事業は、お

もしろいし、いいと思うんです。ただ、これがどんなふうに工夫したときにもっと効果が出るのかというのは、検討をお願いしたいというふうに思っております。

次に、37ページの宮崎移住！地域おこし後継者発掘事業、1,353万減額補正されているわけですが、これは、先ほどおっしゃったように、ミスマッチもあったと。雇用期間が短かったということとかもあって、これだけ減額をせざるを得なくなったんだというふうに御説明をいただいたところなんですけれども、事業としてのもともとの考え方、これは私は評価するべきものではないのかなというふうに思いますが、それはいかがなんでしょうか。

○山内中山間・地域政策課長 後継者育成については、さまざまな努力をしているところですが、具体的には、この事業は、県内で後継者や担い手を必要としている農業ですとか、伝統工芸の製作者を生産者と呼びしているんですけれども、その方々が後継者となる県外の移住希望者を募集いたしまして、マッチングが成立して、なおかつ、1年以上雇用する場合に事業に必要な資金——賃金という形で支援をさせていただく。移住の促進という面からもより取り組みやすいのではないかなというふうに思っておりますけれども、自分の技術、スキルを教える人にその人が適するかどうか、応募ということもございますけれども、そこに少し時間がかかりまして、今年度の予算は、下期の6カ月分だけを当初予算を要求させていただいて、認めていただいたところなんですけれども、それが平均しますと大体3カ月ぐらいになってしまっているのかなと。それで今回、減額をさせていただくということになります。

○井上委員 考え方によっては、この事業の中

身について少し手を入れさえすれば続けられる事業だという判断ですか。

○山内中山間・地域政策課長 この事業は、22年度、23年度の期間については賃金支援をしていくというものであります。当然、その間にスキルないしは雇用者のほうで見込んでいただいて、その後は雇用者サイドとして費用を捻出させていただく、それまでに移住者側としても、当然、スキルをある程度はつけていただきたいと。移住と雇用の両面を持っている事業だというふうに思っております。

○井上委員 国勢調査で見える限りにおいて、人がふえているところというのは、それなりに雇用がないといけないんですね。国勢調査を見ていただくと、目を引くのが、沖縄がふえているというのなんかあるじゃないですか。あそこは単なる観光地だからふえているというわけでもなくて、雇用についてのバックアップをしているところというのが物すごく大きいわけですね。いろんな意味で後継者というか、伝統を受け継ごうとする人たちもあっちに行くという可能性というのは非常に高かったわけですよ。せっかくこれだけの組み立てをして事業として出したんですから、今後また考えていただくなり、毎回予算がマイナスにならないように——毎回といたって、2年だから最終ですけれども、やっぱりちょっと考えていただけたらというふうに思います。これは要望でいいです。

最後なんですけど、非常に意外な気がしたんですけど、50ページの私立高等学校等就学支援金と就職対策強化事業、これでこんなにお金が返ってくるなどとは予想がつかなかったわけですが、私学に対するいろんな意味での対策というのは、今のこのままの対策のやり方ではいけないのではないかという感覚がするわけです。

けれども、その辺についてはどうお考えなんですか。

○安井文化文教・国際課長 補正額を見ますと、就学支援金が2,700万というのは、対象生徒数の関係、所得の関係で3ランクありますので、そういった関係でこういう金額になったという結果論でございます。もう一つの就職対策強化のほうは、せっかく10校の予算をとりましたので、本当は10校に取り組んでほしかったという気持ちは持っております、かなりこちらのほうからも働きかけはしましたけれども、最終的に7校で取り組んだという結果に終わりました。私学に対しては、微妙なスタンスはございますけれども、極力、保護者の負担軽減とか、そういった観点もありますので、可能な範囲で指導をしていきたいというふうに思っております。

○井上委員 私学の生徒さんは補助とかは本当に望まれているわけですから、それをやめなさいとかということではないので、勘違いをしないでいただきたいんですけども、私学に対する助成の仕方とか、補助の仕方というのはいちよと工夫したほうがいいんじゃないかというふうに思うわけです。必要でないのなら必要でないかのごとく、ちゃんとする必要あるんじゃないか。これはことし1年だけなんですか。

○安井文化文教・国際課長 就職対策はもう一カ年、この財源は例の雇用対策のほうの基金でございまして、来年度まで活用してやりたいと思っております。御存じのように、就学支援金のほうは、これも国の10分の10でございまして、これも活用してやっていきたいと思っております。

○松村委員 1つだけお伺いします。新しい公共支援についてなんですけれども、NPO、企

業、行政というふうな形でありますけれども、単独でも構わないんですか。NPOが単独で公共の担い手になる、あるいは企業が単独で公共の担い手になる、行政も単独で公共の担い手になるというような、そういう感覚でしょうか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 新しい公共事業のモデル事業のことなんですけど、これにつきましては、NPO、企業、行政等いろんな主体からグループをつくるということになっております。NPOだけとか企業だけではだめでして、ここにありますNPOとか企業とか行政、公益法人、いろんな主体でグループをつくるということになっておりまして、単独では難しいことになっております。

○松村委員 今のはモデル事業に関してということですね。これは、プロポーザルで提案がある中で、こちらで選別していくということですね。幾つか起きて、コンテストをするという。

○大脇生活・協働・男女参画課長 モデル事業は公募しまして、運営委員会を別につくりまして、その運営委員会の中で審査をした上で県で決定するということになります。

○松村委員 NPOとの基盤整備という形で支援をしていくということですけども、特に、NPO自体は、子育てとか環境とか、先ほどあったように、今、盛んに行われているんですけども、それぞれの法人自体は非常に脆弱とか弱い形で、人件費も取れないようなグループもたくさんあります。これを育てていこうという観点だと思んですけども、そういうグループに、こういう事業がありますが、どうですかという御案内は既にされているんだと思いますけれども、中身についてはまだわからないというお話があったようにも聞いているんですけども、ある程度具体的なところまで話は進んで

いるんでしょうか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 それぞれの事業について、具体的な進め方とか、相手方とか、そういったものはまだこれからでございます。

○松村委員 1事業について上限は幾らだとか、そういうところは全くまだ白紙の状態ということなんですか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 モデル事業につきましても、すべての事業は国のガイドラインに基づいて事業を行うんですが、ガイドラインでは金額の縛りがありまして、100万円以上1,000万円以下という額になっています。

○松村委員 モデル事業はですね。そのほかの支援事業とか、1NPOに対して幾ら支援しますとか、活動基盤整備のために1NPO法人申し出に当たり100万までとか、そういうのはあるんですか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 支援事業の中身なんですけど、例えば、NPOの活動基盤整備のための支援事業ということになりますと、活動基盤整備をするために、専門家をNPOに何度も派遣していろいろ指導してもらって、または集団での講習会をしてもらって、またはNPOの活動を広報するというようなことを、別に委託してやってもらうというような事業になります。寄附募集支援も、どこかに委託してそういった活動支援事業のマスコミ広報とか説明会をやってもらうというような事業になります。こういった事業につきましても、公募して、運営委員会で審査して、どこに委託かを決めていくということになります。

○松村委員 上3つぐらいはソフト的な支援事業という形でもよろしいんですね。つなぎ融資が利息を給付しますというぐらいで。わかりまし

た。

○押川委員長 その他報告事項も含んで御意見をいただきたいと思います。

○武井委員 まず、12ページの市町村連携推進会議の件をお伺いしたいんですが、これは知事の政策提案であったと思うんですけども、総会をやって、今、組織立てができましたというようなこととか書いてあるんですが、位置づけについて伺いたいんですが、一定の公的な位置づけであろうかと思うんですが、この会議というのは、それなりにフォーマルなものなんでしょうけれども、例えば、何がしかの議決をしたりとか、また、ここで決議したものというのが何らの宮崎県という行政体として拘束を受けるような趣旨のものがあるのか。それとも、どちらかということ、勉強会、意見交換会的な位置づけというものが強いのか、そのあたりはどういう位置づけだとお考えか、お伺いしたいと思います。

○永山総合政策課長 ここで決まったものが何がしかの拘束力を持つようなものになるというふうなことは想定しておりません。今まで以上に建設的なディスカッションを行うということ、幹事会あるいは担当課の検討部会等で連携して、実際に何をやっていくかということをし深掘りするような会議にしていきたいというふうに思っております。

○武井委員 わかりました。情報交換を主にする会議だという理解をしたいと思います。

続いて、九州広域行政機構についてなんですが、いろいろ説明はありましたが、率直に言いますと、きのう、私も議会でもいろいろと国と地方の関係みたいなことを御質問も申し上げたんですが、国出身の知事がお見えになって、副知事もきょう、国からお見えになってというよ

うな状況の中で、こういうふうな形で省庁等の抵抗で停滞している状況を打破するとか、書いてあること自体はなかなか威勢のいいことを書いてあるんですが、断固これをやるという意志というのが本当に宮崎県にあるのかどうかというのは、どうなんですか。流れの中でとりあえず検討をしているというレベルなのか、それとも、これに向かって明確に時間軸を決めて、こういう形で絶対やっていくんですという決意とか、そのあたりというのはどうなのかなというのを伺いたいんですけれども。

○永山総合政策課長 九州広域行政機構については、九州地方知事会議としてこのような方向で進めていきたいと思います。国の出先機関を基本的には丸ごと受け入れるという方向でいきたいと思いますということをございますので、県としても、その流れの中にはあると思っています。ただ、これが実現するためには、まだまだ課題がたくさんありますから、この概論のままで物事を進めていいというふうには思っておりません。例えば、人員がどういうふうな合理的なもので受け入れられるのか、財源の確保はいかにあるべきか等については、かなり突っ込んだ議論を行った上で、国の制度設計で反映していただかないといけないというふうに思っておりますので、全体的な流れとしては、地方分権を進めるという意味では正しい選択肢の一つであるとは思いますが、具体に向けてはまだまだやらなければならないことがたくさんあるというふうに思っています。

○武井委員 特に人員にかかわることというのはそうそう簡単にはいかないだろうと思っておりますので、方向性としてはそういう思いでいらっしゃるということで理解したいと思います。

続いて、あと2点、国勢調査について伺いた

いんですが、見てみますと、人口は宮崎と三股以外は全部減っていることなんですが、世帯数の減少というのは人口に比べてかなり緩やかであると。これは御夫婦2人でお住まいになっていて、お一人お亡くなりになれば、当然、そこが単身世帯になるというようなことで、人口は減っても世帯数は減らないというような形での減少というのがあると思うんですけれども、綾町とか門川町とか、人口は減りながら逆に世帯数はふえているというところがあるんですが、これはどういう要因なのかが1点。

隣に松村委員がいらっしゃいますが、世帯数が人口以上に減っているのは、唯一、高鍋町なんです、4%世帯数が減っている。これは、南九州大学の移転等が関係しているのかどうか、この辺をお伺いしたいと思います。

○大野統計調査課長 まず、1点目の人口が減って世帯数がふえるということについては、これは、2町ほど挙げられましたけれども、全体的に、人口は減っても世帯数はふえるという傾向になっておまして、要は少人数化ということでございます。単身世帯あるいは2人世帯とか、そういったところがふえているので、総体的に世帯数としてはふえていくということでございます。

2点目の高鍋の状況でございますけれども、これは私どものほうで個別的にまだ分析をしたわけではございませんが、町のほうから聞こえてくる情報としては、今おっしゃいました南九州大学が移転したということも影響があるのかなというふうに聞いております。以上です。

○武井委員 わかりました。

続いて、高千穂鉄道の整理基金の件なんです、状況は説明があったとおりでわかるんですが、見てみますと、レールとかまだ残っていま

すね。鉄道も鉄橋等もあるんですけども、レールとか鉄道の鋼鉄・鋼材というのは、当然、販売をすれば売却益が出ると思うんですけども、こういった残資産の売り渡し収入みたいなものというのはどういう位置づけになるのか、お伺いしたいと思います。

○中田総合交通課長 23ページを見ていただきますと、軌道敷のところの撤去費用がゼロになっております。すべてというわけではございませんけれども、基本的には、そういうレールの販売益を活用して軌道敷を整備するというようなところもございます。

○武井委員 ということは、本来は経費がかかるけれども、相殺してゼロになっているというふうな形での理解をすればいいということでしょうか。

○中田総合交通課長 全額か、もしくは一部をレールの売却益で充てるということで、基本的には沿線自治体の責任においてやっていただくということになります。

○武井委員 わかりました。

最後に1点、お伺いします。日豊本線のダイヤ改正、説明はわかったんで細かいことは結構なんですけど、「B&Sみやざき」というのがあります。3時間8分で6,800円で博多まで行きますという話なんですけど、販促をちゃんとしないとかかなり厳しいと思うんです。バスが3時間半ぐらいで今、宮交シティから天神まで行くんですけど。乗りかえを考えたり、天神まで行くなれば、バスは多分、今、片道3,000円で行くわけですから、3,000円で行くバスと6,800円で行く新幹線と、乗りかえを考えたら時間はむしろバスのほうが速いんじゃないかというぐらいだと思います。時間をお金で買ってでも速く行きたい人は、当然、飛行機に乗るわけですし、極めて位置づ

け的に中途半端なところがあると思うんですが、それでも民間会社さんがされるわけですから、応援していかないといけないと思うんですが、県として、販促とかPRとか、その辺をある程度協力していかないとなかなか難しいんじゃないかと思いますが、その辺についてどのような取り組みをされようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○中田総合交通課長 今、高速バスは大体4時間ぐらいというふうに理解しておりますけれども、県民もしくは観光客にとって、いろんな移動の選択肢がふえるということで、今回の取り組みについては、我々としては非常にありがたい取り組みだというふうに思っております。活用につきましては、例えば、県職員の出張で午後からの会議とかについては、このB&Sあたりを使っていただきたいと思いますし、沿線自治体、えびのとか都城とか、あのあたりの活用についても、例えば、新八代での新幹線の停車本数をふやすという意味においても、やっぱり活用をやっていかないといけないということで、沿線自治体とも協力しながら、活用促進に努めていきたいというふうに考えております。

○武井委員 わかりました。以上です。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○横田委員 九州広域行政機構についてわからないところがいっぱいありますので、教えていただきたいんですが、まだぼやっとした段階だと思うんです。それはわかっての質問なんですけれども、知事が各部門、例えば九州地方整備局等を分担管理するというふうにありますけれども、出先機関というのは福岡とか熊本あたりに集中していると思うんですけども、例えば宮崎県が九州地方整備局を受けたとした場合に、そこに宮崎県の県庁職員が出向していくと

ということなんですか。

○永山総合政策課長 この九州広域行政機構というのは、今現在の例えば九州整備局、あるいは農政局の職員が、そのまま九州広域行政機構に移ってくる。身分としては地方公務員としての何がしかの身分を与えるという形になります。したがって、今、局で行われている業務のやり方そのものは従来と大きくは変わらないわけですけれども、それを、例えば宮崎県が九州整備局を持つとすれば、重大な案件については、宮崎まで来ていただいて、知事と協議を行うとか決裁を行うというふうなことが必要になるというこのイメージだろうというふうに思っています。

○横田委員 ということは、例えば宮崎県のだれかがそこに行ってトップに座るとか、そういうイメージではないんですね。

○永山総合政策課長 基本的には、県の現在の人員とか機構には影響しない形で、連携体としての機構が別枠でできるということでお考えいただけます結構だろうと思います。

○横田委員 これをするためには、新たな立法措置が必要ということで、24年の通常国会に法案が提出されて、26年度中の移譲が予定されていると書いてありますけれども、移譲されたと仮定した場合、将来は8府省15系統の機能をそのまま県が譲り受けることになるのか、それとも九州道に組み込もうということになるのか、そこらあたりはどうなんですか。

○永山総合政策課長 まず、法案が九州の提案に沿った形になるかどうかは全くわからないという前提でございます。もしも九州の提案に沿ったような形での国の出先機関の移譲の制度ができた場合に、これはあくまでも、今、国の出先機関がやっている業務について、地方のガバナ

ンスを働かせるということだけを目的にしております。したがって、先ほども言いましたけれども、局がやっている仕事のやり方に執行機関である九州知事会の連合会議が目光らせるという意味合いだということございまして、道州制というのは、国の本省が持っているさまざまな権限、例えば産業振興であるとか、福祉であるとか、そういうものも含めて地方が担いましょうということでもありますので、この行政機構そのものはそこまでをにらんだものではなく、あくまでも、国の出先機関の二重行政、あるいはガバナンスが働いていない状態を、地域に引きつけてガバナンスを働かせることに意味があるということございまして。

○横田委員 わかりました。

次に、国勢調査の結果についてお尋ねします。人口が5年間で1万8,000人弱減って、世帯数が9,000強ふえているということなんですが、これは、先ほどありましたように、単身というか、独居世帯がふえているということだと思わんですけれども、これは非常にまずい傾向だなというふうに思うんです。河野知事も「きずな」という言葉をよく使われていますけれども、このままいったら本当にきずなの弱体化といえますか、そっちのほうにつながってしまうんじゃないかなと思って非常に心配をします。東北か北陸かの知事さんが、この人口減少社会に対して、3世代同居とか、そっちのほうに持っていくことを考えないかということを経営にこの前書いてあったんですけれども、実は私も、3世代同居を政策的誘導をすべきじゃないかというような質問をしたことがあるんです。今、20年後を見据えた長計をやらうとしていますけれども、そういうことも含めて、十分この結果を

組み入れていくことが大事じゃないかなと思うんですけども、そこらあたりはどのようにお考えでしょうか。

○永山総合政策課長 20ページにあるグラフの中で平均世帯員数の推移、これがずっと下がってきている。一番多いときで1世帯5.25であったものが、2人強になってしまっているというところが宮崎県の現状をあらわしているわけで、これがやはり地域の力あるいは家庭の力を弱めている。その結果として、さまざまな問題が起きてきているというのは事実だろうというふうに思っております。ただ、無理やり3世代が住めるかどうかということも含めて考えないといけないと思っておりますが、以前もお答え申し上げたように、さまざまな社会的な問題あるいはリスクを改善していくという意味合いからは、地域における「きずな」を強めていくという意味で、同居していただくか、あるいは社会的に同居に近い形——お互いに共助し合うという意味です。そのようなシステムを考えていくべきだろうというふうに思っております。具体的には、アクションプランの中でどこまでそこを描けるかということによって現在、悩んでいるところがございます。

○横田委員 ぜひ、国勢調査の結果を十分反映させるような計画にしていきたいなと思います。

次に、文化振興ビジョンについてお尋ねします。29ページの一番下にビジョンの基本的な方向性というのがあって、文化財の保護・継承と活用というのがありますけれども、教育委員会の文化財課との違いというのがよくわからないんですけども、そこらあたりを教えていただけないでしょうか。

○安井文化文教・国際課長 文化財課の文化財

とうちのほうでやっている伝統文化とか、そういった関係がわかりにくいということだと思いますけれども、基本的に、教育委員会は学術的とか教育的な観点から、指定文化財とかを中心に事業を進めております。うちのほうは、あくまで生活文化という幅広い概念で課が成り立っているものですから、そういった意味合いで、例えばその中には歴史のあるものもありますし、本当に小さな地域の文化もございます。そういったものが芸能であったりしますので、そういった違いはあるんですけども、確かに、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、そういった違いは一応ございます。

○横田委員 33ページに、現存する伝統的な建造物の調査と保存への取り組みが必要とありますけれども、国の重要文化財とか県の文化財とかの建物、建造物なんかを修復するとか、そういったのはこの課では全然タッチしないということですね。

○安井文化文教・国際課長 おっしゃるとおり、そういった事業はやっておりません。ただ、伝統文化の保存事業等は、国のほうでいろいろ補助事業がありまして、そういったものを活用して、例えばビデオに残すとか、そういったものはございます。そういった窓口は一応しておりますけれども、修復とかの事業は直接はしておりません。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○鳥飼委員 先ほど横田委員からも出されました口蹄疫復興対策基金事業、農業以外のところ、本会議でも私、申し上げましたけれども、宮崎県の経済状況とか非常に危機的な状況だと私は思っております。1,000億円の分もありますけれども、かなり手広くというか、目配りをしてやっていただきたいということを要望としてお

きたいというふうに思います。

それから、市町村連携推進会議ですけれども、これまで市町村長会議というのがありましたね。これとの違いといいますか、これまでの市町村長会議はどういう位置づけでやられていたのか、今回のこれはどう違うのかということをお説明いただきたいとお願いします。

○永山総合政策課長 これまで市町村との懇話会、首長同士の話し合いの場は、基本的に年に1回やっております。それも意見交換をして十分に連携を図りましょうという目的は同じだったと思います。連携推進会議にしたから何かドラスチックに変わってくるということではないと思いますけれども、どちらかというと、これまでのものが陳情・要望であったり、あるいは県の施策の説明に終わってしまったりというふうな形になってしまっていたということの反省も踏まえて、これから非常に行政運営自体は難しくなるんですけれども、住民ニーズが多様化している、それにきちっとこたえていく、サービスを充実するという意味では、より役割分担なり連携なりを具体的に議論していきましょと、これが必要ではないかという認識のもとに、全体会議もやりますし、特に幹事会あるいは検討部会等で具体的な連携事業として組み立てていく、それを総会までつなげていくことで、県全体の動きにつなげていくということがこれまでと少し違うのではないかなと。ただ、今はまだかけ声の段階でございますので、ここから先、どこまで実効性のあるものにできるかというのは、私たちの事務方の努力次第だろうというふうに思っております。

○鳥飼委員 2月16日に設立総会というのが行われたということですが、ここでいろんな期待感なり意見が出たと思うんですけれども、

市町村長の皆さん方の反応としてはどういふものがあつたんでしょうか。

○永山総合政策課長 このような形で県からの提案、これも行き着くまでには市町村の担当課長会議を昨年の4月から数度にわたってやってきました。どういふ形でやれば実効性のあるものになるかということをお議論しながら、積み重ねてきて2月16日に至つたんですけれども、より連携を強めるために、具体的にアクションをしようということについては、首長さん方は非常に理解をいただいたし、期待もいただいたと思つています。また、そのときの個別の議論の中で危機管理をやりましたけれども、危機事象が起きたときの市町村間の広域の連携、それに対して県がどうサポートすべきか、情報集約を県がどういふふうにお担うべきかというふうなかなり突っ込んだ意見交換もできましたので、私たちが含めてですけれども、期待感を持っているところでございます。

○鳥飼委員 これまで根回しといいますか、段取りしてこられたんですけれども、御苦労さまでした。具体的に、例えば先ほど言つた市町村の事務移譲の予算が少ないじゃないかとか、福祉事務所の例も出しましたけれども、具体的にそういうようなものも議論のテーマになつていって、一つの方向性なりというののできてくるのかなと思つていいんでしょうか。

○永山総合政策課長 個別テーマの1項目で県内における地方分権の推進ということをお固定化していきます。これについては幹事会で議論してまいります。その際には、もちろん、費用負担の問題もありますし、小さな市町村で事務をお担えない場合に、水平あるいは垂直でどう補完するのかわいふふうな議論もやつていく中で、分権型社会の構築を進めていきたいということ

でございます。かなり突っ込んだところをやる必要があるというふうに思っております。

○鳥飼委員 ぜひ、頑張っていたきたいと思えます。

続いて、九州広域行政機構構想についてなんですけれども、関西広域連合という構想がありますけれども、どういう違う点があるんですか。

○永山総合政策課長 関西広域連合、広域連合そのものは地方自治法に定められたもので、関西地域が集まって、例えば防災であるとか、産業であるとか、特定テーマを決めて広域的に連携をしていきたいと思いますというのが広域連合になります。その連携を進めていく中で、国の出先機関の事務をもらったほうがより効率的・効果的だと思われるものについて、出先機関の事務をいただきますというふうな流れになっています。一方で、九州広域行政機構のほうは、九州管内はこれまで政策連合ということで、さまざま連携事業をやってきましたので、広域連合をつくるのではなく、あくまでも出先機関の事務を専門的に受ける組織をつくりましょうというふうなことで、形としては違うということでございます。

○鳥飼委員 そうしますと、関西広域連合でいけば、琵琶湖とか流域がありますけれども、そういう部分について、一級河川の事務を下さいというところに発展していく。広域連合そのものは制度としてあるわけですから、それプラス、国の河川国道事務所の業務を下さいというところに発展していくのが関西の部分だと。ただし、奈良は入っていませんので、これはちょっと違うよということと言われる可能性はあると思うんですね。

そこで、九州広域行政機構、先ほど横田委員からもありましたけれども、宮崎にはほとんど

そういう行政機関というのはないですね。福岡県が主導して、前の知事はたった1期4年しかおらんかったから、ちょっとわあわあ言うぐらいで、余り相手にされなかったのかなという感じがしますけれども、麻生さんなんかは長くやっておるわけですから、福岡とか熊本とか、そういうふうな事務所があるところは我が事のようにしてやるし、我々は九州の端っこですね。そういう意味では、地域的な熱の入れ方といいますか、こういうことは答えられんかもしれませんが、やはり主導しているのは福岡県ということになるんでしょうか。

○永山総合政策課長 九州の知事さん方は皆さん、一応、賛成ということでございます。我々が事務的にいろんな議論をする中で、この意味合いとすれば、例えば九州地方整備局が九州管内の直轄事業のどこをやるかということについては、整備局が考えて本省に上げて、そして予算がついてくる。九州内の補助事業についても、整備局が上げて決まってくるというふうな流れになるんですけれども、どういう基準でそれが選ばれたのかということについては、外側から見れないという状態にあります。宮崎県は、御存じのとおり、社会資本整備が非常におくれている中で、そのような予算の配分、箇所づけについて、一定の地域のガバナンスを働かせるということについては、宮崎県としても意味はあるのではないかなというふうに思っております。

なお、九州内で特に熱心という意味では、大分県、佐賀県——大分県は今、九州地方知事会の会長ということもございましてけれども——がかなり主導的に引っ張っていただいているところでございます。

○鳥飼委員 私が心配するのは、宮崎は九州の下の端っこということで、非常にインフラがお

くれているというのもありますし、高速道も、鉄道も、航路もというのがあるわけですね。今、一極集中で、ほぼ福岡県のひとり勝ちというのが九州の置かれている状況だろうと思います。そういう中で道州制に引っ張られていくのは困るなど私個人は思っているんです。道州制に走っていけば、宮崎は切り捨てられていく運命にある。そういう機運の中に乗かってしまうのはどうかなというような気がいたしまして、今言われたように、インフラがおくれているから、宮崎を重点的にというのは甘い考えではないかなと思っています。それは各県、事情はあるわけだから、そこら辺はしっかり考慮しながら、やっていきたいというふうに思います。

予想では、24年の通常国会に法案提出予定ということですが、これは、まだ海のものともというような感じなんでしょうか。それとも、大体形が見えてきたぞというような感じなんでしょうか。

○永山総合政策課長 これまでは海のものともというふうに思っておりましたが、22年の12月に閣議決定されましたので、具体的に動き出すというふうに思っております。その中で、九州の提案については、非常に興味があるということで国も表現しているようですので、何がしかの形は出てくるのではないかなと。ただ、そこまで動いてきたのも、九州から「丸ごと論」というのを出して、そこからやっとな火がついてきたということもありますので、九州からのこの提言というのは非常に意味は大きかったんだろうというふうに思います。ただ、委員がおっしゃるように、宮崎県にとってどうなのかということは、先ほども申し上げましたけれども、しっかりと議論をし、言うべきことは言うというふうな体制で臨むべきなんだろうというふうに

思っております。

○鳥飼委員 宮崎県の地理的な状況とか、所得にしても、いろんな意味でしっかり分析して、ぜひ、取り組んでいていただきたい。知事も宮崎県知事にはなったんですけども、まだまだ宮崎県民かという気持ちがあって、宮崎県に骨を埋めてもらうようなことになれば、これは大変だということになりますけれども、そういう意味では、実際に実務に当たるところの意見なり考え方が大事ですから、そこはよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、国勢調査、いろいろ御意見が出されましたけれども、私自身は、多人数でも、2人でも、1人でも、やはりその地域で生きられる社会をつくっていくのが社会の責任ですし、行政の責任だというふうに思っています。そこで、まだ気が早いと言われるかもしれませんが、この速報値を受けて、統計調査課として、どのような分析なりというのをやっておられるのか、まだやっておられないのか。統計課が統計調査課になったときも、そういう議論を当時の課長としたんですけども、そこは大事なことだろうというふうに思っています。それで、何かやられておられれば御説明いただくといいんですが。

○大野統計調査課長 今の段階でということをお申し上げますと、先ほども少し個別の分析云々と申しましたように、この結果を受けた詳細な分析は行っておりません。ただ、6月に1%分の抽出調査というのがございまして、それで全国あるいは地域の全体像を明らかにすることもございまして、10月以降に確定の数字が出てまいりますので、それを踏まえて詳細な分析はしたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 非常に大事だと思うんです。例え

ば、中山間地を中山間・地域政策課がやっておられるんですけども、どうしても宮崎県そのものというのは、民間の活力というよりか、官活というところが大きいわけですね。それに農業とか、そういう部門で飯を食っていくというのが事実だろうと思いますけれども、中山間地でどうやって飯を食っていくかということになったら、今まででしたら、公共事業と農業、農繁期で農業をやる、農閑期に公共事業に従事して何とか暮らしていったというのが宮崎だったと思うんですけども、250万以上の一般競争入札というようなこともあったりして、それが崩れてきているというのが中山間地市町村の実態ではないかなと私は思っています。そこで、じゃ、どうやってその地域も飯を食って生活をして暮らしていくのかということになったら、それなりのいろんな施策がくっついてやってこなくちゃいかんわけで、そこら辺も含めて、そこまではできんよと言われるかもしれないんですけども、ぜひ、統計調査課でいろんな分析をしていただいて、今後、県の施策に反映していただくように努力をしていただければと思っています。

○大野統計調査課長 今おっしゃいました内容については、国勢調査については人口とか世帯数だけではなくて、仕事、生活の実態というようなものをあわせて把握することになっておりますので、いわゆる構造的な実態というものを把握するということがございますので、それを踏まえた対応をしていきたいというふうに思っております。

○鳥飼委員 よろしくお願ひします。

○前屋敷委員 口蹄疫復興対策基金についてですが、いろいろ要望も出されておりますけれども、私も、特に（6）に掲げます地域経済の再

生・復興への支援という点では、ここだけ予算金額が上がっていないのもあるんですけども、要望があれば幾らでも頑張れるということなのかというふうに思いますが、経済団体などが実施する事業に対しての支援というふうに規定もしてあるんですけども、ここはもう少し柔軟な対応が必要じゃないかなと思うんです。地域の皆さん方が一定の集団をつくって、そこで地域おこし、町おこしなどの企画を立てるとか、そういうあたりのところにまで支援をしていくという部分もあってもいいんじゃないか。それがよりみずからの復興の力にもなっていくんじゃないかなと思いますけれども、その辺の考え方をお聞きします。

○永山総合政策課長 （6）がスペースになっておりますのは、これについては、中小企業復興ファンドのほうでプレミアム商品券の支援等を行ったということがございまして、そちらを優先しましたので、現時点ではここに充当していないということでございます。ただ、事業対象としては入れておりますので、今後、さまざまな工夫は行っていくこととなります。

それから、経済団体等ということでございますので、これは限定しているわけではございませんので、さまざまなことが考えられますし、特に1,000億円の運用型のほうでは、市町村等が行う地域振興の事業への支援ということも考えていきたいと思っておりますので、先ほど、中山間のほうで報告があった各市町村が考えている事業、そのあたりもうまくかみ合わせながら、本当に経済が復興するような形での運用を行っていきたいというふうに思っております。

○前屋敷委員 基金の活用については、こういう形でもやれるんだというのは広く地域の皆さん方にも周知徹底を図って、大いに活用をして、

一日も早い復興につなげるような取り組みにしたいというふうにも思っています。

九州広域行政機構についてなんですけれども、九州知事会がかなりアプローチをして、こういう方向が出てきているというお話もあったんですが、私は、国会も含めて、国主導で進んでいるんじゃないかというふうに思うんですね。将来は道州制につないでいくという方向ではないかというふうにも思っているところです。15ページに、ハローワークなど各県で受け入れるほうが効果的なものについては各県で受け入れるということもあるんですが、どういう分析をしてこういう結論を出しておられるのか。いろんな事業がありますけれども、今、それぞれの事業を分析しておられるのか。既に国は、各県にあった出先機関の法務局などの統廃合など進めてきて、地域住民にとっては非常に不利益をこうむっているということも今、かなりあるんですね。そういった点も含めて、これは知事会のアプローチのもとですけれども、各県知事としては、各市町村の皆さんの意見も吸い上げての方向を持っているのかどうか。一番直接暮らしに影響するのは地域住民の皆さんですので、市町村の声もしっかりと把握しなければ進められるものではないんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、その辺の流れといいますか、取り組みといいますか、その辺を御説明いただきたい。

○永山総合政策課長 九州地方知事会におきましては、例えばハローワークについては、地域雇用の創出・確保という観点から、都道府県レベルでもさまざまな展開をやっているということで、これについては各県と一緒にやったほうがいいのではないかという意味合いで、このような表現にしております。個別の事業について、

すべてがオーソライズされたというわけではありませんけれども、各県でやるべきもの、あるいは連携してやるべきものというふうなことで、このような構想まで至ったということでございます。ただ、実際にこれが法案になった場合にどうなるのかというのは、繰り返しになりますけれども、まだまだこれからということでございます。

それから、もしもこのような形で法律ができたとしても、今の九州知事会の考え方としては、具体的に制度ができたときに、それに参加するかどうかというのは、各都道府県で意思決定を行う、議決を行うということを想定しておりますので、それまでの間においては、県民の方々、市町村と十分に意見交換を行って、本当にこのような形が宮崎県にとっていい形なのかどうかということは、しっかり理解を得ていく必要があるだろうというふうに思っております。ただ、これまでは、国を動かすためにはどういう提案がいいのかというレベルでの議論でしたので、それほど実態まで深く入っていくことはせずに、あるべき論のところに来ています。先ほども言いましたけれども、これで物事が動き始めましたので、これから具体的にさまざまな意見交換を行っていく必要があるだろうというふうに思います。

○前屋敷委員 あくまでも、住民を置き去りにした形で進むというのが危険だなというふうに思っていますので、そのところは十分配慮が必要だというふうに思います。意見として。

○押川委員長 ほかにございませんか。

その他、ございませんか。なければ、以上をもちまして、県民政策部を終了いたしたいと思っております。執行部の皆様、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時14分休憩

午後 2 時20分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました補正予算関連議案等の説明を求めます。質問が多いようでありますから、説明は簡潔にお願いしたいと思います。

○稲用総務部長 それでは、今回、御審議いただきます議案につきまして、まず初めに、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料によりまして御説明いたします。

常任委員会資料の 1 ページをお開きください。平成22年度 2 月補正予算案の概要についてであります。今議会に提出しております予算案は、議案第41号と議案第65号であります。

まず、議案第41号による補正は、経済・雇用緊急対策の実施、口蹄疫復興対策及び国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費等について措置するものであります。補正額は、318億4,891万2,000円の減額であります。この補正による一般会計の歳入財源の主なものは、県税が24億円余、地方譲与税が10億円余、地方交付税が124億円余の増額であります。国庫支出金以下は減額でありまして、国庫支出金が289億円余、繰入金が118億円余、諸収入が14億円余、県債が58億円余となっております。

次に、議案第65号による補正であります。この補正は、高病原性鳥インフルエンザ及び活動火山に関する緊急対策に伴う経費について措置するものであります。補正額は、48億3,250万6,000円の増額であります。

この結果、一般会計の予算規模は、7,587億2,936万2,000円となります。

この補正による一般会計の歳入財源の主なも

のは、国庫支出金が19億円余、繰入金が28億円余となっております。

次に、2 ページをお開きください。一般会計の歳出の款ごとの内訳であります。主なものを申し上げます。

議案第41号であります。総務費が増額となっておりますが、これは、口蹄疫に関する特別交付税の交付等に伴い、県債管理基金への追加積み立て等を行うものであります。

その他の款につきましては、そのほとんどが減額であります。特に減額幅が大きいのは、農林水産業費であります。これは、口蹄疫防疫対策として殺処分した家畜の評価額の確定等によるものであります。

次に、議案第65号についてであります。補正額の 8 割以上が農林水産業費でありまして、その内容は、高病原性鳥インフルエンザの発生農家等に対する経営再建への支援や、新燃岳の噴火に伴う農作物の降灰対策経費等であります。

次に、8 ページをお開きください。総務部における 2 月補正の課別集計表でございます。表の補正額の欄の一番下にありますとおり、総務部といたしましては、議案第41号で230億2,276万円の増額、議案第65号で1億7,700万円の増額をお願いしておりまして、補正後の予算額は、1,600億1,421万円となります。

補正予算案については、以上であります。

次に、報告事項であります。別冊の 2 月定例県議会提出報告書をごらんいただきたいと思います。

3 ページの損害賠償額を定めたことについてであります。上から 4 番目が総務部の関係でございます。これは、県有車両による交通事故の損害賠償額について、地方自治法第180条第 2 項の規定に基づき、御報告するものであります。

それぞれの詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○日隈財政課長 次に、補正予算の一般会計歳入について御説明いたします。

委員会資料3ページをお開きください。今回お願いしております補正予算の一般会計歳入一覽についてであります。

3ページの表の中央の太線枠内に記載しておりますが、2月の区分のところでございますけれども、議案第41号とありますのは、議会初日の2月17日に提案させていただいた分です。また、議案第65号とありますのは、2月23日に追加提案させていただいた分であります。

それでは、それぞれの内容について御説明いたします。

まず、議案第41号のほうですけれども、この表の一番上の自主財源のところですが、104億2,844万9,000円の減額となっております。その内容につきまして主なものを申し上げますと、まず、県税については、24億9,000万円の増額となっております。その他が減額になるんですけれども、繰入金が118億2,864万4,000円の減額、諸収入が14億1,695万7,000円の減額となっております。次に、依存財源についてありますが、合計で214億2,046万3,000円の減額となっております。内訳といたしましては、地方譲与税が10億4,092万3,000円の増額であります。地方交付税124億752万8,000円の増額であります。逆に、国庫支出金289億5,934万4,000円の減額、県債が58億8,215万円の減額となっております。この結果、補正の歳入合計は、318億4,891万2,000円の減額であります。

続いて、議案第65号でありますけれども、表

の一番上に戻っていただきまして、自主財源の欄でございますが、28億8,274万7,000円の増額となっております。この大半は繰入金28億7,809万4,000円であります。次に、依存財源につきましては、全額が国庫支出金でございます。補正額は、19億4,975万9,000円の増額であります。この結果、議案第65号分の歳入合計は、48億3,250万6,000円の増額となりまして、議案第41号と第65号の補正後の一般会計の予算規模は、7,587億2,936万2,000円となります。

その内訳について詳しく御説明いたします。

4ページをお開きください。歳入科目別概要でございます。まず、県税、地方消費税清算金についてであります。これは、後ほど、税務課長から説明いたしますので、それ以外のものについて御説明いたします。

主なものにつきまして御説明いたしますが、分担金及び負担金についてであります。補正は、議案第41号のみでありまして、公共事業等の事業費確定に伴いまして、2億5,964万2,000円の減額であります。

次に、繰入金についてであります。議案第41号が118億2,864万4,000円の減額でありまして、議案第65号のほうは、逆に28億7,809万4,000円の増額となります。この内容としましては、議案第41号につきましては、先ほど、部長からございましたけれども、口蹄疫の関係、いろいろ補正がありましたけれども、ここに掲載しておりますのは、特別交付税等の受け入れによりまして、財政調整積立金、これまで取り崩してきておりましたけれども、この分の繰り入れの減額、繰り入れ戻しなどあります。また、議案第65号につきましては、財政調整積立金を初め各種基金を取り崩して事業の財源に充てたものであります。

次に、5ページ、諸収入についてであります
が、議案第41号のほうは14億1,695万7,000円の
減額、また議案第65号のほうは465万3,000円の
増額であります。このうち、議案第41号につ
きましては、商工貸付金の事業費確定等に
伴う減額であります。

次の地方譲与税についてでありますけれど
も、これは、議案第41号のみでありまして、
国の交付決定に伴い、10億4,092万3,000
円の増額であります。

地方交付税につきましても、議案第41号
のみでありまして、普通交付税と口蹄疫に
関する、先ほど申し上げました特別交付
税の交付に伴い、合計で124億752万8,
000円の増額であります。

国庫支出金につきましても、議案第41号
が289億5,934万4,000円の減額であ
りまして、議案第65号のほうは、19億4,
975万9,000円の増額となります。内
訳につきましては、次のページにかけ
て記載しておりますけれども、6ページ
をお開きください。議案第41号のほう
は、減額でありますけれども、これは、
先ほどの説明のとおり、口蹄疫関連事
業の事業費確定等に伴うものであり
まして、いわゆる殺処分の関係等の補償
金等の確定に伴う減額であります。また、
議案第65号は、鳥インフルエンザの防
疫対策等に伴うものであります。

最後に、県債についてでありますけれど
も、議案第41号で土木債、災害復旧債の
減などによりまして、58億8,215万円
の減額であります。

歳入予算につきましては、以上であります。
○永田税務課長 県税収入及び地方消費
税清算金の補正予算について御説明いた
します。

委員会資料の3ページをお開きくださ
い。まず、地方消費税清算金について御
説明いたします。地方消費税清算金につ
きましては、5億1,837

万2,000円の増額補正をお願いするも
のであります。これは、清算の対象とな
る全国の地方消費税総額が当初見込み
よりも増加したことによるものであり
ます。

続きまして、7ページをお開きくださ
い。県税収入について御説明申し上げ
ます。予算額①の欄の県税計でありま
すが、当初、779億8,000万円を計上
したところでありますが、今年度の収入
見込み額は、当初予算額に比べ、個人
県民税、自動車税等の減収が見込ま
れるものの、法人税や地方消費税など
の増収がそれ以上に見込まれること
から、②の欄であります804億7,000
万、当初比103.2%と見込んだところ
であります。その結果、補正額②－①
の欄にありますように、24億9,000
万円の増額補正をお願いするもので
あります。

それでは、主な税目について御説明
いたします。同じく、補正額の欄をご
らんください。まず、法人県民税が、
企業収益が当初見込みより堅調に推
移したことによりまして、4億7,100
万円余の増額、法人事業税についても、
同じく、企業収益の堅調な推移によ
り、12億7,100万円余の増額、譲
渡割地方消費税は、当初の見込みよ
り堅調に推移しておりますことから、
3億2,300万円余の増額、不動産
取得税につきましても、同じく、売
買等の所有権移転による取得が増
加したことによりまして、1億3,000
万円余の増額と見込んだところであ
ります。最後に、軽油引取税でござ
いりますが、当初見込みより消費数
量が堅調に推移したことから、3億4,
500万円余の増額と見込んだところ
であります。以上であります。

○緒方総務課長 それでは、総務課
の補正予算について御説明いたしま
す。

お手元の歳出予算説明資料の61ペ
ージをお開きいただきたいと存じま
す。総務課の2月補正

予算は、2億4,210万1,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、14億307万円となります。

それでは、補正予算の主なものについて御説明いたします。

63ページをおあげいただきたいと思います。

(事項) 連絡調整費でございます。これは、総務部の連絡調整に要する経費でございますが、総務部の政策課題や新たな施策の調査研究費及び調整事務費等の執行残などにより、769万円を減額するものでございます。

次に、(事項) 文書管理費でございます。これは、文書の收受発送及び文書の管理保存に要する経費でございますが、文書の收受発送事務経費や文書管理システム改修委託経費といったものの執行残などによって、257万9,000円を減額するものでございます。

次に、(事項) 浄書管理費でございます。次の64ページをお開きください。これは、文書の浄書、印刷ですけれども、これに要する経費でございますが、庁内の印刷室の消耗品経費や印刷機器の保守契約の執行残などによって、775万円を減額するものでございます。

次に、(事項) 文書センター運営費でございます。これは、5号館にございます文書センターの運営に要する経費でございますが、消火設備機器やマイクロリーダーのリース料の執行残などにより、282万3,000円を減額するものでございます。

次に、(事項) 庁舎公舎等管理費でございます。これは、庁舎公舎等の維持管理、出先機関も含むんですが、これに要する経費でございますけれども、保守管理に要する各種委託業務の入札残などによりまして、1億528万1,000円を減額するものでございます。

次に、(事項) 公有財産管理費でございます。これは、公有財産の管理、運用、処分事務に要する経費でございますけれども、次の65ページにわたっておりますけれども、公有財産の管理費として県有財産保全工事費の執行残などによりまして、956万9,000円を減額するものでございます。

次に、(事項) 県有施設災害復旧費でございます。これは、各種災害により被害を受けた庁舎等県有財産の災害復旧を行うものでございますけれども、災害復旧工事の執行残によって、8,074万4,000円を減額するものでございます。

総務課は以上でございます。

○桑山人事課長 それでは、人事課の2月補正につきまして御説明いたします。

同じく、お手元の歳出予算説明資料の67ページをごらんください。人事課の平成22年度の2月補正予算は、9億8,439万9,000円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、48億8,723万7,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

69ページをごらんいただきたいと思います。まず、(目) 一般管理費の(事項) 職員費でございますが、420万9,000円の増額補正となっております。これは、市町村から県への派遣職員の人件費に係る負担金につきまして、派遣職員が4名から5名にふえたことに伴いまして、増額の補正をお願いするものでございます。

それから、(目) 人事管理費(事項) 人事給与費でございます。説明欄の2の退職手当で9億239万8,000円の減額補正でございます。これは、退職予定者が、当初の見込みを176名としておりましたが、これが136名ということで40名の減となったことによりまして、補正を行うもの

でございます。

このほか、次のページにも2つ事項がございますが、それらにつきましては、いずれも、執行残に伴う補正でございます。

続きまして、2月補正の追加補正につきまして御説明いたします。

お手元の別冊で歳出予算説明資料（議案第65号）の3ページでございます。人事課からは、1億7,700万円の増額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額につきましては、50億6,423万7,000円となっております。

5ページをお開きいただきたいと思っております。

（目）一般管理費（事項）人事調整費で1億7,700万円の増額補正でありまして、その全額は時間外勤務手当でございます。時間外勤務手当につきましては、これまでも口蹄疫対策のための増額補正を認めていただいたところでありまして、御承知のとおり、1月下旬以降の高病原性鳥インフルエンザの防疫対策、あるいは新燃岳噴火の監視対策の対応業務のため、時間外勤務手当につきまして不足が見込まれますことから、再度の補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御説明いたします。

○大坪行政経営課長 それでは、行政経営課分について御説明いたします。

再度、歳出予算説明資料の71ページをごらんください。行政経営課の平成22年度2月補正予算につきましては、551万5,000円の減額でありまして、補正後の予算額は、1億1,500万円となっております。

主なものについて御説明いたします。

73ページをごらんください。（目）文書費（事項）法制費157万5,000円の減額であります。こ

れは、宮崎県公益認定等審議会の委員報酬等の執行残、並びに事務費の節約等に伴う減額補正であります。

行政経営課分につきましては、以上でございます。

○日隈財政課長 次に、財政課の補正予算について御説明いたします。

議案第41号「一般会計補正予算（第10号）」についてであります。お手元の歳出予算説明資料75ページをお開きください。財政課の2月補正予算は、239億3,823万3,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、1,215億9,004万9,000円となります。

それでは、補正予算の内容について御説明いたします。

77ページをお開きください。（目）一般管理費の（事項）諸費でございます。これは、税及び税外収入の還付等に要する庁内共通の経費についてでありますけれども、県税の還付に要する経費等が当初予算額より少なくなる見込みでありますことから、6億2,700万円を減額するものであります。

次に、（目）財産管理費でございます。これは、財政課におきまして所管しております基金の積み立てに要する経費でありまして、250億2,751万円を増額するものであります。その内訳でございますけれども、まず、（事項）財政調整積立金でございますけれども、これは、利子の積み立てで、682万1,000円の増額。

次に、（事項）県債管理基金積立金が利子及び追加積み立てでありまして、200億1,577万7,000円の増額であります。今回の追加積み立ては、歳出において人件費あるいは口蹄疫対策に係る経費の減、歳入において口蹄疫対策に係る特別交付税等を計上しましたことから、基金

に積み立てるものであります。

次に、(事項) 県有施設維持整備基金積立金であります。50億26万の増額であります。78ページをお開きください。利子及び追加積み立てということで、今回の追加積み立てについてでありますけれども、今後必要となります県有施設の更新、あるいは需要等を考慮いたしまして、基金に積み立てを行うものであります。

次に、(事項) 宮崎県21世紀づくり基金積立金につきましては、利子の積み立てで4万円の増額となっております。

最後に、(事項) 宮崎県地域活性化・公共投資臨時基金積立金でありますけれども、これにつきましては、利子の積み立てによりまして、461万2,000円の増額をお願いしております。

次に、(款) 公債費(目) 元金(事項) 起債元金償還金でございますが、これは、借換債の発行に伴いまして、625万円の増額を行うものであります。

次に、(目) 利子(事項) 長期債等利子償還金でございます。4億5,217万5,000円を減額するものであります。次に、79ページをごらんください。これは、起債及び一時借入金の利子支払い等の執行残についてということで減額を行うものであります。

次に、(目) 公債諸費(事項) 起債事務費でございますけれども、これは、起債借り入れに係る発行手数料の執行残1,635万2,000円を減額するものであります。

財政課につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○永田税務課長 税務課の補正歳出予算につきまして御説明いたします。

同じく、歳出予算説明資料の81ページをお開きください。税務課の補正予算は、10億8,046

万6,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、258億4,404万5,000円となります。

83ページをごらんください。まず、(事項) 職員費でございますが、執行残等に伴いまして、9,504万1,000円の減額となるものでございます。

次の(事項) 賦課徴収費でございますが、1億493万9,000円の減額をお願いしております。その主なものといたしましては、まず、説明欄の1の(1) 徴税活動経費でございますが、県税の徴税活動に必要な納税通知書等の印刷費、郵送料、旅費等の執行残に伴いまして、4,085万円の減額、また、(3) 個人県民税徴収取扱費交付金でございますが、各市町村からの請求額が当初見込みよりも下回って推移していることから、5,751万2,000円の減額となるものであります。

84ページをお願いします。(款) 諸支出金につきましては、全体で12億8,044万6,000円の増額をお願いしております。まず、(事項) 地方消費税清算金につきましては、各都道府県に納付された地方消費税を都道府県間で清算を行うために要するものでありまして、算定期間の税収の増に伴い、9億3,584万6,000円の増額となっております。

次の(事項) 利子割交付金から85ページの(事項) 自動車取得税交付金までの事項につきましては、いずれも、税収の一定割合を市町村に交付する法定交付金でございますが、それぞれ交付金の算定対象期間の税収の増減に伴いまして、補正をお願いするものであります。まず、利子割交付金が6,074万8,000円の増額、配当割交付金が1,117万5,000円の減額、株式等譲渡所得割交付金が1,083万円の減額、地方消費税交付金が

2億6,314万7,000円の増額、ゴルフ場利用税交付金が1,848万6,000円の減額、自動車取得税交付金が6,198万5,000円の増額となっております。

次の（事項）利子割精算金につきましては、本県で徴収した利子割県民税のうち、他の都道府県に帰属するべき額について、関係する都道府県間で精算するために要するものであり、対象期間の実績等に基づき見込んだ結果、78万9,000円の減額となっております。

一般会計補正予算につきましては、以上でございます。

○茂市町村課長 市町村課の2月補正歳出予算につきまして御説明いたします。

同じく、歳出予算説明資料の87ページをお開きください。市町村課の補正予算は、6億4,837万4,000円の減額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算額は、39億8,807万円となります。

主なものにつきまして御説明いたします。

89ページをお願いいたします。まず、（事項）自治調整費であります。1,223万7,000円の減額であります。主な理由といたしましては、説明の欄4、住民基本台帳ネットワークシステム事業費が933万5,000円の減額となっておりますが、これは、このシステムの運用におきまして、全都道府県共同で負担しております経費に係る本県の負担金額が確定したこと等に伴う減額によるものでございます。

次に、90ページをお開きください。（事項）市町村合併支援費であります。2億1,568万5,000円の減額であります。主な理由といたしましては、説明の欄アの市町村合併支援事業が1,749万6,000円の減額となっておりますが、これは、旧合併特例法のもとで合併した市町村に対して交付いたします市町村合併支援交付金につつま

して、入札等によりまして、今年度事業費が確定したこと等に伴う減額でございます。次に、説明欄イの新市町村合併支援事業でございますが、2億340万9,000円の減額となっております。これは、改正前の現行合併特例法のもとで合併いたしました市町村に対して交付する新市町村合併支援交付金につきまして、入札等により、今年度事業費が確定したこと等に伴う減額であります。次に、説明欄ウの合併関係市町村財政健全化支援事業でございますが、522万円の増額をお願いしております。これは、合併市町村を対象といたしまして、金利の高い地方債の繰り上げ償還を支援するために行った償還金のうち、県の市町村21世紀基金を財源とする償還金が増加いたしましたことから、同基金への積立金の増額をお願いするものでございます。

次に、（事項）市町村振興宝くじ事業費でございますが、1億700万7,000円の減額でございます。これは、市町村振興宝くじとして発売されました宝くじに係る収益金等の配分が決定されたことに伴う減額であります。

次に、91ページをお願いいたします。（事項）知事選挙臨時啓発費であります。617万1,000円の減額であります。さらに、（事項）知事選挙執行費であります。7,069万9,000円の減額であります。これは、どちらも、昨年12月に実施されました知事選挙に係る経費の執行残に伴う減額であります。

次に、（事項）参議院議員選挙臨時啓発費であります。140万3,000円の減額であります。さらに92ページをお願いいたします。（事項）参議院議員選挙執行費であります。1億8,343万5,000円の減額であります。これは、どちらも、昨年7月に実施されました参議院議員通常選挙に係る国庫委託費が決定されたことに伴う減額

であります。

次に、(事項) 県議会議員補欠選挙執行費であります。1,416万6,000円の減額であります。これは、昨年7月に実施されました県議会市選出議員補欠選挙に係る経費の執行残に伴う減額であります。

一般会計歳出予算につきましては、以上でございます。

続きまして、平成23年2月定例県議会提出報告書の3ページをごらんいただきたいと思ます。損害賠償額を定めたことにつきまして、御報告いたします。

上から4段目の県有車両による交通事故の損害賠償であります。この事案は、当課職員の運転する県有車両が、ここに記載のあります相手方の車両に接触したものでありまして、物件損害の和解契約を締結したところであります。損害賠償額は5万3,000円でありまして、全額、損害賠償保険(任意保険)から支払われております。交通事故防止につきましては、日ごろから注意を喚起しているところでございますが、今後とも、その徹底を図っていくことにしております。

市町村課は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○假屋総務事務センター課長 次に、総務事務センターの補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の93ページをお開きください。総務事務センターは、7,257万7,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、11億2,705万2,000円となります。

補正予算の主なものについて御説明いたします。

95ページをお開きください。まず、(事項) 総

務事務センター運営費でございます。補正額は、642万7,000円を減額するものです。このうち、1の総務事務センター運営費は、本庁の総務事務センター及び各県税・総務事務所にあります、いわゆる地区センターの運営費の節約などによります執行残でありまして、537万7,000円を減額するものでございます。

次に、(事項) 健康管理費であります。補正額は、645万8,000円を減額するものでございます。このうち、2の定期健康診断事業費は、職員の定期健康診断の1次健診の結果をもとに、健康管理医の指示により受診させております2次健診の受診者が当初見込みよりも少なかったことや、人間ドックの受診者が当初見込みよりも少なかったことなどによりまして、366万円を減額するものであります。

96ページをお開きください。(事項) 職員厚生費であります。補正額は、127万6,000円を減額するものであります。このうち主なものは、1の保健体育施設管理費で、職員健康プラザの施設管理に係る業務委託の入札残などによりまして、117万5,000円を減額するものであります。

次に、(事項) 物品管理及び調達事務費であります。補正額は、155万8,000円を減額するものでございます。このうち、3の物品調達システム効率化推進事業は、電子調達システムの導入に向けた調査検証等の業務委託に係る入札残などによりまして、123万9,000円を減額するものです。

次に、(事項) 車両管理事務費であります。補正額は、1,047万円を減額するものであります。このうち、2の自動車の集中管理に要する経費は、公用車の任意保険の入札残や、副知事車の運行管理に係ります業務委託の入札残などによりまして、1,039万8,000円を減額するものです。

次に、(目) 恩給及び退職年金費と次のページの(款) 警察費の中の(目) 恩給及び退職年金費でございます。これらは、支給対象者の死亡などによりまして、支給額が減少したために、それぞれ、103万8,000円と387万8,000円を減額するものでございます。

総務事務センターからは以上でございます。よろしく願いいたします。

○金井危機管理課長 危機管理課の補正予算につきまして御説明いたします。

平成22年度2月補正歳出予算説明資料99ページをお開きください。危機管理課の補正額は、927万9,000円の減額でありまして、補正後の額は、3億3,297万1,000円となります。

主な補正の内容について御説明いたします。

101ページをごらんください。(事項) 防災対策費の815万7,000円の減額であります。主なものとしましては、口蹄疫の影響による総合防災訓練の中止に伴う執行残でございます。

次に、(事項) 防災会議費の70万4,000円の減額であります。今年度の防災会議開催に要する諸経費の執行残であります。

次に、102ページをごらんください。(事項) 林野火災対策事業費の120万円の減であります。これは、空中消火用機材のリース料などの執行残であります。

補正予算の説明につきましては、以上であります。

続きまして、新燃岳噴火による被災及び対応状況について御報告したいと思います。

別冊の霧島山(新燃岳)噴火による被災及び対応状況についての資料をごらんください。3月1日現在の被害状況、体制等についてまとめたものでございます。

1ページから説明させていただきますが、火

山活動の詳細につきましては省略させていただきます。これまでの主な経緯としましては、昨年5月6日にレベル2ということで、活動が活発化するということで情報連絡本部をつくっておったんですが、ことしに入りまして1月26日に小規模な噴火から始まりまして、昨日までに約13回の爆発的噴火が発生しております。この間、1月30日には、ドームが出現した日でございますが、高原町が避難勧告を発令した状況もでございます。現在については、避難についてはございません。その間、2月7日に政府支援チームが来県し、対策としまして、2月25日には活火山法に基づく避難施設緊急整備地域及び降灰防除地域の指定がなされたところです。先日2月28日には、高原町と都城市に災害救助法が適用になったところでございます。

体制としましては、1月26日に情報連絡本部から災害警戒本部に移行しております。その後、1月28日でございますけれども、この日をもって警戒本部から知事を長とする対策本部へ移行し、現在も継続中でございます。

2ページをごらんください。被害状況についてでございます。人的被害につきましては、3月1日現在でございますが、32名の方がけがをされております。重傷12名、軽傷20名、いずれも、灰の除去作業中に屋根やはしごから落下したものでございます。

その他の被害としましては、住家被害はございませんけれども、下のほうにございますように、小林市で噴石による太陽光パネル、屋根(波板)、自動車ガラス等の破損を中心としまして、2月14日に発生しました爆発的噴火で696件の被害が発生しております。

次に、3ページをお開きください。ライフラインの被害関係ですが、現時点では道路の規制

が一部残っているということです。霧島山・新燃の直近の降灰による規制がなされている道路が5～6線あるということになっております。

そのほか、農林水産関係被害につきましては、農作物被害、露地野菜、施設野菜に対して被害が集中してきております。そのほか、農地・農業用施設やビニールハウスの被害、特用林産被害につきましては、原木シイタケの一部が出荷不能となっているところが見られております。

次に、商工関係の被害につきましては、4ページの上のほうでございますが、スポーツキャンプの関連として、中止並びに日程変更などの影響がこのように発生してきております。その他、それに伴って、ホテル・旅館等のキャンセルも発生しております。

次に、5の県としての対応状況なんです、県民への情報提供ということで、県のホームページに「新燃岳の噴火に関する情報」という欄を設けまして、これを掲載しております。情報については一括してここを見ればわかるようなシステムをつくらせていただいております。

次に、健康管理につきましては、同じく、パンフレット等をホームページに掲載するなど、噴火に伴うところの注意事項等を載せております。さらに、発生に伴いまして、小林保健所が高原町の避難所におきまして健康管理を実施するなど、現場での対応も実施しております。

(3)の環境調査でございますけれども、大気汚染物質の測定もしておりますが、現在では、注意報を発生する濃度は全く測定されておられません。報告もあっておりません。

次に、5ページをお開きください。商工観光業関係ですが、金融相談の窓口を設置したり、金融相談会を開きまして、県民の不安解消等に対応しているところであります。

そのほか、農林水産業関係につきましても、営農資金の周知、相談窓口の設置、そのほか、降灰に対するとおりの対応マニュアルを作成し、配布しているところでもあります。

道路関係につきまして、降灰が中心なんですけれども、県の管理道路の降灰除去作業につきましては、県道につきましては、路面清掃車、散水車、合計17台を運用いたしまして、対応しているところであります。関係市町における降灰除去につきましては、6ページの上のほうになりますけれども、鹿児島市から、もしくは国交省等からの応援、並びに業者を委託してということで、路面清掃車21台、散水車19台、合計40台を運用して、現在も作業が進められておるところであります。

河川関係につきましても、河川に堆積している土砂除去を実施している途中でございます。

学校関係につきましては、主に生徒へのヘルメットの貸与——火口からおおむね15キロ以内にある県立高校の5校の生徒に対して、ヘルメットを着用するように指導しているところであります。

以上が主な対応の状況ですが、被害の全額については最後のページをごらんください。総額約5億5,000万の被害が発生しております。土木関係につきまして、中の文章では土木に被害はないということなんです、これにつきましては、直接的な被害がないだけでありまして、4,345万を上げておりますのは、降灰除去ということで、災害復旧事業の査定額を上げさせていただいております。そのほか、農産物の被害4億9,000万等々が発生して、計5億5,000万円の被害ということが現時点で判明している分でございます。

私からは以上でございます。

○山之内消防保安課長 それでは、消防保安課

の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

平成22年度2月補正歳出予算説明資料の103ページをごらんいただきたいと思います。消防保安課の補正額は、3,369万4,000円の減額でありまして、補正後の額は、5億4,971万6,000円となります。

主な補正の内容について御説明いたします。

105ページをごらんいただきたいと思います。まず、(事項) 防災行政無線管理費でございますが、1,668万円の減額についてでございます。これは、主に無線設備の保守委託の入札残等に伴うものでございます。

次に、(事項) 航空消防防災推進事業費552万7,000円の減額についてでございます。これは、防災救急ヘリコプター「あおぞら」の運航経費の執行残でございます。

次に、(事項) 消防防災施設設備整備促進事業費823万9,000円の減額についてでございます。これは、消防広域化等体制強化促進事業補助金等の執行残によるものでございます。

106ページをごらんいただきたいと思います。

(事項) 消防学校費150万円の減額についてであります。これは、消防学校における講師等の謝金、旅費等の執行残でございます。

消防保安課は以上でございます。

○押川委員長 以上で執行部の説明が終了いたしました。議案関係について質疑はございませんでしょうか。

○鳥飼委員 税務課長にお尋ねしますが、県税の賦課徴収ということで大変御苦労さまでございます。22年度の収入見込み額ということで、補正が24億9,000万ということなんですけれども、企業収益が当初見込みより堅調に推移したことによるというようなことで、景気そのものはよくなっているようなことで税収がふえたと。

私の実感では、なかなか景気が上向いてきていない。国の財務事務所の発表でしたか、あれでも緩やかに回復しているというような表現だったんですけれども、実際的には、いろんなところを回りますと、どうなるんだろうかと。鳥フルとか新燃岳——新燃岳のほうが特に深刻なような感じなんですね。しかし、税収は上がってきているということなんですけれども、そのあたりで、数字でしかお答えできないんでしょうけれども、実際の感覚といえますか、それとはちょっと違うような状況が今、出てきていると思うんですけれども、そのことについて何かコメントはないでしょうか。

○永田税務課長 私も非常に不思議に思いまして、ただ、当初予算の際に、その前の年よりも相当落として見込んでおります。実際、法人県民税は、決算ベースの今年度の見込みと比較しても伸びる形にはなっているんですけれども、意外と伸びているなど。県外に本店がある法人についてのものなんだろうかとということでも調べてみたんですけれども、意外と県内の法人も昨年実績よりも上がっておりまして——上がっているといってもほんのわずかなんですけれども、平成21年度が底だったのかなど。それが余りにも落ち込み過ぎたために、若干上がっているのかなというふうに感じておるところです。

○鳥飼委員 一時900億を超した時期もあって、それからすると100億ぐらい減少しているわけで、いろんな状況をお聞きすると、なかなか厳しいような状況があるなど思っています。課長もそんなふうに分けておられるということで、参考になりました。ありがとうございました。

消防保安課、消防学校費が減額150万ということなんですけれども、この間、消防学校に行き

まして、いろんな訓練の機器とかを見せていただいたんです。お話はお聞きになっていると思いますけれども、初任者なり中堅なり訓練をするときに、消防車とかいろんな車なり見せていただくと、中古品というか、都城市が使った消防車とか、かなり老朽化していて、現場との食い違い等が相当出ているんじゃないかなという感じがしました。そのことについてどう感じておられるのか、今後、改善するところがあるのかどうか、そのことについてお尋ねします。

○山之内消防保安課長 ただいまの委員のお話、私も伺っております。今、御指摘がありましたように、消防車、特に救急関係の資機材等々が非常に購入年次からたっておりまして、非常に古くなっているというようなことで、今の最先端といいますか、そういったものに比べますと旧式化して、そぐわなくなっているということで現場の声も聞いているところでございます。これにつきましては、現在、消防学校のほうで、非常に費用がかかるものですから、すべてのものを一時に買いかえるということもなかなか厳しいところでございます。今、切りかえと申しますか、そういう計画を鋭意策定中であるということでございまして、計画を策定いたしまして、その計画に基づきまして、来年度以降、できるものから具体的にそういったものをお願いしていくというようなことで、現在、現場で検討しております。それを見ながら、今後、対応していきたいというふうに現在のところ考えているところでございます。以上でございます。

○鳥飼委員 座学と訓練ということで非常に重要な県民の命と財産を守るということに従事する消防職員の研修ですから、ぜひ、計画的に充実・整備をお願いしたいと思います。

○井上委員 ふるさと納税についてお尋ねしたいんですけれども、ふるさと納税というのはどのくらい伸びているのか——伸びているといたらおかしいんですけれども、今の実績としてはどのくらいなんですか。

○日隈財政課長 3月2日現在で申し上げますと、実績としては、今年度、4,551件で、金額で申し上げますと1億5,262万余ということで、昨年度が400万ぐらいでしたので、けた違いで、何倍でしょうか、そういうような状況です。

○井上委員 実は先日、イチロー選手がふるさと納税で——ついている税理士さんがいい方ですね。そういうふうにしていただきたい。宮崎にぜひ税金を落とさせていただきたいというふうに思うんですけれども、このふるさと納税については、相手任せといたら相手任せなんですけれども、何かアプローチするようなことというのはしていないんですか。本当は国がもうちょっとふるさと納税についてのアピールをしてくださるといいんですけれども、47都道府県あって、どこに納めなさいなんて言えないわけですから、そういう意味でいうと、今回は口蹄疫とか鳥インフル、新燃、いろんなものがあつたので、こういうふうな納税をしていただいたということだと思えますね。寄附でいただくことも大事だけれども、ふるさと納税というシステムはすごくいいなと思うんです。アプローチすると汚いんですか。その辺はちょっとわからないんですけれども。

○日隈財政課長 決して汚いことはないと思います。ふるさと納税については、昨年度の実績が400万ぐらいということで、余り伸びておりませんでした。昨年から、実は東京事務所のほうにもチラシ等も置きまして、配布をしていただいているところです。そして、ふるさと納税の

インターネットのサイトがあります。各県それぞれ趣向を凝らしてつくっております。本県のほうも、できるだけそのところは今、取り組みをしているところです。ことしは特にそのところにバナーとか——口蹄疫とかそういった関係がありましたので——いろいろ各県から御協力もいただきまして、宮崎県は特に配慮いただいて、すぐアクセスできるようにというようなことありまして、そういった効果もあったんではないかなと思っております。

なお、イチロー選手から1,000万円というありがたいお話でしたけれども、東国原前知事からも100万ございました。

○井上委員 先日は横峯さくらさんたちなんかも、寄附とかいろいろされていたみたいですが、ある意味、うちのように財政のないところにとってみると、ふるさと納税というシステムは、活用の仕方によってはいいのかなと。本当は県民所得が上がって税金をいっぱい納められるといいんですけども、なかなかそこまで至っていないという状況ですので、できるだけアピールをしていただいて、ぜひ、頑張っていたきたいなというふうに思っています。以上です。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○武井委員 歳入のところなんですけれども、国庫支出金の減が289億5,934万4,000円とあるんですが、項目がいろいろんなものが減少されているわけなんですけれども、中には農水省の199億とか、疾病対策ですかね、非常に大きな金額でかなり減らされているものというのがあるんですけども、これは国が途中で減らしてきたのか、それとも、補助事業の中で県の事業の進捗が至らなかった結果として減額補正をしていく、それぞれいろいろあるんだろうと思うんですけども、特に大きなものというのはどうい

ような要因でこういうふうな形で減っていつているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○日隈財政課長 2月補正で先ほど私のほうから御説明しましたように、300億を超える補正減額ということになっているんですけども、中身的には、180億が口蹄疫対策の補正減でありまして、その財源の多くが国庫支出金になっています。

内容的には、御説明いたしますと、ちょっとややこしいかもしれませんが、口蹄疫の時のことを思い出していただきますと、疑似患畜、発症した家畜の補償は5分の4が、直接、国から被災者のほうに行きます。県のほうは5分の1だけの措置でした。国庫をいただいているのは、その疑似患ではなくて、ワクチン接種、病気でない家畜の分は県が5分の5全部払って、5分の4の国庫をいただくということで予算計上をしておりました。ところが、実際は、これも思い出していただきますと、ワクチン接種した家畜の中でも、結果的に発症家畜が多かったです。かなりふえました。それと、評価額の問題等もありまして、ワクチン接種の家畜も多かったわけなんですけれども、そっちのほうのほうになって、疑似患畜のほうの補償が多かったという傾向にあります。その関係で、予算としては180億ぐらい、口蹄疫5分の5のほうが減って5分の1のほうにシフトした関係で、大きいほうが減って小さいほうにシフトしたので、両方も5分の5であったり、5分の1、5分の1であれば別に増減はなかったんですが、5分の5の家畜が減って5分の1のほうにふえた関係で、差し引き補償の関係で、予算としては県が払う分は180億ぐらい減った。国が直接5分の4払う分はかなりふえていると思えますので、農

水省のほうからすると、宮崎県に対する国庫のほうの180億等の分は、自分のほうが直接お支払いになるような流れになったのではないかなと思います。したがって、もう一度繰り返になります。県の予算を通るほうの分は180億ぐらい減りました。国がお支払いになっている分はかなりふえているというような関係です。

○武井委員 わかりました。

土木の国庫負担金なんか11億、ほかにも10億単位で耕地災害とか含めて、土木債とかいろいろあるんですけども、こういったものというのは、県も当然負担するわけで、進捗のおくれた結果としておこななかったという理解でよろしいんですか。

○日隈財政課長 2月補正のほうに入っておりますけれども、公共事業が実は、補助公共事業あるいは直轄事業、思ったほど宮崎県には来なかったというようなことがあります。具体的に申し上げますと、2月補正の減額として、補助公共事業が24億円近くの減額、直轄事業負担金についても35億6,000万ぐらいの減額ということで、直轄の事業、あるいは国から配分いただいて箇所づけ等が行われる補助公共事業については、実は思ったほどの確保ができなかったという年でした。県単公共については100%執行しているんですけども、国からとってくる分が十分できていなかった関係で、県土整備部の補助公共事業の場合は受け入れの補助金、50%なり65%になるんですけども、そういった事業がなかなか難しかった。議会でも議論がございました。例えば直轄事業でいくと、例の日南の220号線であったり、そのほか要望していた箇所が十分確保できなかったというのが正直なところです。

○武井委員 県の事業であれば、例えば繰越明

許費を立てて、繰り越しをして、また次年度もしていくという形になるんですけども、こういう形で結局減額をするということは、平たく言えば国に返していくようなイメージになるかと思うんですけども、進捗ということは、また次年度は次年度で工事を進めていくということになるわけなんですけれども、そういった中で、一度そういう形で戻したというものが、次年度また予算を立てていって、ことしどおりちゃんとつくとか、その辺の確実性みたいなものというのはどういうふうな形なんでしょうか。

○日隈財政課長 国の予算が、公共予算は、まだ成立しておりませんが、最終的には対年度比で95%ぐらいの予算、そういった規模です。前年度よりは若干少な目になるのではないかなという見通しです。したがって、本県としましては、前年度比で95%程度、肉付け予算までまだ予算編成を本県はやっておりませんが、事業量としても、前年度比の90数%ぐらいは確保に当たっていきたいということで、県土整備部のほうで今、検討されているし、また要望されているところです。

○武井委員 わかりました。

5ページの商工貸付金元利収入、広域拠点工業団地整備促進貸付金収入等30億というのはフリーウェイのことと理解してよろしいんですか。

○日隈財政課長 違いました。これは、商工のほうの事業で、広域拠点工業団地を整備される市町村があった場合に、枠として30億構えていたんですけども、単年度ずつ貸し付けていく、例えば都城市で4月1日で10億円の規模のあったとするならば、都城市に10億円貸し付けて、3月31日で返していただくというので、5年程度だと思っておりますけれども、そういった事業をやろうということで考えていたんですけども、

も、なかなか整わず、日向市あたりへのお話があったというふうに聞いているんですが、具体的に工業団地の造成等が行われなかったということで、貸し付けがなかったので、執行残でそのまま30億減額ということになっております。

○武井委員 わかりました。

最後にしますが、7ページのゴルフ場利用税なんですけれども、ほかのものに比べたら補正のマイナス幅が大きいんですけれども、これはゴルフ場利用客が減って、ことしの見込みからいくとこれぐらい減らさなきゃいけないというようなことだというふうに理解をしてよろしいんでしょうか。

○永田税務課長 口蹄疫の税への影響なんですけど、22年度全体でいえばそう大きなものはないんですが、ただ、ゴルフ場利用税に関しましては、口蹄疫のありました高鍋地区、都城地区を中心に、前年を大きく下回っておることが影響いたしておりまして、ゴルフ場利用税についてはこれだけ減額の補正になったということでございます。

○武井委員 最後に1点ですが、ゴルフ場、今、なかなか経営が厳しいところもあって、去年も新富町のゴルフ場が1件、経営が行き詰まって倒産したということがあったかと思うんですが、経営破綻したゴルフ場からのゴルフ場利用税の滞納の状況とか、また、ゴルフ場利用税を破綻したところからの回収とか、その辺というのはどういうふうな形で取り組んでいっているのか。

○永田税務課長 若干、納入がおくれるというような状況はたまにございますけれども、最終的に未済になって残るとするのは、現在のところ、ございません。

○武井委員 わかりました。

○押川委員長 その他を含んでございませんか。

○前屋敷委員 歳出で総務課の64ページ、庁舎公舎等維持管理費で1億の減額補正なんですけれども、出先も含めての入札残ということだったんですが、どの程度のものでこれだけ残ったのか。

○緒方総務課長 答えいたします。この中身で多いのは、委託料でございますけれども、もともと3億3,000万ほど予定したものを9,000万円減額しまして、2億4,000万程度にするものなんですけれども、実際入札した結果、全部ひくくめて概算で大体75%程度の落札率でありましたので、その入札残が約9,000万円残ったものでございます。

○前屋敷委員 県としては支出は少ないほうがいいんですけども、事業を受けるところは最低のそういうものがないと、従業員も抱えたりしているというのもあるので、適正な額でちゃんと落ちないと、かなり残ってきているので、その辺のところの状況などは把握しておられますか。

○緒方総務課長 いろんな委託、清掃業とか警備業なんですけれども、それについては、大体どれぐらいの人件費を払っているかとか、そういう報告を求めておりまして、法に違反していないかどうか、それはちゃんとチェックをいたしております。23年度からも、そのあたりを配慮しながら予算を組んでおります。

○前屋敷委員 いろいろお話も聞くんですけども、余り安くとり過ぎてしまうと、結局、人件費も含めてですが、仕事そのものが十分なものがやれないという声も聞くんです。県だけじゃなく、市なども含めてなんですけれども、その辺のところはきちっと把握もしながら進めていただきたいと思います。

○鳥飼委員 その他で、先ほど新燃の報告をし

ていただいたんですが、7ページ、霧島山噴火に係る被害状況というところです。これの被害額というのは、それぞれの部局から出た額という理解でよろしいのでしょうか。

○金井危機管理課長 そのとおりです。各部から数字をいただきまして、まとめだけ、うちでこのペーパーで最終的な数字を出しておるということでございます。

○鳥飼委員 私も実は本会議で、どなたかも聞いたんですけれども、新燃岳の噴火のほうの影響が大きいということで、新燃岳のテレビが出ると九州全体が爆発しているように韓国の人たちは見ると。日本の人たちも、本当は霧島だけ噴火しているんですけれども、灰の除去とか出ますから、宮崎県内全部ああいうふうになっているんだという誤解をされて、ホテル・旅館のキャンセルが何千泊でしたか、ありますし、宴会のキャンセルもあって、1億5,000万か6,000万というような被害額だというようなことで、本会議でも報告があったんですけれども、これには商工関係ということで載っていないものですから、こういうものも実際的には載せていただいたほうが、後々、いろんな事業を県が組んでいくときにいいんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○金井危機管理課長 これにつきましては、実質的な被害があったということで、キャンセルとかの被害がどの程度出たのかというのがちょっと見込めなかったものですから、将来にわたる分については、今のところ出しておりません。ただ、統計資料で出すものですから、その数字的なものについては、担当部局と調整したいと思っております。

○鳥飼委員 余り言いませんけれども、現実的に1億5,000万ぐらいキャンセルで被害が出ている

んですよ。将来的にもまだ出る可能性はもちろんあるし——例えば、農業のハウレンソウだって、私どもも、2月2日に現地に行きまして、イチゴ農家のハウスとか、ハウレンソウの露地とか、いろんなところを見てきまして、本当にひどい被害を受けているなということですから——商工のホテル・旅館の分も、爆発してそこに飛んできたわけじゃないんですけれども、やはり実質的な被害ですから、そこは正しく載せていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。要望にしておきます。

○横田委員 同じような意味なんですけれども、例えば、航空機がかなり欠航とかしていると思うんですけれども、それもすごい被害だと思うんですね。それなんかは宮崎県に直接ではないから上がってこないんですか。例えばANAとかJALとか。

○金井危機管理課長 これには載せておりませんけれども、これは現在の状況でございまして、発生した当時については、始発便並びに最終便の欠航がございまして、その統計的なものはあるんですけれども、私たちのほうで把握していないところが現実でございまして。

○押川委員長 その他で何かございませんか。

○中村委員 この前、新聞で、県に対して路面清掃車の寄附がありましたね。5月ぐらいから使えるとか載っていましたがけれども、県全体で路面清掃車というのはいないんじゃないですか、1台も。県、市含めて、持っていないんじゃないんですか。

○金井危機管理課長 噴火するまでにつきましては、こういう特殊車両については保有していたということはありません。

○中村委員 保有していない。

○金井危機管理課長 保有しておりません。

○中村委員 新燃がいつまで続くかわかりませんが、3年続くのか、終息するのかわかりませんが、九州管内で鹿児島は持っていますね。鹿児島からも借りておるわけだけれども、やっぱり何台か購入しておったほうがいいのではないかと。その辺の考え方はどうですか。

○押川委員長 今後長引けば、そういった車の購入あたりも検討したほうがいいのではないかという御意見であります。

○日隈財政課長 2点回答させていただきたいと思います。まず1点は、今、御質問があったとおり、今後の降灰の状況、被害状況も含めまして、あるいは期間とかございますけれども、担当部局とまた十分協議してまいりたいというふうに考えております。

もう一点は、財源の問題で、今、国に要望しております活動火山対策特別措置法の関係、これでは、市町村が行われる分については3分の2の国の補助があります。残りの3分の1についても、特別交付税が80%まで措置されるということですから、93%まで措置される。こういった事業を活用して、例えば車両も対象となるということであれば、市町村の場合は買いやすいというところがありますが、県が管理します国県道の関係、県が行いますそういった事業に対しては、全く措置がございません。特別交付税をお願いしていくことになると思いますが、最大でもその場合は80%ではなくて、国の補助の裏負担は80%までありますけれども、ない場合、県単事業はよくて50%という状況であります。申し上げたいのは、対策特別措置法の改正等を今、要望しておりますので、財源については国のほうにしっかり要望して、存続を踏まえた対応をしていきたいということで考えています。

○中村委員 都城市が鹿児島市から借りてやっ

ていましたけれども、まず、市道からやります、県道はやりませんと。本当に大事な県道はほったらかしで、住民の皆さんが、自分のところの前は自分で取ろうよとって、自治会で全部取っていたんです。県道はずっとおくれたんだけれども、宮崎県が持っていて、都城市も持っている、高原も持っている。どこか必要なときは譲り合って、皆、貸してあげる。例えば、九州全体で備えておって、貸し出しをして回していくというようなシステムをつくってほしいなと思うんです。私は都城ですから、大変。といの灰も取らないかんし、我が家の前の道路も積もっているし、大変なんです。それを考えると、やっぱり備えておかなくちゃいけないと思います。

そして、これは本当かどうか知りませんが、都城市あたりで鹿児島から借りて使っている車は、1日15万ぐらい払っているというような話を聞いたけれども、どうなんですか、わからないかもしれないけれども。金が要るんだという話でしたけれども。

○甲斐危機管理局長 私も聞いておりませんので、確認いたします。

○中村委員 これが本当なら、運転手つきで15万幾ら払っているというような話を聞いたんです。そうであれば、そういったものをそろえなくちゃいけないし、私が聞いたのは、あれは講習会をやらんと乗れないらしいです。左側を通るので、左ハンドルになっているから、常日ごろから、県なり市にあって、そういう訓練もしておかないと乗れないらしい。そういったことも含めてひとつ検討をお願いします。

○押川委員長 ほかにございませんか。なければ、次に、請願の審査に移ります。請願について、執行部からの説明はございませんか。

○永田税務課長 請願第49号「個人住民税にお

ける寄附金控除の対象としての更生保護法人の指定についての請願」についてであります。その中にあります個人住民税控除につきまして御説明いたします。

この寄附金控除につきましては、その対象が、それまで共同募金会及び日本赤十字社への寄附金に限られていたものが、平成20年度の地方税法改正によりまして、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、地域における住民の福祉の向上に寄与するものとして、都道府県または市町村が条例で指定したものを加えることができることとなっております。

ちょっと詳しく説明申し上げますと、今回、請願のありました更生保護法人を初め、社会福祉法人や学校法人などに対して行われた所得税の所得控除の対象となる寄附金の中で、県が条例で指定した場合については、寄附金額から5,000円を差し引いた金額の4%を個人県民税の所得割額から、同様に、市町村が条例で指定した場合については、6%を個人市町村民税の所得割額から税額控除できるというものであります。具体例で申し上げますと、例えば、3万円寄附された方については、5,000円を引いた2万5,000円について、県民税ですと4%の1,000円が、市町村民税では6%の1,500円が税額から控除できることとなっております。また、これらの控除額に伴う減収につきましては、地方交付税等による補てんは行われないうこととなっておりますので、そのまま減収となります。

なお、平成20年度の改正以降現在までに、東日本を中心に32都道府県が条例指定を行っており、本県を含め15府県がまだ指定を行っていないというような状況でございます。以上でございます。

○押川委員長 説明が終わりました。委員の皆様

様方、質疑はございませんでしょうか。

○中村委員 私は、30年来、保護司をやっています。今、おっしゃったように、32県が指定しておいて、15県しか指定がされていないということであれば、こういう更生保護をやっている人たちのために……。本当に金がないわけですね、総額を含めても大した額じゃないでしょう。ぜひ、やっていただきたいと思います。

○鳥飼委員 32が指定ということなんですけれども、他県の状況は、更生保護法人に限るのか、それ以外の社会福祉法人とかあるんでしょうか。どんな状況でしょうか。

○永田税務課長 今回の税法改正で対象となりましたのは、例えば、私立学校法人とか、社会福祉法人なども対象になりますので、条例で定めた場合はそちらへの寄附金も対象になるということになります。

○鳥飼委員 他県の例で。

○永田税務課長 他県について詳しい調査をしていないんですが、基本的には、今回、税法改正で対象になったものはすべて指定がされているのではないかなというふうに考えております。

○武井委員 1点、今まで32県が指定されて、宮崎はしていなかったということですが、今まで指定してこなかった経緯というのは、何か意思があつてなのか、それとも純粹におくれているというのか、特に他意はないのか、何か理由があつてしていなかったのかとか、そのあたり、もしあればお聞かせいただきたいと思いません。

○永田税務課長 税法改正後、税務課としては、関係の所管する各課について、この税法改正がされましたということで紹介しまして、その要望の有無については照会をしたところなんです。現在まで、それについて控除を要望すると

かというようなのが関係各課からまだ寄せられておらないところです。

それから、この条例指定に当たって、例えば、県民税減収について交付税措置がされませんので、他県の例を見ますと、相当な額の控除がされる。その分、税額が減収になるというようなことがございます。

それから、例えば社会福祉法人とか学校法人については、従来、県のほうから助成措置もされておるといって、それに加えてこの措置をすることについて適当なのかどうか、そこ辺の議論も十分にした上でこれを導入する必要があるのではないかなと税務課としては考えておるところです。

○武井委員 言わんとされていることはわからんではないんですが、実際、これで県税の収入が大きく減るのかなと、そういう感じもするんですが、他県の事例とかで、実際にこれを導入した結果として、減収がこれぐらいあるとか、あったというようなこととか、もし把握されている部分があれば、お聞かせいただきたいと思えます。

○永田税務課長 九州各県では、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県の4県が指定をしておるんですけれども、例えば、福岡県では、約2,100万、熊本県では1,000万の控除をしておりますので、その分減収になるということになるかと思えます。それから、この寄附金については、これからだんだんこういうことが周知されていくということで、今後は、これがふえていくんではないかなというふうなことで考えております。

○武井委員 わかりました。

○押川委員長 ほかに。

○横田委員 一応、そういう税制があるということを紹介されて、今まで要望が上がってこな

かったということですが、今回、更生保護法人が要望されたわけですね。条例で指定しようというときに、ここだけを指定するとか、そういうわけにはいかないんですか。要望が全然上がっていないところまで指定することになるんですか。

○日隈財政課長 社会福祉法人とかNPOとかを含めて、どういった団体に対する寄附を対象にするかというようなことについては、慎重な検討が必要かと思えます。例えば、私学振興につきましても、補助金も今ある中で、宗教系の私学もございますので、宗教関係者からの寄附金というようなところあたりもどう取り扱うのかというようなことを含めて、やる・やらないの入り口があった上で、やるとした場合どこまで対象にするかというのは慎重な検討が必要かと思えます。

○押川委員長 よろしいですか。

○横田委員 もう一回確認ですけれども、更生保護法人1つだけしていくということもできるんですか。ここだけしか今のところ要望は上がってきていないということですが、

○押川委員長 あすも当初がありますから、また時間があるので、調べられる範囲の中で調べていただいて、また報告していただければありがたいと思えます。よろしいでしょうか。

○永田税務課長 他県にそういう例があるか把握できていないんですけれども、理屈上は可能ではないかなと考えております。

○押川委員長 それでは、以上をもちまして総務部を終了いたします。執行部の皆様、御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時52分休憩

午後3時59分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

委員の皆様にお諮りいたします。

本日の日程は、午後4時までとなっておりますが、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、このまま継続いたします。

それでは、本委員会に付託されました補正予算関連議案等の説明を求めます。

○加藤会計管理者 会計管理局の平成22年度2月補正予算につきまして御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の389ページをお開きください。会計管理局は、7,416万円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、6億1,878万2,000円となります。

その主なものにつきまして御説明申し上げます。

393ページをお開きください。まず、(目)一般管理費(事項)職員費ですが、1,191万5,000円の減額でございます。これは、給与改定等による執行残によるものであります。

次に、(目)会計管理費(事項)出納事務費ですが、5,955万9,000円の減額でございます。これは、出納事務執行に要する経費や財務会計システム運営管理等に要した経費の執行残によるものであります。

最後に、(事項)証紙収入事務費ですが、268万6,000円の減額でございます。これは、収入証紙売りさばき人に対して支払う売りさばき手数料や収入証紙印刷経費の執行残であります。

会計管理局は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

○武井委員 証紙なんですけれども、マイナスの補正が結構続いて、証紙という形で行政をやっていくというの、システムの古いのかなという感じもしなくはないんですが、手数料が減っているということは、平たく言えば、当然、手数料というのは売り上げに対して発生するものですから、証紙の売り上げ自体が下がっているということの結果として、手数料が下がっているという理解でよろしいということですか。

○川野会計課長 証紙売りさばき手数料でございますが、売りさばき手数料というのは、売りさばき人に証紙を売り渡した時点で発生するというので、今、3.15%ほど払っておるんですが、今年度は、特に、建築関係の業務の中で、これまで県が行っていた業務につきまして民間の業者や、宮崎市などの建築主事設置市に対して業務がおろされたということもございまして、そういうことも相まって県の手数料が減少して、その結果として売りさばき手数料が減ったのではないかというふうに考えております。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○鳥飼委員 財務会計システム運営管理費5,300万の減なんですけれども、これは、運営は委託しているんですね。減をするというのはどういうふうなことなのでしょうか。

○川野会計課長 今年度は、財務会計システムのハードのほうの入れかえを行いました。その賃借料が、一般競争入札をした結果、予定よりかなり下回りまして、例えば、月630万ほど予定しておったものが、結果として490万円ほどで済んだということもございまして、今年度、5,300万余の減額になったものでございます。

○鳥飼委員 一般入札ということは、ハードはどこからどこにかわったということでしょうか。

○川野会計課長 ハードは、もともと富士通システムですので、今回も富士通が引き続きとったところでございます。

○鳥飼委員 そうすると、そこでかなり熾烈なのがあって、それだけ減額になったということなんでしょうね。

○川野会計課長 今回は、ハードの機器の入れかえをやったんですが、基本的には、これまでと同様の能力を有した機器ということで入れかえを行っております。その結果として、今ある機器については5年前に入れたものでございますので、5年後、今回、同程度の機能を持った機種ということで入れかえました。コンピューターは日々、技術革新によって価格が下がってきておりますので、その結果として賃借料が大きく減少した、こういうことが一番大きな要因かなと思っています。そのほかにも、若干、機器の見直しも行いまして、サーバーの数が若干減ったということもございます。以上です。

○鳥飼委員 通常はソフトとハードとセットになっているだろうと思うんですが、5年間、この富士通のシステムでいくということになるんですね。

○川野会計課長 今回は、あくまでもハードである機器の部分だけ入れかえておりますので、ソフトについてはそのままという考えでやっています。したがって、古いサーバーから新しいサーバーに中身のシステムを移行したということでございます。

○鳥飼委員 ソフトも富士通がつくっているんですか。

○川野会計課長 そうです。

○鳥飼委員 わかりました。

○中村委員 何年か前に、システムの金額が高いということで、富士通かどこかではなかった

か、メーカーにおった人を県に臨時で入れて、非常に格安になった。要らんことを聞きますけれども、その人はどうなりましたか。まだいますか。

○川野会計課長 今、情報政策課におけるようにございます。この関係につきましても、機器の選定とかに当たりましては、十分に情報政策課とも協議の上、見積もり等もいたして、機器の選択をして要求したというところでございます。

○中村委員 その人は県職員になっているわけですか。

○川野会計課長 4年の任期つき職員ということでございます。

○押川委員長 ほかにございませんか。その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして会計管理局を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後4時7分休憩

午後4時9分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました補正予算関連議案等の説明を求めます。

○太田人事委員会事務局長 それでは、人事委員会事務局の平成22年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の471ページをお開きください。表の一番上の補正額の欄でございます。総額で940万8,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算総額は、1億4,636万2,000円となります。

次に、補正の主な事項について御説明いたし

ます。

475ページをお開きください。まず、(事項)職員費の440万3,000円の減額補正でございます。これは、給与改定に伴う給料及び期末勤勉手当の減額等によるものでございます。

次に、(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費の133万2,000円の減額補正でございます。これは、県職員採用試験の実施及び任用制度等に関する調査研究に要する経費でございます、主に採用試験実施経費の執行残でございます。

次のページをごらんください。(事項)給与その他の勤務条件の調査研究費の102万3,000円の減額補正でございます。これは、給与勧告及び勤務条件に関する調査研究に要する経費で、主に給与報告及び勧告等に係る事務経費の執行残でございます。

次に、最後の(事項)審査監督費の157万2,000円の減額補正でございます。これは、不利益処分に関する不服申し立ての審査及び労働基準監督関係等に要する経費で、主に不服申し立て審査に係る事務経費の執行残でございます。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 その他、何かありませんか。

○武井委員 今度、予算の審査があるんですけども、そのとき、総務部等が先になってしまいますが、条例案についての意見というのが配られたんですが、これについて見解等を改めてお伺いしたいと思います。

○太田人事委員会事務局長 今おっしゃったのは、給与表の条例の改正……。

○武井委員 予算のときに総務部の審査が人事

委員会より先にあるものですから、今、聞いておかないといけないものですから。

○太田人事委員会事務局長 職員の給与、今回の場合は管理職手当についてのカットということだと思っておりますが、今回で改正3度目ということになるかと思っておりますが、人事委員会といたしましては、毎年、一定のルールに基づきまして、職員の給与について勧告・報告等をいたしております。基本的には民間、国の状況等に準ずるように、知事、議会に対しまして勧告いたしているところで、これを尊重していただくというのが基本でございますが、最終的な決定ということになりますと、知事あるいは議会の議決ということになります。そのときの財政状況等、知事のほうで総合的に判断されて決定されるということで、原則はそうですけれども、基本的にはやむを得ないものというふうに私どもは考えておりますので、そのことを文書にして回答いたしまして、条例改正についてはやむを得ないという趣旨でございます。以上でございます。

○押川委員長 それでは、以上をもちまして人事委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後4時14分休憩

午後4時15分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました補正予算関連議案等の説明を求めます。

○渋谷監査事務局長 それでは、監査事務局の平成22年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の465ページをごら

んください。監査事務局は、総額で827万4,000円の減額補正をお願いするものであります。この結果、補正後の予算総額は、2億2,167万9,000円となります。

その主なものについて御説明いたします。

469ページをお開きください。(目) 委員費でありますが、160万6,000円の減額となっております。これは、(事項) 委員報酬が94万8,000円の減額、(事項) 運営費、監査委員の監査に要する経費でありますけれども、これが65万8,000円の減額でありまして、いずれも、執行残によるものでございます。

次に、(目) 事務局費につきましては、666万8,000円の減額で、これは(事項) 職員費、人件費でございますが、325万8,000円の減額、また、事務局の運営に要する経費であります(事項) 運営費が341万円の減額、いずれも、執行残によるものでございます。

補正予算につきましては、以上でございます。

次に、報告事項が1件ございますので、説明させていただきます。

平成23年2月定例議会提出報告書の3ページをお開きください。損害賠償額を定めたことについてであります。監査事務局関係につきましては、4ページの上から3段目、県有車両による交通事故であります。これは、事故の発生は昨年11月18日で、場所は都城市北原町24街区21号駐車場となっております。これは、都城総合庁舎内の駐車場でございます。事故の状況といたしましては、事務局監査の際に、職員が誤って相手方、都城市の公用車に接触いたしまして、損傷を与えたものでございます。損害賠償額は、8万1,953円で、すべて任意保険から支払われております。専決年月日は、23年1月6日でございます。

説明につきましては以上であります。よろしく御審議お願いいたします。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして監査事務局を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後4時19分休憩

午後4時20分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました補正予算関連議案等の説明を求めます。

○日高議会事務局 長 それでは、議会事務局の平成22年度2月補正予算につきまして、御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の1ページをお願いいたします。補正額の欄でございますが、3,909万円の減額補正をお願いしております。補正後の予算額につきましては、12億362万3,000円となります。

補正予算の内容について御説明いたします。

5ページをお願いいたします。まず、(目) 議会費でございますが、2,354万9,000円の減額をお願いしております。その主なものを御説明いたします。(事項) 議員報酬の1,172万2,000円の減額でございます。これは、議員の皆様の期末手当の減額等によりまして執行残が生じたものでございます。

次に、(事項) 常任委員会運営費の490万の減額でございます。これは、予定しておりました

県内調査が、今年度は口蹄疫の影響で実施できなかったことなどによるものでございます。

次に、(事項) 議会一般運営費の429万7,000円の減額でございます。これは、正副議長の公務関連旅費等の執行残によるものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

(目) 事務局費でございますが、1,554万1,000円の減額をお願いしております。その主なものを御説明いたします。(事項)職員費の484万2,000円の減額でございます。これは、職員の給与等の改正に伴いまして、執行残が生じたものでございます。

次に、(事項) 議会一般運営費の705万4,000円の減額でございます。これは、主に説明欄の2、議会棟大規模改修事業の入札執行残等によるものでございます。なお、議会棟大規模改修事業は、平成21年度から23年度までの予定でございますが、平成22年度は、議会運営委員会室などの壁の補強や防火シャッターの設置などを行ったところでございます。

説明は以上でございます。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 その他で何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして議会事務局を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後4時23分休憩

午後4時23分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

採決につきましては、当初予算関係議案とあわせて、委員会最終日の3月9日(水)に行います。あすより当初予算関係議案の審査を行います。

以上で本日の委員会を終了いたします。

午後4時24分散会

平成23年 3 月 4 日（金曜日）

午前10時0分再開

出席委員（9人）

委 員 長	押 川 修一郎
副 委 員 長	河 野 哲 也
委 員	中 村 幸 一
委 員	横 田 照 夫
委 員	松 村 悟 郎
委 員	武 井 俊 輔
委 員	井 上 紀代子
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	前屋敷 恵 美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総 務 部

総 務 部 長	稲 用 博 美
総 務 部 次 長 （総務・職員担当）	四 本 孝
総 務 部 次 長 （財務・市町村担当）	岡 田 英 治
危 機 管 理 局 長	甲 斐 睦 教
部 参 事 兼 総 務 課 長	緒 方 文 彦
人 事 課 長	桑 山 秀 彦
行 政 経 営 課 長	大 坪 篤 史
財 政 課 長	日 隈 俊 郎
部 参 事 兼 税 務 課 長	永 田 裕 志
市 町 村 課 長	茂 雄 二
総 務 事 務 セ ン タ ー 課 長	假 屋 宗 春
危 機 管 理 課 長	金 井 嘉 郁
消 防 保 安 課 長	山之内 点

事務局職員出席者

総 務 課 主 幹	馬 場 輝 夫
議 事 課 主 査	大 下 香

○押川委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました当初予算関連議案等の説明を求めます。

○稲用総務部長 今回、御審議いただきます議案につきまして、お手元に配付しております「平成23年度当初予算案の概要について」と総務政策常任委員会資料によりまして、御説明をしたいと思います。

まず、平成23年度当初予算案について御説明いたします。

平成23年度当初予算案の概要についての1ページをお開きください。今回の予算編成の基本的な考え方でございます。平成23年度当初予算案は、知事就任後、議会提案までに検討のための十分な時間が確保できないことから、人件費等の義務的経費や経常的経費を中心とした、いわゆる骨格予算として編成いたしました。しかしながら、知事の指示のもと、経済・雇用対策経費や口蹄疫復興対策など早急な対応を必要とする経費については、県民の生活に影響を生じないように予算案に計上し、骨太な骨格予算としたところでございます。なお、そのほかの新規事業や政策的な判断を要する経費につきましては、新年度において追加補正する予定としております。

2ページをごらんください。一般会計当初予算案の規模は、5,236億6,300万円、前年度比9.3%の減となります。下にあります棒グラフを見ていただきますと、予算の規模は、平成14年度から20年度まで7年間連続のマイナスから、21年度にプラスに転じまして、本年度まで2年連

続のプラスでありましたが、来年度は骨格予算のために、暫定的にマイナスとなります。

3ページから歳入予算の特徴を記載しております。4ページをお開きください。自主財源についてであります。真ん中の表をごらんいただきますと、平成23年度は、繰入金、諸収入の減等によりまして、自主財源比率は、35.8%と前年度に比べ0.4ポイントの減となります。

関連しまして、基金残高ですが、財政関係2基金につきまして、5ページの上の表の基金残高の推移を見ていただきますと、平成23年度末の残高は、当初予算後の見込み額であります。480億円程度となる見込みでございます。

次に、6ページをごらんください。依存財源でございます。下の表の地方交付税は、1,829億2,300万円と前年度を上回っておりますが、7ページの一番上の表にありますように、地方交付税の代替財源であります臨時財政対策債との合計で見ますと、臨財債の大幅な減によりまして、2,252億4,500万円と、額にして59億円余の減となっております。

6ページの表に戻っていただきまして、県債ですが、骨格予算であるということと、臨財債の減によりまして683億110万円と、264億円余の減となっております。

7ページをもう一度見ていただきまして、2つ目の表ですが、県債残高であります。県債残高につきましては、今年度、口蹄疫対策によりまして1,200億円の転貸債等を発行したため、初めて1兆円を超えることとなりましたが、発行額の減によりまして平成23年度末残高は、平成22年度末に比べて123億円減の1兆466億円となる見込みでありまして、臨財債及び口蹄疫対策転貸債等を除いた残高では、6,228億円と、450億円の減となる見込みでございます。

次に、8ページをお開きください。歳出予算の特徴であります。下の表をごらんいただきますと、骨格予算のためではありますが、投資的経費やその他の一般行政経費については大幅な減となっております。一方で、年間所要額の全額を計上いたしました義務的経費につきましては、人件費の抑制分を社会保障関係経費を含む扶助費や公債費の伸びが上回っており、依然として財政の硬直化が進んでいることがおわかりいただけると思います。

13ページ以降には、重点施策の項目ごとに主な事業を掲載しておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと思っております。

以上を総括的に申し上げますと、平成23年度当初予算は、依然として県税等の自主財源比率が3割台にとどまるなど、脆弱な財政基盤によりまして厳しい財政状況が続く中で、知事の政策提案をもとに、選択と集中により、宮崎県全体の活力を高めるために真に必要な事業を可能な限り盛り込んだ「明日のみやぎの礎づくり」予算としたところでございます。

平成23年度当初予算案の概要につきましては、以上でございます。

次に、委員会資料の2ページをごらんいただきたいと思っております。総務部の各課別集計表であります。表の一番下の総務部計をごらんいただきますと、平成23年度の当初予算額は、1,355億4,208万2,000円で、前年度当初予算と比べて4億6,326万7,000円の増となっております。

次に、3ページをごらんいただきたいと思っております。総務部の主な重点事業でございます。上から4番目の丸、職員の心の健康づくり推進強化事業につきましては、メンタルヘルス対策を中心にサポート体制の強化を図るものでございます。

その他の事業につきましては、後ほど、ごらんいただければと思います。

次に、特別議案について御説明いたします。

6ページをお開きいただきたいと思います。議案第19号「宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、職員数の状況等を踏まえ、職員定数の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、7ページでございます。議案第22号「知事等の給与の特例に関する条例」についてであります。これは、財政改革推進の一環として、特別職等の給料等及び管理監督の立場にある一般職の管理職手当について、特例的に減額するための条例を制定するものであります。

特別議案は、以上の2件でございます。

次に、その他報告であります。

本日、御報告いたしますのは、まず、8ページの平成23年度組織改正について、次に、19ページのみやざき行財政改革プラン（素案）について、23ページの持続可能な財政基盤の確立についての3件でございます。

それぞれの詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○永田税務課長 地方消費税清算金及び県税収入の当初予算について御説明申し上げます。

まず、地方消費税清算金であります。平成23年度当初予算の概要についての4ページをお開きください。真ん中の表、自主財源の状況の地方消費税清算金の欄をごらんください。これは、一たん、各県ごとに国から払い込まれた地方消費税を各都道府県の実際の消費シェアに合わせて、各都道府県間で清算し配分するものであります。23年度の予算額は、213億8,618万5,000円

を計上しております。前年度に比べ6億7,239万3,000円、3.2%の増となっております。これは、全国合計の地方消費税が地方財政計画等で増加すると見込まれることによるものであります。

続きまして、県税収入予算につきまして御説明申し上げます。

総務政策常任委員会資料の1ページをお開きください。県税収入につきましては、県内の経済動向や主要企業の業績見通し、22年度の税収状況、地方財政計画等を総合的に検討して見込んだものであります。当初予算は、①の県税計の欄であります。779億8,000万円を計上したところであります。これは、結果的に、前年度と同額となっております。

それでは、主な税目について御説明いたします。増減額の欄をごらんください。まず、個人県民税は、課税対象となる平成22年分所得の減少により9億1,900万円余の減収、法人県民税が、企業収益の増加により3億9,000万円余の増収、法人事業税につきましても、同じく、企業収益の増加により11億1,700万円余の増収、また、自動車税は、課税台数の減少により2億8,200万円余の減収と見込んでおります。自動車取得税は、低公害車特例等、いわゆるエコカー減税の影響等を受け1億7,700万円余の減収と見込んでいます。

以上であります。よろしくお願いたします。

○押川委員長 議案の概要説明及び歳入予算の説明が終了いたしました。ここまでのところで委員の皆様方、御意見はございませんか。

○井上委員 県税の収入予算のところで教えていただきたいことが1つあります。全体が100です。数字をもしかしたら合わせられたのかもしれないんですけども、産業廃棄物税が増

になっていますけれども、これの根拠は何なんですか。

○永田税務課長 産業廃棄物税につきましては、産業廃棄物の特別徴収義務者、最終処分場等を持っておられる事業者について、30事業者ほど多いところから選びまして、アンケートをとっております。その事業者の見込みに基づいて、最終的に見込んでおるところです。

○井上委員 これは私のあれかもしれません、他県から余りにもたくさん持ち込まれるようなことがないように、そこはちゃんと……。ここがふえていくというのがちょっと心配な気はするんですけども、根拠はそういうことであれば、わかりました。

○鳥飼委員 総括的にということなんだろうと思いますけれども、本県の財政構造といいますか、自主財源比率が厳しいというのは、私が議員になってからずっとそういう話が出ています。そういう財政構造ですから、それを改善するといえますか、基本的にどういう方策があるのか。宮崎県の財政構造というのは、地方交付税が、上がり下がりがありますけれども約2,000億、それから国庫支出金、その後いろんな形での県債がふえてきたりしますけれども、宮崎県の場合、この自主財源比率を高めていくということは極めて困難であろうと。産業をどうやって殖産するのかということとつながってきて、法人事業税なりをどれだけ収入していくかということになると、企業誘致なりというものがあるんですけども、宮崎県の状況、総務部長からも説明があったんですけども、今、どんなふうに見ておられるのか、改善すべき点というのは、どういうふうにしていけば財政構造を改善できるというふうにしておられるのか、それについて基本的なところを議論したいと思います。

○日隈財政課長 今、鳥飼委員のほうから御指摘いただきましたとおり、自主財源については、なかなか伸びがないというようなお話もあります。大きくは、国と地方の関係で申しますと、税源の問題、いわゆる地方に財源をしっかりといただきたいという一つの考えがございまして、税制を一応置いて現状の税制で考えますと、やはり県税収入の確保というのが大切であろうと思います。御指摘があったとおり、企業誘致、企業立地含めまして、事業所得等の向上、個人所得の向上をしっかりと図っていければ県税収入は上がっていくという方向にあるかと思えます。人口減少傾向に何とか歯どめをかけて、所得の向上を図っていくというのが、地道ではありますがありますけれども、どの県でも、税収というのが一定割合確保をしておりますので、本県もできるだけ自主財源の確保に努めていく必要があるのではないかと思います。

付随してもう少し御説明申し上げますけれども、先ほど、総務部長から説明がありましたとおり、地方交付税とその代替財源であります臨時財政対策債を足しますと、ことしも当初予算で59億マイナスになっております。地方財政計画では、この分は税収の増で埋めております。地方の税収も地方財政計画では2.8%の伸びを見込んでおりますし、国のほうでは9.7%ですか、税収増というような傾向にあります。本県だけ、税収が今、税務課長から説明がありましたとおり、プラマイゼロというような状況にありますので、やはり税収の確保が図られないと、どうしてもそこところが補えないというようなことも出てまいりますので、やはり自主財源の中でも県税収入というのは非常に大事じゃないかなというふうに考えております。

○鳥飼委員 県税収入900億、何ぼ頑張って

も1,000億には恐らく届かないだろうというふうな感じはいたします。そうしますと、この財政構造というのは変わらないわけなんです。確かに、企業誘致で法人を誘致するとか、そういう努力はするにしても、今の国の政策の中ではなかなか難しいものがある。地方交付税も、麻生政権の末期には1兆円でしたか、ぎりぎりになって増額をしてもらったという経緯もありますし、新政権になっても、確かに、地方交付税の入りは少なくとも、出のところで上積みをしてもらって、それなりに地方に配慮してもらっているというような感じは持っているんですけども、そうであれば、なお一層、宮崎県としては努力をしなくちゃならない。

九州知事会で地方交付税の総額確保ということで、そういう集金を各県でやりましょうということをやったけれども、前の知事に提起をしたけれども、全く関心を持たないといえますか、おぎなりのことしかやらない。ふるさと納税みたいなことで、確かにちょっとふえたところがありますけれども、大宗のところではやらなくて、枝葉末節のところでは熱を出しているというようなことでは困ると思うんですね。事務方が努力をしても、トップがそういう認識だから変わらないということもあって、なかなか苦慮されたということは十分理解するんですけども、そういう現実にあるということを押さえて、そしていかなくってはならないと。知事が提案理由説明の中でいろいろと言っておられましたけれども、そういう財政構造にあるわけですから、それを改善するのに職員を減らす、賃金を減らすというのは、本当に一番安易な方法だと私は思っているんです。ですから、そこはしっかり押さえていただかなくちゃならないというふうに思っています。

それともう一つ、5ページに基金の状況というのがありまして、この間ずっと、安藤知事、さかのぼれば松形知事のときもそうなんですけれども、表現はあっても、そこまではやってこられなかったというのが一つありますけれども、実際、今、こういう状況が続いています。23年度末が480億、21年度が471億、22年度は554億ということになっています。それは皆さん方の努力でこういう結果が出ているというのは評価したいとは思いますが、説明があるときにいつも脅しみたいに県民とか我々に聞こえるんです。貯金がなくなる、このままいったらなくなる、だからこうするんだというようなことでは、私はいけないんじゃないかなと。基本のところは、企業誘致なりをどうやって図っていくのかということが大事だろうと思うんです。本県の財政構造は、現状では交付税に頼るしかないわけですから、確かに、永田課長のところで一生懸命頑張っていただいて900億という状況になるということもあるだろうと思いますが、そこはそういう財政構造にあるということにまず持っておいて、そして、知事の発言もそうなんですけれども、やっていただかないといけないなど私は思っております。何か御意見があればお願いします。

○日隈財政課長 御指摘のとおり、基金残高については、かなり減ってきております。実は5ページの資料では、23年度末は480億ということで記載しておりますが、これはまだ骨格予算でございます。これが肉づけ、いわゆる本格化予算という形になりますと、あと130億から140億ぐらいは必要ではないかと見込んでおりますので、残高としては340億前後ぐらいまでは落ちるのかなと。もう少し落ちるのかもしれませんが、そういったふうに見込んでいるところです。

全体の問題といたしましては、今、鳥飼委員からありましたとおり、なかなか地方財政も厳しいんですが、歳出のほうで申し上げると、黙っていてもどうしてもふえていくのが社会保障関係費です。本県のベースで申し上げても、10億から20億、毎年ふえてまいります。本年度の当初予算でも15億強ふえております。10年間でこれが伸びていきますと150億から200億伸びる中で、今の税制体制ではそれだけの税収が見込めません。

それで、今までの行政改革の中では、定数削減というような工夫もしてまいりましたけれども、経費節減も、後で御説明しますが、なかなかこれ以上絞っていく、例えば今、行政経営課長が横におりますけれども、1,000名削減なんていうのは、今後なかなかできるものではないだろうとっております。したがって、経費の削減も限界に来ております。その中で、歳出だけがふえていく分をどう賄っていくかというのは、先ほど、私は省略させていただきましたけれども、税制の問題、これを抜本的に考えていただいて、何とか地方財源を確保していく、そういった方策を講じない限りは、これ以上はなかなか難しい時期が近づいているのではないかとこのように思っているところです。以上です。

○鳥飼委員 国税5税の算定比率を上げるとか、そういう努力をやっていかなくちゃならないんですね。前の知事にも何回も言いましたけれども、しかし、やろうとしない。不幸な知事だったなと私は思っているんです。そういう努力をしていかないと、そういう痛み、苦しみというのは県民にもわかってもらわないといけないと思うので、財政構造を変えていこうということでこういう努力をしているんです、それが地方

交付税を確保する集会なんですか、それは理解していただかないと、僕はわからないと思うんです。県庁の人たちがそこはうまいぐあいにやってくれるから、立派に頑張ってくれているんだろうぐらいの認識しか持つことができないんじゃないかなと思うんです。それを県民に訴えていくということが大事ではないかと思えますので、そこは日隈課長が財政課長で答えるでしょうけれども、本当は総務部長に答えてもらいたかったんです。それはそれでいいですけども、今後の課題として指摘をしておきたいというふうに思います。

もう一つ、県税のところでお話ございました。きのうも補正のところでありまして、当初予算では779億ということで、前年度と一緒なんですけれども、2月補正では804億まで回復しているということがあるんですね。それでも当初と比較したという形でこういうふうになっておるわけなんです、特に、個人県民税というのがぐっと下がってきているというのがあります。補正では253億までなっていて、当初では244億というようなことで、厳しく見積もりといたしますか、予算が立てられております。法人県民税は36億、これが35億ということになっています。法人事業税は109億が107億ということで当初に上がってきているというような理解だろうというふうに思います。この予算を立てるとき、実際、税務課に私はいたこともないのでわかりませんが、ほとんど昨年と同額の見積もりがしてあるんですけれども、それと2月補正の分との関係で、きのう、御説明を受けたものですから、どういうものを考慮して23年度当初の県税の見積もりになっているのか、大まかで結構ですので、御説明をいただきたいと思えます。

○永田税務課長 県税の見積もりにつきましては、各税目ごとにそれぞれ見込んでおります。例えば個人県民税が相当下がっておりますけれども、22年分所得の減少ということで、状況としては、昨年1年間の国税における源泉徴収の状況、こういったものを見てみますと、実際に国税のほうから聞き取りをしますと、約4%ほど下がっているというような状況等がありまして、このぐらいしか見込めないというような状況なんです。法人税につきましては、当初比ではこういった状況なんです。御指摘のように、22年度の最終見込みよりは減とかいうような状況もありまして、最終的に、計では同額なんですけれども、各税目ごとの内訳につきましては、昨年とは違っておるというような状況でございます。

○鳥飼委員 最後になります。総括的にといいますか、予算を財政課長なり総務部長が記者発表します。それを新聞が書くわけですが、
「本県は厳しい財政状況にありまして、自主財源が乏しく」とかいうようなことがあるんです。なお一層、県の財政の状況を県民に知ってもらうような努力をしていくべきだというふうに思います。交付税の集会所とか九州地方知事会でやろうと決めたんだから、それをやるとか、そういう努力を積み重ねていくことで、県民の皆さんにもそういう理解をしてもらう。ただ県庁の職員を減らせばいいわ、給料を減らせばいいわというような安易なことで努力をしているなどというふうに見てもらうのは、私としては不本意なんです。しっかり行政の仕事をしていただくためには、何が足りなくて、何が必要なのかということをしっかり県民にわかっていただく努力をお願いしておきたいと思っております。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○松村委員 関連するんですけども、昨年、口蹄疫ということで県内、非常な被害だった。私たちの地域は児湯郡というところで、それぞれの市町村なんかでお話を聞くと、これだけ被害を受けて、企業関係も売り上げは相当減っているはずだ、農家関係もほとんど厳しいはずだ、飲み屋さんもほとんど売り上げはない、そういうお話をしている、そうすると、ことしの税収は厳しいと、町村の財政も大変じゃないのか、下手すると危ないよというような話なんか去年の中でありました。引き続き、鳥フルはそろそろ終息してほしいんですけども、また火山灰とかあって、児湯郡だけじゃなくて県内一円、昨年度を含めて下がっているんじゃないかと思って、県税収入等を見ていたら、そこまで影響はないのかなというふうに私も見てびっくりしているんです。昨年は宮崎県の被害はどれだけだったかという、3,000億だとか何とかだといろんなことを言っていましたね。宮崎県の総GDPの占める割合というのは、相当大きいと思うんですけども、昨年こんなことだったから、反映するのはことしですから、ことしの税収は厳しいだろうなと思っていたんです。大体昨年並みということが出ているので、大したあれはなかったのかという気もあるんですけども、昨年からの被害は、これには影響していないのでしょうか。

○永田税務課長 私も、委員おっしゃるとおり、どうなのかなということではちょっと思いがあるんですけども、22年度の当初予算比なものですから、22年度の最終見込みからすると約25億円、実態としては減少というような状況でございます。22年度の当初予算を見込むときに、その前の21年度が、例えば法人の2税あたりは、見込みよりも相当下がったというようなことも

ありまして、22年度の法人は相当低く見込みました。ところが、低く見込んだけれども、22年度は最終予算でプラスで見込みましたように、若干上がったというようなこともありまして、当初予算同士で比べると同額だけれども、実質は25億円ほどは下回っているというような状況であるということでございます。

○松村委員 そんなものですか。安心していいのか何かわかりませんが、実際にふたをあけたらという不安があるので、もし、予測されるものが本当にあるんだったら、県税収入というのはもうちょっと低目に抑えて、それ以外のところでどう確保していくかということで、逆に国に向かって、これだけの被害があるんだから、交付税措置はこういう形で当初予算に上げることはできないのか、そういう措置を約束できないかとかいう形で、自主財源は本当に少ないんだということで、依存財源の割合を、ことしはしようがない、ふやしていこうというぐらいになるのかなと私は思っていたんですけども……。また補正もあるでしょうし、次の対策があると思いますから、それをまた見ていきたいと思えます。

○横田委員 たばこ税についてお尋ねしたいんですけども、昨年10月1日にたばこ税が値上がりしたわけですけども、それを機会にやめた人もかなりおられると思うんです。たばこ税の増税がどういうふうに影響するのかなと非常に興味があるものですから、10月の前と後、どういう傾向があったのかを教えてくださいたいんです。

○永田税務課長 たばこ税につきましては、昨年10月に大幅な税の増額がありました。本数ベースでいいますと、10月の値上げ直前にどんと膨らみまして、これが対前年比で57.1%の増、と

ころが、値上げ直後の10月の分については、対前年比で38.2%というふうに大きな影響がございました。

○横田委員 金額とかではわからないんですか。

○永田税務課長 金額では、値上げ直前1カ月が2億8,600万ということで、対前年比57.2%の増、直後が約1億3,000万ということで、対前年比では、税額が上がったということもありまして、約7割ほどに減少しております。

○横田委員 もうちょっと経緯を見ないとはいっきりわからないと思うんですけども、たばこ税を上げることが税収にプラスになるのか、マイナスになるのか、推移を見てみたいと思えます。

次に、自動車取得税がエコカー減税等の影響で1億7,700万減収ということですけども、逆にそれだけ車が売れたということで企業の収益が上がったと思うんですが、それで税収が相殺されたのか、またそれ以上の税収があったのか、そこ辺を教えてくださいたいんですが。

○永田税務課長 22年度はということですのでよろしいでしょうか。ちょっと確認をいたします。しばらくお待ちください。

○押川委員長 ほかに。

○前屋敷委員 私も総括的なんですけども、県税収入予算を御説明いただいた中で、今もお話が出ましたけれども、企業収益が伸びて税収もふえていく。その一方で、個人県民税は大幅な減という点では、本来、企業が収益が上がれば、所得に反映されなきゃならないというふう思うんですね。しかし、それがそうならないというところが非常に不幸なことで、個人県民税が減っているというのは、所得の減と、今、仕事がなく失業している方もいらっしゃるという点では、地域の経済も活性化して、企業その

ものがもっと元気になって、雇用も、賃金にもそれがはね返るというような状況をつくっていかねばならないと思うんですけれども、今、国の施策も含めて、それが逆だということですか、大企業への減税は進むという中で、国民の所得はどんどん減り続ける。これは世界の中でも、先進国では日本は異常な状態だという点では、国民の暮らしはますます疲弊していくということが言えるというふうに思うんです。

それから、社会保障の予算の問題も出ましたけれども、高齢化とともに社会保障予算はふえていくのは当然のことです。ですから、予算の組み方も、第一にその必要な部分はしっかり確保する、これは国家財政も同じなんですけれども、ところが、国は2,200億も前の時代からずっと社会保障を減らしてきているという問題は、社会的な問題になって、国民の共通の認識にもなっていると思うんです。根本的に地方の財政のあり方はどうかというものを問う前に、国の財政のあり方そのものも同時に問われていかないと、非常にバランスは崩れていくというふうに思います。県の財政の問題だけじゃなくて、そういった意味では国と一体となってその辺の改革を進めていかないと、ますます地方は、交付税も減らされる一方では疲弊をしていくということは当然のことです、その点では国の財政のあり方だけを私たちは問題にするものではありませんし、そこは健全な税制のあり方を県とも一体となって私は追求もしていきたいなというふうに思っているところです。総括的な意見になっていますが。何かコメントがあれば。

○稲用総務部長 総括的ということでいろんな御意見をいただいていますので、私のほうからあれですけれども、根本的に税源のあり方というのは国でも議論されていると思いますので、

地方分権とかを考えたときには、しっかりとその議論がされて、地方の安定的な財政運営のための税源というのが確保できるようにしていただく必要があるというふうに思います。

それから、交付税というのが現実的にあって、その額をどう確保するのか、これは全国知事会なんかでも委員会を設けていまして、その中でも議論をしています。消費税に関しても、全国知事会の中の委員会をもって議論して、これは国民の皆様にも御理解いただくためにということで、パンフレットをつくってわかりやすくして、こういう地方の財政状況になっていますということを示しながら、その上で国に何とかお願いしますということを示していますので、そういう動きはしていかないといけないと思います。

また、一方において、歳出は本当にいろいろ考えていかないといけない。当たり前にもふえてくるもの、これは仕方ないといひましようか、社会保障費関係というのは、せざるを得ないものになりますので、全体の事業費を、我々は毎年毎年、しっかり見直しておりますが、さらに優先度といひましようか、選択と集中という言葉が使い古されてしまった感じがあって、新しさとか、新鮮みがなくなった感じもあるんですが、再度、そういう意味においては、事業をしっかりと見直す中で、必要な事業をきちんとやっていくということ、歳入、歳出どちらかでなくて、両方バランスしながら、しっかりやっていく必要があるというふうに考えております。

○武井委員 骨太な骨格予算ということですから、逆に言えば、骨格予算とはいへ、本格予算に近いという理解で臨んでいきたいと思うんですが、当初予算案の概要の7ページの表、県債発行額と県債残高の推移を見ると、臨財債及

び口蹄疫対策転貸債等を除く県債残高は順調に下がっていますというふうに見えるんですが、私は今の状況からいうと、臨財債が本当に100%交付税で手当していただけるのかなということには、かなり不安を感じているんです。逆にこういう表を見ると、県債としては順調に下がっているんだなというように見えてしまうんですけども、実際は、県債というのは、上のラインのほうが実際の現状であるわけであって、あえてこういう表を示す必要というか、意味というのはいずこにあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○日隈財政課長 まず、臨時財政対策債のことからですが、非常にくどいかもしれませんが、景気の動向にもよりますが、税収が伸び悩む中、地方交付税の財源的にも十分確保できないということから、臨時財政対策債を発行しなさいと。要するに交付税を満額交付できないのでということで、臨時財政対策債がこれまで大幅に伸びてきた。今、武井委員から御指摘があった7ページの棒グラフで申し上げますと、黒い部分が本県。本当は現金の地方交付税でいただくべきだと思っています。そのところを臨時財政対策債という枠でいただいているというのが現状です。鳥飼委員からもありましたけれども、国税5税の引き上げ等も含めて、地方交付税財源の確保をお願いしているんですけども、十分賄えないということで、臨時財政対策債の発行で賄うのであれば賄いなさいということでいただいている部分が黒い部分ですから、本県、先ほどありましたように、自主財源が豊かではありません。交付税に頼ってきております。このところは交付税でいただきたいという部分を臨時財政対策債で補っている部分が黒い部分でありますので、その部分はいかんと

しがたく、交付税でいただきたい部分を臨時財政対策債でいただいているということでありまして、なかなかこのところを減らすというわけにはまいりません。

本来の借金としての部分は白い部分でありまして、これは、いわゆる我々の公共事業を含めた行政経費に係る県債発行なんですけれども、ことしのところを見ていただきますと、白い部分が非常に少なくなっていて、骨格であります。683億のうち、わずかに260億が借金、本来の私どもの県債発行は260億であります。何とかそこしか圧縮できない。例えば、臨時財政対策債を発行しないということになれば、交付税を放棄することと同じことになりますので、どうしてもそのところの圧縮に努めていかざるを得ない、そこしか努力できないというような財政構造、歳入構造であります。

したがって、弁解がましいことを申し上げたいとは思いませんが、結果としては、やはり折れ線グラフのほうでいえば、上のほうのラインが、確かに県債残高ではあります。ただ、口蹄疫の転貸債の1,200億だけは5年間一応置いておくだけで、5年後にはそれぞれの団体からお金が返ってきて、すっと返済いたしますので、県の負担にはなりません。1,200億円というのは特例的に考えていただければというふうに思っているところです。

加えて、臨財債の分は、交付税の代替であって、元利償還金は交付税で賄えるというふうに見るのであれば、下のラインが実質的な私どもの借金の残高のラインということで、この部分が努力のところだというふうに御理解いただきたいということで表示しております。

もう一つ加えて申し上げますならば、臨時財政対策債、実はまだ元利償還が済んでいませんか

ら、これからも残高の中の大きなウエートを占めていくということになります。元利償還金が交付税の中で算定されるということであれば、交付税総額が変わらないとすると、公債費の占める割合がふえていきますから、いわゆる自由に使える行政経費の部分の配分という算定が圧縮されていくということになりますので、やはり交付税財源については、しっかり確保していく方向で今、要望を重ねているというところで

す。

国税5税の中のシェアを地方がとると国のほうの取り分も少なくなるということも含めて、今、消費税の論議もありますけれども、そこらあたりも含めて、税制全体の中で地方財政だけは、少なくとも我々の立場からは確保していただきたいという声を上げていきたいというふうに考えております。

○武井委員 非常に怖いんですね。麻薬みたいな、感覚がだんだん麻痺して行って、これは国のやることですから、私も頑張らなきゃいけないんですねけれども、国がいざというときに、臨財債はもう見れませんかという話になったときというのは、それこそ、地方はその段階で破綻してしまうんじゃないかと非常に怖さを感じたものですから、御質問をしました。

あと2点ほど、説明資料の1ページ、収入予算なんですけれども、①と②というのは数字が見事にきれいに合っているんですけれども、これは合わせてあるんですか。たまたま合ったというには余りにもきれいな感じなんですけれども、これは、あえて合わせてあるという理解でよろしいということでしょうか。

○永田税務課長 先ほども御説明いたしましたように、税目別にはそれぞれ違いますので、最終的にこの数字になったということでございま

す。

○武井委員 偶然にしてこうなったということですね。わかりました。

先ほど横田委員からありました、自動車税とか自動車取得税の関係なんですけれども、低公害車、いわゆるエコカー減税とか、この辺なんですけれども、こういうのはひとえに国の政策であって、結果としてそれに引きずられたような形で地方税が減収になるというのはいただけないところがあるんですが、その分、例えば、自動車取得税の1億7,000万とか、自動車税の2億8,000万——課税台数減少とあるんですが、いわゆる国策によって減収した分というのは、何がしかの手当てというのとはなされることになるのか。それとも、純粋に地方がかぶらなきゃいけないものなのか、お伺いしたいと思います。

○永田税務課長 低公害車特例等については、県については措置はされておりません。

○武井委員 国政がいろいろ人気取りのところでいろんなことがあったり、今、子ども手当なんかもそういうので非常に問題になっていたりしているところがあるんですが、子ども手当については、首長さんがいろいろ声を上げられたりということがあると思うんですけれども、こういったような減収分等についての手当てについて、例えば、県としてそれを求めていたりとかというような動き等はあったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○日隈財政課長 国の政策で減税を行ったような場合、例えば、今、お話があったエコカー減税、私どもの意思で決定したわけではありませんので、そういった部分については、全額というのはちょっとあれですけれども、一定の割合については特例交付金ということで、キックバックじゃないですけど、国のほうから一定の措置

はございます。そのほか、付随して申し上げると、住宅減税みたいな形で行って地方の税収が下がった部分については、一定の配慮というの
はございます。

○武井委員 自動車減税で1億7,000万、これはエコカー減税だと思うんですけども、これについてはどれぐらい措置されるとかというのは、ある程度見えているものなんですか。

○日隈財政課長 特にこれを決算で締めて1億7,000万だから1億7,000万ということではないんですけども、国のほうも当初予算で特例交付金という形で組むんですけども、その部分の一定割合ということで、見込みとしての交付金をいただく、そういった形になっております。

○武井委員 ことしのそういった政策的なものによって生じる特例交付金というのは、大体幾らぐらいか。全体で結構です。

○日隈財政課長 手持ちの全国ベースの数字で申し上げますと、今ありました自動車取得税に係る減収補てんの特例交付金というのが、これは22年度なんですけれども、全国枠で500億円というような措置がされております。

○永田税務課長 先ほどの22年度の自動車取得税の状況でございますけれども、ことし1月末現在で、調定額、いわゆる課税額が約11億5,500万円ほどとなっておりますけれども、これは、昨年度比で約2億円ほどの減となっております。さらに、エコカー減税等がなかった場合と比較しますと、影響額が13億8,000万円ほど減というふうになっております。

それと、新規登録台数ですけれども、1月末現在で約3万7,500台ほど新規登録があります。これは、昨年と比べて0.3%の増ということで、微増なんですけど、年度の当初、4月から9月ぐ

らいまではずっと伸びていたかと思うんですけども、その後、エコカー補助金等について廃止になったということもありまして、今のところは昨年並みぐらいになっておるといような状況です。

さらに、軽減税率の対象者が、この登録台数のうち2万8,700台ほど、全体の約77%ということで、昨年は約6割ちょっとだったと記憶しているんですけども、この割合がふえておりますから、相当これの影響で税収が減っておるといような状況でございます。

○横田委員 エコカー減税とかいった減税は、消費を喚起することによって経済を活性化させる、その対策で打たれているものだと思うんです。確かに、減税するわけだから、自動車取得税は減ると思うんですけども、自動車会社とかは物すごくそれによって売り上げが上がるわけで、当然、法人税とか上がってくると思うんですね。そこらあたりがどのようにプラスになっているのかを見ていかないと、この減税をした効果というのが全然わからないんじゃないかと思うんですけども、そこらあたりまで見ないんですか。エコカー減税したことによって、例えば、日産とかトヨタとかの企業が、どれだけ売り上げが上がったか、どれだけ税金を納めたのか、そこらあたりまでの検討とかはされないんですか。

○永田税務課長 数字的にはどのくらい影響したかということは出しておりませんが、イメージとしては、補助金とか減税によって新規登録台数もその間は伸びましたし、効果はあったんじゃないかなというふうに感じておるところです。

先ほど、エコカー減税について、県に対しては補てんがありませんということで御説明いた

しましたけれども、自動車取得税については、税収の一定割合を市町村のほうに交付するというふうになっております。この市町村への交付金については、市町村のほうに減収の補てんがされるというふう聞いておるところです。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○鳥飼委員 ここで議論をしておいたほうがいだろうと思っておりますのでお尋ねしますが、本会議でも申し上げました、編成過程の公表についてですけれども、資料をつくっていただいて、事務事業の見直しの結果とか、予算要求状況とか、計上状況とかいうのがあります。確かに、こういうので一定程度わかるんですけれども、あと考えておられることというのはありますか。

○日隈財政課長 予算編成過程の透明化ということで、議会のほうの御質問でも回答させていただいているんですけれども、今年度特に改善した分ということで、夏に事務事業見直しを行って、財源を一定捻出しまして、そして翌年度の新規事業、あるいは改善事業と称してはありますが、新しい事業に充てる財源等を一応確保した上で、そして予算編成に入っていくという作業をしております。その過程の公表につきましては、予算編成方針を出した時点で、今年度は、県庁ホームページのほうに財政関係資料ということで、従前より前倒しという形で公表させていただいた部分は、改善として今年度取り組んだ部分です。

もう少し御説明させていただきますけれども、実は、ことしも特に骨格予算というような形と、昨年あたりから国の予算の見通しが非常に立ちにくい状況になってきています。予算編成の中でも、各部から要求を一たん受け付けて、昨年度は特に子ども手当とか大きな制度改正等も入ってきていまして、数字が日々出入りしてい

るような状況もありますので、一定のところでもまた公表の改善というのはいろいろ工夫していきたいということで考えておりますので、また引き続き検討してまいりたいというふう考えております。

○鳥飼委員 こういうのをつくっていくのはなかなか大変だろうというふうに思っていますので、その努力は多とするところではあります。しかし、結局、先ほどの議論と同じで、県民にどれだけ県の財政状況をわかっていただくかということですね。それと、県の政策としてやろうとしていることについて、どういうものがある——県民の側からすればこういうことをやってもらいたいだけけれどもというのは、それぞれ要望で議員に上がってきたり、直接来たりするわけで——例えば、ここにもありますように、医師・看護師等育成・確保・活用基金積立金というものがあまして、これは10億が10億のままということになっているようです。そのほかにもいろいろとDMATの予算とかあります。こういうことをやってもらいたいというのがありますね。議会でもいろいろ出ましたけれども、廃船をどうするんだということで、廃船の予算なりを現課がどういうふうにして要求して、財政課長の査定の段階でこうなった、最終的には知事の査定でこうなったというのを見ることによって、県の財政状況を知る、県の政策を知る。県民の皆さん方が県政に関心を持っていただく。議会のあり方をどうするんだというようなことで我々もいろいろ批判を受けていますね。それと一緒に、そういう努力をやっていただきたいというのがありますので、これは答弁は要りませんが、そういう方向に向けて、なかなか御苦勞は多いだろうと思っておりますけれども、努力をしていただきたいということをお願い

いしておきます。

○押川委員長 ほかにございませんか。

1点だけお願いしたいんですが、今、中山間地を初め、鳥獣被害が相当出ているところなんです。この予算を見ると、狩猟税が293万3,000円減でありますから、金額的にはそうないんですけども、23年度減る方向というのは狩猟者が減ることでしょうから、人数的にはどのくらいの方が免許を返納されるのかわかりますか。わからなければ結構であります。またわかった段階で教えてください。

それでは、引き続き、数課ごとに班分けして説明と質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に、簡潔にお願いいたします。

まず、第1班といたしまして、総務課、人事課、行政経営課、財政課、税務課の審査を行います。総務課から順次説明をお願いいたします。

○緒方総務課長 それでは、総務課の平成23年度当初予算について御説明いたします。

お手元にあります平成23年度歳出予算説明資料の59ページをごらんください。総務課の平成23年度当初予算額は、13億8,091万6,000円でございます。平成22年度当初予算に比べまして1億2,741万円、率にして8.4%の減となっております。

それでは、当初予算の主なものについて御説明いたします。

61ページをお開きください。(事項)文書管理費、予算額4,968万9,000円でございます。これは、文書の收受発送及び文書の管理・保存に係る嘱託職員等の人件費や、文書管理システムの運用管理の経費でございます。

次に、(事項)浄書管理費4,483万円でございます。

62ページをお開きください。これは、庁内印刷室における嘱託職員等の人件費、各種印刷機器リース料及び印刷用紙などの消耗品経費等でございます。

次に、(事項)文書センター運営費3,327万3,000円でございます。これは、本県公文書の適正な保全を図るとともに、歴史的価値のある明治期からの公文書あるいは県史資料を良好な環境のもとに保存して、県民等の閲覧利用に供するための経費でございます。

次に、(事項)庁舎公舎等管理費6億6,974万3,000円でございます。これは、庁舎等の光熱水費や保守管理のための各種業務委託費及び職員宿舎建設に要しました費用を地方職員共済組合へ償還するための経費等でございます。

次に、63ページをお開きください。(事項)公有財産管理費2億7,298万8,000円でございます。これは、公有財産の維持管理に要する災害共済保険料、あるいは公共下水道受益者負担金及び財産処分等の事務に必要な用地鑑定手数料、測量委託の経費でございます。

次に、(事項)県有施設災害復旧費7,410万円でございます。これは、災害により被災した県有施設の災害復旧に要する経費でございます。

総務課は以上でございます。よろしく御願いたします。

○桑山人事課長 それでは、人事課の平成23年度当初予算につきまして御説明いたします。

同じ資料の65ページをごらんいただきたいと思います。人事課の23年度当初予算は、55億6,565万6,000円でございます。前年度当初に比べまして1億7,402万円、率にしまして3.2%の増となっております。

主な事業につきまして御説明いたします。

67ページをごらんいただきたいと思います。

まず、(目) 一般管理費の(事項) 人事調整費7億495万1,000円でございます。これは、説明の欄にあります1の非常勤職員の雇用、3の臨時職員の雇用、6の職員手当の調整経費、具体的には時間外勤務手当になりますけれども、こうした人事給与管理のための全庁的な調整に要する経費を計上しております。

(事項) 人事給与費でございますが、44億3,544万3,000円となっております。前年度に比しまして1億4,961万1,000円、率にして3.5%の増となっております。これにつきましては、説明欄の2の退職手当42億9,825万8,000円が主なものでありまして、この退職手当におきまして、定年退職の見込み数がふえたことによりまして、増加となっているものでございます。次に、68ページをごらんいただきたいと思っております。説明欄の3の人事給与システム管理事業1億2,879万8,000円を計上しております。これは、職員の人事管理、給与の計算等の事務を効率的に行うためのシステムの経費でございます。

次に、(事項) 県職員研修費3,316万3,000円でございますが、これは、自治学院研修機関におきまして行います県職員の研修に要する経費でございます。

最後に、(事項) 職員派遣研修費1,798万1,000円でございますが、これは、自治大学校への職員の派遣研修の経費、職員が自主企画で短期で海外研修を行います。そういったものに要する経費でございます。

当初予算の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、特別議案につきまして御説明申し上げます。

お手元の委員会資料の7ページをお開きいただきたいと思っております。議案第22号「知事等の給

与の特例に関する条例」でございます。

まず、1の制定理由であります。財政改革推進の一環といたしまして、特別職等の給料等及び管理監督の立場にあります一般職の管理職手当につきまして、特例的に減額を行うものでございます。

2の内容でございますが、(1)の給料等の額の特例でありますけれども、平成23年4月1日から河野知事の任期満了となります平成27年1月20日までの間、①から③にありますように、知事を初めとする特別職等の給料または報酬の額につきまして、5%から20%の減額を行うものであります。次に、(2)の管理職手当の額の特例でありますけれども、同様の期間におきまして、管理職手当の額を10%減額するというものであります。なお、(1)(2)の給料等、管理職手当につきまして、他の手当の算出の基礎となる場合には、減額前の額をもって計算するというふうにしております。これらの減額につきましては、東国原知事の任期中に実施してございました内容と同じでございます。

最後に、施行期日でございますが、平成23年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○大坪行政経営課長 それでは、行政経営課分について御説明いたします。

歳出予算説明資料の69ページをごらんください。行政経営課の平成23年度当初予算額は、1億1,908万円でありまして、前年度当初に比べて143万5,000円の減、率にして1.2%の減となっております。

それでは、主な事業について御説明します。

71ページをごらんください。(事項) 行政管理費321万8,000円でございます。これは、行政管理・行政改革に要する経費でありまして、行政組織、

行政事務の管理改善ですとか、宮崎県行財政改革懇談会の開催等に要する経費であります。

次に、(事項) 法制費866万8,000円であります。これは、条例の審査等に要する経費でありまして、条例・規則等の審査事務ですとか、宮崎県公益認定等審議会の開催等に要する経費であります。

72ページをごらんください。最後に、(事項) 県公報発行費879万8,000円であります。これは、条例や規則など、県民に周知すべき事項を掲載します県公報の発行に要する経費であります。

予算については以上でございます。

次に、特別議案について御説明いたします。

常任委員会資料の6ページ、議案第19号「宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由にありますように、本県では、行財政改革大綱2007に基づきまして、総職員数1,000人の純減に努めてきました結果、条例に定める職員定数と実員数との差が大きくなりましたことから、今回は、7年ぶりになります、実員数に合わせた改正を行うものでございます。

2の改正の内容ですが、そこに記載してありますとおり、知事部局、労働委員会の事務部局、海区漁業調整委員会の事務部局の職員の定数を、それぞれ削減することとしまして、施行期日は、平成23年4月1日を予定しております。

なお、下の参考の表にありますように、病院局につきましては、収益を確保するために、柔軟な人員配置が必要ですので、従来どおりの定数といたしております。

次に、その他の報告事項として2点ほど御説明いたします。

委員会資料の8ページをごらんください。1点目は、平成23年度組織改正についてござい

ます。

まず、Iの基本的な考え方ですが、①にございますように、県政の重要課題であります口蹄疫からの再生・復興に取り組むとともに、常在する危機事象への対応や医療・福祉の充実等、県民の暮らしを守るために緊急を要する課題に的確に対応しまして、河野知事が提案しました「みやざき新生」を実現するための組織体制を構築することといたしました。1月21日の知事就任から間もない中ではありましたが、4月1日付で実施すべきものにつきまして、スピード感を持って対処したところでございます。なお、②にありますように、現在発生しております新燃岳火山災害対策につきましては、今後、状況の変化に応じて、職員の臨時的な配置を行うなど、時機を失することなく的確に対応することとしております。

次に、IIの組織改正の内容ですけれども、5点ほどございます。1点目が、口蹄疫からの再生・復興についてですが、農政水産部のほうに畜産・口蹄疫復興対策局を新設しまして、その局内に復興対策推進課と畜産課を設置し、畜産課には、その中にさらに家畜防疫対策室、児湯農林振興局のほうに児湯地域復興担当を設置するなど、思い切った体制強化を図ったところでございます。全庁的な業務の進行管理を含めまして、再生・復興対策にしっかりと取り組んでいくことといたしております。

2点目、安全・安心な暮らしの確保につきましては、さまざまな危機事象に対処するため、危機管理課の体制強化を図るとともに、健康増進課のほうに感染症対策室、畜産課に設置します家畜防疫対策室とともに、両者を危機管理課との兼務体制とすることといたしております。

3点目の医療・福祉が充実したくらしづくり

につきましては、医療薬務課に医師確保担当を設置しまして、専任体制で医師確保対策に取り組みますとともに、健康増進や母子保健、児童相談支援等について、体制強化を図ることといたしております。

4点目の地方分権・地域振興等の推進につきましては、すべての農林振興局と西臼杵支庁に地域企画調整担当を置くとともに、それぞれの総括次長と担当者を総合政策課のほうと兼務させまして、分権や地域振興、危機管理等の業務を担うことといたしております。

その他、5にありますように、特定の行政課題につきましても、専任の室を設置するなどして、的確な対応を図ることといたしております。

なお、9ページ以降に今回の改正内容について詳細に記載いたしておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと存じます。

2点目の報告事項になります。資料の19ページをごらんいただけますでしょうか。「みやざき行財政改革プラン」についてであります。

これは、御案内のとおり、現行の行財政改革大綱が本年度で終了しますことから、来年度以降の行財政改革のあり方について、素案として提示するものでございます。今後、さまざまな御意見をお聞きしながら、最終案を取りまとめていきたいと考えております。

なお、計画書本文につきましては、別冊にして配付いたしておりますので、後ほど、ごらんいただければと存じます。

まず、1の基本的な考え方ですけれども、県財政が非常に厳しい状況にあっているという中で、来年度から始まります県総合計画の施策等を推進していくため、県庁総力戦で県民本位の行財政改革に取り組む指針として策定するものでございまして、基本理念、推進期間等はそこ

に記しているとおりでございます。

なお、計画の骨子につきましては、2のプランの体系にありますように、大きく3つの視点で構成いたしております。まず、改革の視点1、効果的・効率的な行政基盤の確立では、4点ほどありますが、1点目が効率的で質の高い行政基盤の整備、2点目が公正で透明性の高い県政運営、3点目が適正で成果重視の県政運営、4点目が市町村との連携。

視点2のほうでは、県民目線による行政サービスの提供といたしまして、1点目が県民への情報発信、県民ニーズの的確な把握と県政への反映、2点目が県民等との連携・協働、3点目が県民サービス・利便性の向上、そういった事柄をそれぞれ柱といたしております。

視点3、持続可能な財政基盤の確立につきましては、第3期財政改革推進計画に基づきまして、新たな財政改革の取り組みを行うことといたしております。

20ページを開いていただけますでしょうか。具体的な中身について3の改革の視点ごとの主な改革プログラムとしてまとめております。

なお、それぞれの項目の右側にページ数を記しておりますが、これは別冊の計画書本文のほうの該当ページでございますので、後ほど、御参照いただければと存じます。

今回は、委員会資料に沿って要点のみ説明をさせていただきます。まず、1点目の効果的・効率的な行政基盤の確立につきましては、①、行政需要に対応した簡素で効率的な組織体制の見直しにつきましては、県総合計画の推進や危機管理体制の充実・強化、口蹄疫からの再生・復興、さらには社会経済情勢の変化や地方分権の流れ、そういったものへの対応等を図ることといたしております。本庁、出先とも抜本的見

直しを含めた組織体制の検討をしてみたいと考えております。

また、③、適正な定員管理につきましては、引き続き職員数の削減に取り組めますとともに、新たな行政需要等への弾力的な対応にも努めることといたしております。ただ、職員数の削減につきましては、現在の大綱の中で合計1,000名の純減という非常に大きな改革を進めてまいりましたので、今後は、可能な範囲での削減に取り組むこととしまして、表にございますように、知事部局等で今後4年間で100名程度、平成17年対比で1割程度の削減になるような数値目標を設定したところでございます。

また、⑤ですが、意欲と能力に満ちた人材の育成と活用や、21ページの⑥、風通しのよい職場環境の醸成と職員の健康管理にも取り組みまして、人材を最大限に生かすということにも留意をまいりたいと考えております。

また、⑨ですが、公社等改革の推進につきましては、昨年2月に策定しました新指針に基づきまして、公社等に対する県の人的関与、財政的関与のあり方の見直し、そういったものを進めることといたしております。

さらに、⑩、市町村との連携につきましては、行政運営の適正化や職員の政策立案能力の向上等について支援をしますとともに、地方分権に対応した連携のあり方を検討していくことといたしております。

次に、2番目の視点であります県民目線による行政サービスの提供につきましては、①、県民本位の情報発信の充実・強化や、②、県民ニーズの的確な把握と県政への反映に努めまして、河野知事の重視します「対話」を積極的に進めていくことといたしております。

また、22ページの③の多様な主体との協働や、

④、アウトソーシングの推進等を通しまして、県民参加型の事業推進にも努めることといたしております。

また、⑦ですが、新たに、ひとり一改善「県民サービス向上運動」の推進なるものにも取り組みまして、県職員がそれぞれに事務処理の迅速化ですとか、きめ細かな情報提供など、質の高い県民サービスの提供になるような目標を、それぞれ設定、実践しまして、そのうち効果が高いものにつきましては、それを全庁的に波及させる、そういったことを予定しております。

さらに、全体のまとめとしまして⑧ですが、県民目線に立った行財政改革の推進を掲げまして、昨年秋に実施しました県民アンケートの中でも意見が多かったんですが、わかりやすい情報提供ですとか、県民意識、そういったものを踏まえまして行革の取り組みの改善に留意することとしまして、表にございますように、それぞれ高い目標ですけれども、そういった目標を設定しながら、4年間の行財政改革を進めてまいりたいと考えております。

それから、3番目の視点の持続可能な財政基盤の確立につきましては、別途、財政課長のほうから御説明いたします。

最後に、4番目、今後の主な予定ですけれども、素案につきましてパブリックコメントを実施することにしていきます。さらには、県内の有識者で構成します行財政改革懇談会を開催するなどして、幅広く県民の御意見をお聞きしながら、最終的な案を作成しまして、6月議会に提案をさせていただきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○日隈財政課長 財政課のまず当初予算についてお願いしたいと思います。

お手元の歳出予算説明資料の73ページをお願いいたします。財政課の平成23年度当初予算は、997億8,260万7,000円でございます、平成22年度当初予算に比べ31億5,966万2,000円、率にして3.3%の増となっております。

75ページをお開きください。主な事項について御説明申し上げます。

まず、(目)一般管理費の(事項)諸費でございますが、25億3,482万3,000円をお願いしております。これは、説明の欄に記載しておりますように、県税あるいは税以外の収入につきまして還付が生じた場合の経費として、財政課のほうで一括して計上しております。額にして24億円でございます。また、各課ごとに執行額を見込むことが困難な経費、いわゆる庁内の一般共通経費といたしまして、1億3,482万3,000円を計上しております。

次に、(目)財産管理費でございます。これは、財政課において所管しております基金に係る利子の積立金であります。まず、(事項)財政調整積立金で、利子分ですけれども、437万4,000円、76ページの(事項)県債管理基金積立金につきましては、2,324万1,000円、(事項)県有施設維持整備基金積立金が210万3,000円、(事項)宮崎県21世紀づくり基金積立金48万1,000円、(事項)宮崎県地域活性化・公共投資臨時基金積立金が207万円を、それぞれお願いしております。

次に、(款)公債費であります、77ページの(目)元金(事項)起債元金償還金でございます。これは、起債の元金の償還を行う経費でございます、811億7,904万5,000円をお願いしております。

次に、(目)利子(事項)長期債等利子償還金でございますが、起債等の利子の償還を行う経費でございます、157億323万2,000円をお願い

しております。

次に、(目)公債諸費(事項)起債事務費についてでございますが、これは、起債借り入れに係る発行手数料などでございます、1,788万6,000円をお願いしております。

歳出につきましては、財政課所管は以上でございます。

続きまして、委員会資料の23ページをお願いしたいと思います。新たな財政改革の取り組みにつきまして、御説明申し上げます。

先ほど、行政経営課長からございました、行財政改革の中の第3期の財政改革推進計画の関係でございますけれども、素案でございますが、第3期計画について御説明申し上げます。

タイトルは上のほうに書いてございますが、持続可能な財政基盤の確立ということで、(第3期財政改革推進計画に基づく新たな財政改革の取り組み)についてでございます。

まず、1の中期財政見通しと財政改革継続の必要性についてでございます。先ほども御説明しましたが、社会保障関係経費の増大あるいは高水準で推移します公債費によりまして、今後とも、収支不足は拡大していくものと見込んでおります。このままでは多額の収支不足によりまして、財政関係2基金が枯渇しまして、平成26年度には財政再生団体に陥るおそれがあります。財政改革の継続が必要不可欠と考えていますので、こういう計画を立てさせていただきたいというふうに考えております。

中期財政見通しというタイトルの表をごらんください。平成23年度から26年度までの見通しについて記載しております。この表は、財政改革を行わない場合の収支不足、あるいは財政関係の2基金の残高見込みを、2月追加補正予算を踏まえて試算したものであります。したが

まして、この見直しについては、23年度に入りまして6月補正、恐らく肉付け予算を提案させていただくとなりますが、補正予算決定後に再度、数値については修正をお願いしたいというふうに考えております。現時点での数値だということで御理解ください。この表の一番下の収支不足の欄をごらんください。収支不足につきましては、今後も拡大していきまして、平成25年度には300億円台に達するものと見込んでいるところであります。

次に、その下の当初予算編成後基金残高見込み額の欄をごらんください。収支不足額を補うのが財政関係2基金でございますけれども、基金は、見込みでは、平成25年度で枯渇するというような状況にありまして、そのまま単純に計算いたしますと、26年度にはマイナス348億円となることを見込まれております。このマイナスの額というのは、標準財政規模、本県の場合、一般財源の標準財政規模というのが、21年の数字でありますけれども、約3,148億円ということでございまして、その5%が約158億円になるんですが、158億円を超えますと、財政再生計画の策定を義務づけられます。いわゆる財政再生団体となります。そうなりますと、国の指導のもと、県債の発行が大幅に制限されるなど、県民生活に大きな影響を及ぼすというふうなおそれが出てまいります。

そういったことを踏まえてということで、次の24ページをお開きください。今回の新たな財政改革の取り組みについてということで記載しております。まず、(1)の見直し目標額等についてであります。短期的には、財政再生団体に陥らないよう、歳出の見直しと歳入確保策を一体的・集中的に実施してまいりたいというふうに考えております。先ほど質疑等もございまし

たのとおり、歳出見直しだけではどうしてもここを克服できないというような状況もありますので、歳入確保策とあわせて、一体的・集中的に行っていきたいというふうに考えております。もう一つは、中長期的には、臨時財政対策債など特例的な県債を除く部分の実質的な県債残高については、さらに縮減を図ってまいりたいというふうに考えております。なお、臨時財政対策債等の圧縮等については、引き続き国に要望してまいりたいというふうに考えております。見直しの目標額でありますけれども、平成23年度から26年度までの4年間で、一般財源と県債と合わせまして総額999億円を目標として掲げているところであります。

見直し目標額の内訳は、中ほどの表に記載しておりますとおり、主な項目は、投資的経費の縮減・重点化によりまして、4年間累計で210億円、事務事業の見直しによりまして268億円、執行段階での経費節約等で毎年100億円の、計400億円を見込んでいるところであります。

次に、2つ目の目標、県債残高の見込みについてであります。今年度発行した口蹄疫対策の転貸債等の償還が、平成27年度になりますので、次期財政改革推進計画中は1兆円を若干超えた、1兆円台を微増傾向で推移するものと見込んでいるところであります。これを臨時財政対策債を除いた普通債の償還については、徐々に進んでいくというふうに見込んでおりまして、ただ、臨時財政対策債は、平成21年度以降、平成20年度までの額の2倍程度になっておりますので、償還額を大きく上回るため、こういった傾向になっていくというようなこととなります。

次に、財政関係2基金の残高をごらんください。見直し目標額の表に掲げた見直しを実施した場合、計画期間中の2基金の枯渇を何とか回

避することができるのではないかというふうに考えております。計算上は26年度末で83億円という金額を置いておりますけれども、これを目標に頑張ってもらいたいというふうに考えております。

次に、25ページをお開きください。(2)にそのための具体的な取り組みということで書いております。アで効果的・効率的な歳出の実現ということで歳出の関係を記載しております。①、義務的経費についてであります。見直し目標額は92億円でありまして、人件費につきましては、先ほども説明ありましたとおり、特別職の給料等、あるいは一般職の管理職手当の減額等、引き続き特例的な減額について実施していきたいと思っております。公債費につきましては、県債の元金、利子分の圧縮等になりますけれども、償還年限あるいは発行時期、県債の発行の種類等多様化に取り組みまして、負担の縮減・平準化を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、②の投資的経費についてであります。見直し目標額は210億円程度でありまして、公共事業につきましては、国の予算編成の状況により変更が生じてくるとは思いますが、基本的にはこれまでと同様、維持管理等に要する経費、いわゆる道路維持関係、あるいは東九州自動車道等の直轄事業負担金等についてはそのままということで、そういった必要経費についてはシーリングをかけないということ考えているところであります。その他につきましては、毎年度、対前年度比5%程度のシーリングを継続してまいりたいというふうに考えております。また、箱物整備につきましては、緊急性のあるもの、危険性のあるものを除いて、原則、凍結といたしたいというふうに考えております。

次に、③、一般行政経費でございます。見直し目標額を268億円としております。この中で、県単補助金の抜本的な見直しを行いまして、特に市町村向けの補助金につきましては、各市町村の財政力を考慮した制度に見直しを図ってまいりたいというふうに考えております。また、公社等への支出金につきましては、この期間中、20億円程度削減してまいりたいというふうに考えております。

さらに④、特別会計・公営企業会計への繰出金の関係と⑤、執行段階での経費節約等について、それぞれ10億円、400億円の見直しに取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、26ページをお開きください。次に歳入の関係であります。イ、歳入確保の強化についてでありますけれども、①、自主財源につきましては、見直し目標額を18億円という数値を置いております。これは、個人県民税における特別徴収の導入、あるいは財産貸付料の確保、団体等への出資金等の引き揚げ、こういったことに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、②の依存財源につきましては、本県最大の財源であります地方交付税、それと、いわゆる一般交付金、これから出てまいりますが、正確には地域自主戦略交付金につきましては、十分な配分をいただけますように、全国知事会などと連携しまして、国に強く要請してまいりたいと思っております。特に、一括交付金につきましては、社会資本整備がおくれております本県にとりましては非常に重要な交付金となりますので、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最後に、ウ、予算編成システムの見直しにつ

いてであります。まず①の事務事業の見直しについては、徹底強化を図っていくということで、これまで以上に役割分担の見直しは当然のことといたしまして、組織、制度設計のあり方までに踏み込んだ見直しを行ってまいりたいと考えております。

先ほどからお話が幾つかありますが、③、効率的で適正な予算編成システムの構築についてでありますけれども、財政総合システムを現在見直しております、引き続き不適正な事務処理の防止策であります調整事務費を各部に措置する、あるいは節約を奨励するメリットシステムについては継続してまいりたいと考えておりました、④の予算編成過程の透明化等につきましては、さらに検討を進めますが、公表のあり方につきまして、特に県民の皆様にはわかりやすいような情報提供を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

済みません。②を一つ飛ばしましたが、ゼロ予算につきましては、知事の政策提案にも掲げておりますので、予算は伴いませんけれども、ゼロ予算施策の積極的な推進については、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

財政課は以上です。よろしくお願ひいたします。

○永田税務課長 歳出予算の説明に入ります前に、先ほどの狩猟者登録の数について御説明いたします。登録者数はここ数年、毎年減ってきておりました、平成22年の最終見込みが5,013人となっております。前の21年度が5,256人、その前の平成20年度が5,439人ということで、毎年、約200名ほど登録者数が減っておるというような状況でございます。

それでは、税務課の当初歳出予算について御

説明いたします。

歳出予算説明資料の79ページをお開きください。税務課の予算額は、246億7,261万2,000円でございます、前年度当初に比べ9,096万7,000円、率にしまして0.4%の減となっております。

81ページをごらんください。まず、(款)総務費の主な事項につきまして御説明いたします。

(事項)賦課徴収費の21億6,842万4,000円でございます。これは、県税の賦課徴収に要する経費でございます、その主なものといたしましては、徴税活動費の(1)徴税活動経費としまして2億5,038万2,000円を計上しております。これは、県税の徴税活動に必要な郵送料、印刷費、旅費等の事務経費でございます。次に、(3)個人県民税徴収取扱費交付金としまして15億520万円を計上いたしております。これは、個人県民税を賦課徴収している市町村に対し、その事務費として交付するものでございます。次に、2の自主納税の推進費の(2)各種団体との協力体制推進費でございます。2億5,649万4,000円を計上いたしておりますが、その主なものとしましては、ウの軽油引取税徴収取扱費報償金で2億4,385万2,000円を計上しております。これは、軽油引取税の特別徴収義務者であります元売業者や特約業者の徴収取り扱いに対する報償金でございます。

82ページをごらんください。次に、(款)諸支出金でございます。これは、都道府県間の清算に伴い支出する清算金と、県内の市町村に対しまして、税收の一定割合を交付する法定交付金でございます、210億7,453万円を計上しておりますが、前年度当初に比べ1億9,592万8,000円、率にして0.9%の増となっております。

主な事項について御説明いたします。まず、(事項)地方消費税清算金につきましては、税

収額を各都道府県と清算するために支出するものでございまして、86億2,067万7,000円を計上いたしております。

(事項) 利子割交付金以下の各種交付金は、いずれも、市町村に対する法定交付金で、来年度の税収見込み額を基礎に算出したものでございます。

事項別の説明は記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

84ページをごらんください。(事項) 利子割精算金につきましては、本県で徴収した利子割県民税のうち、他の都道府県に帰属するべき額について、関係する都道府県間で精算するために要するものであり、200万円を計上いたしております。

次に、平成23年2月定例県議会提出議案の9ページをごらんください。債務負担行為の追加でございます。

事項の税務課の欄でございますが、平成24年度自動車税定期分納税通知書等の印字・封入封緘業務を委託するものであり、円滑な業務の推進を図る観点から、平成23年度から平成24年度にかけての実施をお願いするものであり、限度額1,565万5,000円を計上しております。

税務課の予算案につきましては、以上でございます。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案関係について質疑を受けたいわけではありますが、午前中があと10分程度でありますので、13時から再開ということで、暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時1分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

議案についての質疑を受けたいと思います。

○松村委員 予算説明資料68ページ、人事課、職員派遣研修費のことですけれども、前年度よりも少ない予算計上ということですが、まずは国内派遣研修ということで、国の自治大学校に派遣されるんじゃないかと思うんですけれども、非常にいい施設で、すばらしい研修内容というのを私たちが視察させていただいて感心したんですけれども、どれぐらいの方が行かれるんでしょうか。

○桑山人事課長 自治大学校の件につきましては、68ページの事項の下の1の職員の国内派遣研修に要する経費の中に入っております、予算的には75万円の減ということで、節約という観点から減額しております。中身的には、自治大学校にさまざまなコースがありますけれども、半年間行きます自治大学校の一部という研修がございます。それに2名、それから、通信教育を中心として約4カ月ぐらいの研修がありますけれども、それに1名、3週間程度の研修に1名、同じく3週間程度の研修が1名、合わせて5名の職員を現在、研修に出しております。予算でもそのように組んでおります。

○松村委員 宮崎は市町村あたりの職員が非常に少ないということで、もうちょっと宮崎も積極的に来られたらという話も受けました。国内のいろんな自治体の方が共通のテーマに沿っていろんなディスカッションをしたり、実践的な地方運営ができる職員の皆さんを研修できるということで、私たちが感心して調査したんですけれども、要するに財産は人ですので、人材ということに関してはもうちょっと配慮されて、補正とかでできるのかどうかは別として、余り減額するのもあれかなという気がします。海外派遣研修については、特段申しませんけれど

も——というのを感じました。

○鳥飼委員 希望者ですが、5名ということですからけれども、私も行きたいんですと各所属に要請を出すと思うんですが、それはどんな状況ですか。定員ぎりぎりの状況なのか、それとも希望が多くて抽せんに行っているとか。

○桑山人事課長 ただいま話題に上っております自治大の研修につきましては、こちらから業務の状況等を勘案しまして、所属に打診して指名という形でやっております。そのほかにも、民間企業あるいは中央省庁への研修をやっておりまして、これは、人件費ですので職員費の中に含まれておりますが、そういう民間あるいは国の省庁等への派遣研修につきましては、職員に公募しまして、面接の上、派遣を行っている状況でございます。毎年、派遣者数に対して希望者数が上回るような状況でございます。

○鳥飼委員 今、松村委員からもありましたように、将来の県の中核になっていくとか、いろんなところで要所要所ということ、非常に重要な位置づけにしないかならんだろうと思いますので、一律的に何%カットというのはふさわしくないんじゃないかなというのがありますので、そういうことも踏まえて今後も予算化をお願いしたい。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○武井委員 何点か伺っていきたく思うんですが、まず、総務課で、62ページ、当初に比べて東京ビルの予算が増額されている理由をお聞かせください。

○緒方総務課長 東京ビルの運営費でございますが、これについては、東京ビルの運営委託料として指定管理部分とその他委託する部分がございますけれども、その他委託する部分について増額をしたところでございます。詳細は、済

みません、今、つかんでおりません。

○武井委員 次に、63ページの災害復旧費の7,410万円、災害ですからいつ起こる、起こらないというのはあるんですけれども、とりあえず起こったときの予算なのか、それとも既に使う当てみたいなのがどういうふうになっているのか、お聞かせいただきたい。

○緒方総務課長 使う当てはございませんで、今回は必要と思われる経費の大体80%を組んでいるところでございます。

○武井委員 次に移ります。67ページの人事課の調整経費4億5,198万4,000円、これは残業手当という理解をしいいんですか。

○桑山人事課長 時間外勤務手当につきましては、各課におきまして職員費の4%の時間外を計上しております。私ども人事課のほうでは、職員費全体の3%の時間外勤務手当を持っておりまして、その年度年度で課の業務量が、臨時的な業務等によって変わりますので、不足する課に対して、4億5,000万ちょっとでありますけれども、これを配分して必要な時間外勤務手当を補うという形で私どもで持っている予算でございます。

○武井委員 都合で4%プラス全庁の3%分みたいなものがあって、それを振り分けるというようなことで理解したんですが、今、水曜日がノー残業デーになっています。去年は口蹄疫とかもありまして、いろんな臨時の出方も多くて非常に大変だったなと思っておりますが、残業手当の削減というものに対してどう取り組まれたのか。また、今年度、どういう努力をされていこうとされているか、お聞かせください。

○桑山人事課長 時間外勤務手当につきましては、現在のところ、年間で業務執行計画をつくりまして、それに基づいて時間外をなるべく計

画的にやっていただくと。時間外をやる際には、事前に所属長の命令を受けるという形で時間外を行うようにしておるところでございます。

それから、おっしゃいましたようなノー残業デー、子育て応援デーというのもやっておりますけれども、そういった形でなるべく定時退庁日をつくって、効率的に業務を執行することで時間外を減らしていこうという取り組みを行っているところでございます。

○武井委員 部署なんかを見ますと、確かに忙しいところは物すごく忙しいんですけども、時期によっては定時になったらぱっと帰られるところもあったり、同じ課の中でも、こっちの島の方はすごく遅くまでいるけれども、こっちの島の方はほぼ定時で帰るとかあるわけです。そういった意味で、できれば広い単位で、少なくとも課の単位とかで、多少、仕事の平準化とか、そういったことをしていった全体的に残業を減らしていくであるとか、特に、特定の方が過度に残業にならないように、そういった手当で等が必要だと思うんですが、そういう施策等何かお考えになっているところがあるか、お聞かせください。

○桑山人事課長 時間外勤務手当そのもの話ではないわけですが、現在、県の組織では、担当制という形をとっております。所属内において複数の係が置いてあるわけですが、その中で、業務量に相当な差があるような場合には、ほかの係の職員を応援で使うとか、そのような形で基本的には課の中で業務の平準化を図っていく必要があると思います。さらに必要があれば、課を超えて、兼務なり、そういう体制をとっていく必要があると思っております。

○武井委員 さっき、行政経営課から組織改革

の分も見させていただいたんですが、かなり細かく担当を分けて、確かに、仕事の責任分担という意味では非常に大事だというのは理解するんですけども、逆にその辺がちょっと気になったものですから、そういう形でできるだけフレキシブルに対応していただきたいなと思っております。

引き続き、職員定数の話もありまして、改正の内容は理解するんですが、私は議会で何度も申し上げてきたんですけども、事務局の職員を、労働委員会でも海区漁業調整委員会でも減らすというのもわかるんですけども……。経費削減という中で、前から申し上げていた行政委員の報酬の見直しについては、今回の予算ではどのように取り組まれたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○桑山人事課長 行政委員の報酬のお尋ねかと思いますが、現在の全国の状況を申し上げますと、滋賀の地裁、大阪高裁におきまして、一部の滋賀県の行政につきまして、地方公務員法上は日額が原則で、特別の定めをすれば月額にすることができるとなっておりますが、一部の行政につきまして、月額は違法であるという判決が出されました。ただ、その後、同じく大阪高裁であったりとか、名古屋の地裁であったりとかでは、知事の裁量の範囲内であるということでは違法ではないという、全く正反対の判決も出ているというような状況でございます。全国都道府県を見ますと、現時点で21県ほどが一部日額化、委員によって月額と日額を分ける、あるいは月額をベースにして日数に応じて日額の報酬を払う——月額と日額の併用制と我々は言っておりますが、そういう見直しを行っているところはあります。本県におきましても、今回の行革プランの素案にありますように、行政委員

の報酬のあり方につきましては、それぞれの行政委員の従事の状況といたしますか、そういうものを見ながら必要な見直しを今後行っていくこととしております。

○武井委員 行革プランとかの後ということですね。

○桑山人事課長 はい。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○前屋敷委員 総務課の61ページをお願いします。文書管理費ですけれども、3番目の総合文書管理システム運営管理事業が昨年度とするとかなり減額になっているんですが、これは委託か何かですか。

○緒方総務課長 文書管理費の減額の件ですけれども、現在、新しい文書システムを入れましたけれども、これは簡易なシステムでして、前のシステムのリース料が落ちたことによって、来年度はぐっと削減できたということでございます。

○前屋敷委員 どれほど安くなるんですか。2,000万ほど安くなっていますけれども。

○緒方総務課長 前のシステムはかなり複雑なシステムだったんですけれども、今、稼働しているんですが、現在のシステムは非常に簡素なシステムを導入しているものですから、随分安くなっております。以上でございます。

○前屋敷委員 続いて、同じ総務課でお願いしますが、先ほど、東京ビルのことが出されましたけれども、学生寮は今、何人で、定員はいっぱいなんですか。

○緒方総務課長 学生寮につきましては、定員は100名でございますが、今現在、入居募集をして、その決定をしたところでございまして、数字はつかんでおりません。ほぼ満室になります。

○前屋敷委員 次は人事課でお願いします。67

ページの事項の臨時調整費の1番で非常勤職員の雇用ということで増額になっているんですけども、非常勤雇用数をふやすんですか。

○桑山人事課長 この非常勤職員に関しましては、例えば長期の病気休暇でありますとか、産休・育休、そういった事態が生じた場合に、かわる者として、特に専門的な資格等が必要な場合に非常勤職員として雇用するような場合がありますけれども、そのようなものについて、実績等を勘案しまして、予算増額が必要であるというふうに考えまして、今回、増額で予算計上しているところでございます。

○前屋敷委員 具体的には何人を予定しているんですか。

○桑山人事課長 昨年度当初を51名ということで考えておりましたが、今回は56名ということで予算を計上させていただいております。

○前屋敷委員 3番の産休及び休職者等の代替臨時職員の雇用という部分は減額になっているんですけれども、ここの調整が図られているわけですか。

○桑山人事課長 直接的な調整ということではありませんけれども、臨時職員につきましては、実績を勘案しますと幾らか減額しても対応できるというふうに考えまして、月数で申し上げますと、448月を予算計上しておりましたけれども、今回の当初予算では400月ということで、1割ちょっとの減額をしているところでございます。あくまで実績を勘案しての予算措置としております。

○前屋敷委員 その下の人事給与費の退職手当ですけれども、補正でかなり減額になって、当初予算では昨年よりもかなり上回っているんですが、何名ぐらいを想定しておられますか。

○桑山人事課長 おっしゃいますように、昨年

よりも増額になっております。中身としましては、総体の職員退職者数といたしましては、対当初で176名だったものを、今回、177名というふうに見込んでおります。総体では1名の増でありますけれども、中身といたしまして、定年退職者の数が115名から131名で予算を計上しております。これは、予算編成時点で確実に見込まれる定年退職者を把握して計上しているところでございます。一方で、希望退職者につきまして、毎年、その前の3年間の平均で希望退職者の数は予算計上しておるんですが、これが38から28に減ってマイナス10名ということで、額の大きな定年退職者、希望退職者が、16名増、10名減ということで、差し引き6名増になったために、1億2,000万程度の増額となったところでございます。

○前屋敷委員 定年を待たずに早く希望退職される方は、前年と比較すると、ことしの見込みは多いんですか。

○桑山人事課長 希望退職を実績で申し上げますと、昨日御審議いただきました本年度の2月補正の予算では、21名を計上しております。21年度の実績が22名、20年度が24名、19年度が38名、18年度が51名ということで、近年、希望退職者の数は減少してきておりまして、理由ははっきりしませんが、考えますに、例えば年金受給開始年齢の引き上げとか、そういったことなども影響しているのではないかなというふうに思っているところでございます。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○緒方総務課長 先ほどの武井委員の東京ビルの運営費の増額ですけれども、これにつきましては、来年度、指定管理者の選定をする必要がありますから、そのための費用が増額になっております。以上でございます。

○鳥飼委員 債務負担行為のところ、先ほど税務課から説明がありましたが、自動車税納税通知書等印字・封入封緘委託業務ということですが、これは現行はどんなふうになっているんですかね。

○永田税務課長 現行も同じように、前の年度から契約をしまして、年度を繰り越して事業を実施するという形で毎年毎年、同じように執行しております。

○鳥飼委員 以前は各県税事務所なりでやって、何か間違いがあつてどうこうというのが新聞に出たりしたこともあったようですが、これは送付するのもやってもらっているんですか。最近の経緯を御説明いただけますか。

○永田税務課長 自動車税の納税通知書につきましては、平成16年度に税務電算のシステムを全く新しいシステムにやりかえました。その後、コンビニ納付に対応できる納税通知書というものを作成する必要が出てきたので、その年度では準備が間に合わないということで、過去はわかりませんが、平成17年度あたりから債務負担行為を組んで実施しているという状況であらうかと思えます。

○鳥飼委員 わかりました。あの小さいのになった、あれですね。

○永田税務課長 実際、小さくなりまして、コンビニのほうに対応するバーコードが非常に長いもので、一般の印刷所ではできない高度な印刷が必要ということで、やっております。

○鳥飼委員 議案第22号なんですけれども、知事20%、それ以下いろいろ書いてありますけれども、こういう方法といいますか、やり方が始まったのはいつからでしたか。

○桑山人事課長 平成16年1月1日から、安藤知事が在任中に知事10%、副知事以下5%、管

理職手当の10%がスタートしております。

○鳥飼委員 20%になったのは東国原知事のと
きからですか。

○桑山人事課長 平成19年4月1日からという
ことで、おっしゃるとおりでございます。

○鳥飼委員 知事等の給与、これはわかりまし
た。知事の退職金については、何か議論がされ
ているのか。知事が退職金をもらうというのは、
いろいろ考えてみればおかしな話ではあるなど
思うんですけれども、戦前の官選知事は天皇の
官吏だったわけで、その人たちが回ってきて、
宮崎県にも有吉知事とか立派な知事がおられた
というような話も聞いたりしますけれども、そ
の辺の議論はされていないのでしょうか。

○桑山人事課長 知事の退職金につきましては、
知事御自身でいろいろ判断されることかと思
います。私どもは特に伺っておりません。

○鳥飼委員 各都道府県で知事の退職金を廃止
しているようなところがございますか。

○桑山人事課長 ごく少数あったかと思いま
すが、資料を確認しますので、後ほど答えさせ
てください。

○鳥飼委員 わかりました。

議案第19号「宮崎県職員定数条例の一部を改
正する条例」なんですけれども、本会議でもい
ろいろとお尋ねいたしました。本来、この間も
申し上げたように、行政改革推進法ですか、あ
れで4.6%だったと思うんですけれども、そう
いう法律が通って、それを受けてということで始
まったのではないかなと思っているんですけれ
ども、今まではこれを受けて適正な定員管理と
かということで、6月に最終的には決めますとい
うことになっていくわけなんですけど、今回は知
事部局等だけでやっていくと。それはなぜなの
か。今まででしたら公営企業、教育委員会、警

察本部も入っていたわけなんですけれども、そ
の理由についてお知らせいただきたいと思いま
す。

○大坪行政経営課長 今回の定数条例の一部を
改正する条例につきましては、従来、行政改革
で削減してきた数に定数を合わせますというこ
との条例案でございまして、今後こうしますと
いうことではございません。そういう中で、ま
ずは知事部局等に限定しましたのは、警察と教
育委員会につきましてはそれぞれ別条例になっ
ておりまして、それぞれの理由がございませ
ん。警察につきましては、警察官の定員につ
いては国のほうでの定めがある、教育委員
会のほうでも、教員の数の配置については、
文科省のほうの一定の定めがあるというよ
うな背景があって、そういった部局に関し
ては、今後の状況をもう少し見たいという
ことがありましたので、今回の条例改正には
入っていないということでございます。

そういう中で今回は、知事部局の職員に関し
まして、条例改正をお願いしているところ
であります。中でも、7部1局の部分と企業局の
部分に関しましては、これまで削減してきた
現員数にほぼ合わせるような形での新定数
になっております。病院局につきましては、
確かに、削減はしてきたんですけれども、
今後、病院経営をする中で、よりよい経営
をするためには、人員削減という視点より
もう少し医師とか看護師を充実させて、
医療のレベルを充実・向上させる、その
ことが結果的に病院経営としていいん
じゃないかという判断もありますので、
病院局に関しましては、従来どおりの定
数のままということで整理したところ
でございます。

○鳥飼委員 前回は4部局を対象にして
おったわけなんですけれども、ではなぜ、
前回は対象

にしたのかというのが一つあります。もう一つは、前は病院局も対象にした。大坪課長が来る前で申しわけないんですが、病院局を定数削減の対象にするということは、10対1看護から7対1看護にして増収を図ろうにも、手足を縛るわけですね。そういう指摘を委員会のほうで何回かしてきまして、それを改善されたというのは評価はしたいと思いますが、当時は現場といいますか、その意見が余り反映されなかった。だから、そういうふうに流れているんじゃないかということを心配するわけなんです。

知事部局等を現員に合わせたということですが、知事部局は、現計画では7.5%減ということになっておるわけですね。教育委員会が5.4%、警察のほうは0.4%ということになっています。どの程度を適当な職員数というふうにしているのかと思うんですね。そこ辺についてはどんなふうに考えていますか。

○大坪行政経営課長 確かに、どの程度が適正な職員数なのかというのは大変難しい議論だろうというふうに思います。現実には、それぞれ部局ごとに、どういう業務があつて、どの程度の業務量があつて、それに対してどれぐらいの人員が必要なのかということを中心にかなり詳細に照会し、意見交換をしながら、その積算した結果が現在の定員数ということになっているわけですし、現実の県に対する行政需要、それに基づく業務量、そこから積算した結果だというふうに御理解をいただければと思っております。

○鳥飼委員 現場の意見といいますか、例えば、今回、口蹄疫でかなりの打撃を受けた。じゃ、家畜防疫員、獣医師の確保をどうするか。集めたいけれども、人がいないという現実がありますけれども、それは置いておいて、例えば

宮崎家畜保健衛生所に検査部門ができました。しかし、検査をする体制は不十分だと思っているんです。横田委員が詳しいんですけども、口蹄疫、牛白血病とかいろんな部分の中で、それをしっかりと検査をするためにはこういう専門の人が欲しいんだというのは現場では言っているわけです。それがどこまで反映されているのかというのが、私には懸念として残るわけです。現場の声が十分反映されてこういうふうに数が決められていくとなったらそれなりに理解はできるんですが、そこら辺がちょっと不十分ではないかなと思っているんですけども、いかがでしょうか。

○大坪行政経営課長 先ほども申しましたように、どれだけの行政需要があっているかということを中心にやっていますので、現場とは十分相談をしながらやっているつもりであります。全部が全部、要求どおりになりますと相当な数になってしまうでしょうから、そこは一定の全体の中での配分ということになりますので、必ずしも現場の要求が全部100%ということにはならないでしょうが、少なくとも、適正な定数をどうするかということの議論をするときには、現場の声、そして各部局と十分協議しながらやっているつもりであります。

○鳥飼委員 そこまでしか答えにくいでしょう。では、どういう業務を省いていくのか。例えば市町村に移管するとか、これは本会議でも提案しましたけれども、福祉事務所の現業の生活保護のワーカーを、児湯だけがまともな形といいますか、普通の業務が遂行できるような体制で、5町ありますから、それはそれで意味はあると思うんですけども、例えば、中央でしたら国富、綾しかないわけで、これが適切にやれているかどうかというのが一つありますし、都城の

分を、三股と高原の分については中央に持ってきて、そこから実際やるかとか、都城に委託するかとか、削減をするのがなければ、それはそれで不十分になってくるんじゃないかなと思っているんです。

なぜ、口蹄疫があれだけ発生したのか、鳥インフルエンザがなぜこんなにも発生したのか。後で聞いたら、金網が破れていたというような、反論できないような状況で言われる。ところが、農政水産部が国に聞いたら、それなりの事業所でやれる体制のあるところはやってもらってもいいですよというようなことを言われているから、それをやったわけですね。ところが、実際、それでやったらそういうのが出てきた。今、国はどうやっているかという、かわりは市町村とかじゃないとだめですよというふうに逃げているわけですね。結局、悪者といえますか、しっかりやっていないじゃないかと言われているのは、県が言われているわけなんですね。そういう意見が十分に反映されていないように私は思えてならないんです。なかなか答弁しにくいでしょうから、問題提起だけにしておきたいと思えます。

児童相談所の一時保護所でも、確かに非常勤でもやれますよ。農家の営農指導、花卉の指導とかやって、花卉も畜産も1人で3つぐらい担当をすると。東白杵南部農業改良普及センターとかありますけれども、机はあったけれども、人が来ないから空きになっている。しかし、それでもやろうと思えばやれないことはないわけです。しかし、農家から見たら、これは何じゃと。それでなくても、農家のほうが詳しいわというふうに批判を受けているわけです。これまでずっと批判を受けてきたわけですから。そこがどこまでしっかり農家指導をやっていくのか、

やっていかなくちやならないのかというところは、しっかり受けとめていただきたい。行政経営課でいろんな方針をつくっていかれるでしょうけれども、現場といいますか、主管課、農政水産部でいえば農政企画課で取りまとめをするんでしょうけれども、それがなかなか上がってこないというところがあるのではないかと私は心配しておるわけです。そこを十分押さえていただいて、最終的につくっていく段階では、それを反映したものにぜひやっていただきたいと。ただ単に人を減らす、給料を減らすということだったら、だれでもできると思うんです。そこを何とか知恵を出して、ここまではやらにゃいかんからということ、主管課じゃなくて現場の意見を大事にする、そういう体制でぜひ臨んでいただきたいというふうに思います。個別の問題ですけれども、意見だけ聞いておきます。

○大坪行政経営課長 委員がおっしゃった視点はとても大事だと私も思っていましたので、実は4月に行政経営課長になってからすぐ、現場周りを始めました。ほぼすべての出先機関を回って、いろいろ生の声は聞いたつもりです。その結果として、今回の行政組織改革等の作業に入っただけでございますが、その視点は十分持ちつつ、現場がどんなふうな状況になっているかというのは十分把握しつつ、今後の行政改革を進めていきたいというふうに思っております。

○桑山人事課長 先ほど、鳥飼委員からお尋ねのありました知事の退職手当の減額状況ですけれども、昨年4月1日現在の取り扱いでいきますと、100%減額という県が5県ございます。50%減額という県が2県、その他、それ以下の減額率のところは6県ということで、全部で13の都道府県で知事の退職手当の減額が行われております。

○鳥飼委員 わかりました。

先ほどの定数に関連してなんですけれども、20年ぐらい前の古い話で恐縮ですが、病気ですいますか、メンタルでうまいぐあいにいかないという人たちが数人、そんな感じだったというふうに聞きますし、私どももそんなふうに思っておるんです。現在は、かなりそういう人たちがふえてきているんじゃないかというふうに思っているんですけれども、その状況をどんなふうに把握しておられるのか、お願いします。

○桑山人事課長 精神的な疾患にかかっている職員の状況で申しますと、病気休暇のほうでは、21年度のデータでございますが、傷病休暇総数の78名のうち、38名が精神疾患ということで傷病休暇、90日以内の病気休暇をとっております。90日を超える休職になりますと、同じ21年度で41名の職員が休職となっておりますが、うち30名が精神疾患ということで、病気休暇に関しては約半分、休職、長期の休暇になりますと75%の方が精神疾患という状況です。本県に限らず、日本全体で増加傾向にあるというふうに公務員災害補償基金本部のデータなどでも示されておりますけれども、増加しておりますので、なるべくそうしたことに至らないように、あるいは至った場合には復職支援を今後ともやっていきたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 先ほどの調整手当の時間外の話を読みましたけれども、時間外が多くて、最初は体が疲れてくる、そのうちに心が疲れてくるというようなことではないかなと思っておるんですけれども、時間外勤務というのはしっかり把握しておられるのでしょうか。

○桑山人事課長 私どものほうでは、本年度のこの委員会でも御説明しましたが、労働基準法の改正に伴いまして、60時間を超える場合には、

割り増し率が100分の125が100分の150になるというようなこともありましたので、100分の150、60時間を超えるような職員はどういう状況かというのは、データをもって把握しております。また、これは総務事務センターのほうになるとと思いますが、80時間以上の職員に関しては、所属に対して健康に関して相談を受けませんかというような取り組みもなされているというところでございます。

○鳥飼委員 ふろしき残業はないということですか。

○桑山人事課長 私なんぞは持って帰って見ることもありますけれども、基本的には、本来、職場でやるべき残業は職場でやっていただいているというふうに理解しております。

○鳥飼委員 課長は管理職手当をもらっているから持って帰ってもらってもいいんですけれども、管理職以外は時間外手当をしっかりと払わないかんし、時間外をするときはしっかり把握するということが大事だと思うんですね。体が疲れてきて、心が疲れてくるんですね。そこはしっかり対応していただきたいと思います。

関連しますので、もう一つ、組織改正の話も出されました。これは、事前にこういうふうにして形として出されるというのは非常にいいことだと思います。議会が終わって、4月の発令の10日ぐらい前に発表してこうでございますといっても、我々は全く議論にも何にもならないというふうですから、そういう意味では、今回は課長がかわられて、こういうふうなことでこういうふうにやりますということになったわけですから、それはそれで評価をしておきたいと思います。その中で、兼務というのがかなりふえてきているんですね。本庁と出先機関の連携強化ということでいえば、振興局と支庁の総括

次長を総合政策課と兼務させるということになっているんですけれども、この兼務の評価といますか、実態についてお尋ねしたいと思います。

○大坪行政経営課長 兼務と申しますと、それぞれの本務があって、さらにそれに関連する業務について、もう一方の所属との業務をあわせ持つというふうな趣旨だと理解しております。特に、今回、地方分権、地域振興等の推進という大きな命題に対して、現在でき得る体制の中でどうするかということを議論した中で、新たな大きな組織をどうするかとかいう議論は今後じっくりやってまいりたいとは思っているんですが、今あります農林振興局の担当、それをしっかりと地域企画調整担当というふうに位置づけをし直す。そして、それが農林振興局だけにとどまっていましては振興局の職員としての業務だけになってしまいますので、もうちょっと幅広い視点で、宮崎県内の分権を進める、地域振興を進めるという視点では、本庁の総合政策課と十分情報交換をしたり意見交換をしながら、それぞれの現場でその仕事をするということが必要だろうというふうに思いましたので、こんなふうな兼務体制にしたところでございます。

○押川委員長 その他報告事項も含んで、これから意見をいただきたいと思えます。

○鳥飼委員 済みません。定数に関連したものですから。そうしますと、児湯農林振興局の方が総合政策課と兼務になった場合は、一定時間は総合政策課に出勤をするとか、そういうような拘束とかも出てくるんでしょうか。

○大坪行政経営課長 原則としては、本務でございまして農林振興局のほうで勤務をするということになります。そして、必要な都度、総合政策課のほうに行って、いろいろ意見交換をした

り議論をしたりするということになりましょうから、基本的には農林振興局での勤務ということになります。

○鳥飼委員 兼務については慎重にやっていただきたいというのがあるんです。どうもあいまいになってしまう可能性があります。例えば総務事務センターでいろんな業務がありますけれども、そこで発注の業務とか出てきますが、例えば、ある出先機関があるとしたら。ここが専門的だったとしたら。家畜保健衛生所でもいいですし、都城の木材利用技術センターでもいいですし、それがなかなか打ち込みができないということで、木材利用技術センターの人を総務事務センターと兼務にして、そこでやらせようとか、そんなふうにしてしのいできたのがあると思うんですけれども、兼務というのは、いかにも体制が整備されているようだけれども、そうでない部分というの結構あるようですから、そこはしっかりと線を引いていただいでやっていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○横田委員 最初に、県債残高についてなんですけれども、口蹄疫復興対策ということで1,000億円借りて、結果的にとうとう1兆円を超えてしまったわけなんですけれども、この1兆円という数字が非常にインパクトが強くて、一般県民が「とうとう1兆円を超えたっちゃげなね。宮崎県は大丈夫か」という声が大分あるんです。予算案の概要に書いてありますように、臨財債とか口蹄疫対策転貸債を除いた数値ということで6,228億と書いてありますけれども、臨財債はさっき武井委員が言ったように、私も返ってくるかどうか非常に不安な部分もあるんですけれども、口蹄疫関係の1,000億円は5年たったら全

額返ってくるわけですね。そういったことを県民にわかりやすく知らしめることも、心配を和らげるといような意味で大事じゃないかと思うんですね。例えば、4月1日付で県の広報紙が発行されると聞いているんですけども、そういった中で県民にわかりやすい表現で表示することが大事じゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○日隈財政課長 横田委員のおっしゃるとおりで、先ほど説明させていただいたとおり、1,000億の応援ファンド、商工応援ファンドのほうで200億、合計で1,200億。これは、それぞれお願いしております財団に貸し付けて、5年後には確実に財団から返ってきますので、その分で元金償還はできます。そういった意味でいうと実質的な負担はないのかなと思いますので、県民にはわかりやすく、説明資料等においては表記等をしていきたいということで取り組んでいきたいと思います。

○横田委員 ぜひ、よろしくをお願いします。

次に、先ほど鳥飼委員が言われたことに関連して組織改正についてですけれども、今回、ウイルス対策の危機管理体制の強化ということで、総務、福祉保健、農政にそれぞれ担当室とか課が設けられたようですけれども、「21世紀はウイルスとの戦い」という言い方がありますけれども、そういった意味では非常にいいことではないかなというふうに思います。口蹄疫にしても、いつ発生するかわかりませんし、今度は新型インフルエンザも鳥由来の強毒性のものが来る可能性も十分あるわけで、そういった意味では非常に大事なことかなというふうに思います。口蹄疫だって、前回、10年ぶりに発生したということで、非常に長いスパンでの発生になるかもしれんですね。そういった場合に、実際、業務

として感染症対策室がどういう仕事をしていくのか、そこあたりを詳しく教えていただきたいんですが。

○大坪行政経営課長 今回の口蹄疫の発生を踏まえまして、具体的にどういう備えをしなくちゃならないのかということにつきましては、検証委員会を通してさまざまな検討がされまして、その結果として、膨大な報告書がまとまりましたので、基本的には、それに沿って1つずつしっかりと対策をやっていくということになります。おっしゃいましたように、目に見えない敵との戦いということになりますので、どうやったらいいのかというのは大変難しい部分はあるんですけども、こういうふうに防御しなくちゃならない、こんなふうに消毒しなくちゃならないというのはある程度見えてきましたので、そういうことを危機管理局と連携しながら、もう少し詳細にマニュアルをつくるという作業と、それに基づいて日ごろから訓練をしておく、こういう作業を常時やってみたいというふうに思っています。そして、いざ本番というときにしっかりと最小限の被害で抑えられるようにということで、今回、こんなふうな組織づくりをいたしたところでございます。

○横田委員 10年前の口蹄疫の経験を考えても、人間だれでもそうだと思うんですけども、のど元過ぎればというか、期間が過ぎてしまったらだんだん危機意識が薄れてしまうというのがあると思うんですね。今回もまた、そういうことを繰り返すことになるかもしれませんので、そういうことがないように、そういった対応もぜひ、ここでやっていただきたいなというふうに思います。

もう一つ、16ページですけれども、畑かん営農推進室を設置ということで書いてありますが、

これまでかんがい用水の目的外使用ということでいろいろ問題も起きましたね。今もまた、例えば綾川用水なんかでいろいろ問題が起きているという話もお聞きしているんですけども、主な業務というところに、営農部門との調整とか農業用水の有効活用等というふうに書いてありますけれども、いわゆるかんがい用水だけじゃなくて、そのほかの目的にも使えるような方向づけをしていくということもその業務の一つとして考えてよろしいのでしょうか。

○大坪行政経営課長 一般論で申しますと、ただハード整備を専任ですということだけではなくて、ソフトと連動してその業務を担っていくという趣旨でございます。現行は、国営事業対策監という農業土木の専門家がいますけれども、それを畑かん営農推進室ということで、営農部門とセットにして組織がえすることによりまして、畑かん施設をどんなふうにご利用するかという問題とセットにして、今後、業務をやっていくという趣旨でございます。

○横田委員 かんがい用水ということだから、畑に水をまくとか、そういうことが目的の水だろうと思うんですけども、農家サイドからいったら、農作業に使うものは全部同じようにイメージしているんですね。目的外使用と言われても、これが何でいかにとやろかということになりがちですので、そこらあたりまで検討していただいて、営農推進というふうに書いてありますけれども、営農として使えるような使い道とか、そこ辺も一緒にあわせて検討していただくとありがたいなと思いますので、よろしく願いします。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○前屋敷委員 職員定数条例のことで本会議でも質疑をさせてもらったんですけども、定数

条例の考え方といいますか、今、適正な職員数とはということも議論になりましたけれども、適正な職員数を定数条例で決めるのが本来だというふうに思うんです。条例に見合った人員をちゃんと配置すると。ところが、今度の場合も、逆になっているというのか、実員数に条例を合わせるというのは、どう考えてもなかなか私としては理解ができないというところで、今回、680人の削減ということですが、果たしてこれだけ削減した結果、業務そのものは残っているわけで、先ほど、鳥飼委員もかなりお話しになりましたけれども、在職する方々がその仕事を担っていくわけですから、そこにいろんな課題が出てくるのは当然だというふうに思うんです。もともとの職員定数条例がきちっとあるわけですから、県の業務でどの程度人員が必要なのかというのを、調査もしてきたというお話もありましたけれども、そこはしっかりと把握した中で定数が定まっていけないと、いろんなところで疲弊も出てくるし、人件費を削減するという点では効果があることは確かですが、それにかえられない問題も出てくるということで、この定数条例そのもののあり方も一度、ちゃんと見直していかなきゃならないんじゃないかなというふうに思っているものですから、私の意見として申し上げておきたいというふうに思います。

○井上委員 関連してなんですけれども、非常勤という形で、職場に非常勤だけがふえていて、私は本会議場でも申し上げましたとおり、本来、本務者でない責任がとれない部署なんかに臨時の人がいるわけです。それで本当にいいのかなというのは、一回考える必要というのはあるんじゃないかなと思うんです。大きく言えば、雇用対策として何をどんなふうにしたかと考えているのかというのがよくわからない

んです。自治体としてどう雇用対策に——例えば、どこかで企業を持ってきて、だれか雇ってというだけの話で、全体の宮崎県の雇用がそれでおさまるわけでもないわけで、どうやって雇用する場所をふやしていくのかということとかも含めて、きちんとした納税者にするということが大事なわけです。今回出ている事業の中にも幾つもありますね。臨時で雇って何カ月間か、4～5カ月雇ってそれで終わりだというのを雇用対策でも繰り返しているじゃないですか。結果として効果が出ないわけです。雇用対策の効果が出ない。最初から予算のところで、収入はこれだけなので、金は相対的にないので。県民には金はない、金はないということだけはメッセージしているわけで、施策としてあるものの効果がどうやったら出るのかという基本的な議論が物すごく足りないのではないかなという気がするわけです。先ほど、前屋敷委員も指摘したように、実数に合わせて定数を変えるということが本質的に合っているのかどうか。

私、今回、仕事でいろんな職場を回らせていただきましたが、実際行ってみると、臨時でこういう仕事をこれだけの金額でやっていいのかと。じゃ、本務者の金額を下げるのかという話になると思うんです。それだけのことをやっているんだったら。みんな臨時でいいのかという話になるというふうに思いますね。現実には雇用対策の一番末端のところは臨時の人がやっているんですから。ああいうことをしていいのかなという疑問を持つわけです。そして、人命だとかにかかわる部署のところも臨時で今やっているわけだから、定数も含めてですけども、今回出ている議案に対して、認めるべきなのかどうかで物すごく矛盾があるのはそういうところがあると思うんです。

今回も臨時の人たちの金額というのがすごい金額で予算上で上がっているわけですけども、これが経済とか雇用対策とかに役に立つのか、私はわかりません。臨時・非常勤職員の雇用のこの金額も。このあたりというのは、本当に議論されているんですか。そこがよくわからないんですけども。

○桑山人事課長 臨時・非常勤の予算、人事課の予算を御指摘されているのかなと思うんですけども、これにつきましては、正規職員について、病休とか産前・産後休暇、育児休業、そのような状況で欠員となった場合、臨時的に補うということを基本的に目標としておりますので、あくまでもその前提には正規職員という配置があるということで御理解いただきたいと思えます。

○井上委員 それは違う。現実には実態のところ、さっき言われたじゃないですか、実数に合わせて職員の定数を今回決めたと言われましたわ。現実にはずっと非常勤で来ているところはいっぱいあるじゃないですか。それは臨時的なことではないんです。常時雇用なんです。実際は常時雇用だけれども、名前は非常勤になっているわけです。でも、人はかわっているんですよ。1年だとか2年だとか、長いところで3年でかわっているんです。だから、おかしくはないですかと。もう一回きちんと精査すべきではないのかというふうに思うんです。

○桑山人事課長 おっしゃるような、例えば食肉の関係でしたら、食鳥検査とかで非常勤が働いているとか、そういうことを御指摘かと思えます。そういった予算につきましては、それぞれの担当部局のほうで予算措置をしておりますので、この予算の中には入ってきておりません。そもそもの問題として、おっしゃるような正規

職員とすべきなのか、臨時・非常勤で大丈夫なのかということにつきましては、また十分検討していく必要があると思っております。

○井上委員 私は初めて総務の委員会に来ているわけじゃないので、これの繰り返しなんですよ。今回はがつんと680減らすわけだけでも、それはそれで実数定数これだけですよというふうにしてしまうわけだけでも。そうすると、最初の議論に戻るけれども、鳥飼委員が言われたように、行財政改革というのはそれだけがポイントですかということになると私は思うんです。事業効果とかも含めてきちんと見直す力を持たないと、職員の給与を減らすとか、私たち議員の給与を減らすとか、そういうことばかりの繰り返しの中で、じゃ、何ができるのかということなんです。

みやざき行財政改革プランの総体が、義務的経費を抑えればそれで全部が賄えるというんだったら別ですよ。そうはいかないんじゃないかという議論を今、しようとしているのに、それだけでは余りにもまやかしが多過ぎやしないかということですよ。

県民政策部も何をする部なのかというのが最近よくわからない部なだけけれども、事業の見直しのところまで今言わなくてもいいんだけど、そういうこととかをもっとしっかりと見ないと、何回も行財政改革プランというのは見せられているわけだけでも、何がどんなふうに、どこが変わったのかというのが意味がわからない。

さっき言われたように、兼務、兼務で、設置場所だけつくればそれで終わりなのかと言われたら、私はちょっと違うような気がするんです。その根本的な議論というのを本当にされているのかどうか、そこに疑問を持つわけです。ど

うなんですか。定数はどんどん減らせばいいんですか。

○大坪行政経営課長 定数に関しまして、今回の条例は、先ほどから申し上げているように、現在までに削減してきた数に定数条例上の定数と合わせましょうという趣旨でございまして、今後こうしますということではございません。今後こうしますということにつきましては、その次に御説明しました行財政改革プランのほうで、例えば全体の定数については、今後4年間で、知事部局の中で100名程度削減することによって、平成17年対比では10%ぐらいの削減になる。そういうことを一応の目標として進めてまいりたいというようなことを御説明したところでございます。

いずれにしろ、それだけが行財政改革の中身じゃございませんので、当然ながら、業務について、市町村への移譲をしたり、県民との協働をする中で、いろいろ参画していただきながら、県としてはできるだけスリムに、しかしながら、結果的には県民との協働等の中でしっかりと県行政が回るようにということで、全体がうまく立っていけるような格好で総合的に進めてまいりたいというふうに思っております。

○井上委員 言われることはそのとおりと私は思っています。そして、私は、本会議場で、宮崎県の自治体の中で定数というのは何名が適切なのかということは何回も聞いているわけだから、今回出た条例が答えなのかなというふうに思っているわけです。だけど、実態としてはおかしくないですか。非常勤、非常勤でつないで、それが雇用対策も、さっき出た心の問題も含めてだけれども、本当に無駄なお金の使い方にはなっていないですかということを聞いているわけです。原因を究明しないがために逆に

お金を余計なところに使っていないやしませんか、税金を無駄遣いしていませんかというふうに言っているわけです。もうちょっとこの定数のことについて、組織の改正もそうなんだけれども、事業との関係とかをきちんとしながら決めていかないと、余り効果が出るものではないのではないかと。

今回は、こども療育センターの問題とかも出させてもらったけれども、いろんなところで、細かく見ていただいたらわかると思うけれども、おかしくないかなという人たちがいっぱいいるわけです。本務者でないとおかしいでしょうという人たちがいっぱいいるわけです。本会議場で鳥飼委員も、児童相談所もあんなでいいですかというお話をされていましたが、その辺がおかしいんですね。きれいにまとめるということだけではなくて、実態に合うということはどういうことなんじゃないでしょうか。使わないでいいお金を使っていませんかというふうに私は申し上げたいんです。無駄なお金を使っていませんかというふうに言いたいんです。じゃ、全員、非常勤にするかですよ。そんなことじゃないと思うんですね。いいです。

○武井委員 今の井上委員の関連で、第19号で非常勤職員の話が出ていたんですが、22条の方と非常勤、今、大体何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。この定数というのは非常勤の人がどれぐらいいることを前提に成り立つというもののなのか、その辺がわかれば。

○桑山人事課長 ちょっと調べますので、お時間をいただきたいと思います。

○武井委員 次に移ります。予算書で1つ、77ページ、財政課の起債元金償還金が804億から811億と7億円上がって、一方で、利子は158億8,000万が157億になっているんですか、ちょっと下

がっているんですけども、この辺を説明いただきたいのと、利子とかの払い先ということのはどこに払うのか、その辺をあわせてお聞かせいただきたい。

○日隈財政課長 まず、元金と利子の関係を御説明しておきたいと思います。元金自体は、償還金としては、利子を除けば右肩上がりです。利子のほうは、逆に、昨今、金利が下がってきておりますので、例えば5%以上の金利の借り入れというのはほとんどありません。0.4%から0.5%ぐらいになっております。最近発行する分については、例えば10年物は1%を切るぐらい平均になってきておりますので、要するに、手前のほうの県債発行分については金利が下がってきているということなので、例えば総量が変わらなければ支払い金利は徐々に落ちていくという傾向がございます。若干、元本が上がっていても、まだ金利の低減のほうが大きいのかなというような状況にあります。

それと、借り入れの関係で申し上げますと、まだ22年度の決算が済んでいませんので、21年度の決算で申し上げますと、大体40%ぐらいが政府資金の財政融資資金であります。残りが、私たちは普通、縁故債と言うんですが、地方のほうで私どもが県内の市中金融機関からシンジケート団を組んでいただいて発行する分ということになっております。今は4対6、国で受けてもらうのが4で、地方の私どもがやるのが6ですけれども、昔は逆でした、国の受けのほうが多かったわけですが、今は地方での調達のほうが多いというような傾向にあります。

○武井委員 利子のほうが157億あるわけですが、縁故債なんかも多いだろうとは思いますが、シンジケートを組んでいたら、厳密に言

いづらいつころもあると思うんですけども、この157億は宮崎銀行に幾らか太陽銀行に幾らか、そういう区分けをして支払っているというような感じになるんですか。

○日隈財政課長 具体的に申し上げて、指定金融機関は宮崎銀行でございますので、宮崎銀行を中心とということで、シェアが一番大きいのが宮崎銀行、そのほかで多い順に申し上げますと、宮崎太陽銀行、農協の県信連、九州労金が現状、今、入って、4行で受けていただいているということです。残高的には、信用金庫もございまして、これはペイオフの関係で参加していただいたことがありまして、過去でいうと信用金庫も入っていますけれども、去年、おとしは入っておりません。

○武井委員 わかりました。

もう一点、組織改正のほうを伺いたいと思うんですが、さっき、兼務等の話がいろいろ出ていたんですけども、今、兼務と、工事検査課ですか、共管とかという概念もありますね。兼務の人がいたり、共管の課にいる人がいたりとか、そういった意味での確かにわかりにくさみたいなものは、当事者の職員の方はわかるんでしょうけれども、そうなったとき、共管の人、つまりは兼務の方というのは、基本的にはメインのところがあって、こっちも兼ねているということですから、指揮的には、自分が主に所属しているところの課長さんなり部長さんなりが所属長ということになるんでしょうけれども、ただ、サブのところの仕事の発生とか、仕事ですから、アイドリングの時間がかぶるとかいうようなこともあると思うんですけども、うまく2つのそれぞれの課を持ちながら仕事をしていくというのは、さっきうつの話もありましたけれども、精神的にも非常に厳しいところとい

うのがあるんじゃないかなと思うんですが、そのあたりの配慮というのはどういうふうになっているのか、お聞かせいただきたい。

○大坪行政経営課長 現実には部局横断的な業務というんでしょうか、もうちょっと幅広い行政ニーズみたいなものがありまして、それに対応するかということで、その結果としてこんなふうな兼務ということになっているわけでございます。それだから2人分の仕事をしなくちゃならないということでは決してないわけですから、通常の本来の業務をしつつ、他方、もう一方の業務も念頭に置きながら、幅広い県民ニーズに対応して仕事をしていくということでございます。

そういった職員に対するフォローについてなんですが、そういった職員だけではないんですが、特に今回の行財政改革プランの中で、新たに職員の健康管理の問題ですとか、風通しのよい職場環境づくり、そういったものを今回、行財政改革プランの中で新たに入れてみたところでございます。そういったことをしっかりやりながら、お互いに職員同士も連携し合ってやっていきたいというふうに思っております。

○武井委員 わかりました。

もう一点なんですが、今、人事課長が前の課長でいらっしゃいましたけれども、いろんな組織改正をずっとされてくる中で、いろんなことを考えてされているなと思うんですが、一方で担当分けがきっちりされていく。仕事の責任分担という意味ではわかりやすいですし、私もそれはそれでいいと思うんですが、基本的には課にはそれぞれ職掌分担があるわけですから、申し上げたいのは、課長の指揮権との整合性というのはどういうふうにお考えなのか。本来であれば、課長さんがいらっしゃって、その課に

は与えられた職掌があって、それをその課の中のスタッフという、いわゆるリソース、課の中の人員という資源を使って、課長さんがそれなりに配置していくわけですが、こういう形でそもそもの枠組みとしても、担当割りつけをしていくと、縦割りを強化していくことで、課全体の総合力みたいなものを逆にそいでしまうんじゃないかという懸念もあるんですが、課長の指揮権との整合性とか、そのあたりというのはどういうふうと考えられてこういうふうな形で担当分けされているのか、伺いたいと思います。

○大坪行政経営課長 県の組織は、従来は係制だったんです。係から担当制ということに変更しまして数年になりますけれども、担当制の一番のメリットというのは、課長である所属長の判断で業務の分担の内容をある程度柔軟に変更できるという点でございます。従来やっていた係制というのは、おっしゃったように、きちんと係り、業務内容がフィックスされているんですけれども、現在の担当制はそういうことではありませんので、それぞれの主たる業務は持ちつつも、その時々課内の業務の状況によって、所属長の判断でいろんな仕事を担当をまたいでさせたりとかいうようなことで進めているという状況でございます。

○武井委員 さっきもお話ししましたけれども、部・課によっては、この島だけは夜中までやっているというのがあったりするんですが、おっしゃっていることは非常によくわかるんですけれども、それが実際的に機能しているのかなと、そういう気もしたものですから、そのあたりはまた人事課あたりともしっかりとお話しされて、おっしゃったことはそのとおりだと思うので、より実効性のあるものになるように取り組んで

いただければと思います。

○桑山人事課長 先ほどの武井委員のお尋ねの件でございますが、まず、臨時職員につきましては、毎月平均で225人という数字になっております。これは平成21年度の数値でございます。非常勤職員につきましては、人の数でとらえております。中には年間何日という方もいらっしゃれば、月15日以上働く方もいらっしゃいます。これが全体で1,317人でございます。

○武井委員 非常勤の方について、人・日みたいなとらえ方、1,317人というのがイメージしにくいところもあると思うんですけれども、今の形というのが、非常勤・臨時の方が多くいないと成り立たないという形態になっているわけなんですけれども、鳥飼委員なんかの御意見もありましたが、県としての、べき論というか、今後も人員を減らしていくという中で、臨時の職員の方の割合とか非常勤の方の割合というのを高めていきながらも、とにかく正職員を減らしていくというような方向性に持っていけるのか。ないしは、削減数は今程度のままで、臨時の方も今ぐらいの規模でとか。つまり、正職員はこれからも減らしていく、臨時職員をその分はふやして対応をしていくということに結果的になっていくのか、そのあたりをどういう方向性をお持ちなのか、伺いたいと思います。

○桑山人事課長 一概にあるべき論というのはなかなか難しいところがございますが、臨時職員は基本的に事務補助ということで、一定程度、そう大きい変化なく雇用されてきているのかなと思っております。非常勤職員につきましては、極めて短期間で業務をやるようなものとか、例えば統計調査員という統計調査の補助をやっていただく方、この方が先ほどの数字に265名含まれておりますが、こういった方については、正

規ということではなくて、一般の方をお願いするということでありましょうし、例えば屠畜検査場に嘱託検査員という方が64名いらっしゃいますが、こういった方は鶏の検査が入ったときあたりからかと思えますけれども、なかなか獣医師が確保できない中で、主にOBの獣医師の方を雇用させていただいて検査をやっている。非常勤の場合には、有資格者を県職員で賄うのか、あるいは非常勤で対応できるものについては対応していくのか、そういった選択肢はあるんじゃないかというふうに思っております。

○鳥飼委員 定数のことがいろいろ議論になりましたけれども、部定数という考え方は今はないのかどうか、お尋ねします。

○大坪行政経営課長 それぞれの部ごとの定数に関しましては、*内部規則で定めております。

○鳥飼委員 そうすると今も現存しているということで、今回、定数条例を決めれば、当然、その部定数の内部規則も変わるということですね。

○大坪行政経営課長 そうでございます。

○鳥飼委員 それはまた後ほど資料でいただければと思います。

ちなみに、口蹄疫と鳥インフルエンザ、本県の一大事というか、大変なことだったんですけれども、例えばその部門、獣医師について、今、3つ合わせて50人ぐらいいるかいらないかじゃないかなと思うんですけれども、これをこういうふうにするというふうなのは今回の中の目標に入っていますか。

○大坪行政経営課長 多分、獣医師は、昨年4月1日現在で160名程度だったと思います。家畜保健衛生所に配属されている獣医師が40数名だったと思います。獣医師に関しましては、こんなふうな事情ですので、できるだけ多く採用

したいというのはあるんですけども、現実問題として、十分に採用できないという問題がありますので、例えば年齢を上げるとか、いろいろと工夫をしながら、今、採用増に努めているところでございます。

○鳥飼委員 獣医の部分は、本当に来てもらおうと思っても来てくれないというふうになってしまっているんですけども、ある程度、宮崎県はこういう数を目標とするんですよ、これを確保したいんですというの示してもらいたいというのが一つあります。例えば今回の鳥インフルエンザ、4年前に発生して、夏場に各農場を回って、金網に破れがないとか、ネズミがうろうろしていないとかというのは、現場としては4年前の夏からやっておられるわけです。ところが、しかるべき人がおるところは文書でいいですよというふうになっていた。結局、それが先ほど言ったとおりなんですけれども、そういう状況になっていますが、それを明確に打ち出してもらおうというのが一つあるんじゃないかなと思っております。

もう一つは、食肉衛生検査所の獣医なんですけれども、これも圧倒的に非常勤が担う分が出てきている。現実的には、現場の検査員、獣医師が足りないから後輩が困っちゃうわなというようなことで、OBが何とか助けてくれている。本当はOBにおんぶしているような状況なんです。それがOBじゃなかったら、おれは知らない人も出てくるかもしれないだろうと思うんですけれども、そこ辺の比率も変えていく努力をしていかないと、入りの部門といいますか、生産をする養鶏農家、採卵農家、畜産農家のところでチェックをしていただく家畜保健衛生所、それから、出であるところの食肉とかになって

※109ページ左段に訂正発言あり

いくところで検査をしていただく食肉衛生検査所というところがあるわけですから、その体制をしっかりしていけないといかんと思いうんですね。そのことが結局は宮崎県の農政、畜産行政といいますか、これをどういうふうにして位置づけるのか。先ほど申し上げた農業改良普及センターもおおむねこの程度とするとか、一定程度決めていかないと、うちが減らさないかんからなど、総務から言われるから、じゃ、ここを減らそうかというのが実態じゃないかなと私は思っているんです。机はあるけれども、人がいなくなったと。今まで野菜の専任がおったけれども、果樹の人が野菜も持つわとかいうふうになっておるのが現状だろうと思いますから、現場にもわかりやすいような形でそれを決めてもらって、オープンにしていくということが大事じゃないかなと思っておりますので、そこをお願いしておきたいと思えます。

○大坪行政経営課長 そこら辺を含めまして、本庁と出先機関のあるべき姿というのを相対的に検討してまいりたいと思っております、きょう、お示ししました行財政改革プランの中でも記していますけれども、抜本の見直しを含めて、あらゆることを検討してまいりたい。その結果としてまた、いろんな組織体制を改正してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、私、さっき職員の定数、部ごとの配分を内部規則で定めているとかいうふうな表現をしましたが、間違っているようでして、部ごとの一応の配分を定めているというぐらいのニュアンスだそうですので、済みません。発言を訂正させてください。

○鳥飼委員 そこはある程度見え隠れして、オープンにしていったほうが良いと思えます。

○井上委員 関連して。今、課長から説明をいただいたから、よかったな、その視点があるんだなというのはわかったんですけども、本課と出先の関係は、仕事の二重的なところがあるわけですね。どっちが責任をとって、どっちがどんなふうに行っているかと言われると、なかなかその分け方が難しいところになっているんですね。現実にはどこが何をやっているかというところ、出先がやっていたりするわけですね。その本課との関係のところとか、手を入れるべきところというのはもっともあってあるのではないかなというふうに思っています。そのあたりは今後、議論をしていただけると、もっと中身が実態に合ったものになっていくのではないかなと期待しておりますので、お願いします。

○押川委員長 要望にしておきます。

○河野副委員長 担当部局じゃないので答えられないかもしれませんが、わかっている範囲で、12ページの組織改正ということで、医療・福祉が充実したくらしづくりという中に、お医者さんの2名兼務、先ほど、兼務というお話がありましたが、今回の一般質問で出てくるかなと思ったんですけども、なかったんですが、国が進めている地域医療支援センター、全国15カ所の採択予定ということで参考2のほうに書いてあるんですが、宮崎は手を挙げているということですか。

○大坪行政経営課長 今、まだ厚生労働省のほうで募集しているかどうかは確認していませんが、いずれにしても、手を挙げたいということでは話を聞いております。

○河野副委員長 調べたところでは、23年度、17億の予算を組んでいるということで、ぜひ、手を挙げていただきたいという議論が議会に出るかなと思ったんですけども——なかったんで

すが——この条件の中に医師を2名確保しなきゃいけないという条件がたしかあったと思うんですが、その上での兼務だと思うんですけども、この兼務というのは、県立病院のお医者さんを使うという兼務でしょうか。

○大坪行政経営課長 具体的にどの方をということまではまだはっきりしませんが、いずれにしろ、県職員である医師を2名ということでは理解をいたしております。したがって、県立病院ですとか、保健所ですとか、いろんなところにおりますので、そういったドクターを2名ということでは理解しております。

○河野副委員長 支援センターの業務内容を見ると非常に忙しいというか、その中での兼務という考え方が先ほどから議論がありますけれども、お医者さんが不足している宮崎の、ある意味絶好のチャンスじゃないかなということから考えると、そこら辺の兼務の考え方を検討いただきたいと。

もう一問、持続可能な財政基盤の確立、財政課のほうから提案されましたが、25ページに投資的経費、箱物整備は原則凍結とありますが、確認ですけれども、耐震関係の考え方は、凍結というか、そういうことがあり得るということでしょうか。

○日隈財政課長 耐震化関係については、特に高等学校、まだ耐震化整備等も終わっておりませんので、その耐震の補強の程度の必要性、緊急度合い、要するに危ないところから順次、今、進めているところです。ここについて凍結ということでは考えているわけではありません。ほかの県有施設についても、大体把握しているんですけども、緊急を要するもの等については順次、対応していくことになろうかと考えております。

○押川委員長 同じく、投資的経費の中のiの公共事業——公共施設の維持管理経費、直轄高速自動車国道事業負担金あたりは除く——ということでもありますけれども、23年度からまた向こう4年間、毎年度、前年度対比の5%を削減するというところで報告があったんですが、どういったことをイメージすればよろしいでしょうか。雇用の場でも、今、県内の業者さんも大変な時期でありますし、雇用を生む中の一つの財源を確保する中でも大事なところだろうと思うんですけども、再度、お願いいたします。

○日隈財政課長 数字だけで単純に申し上げると、補助公共、県単公共、新直轄を除く直轄事業あたりを5%ということではあるんですけども、まず入り口論として、国からの補助公共については、国の状況に応じてということになりますので、これがどうなのかははっきりわかりませんが、国が昨年度でいうと90%、10%カットとか言ってくるのと、大きく枠があくこともありますし、逆に、補正で当然、経済対策は全部受け入れてまいりますので、公共事業については非常に変動幅が大きいのかなと思います。

加えて、補助公共については、今度の地域戦略の一括交付金の問題、これが自由度が高まるということであれば、今、50%と65%と2種類ございますけれども、補助の充て方のことも含めると、事業量をどれだけにするのかと。単純に50%補助というわけでもなくて、65%補助とかの枠が拡大であるとか、そういうことの工夫等によって、総体の事業量としてはできるだけ確保していくというのは担当部局のほうでのおのずと検討されていると思いますので、落ちていくかどうかというのは一概には言えないのかというふうに考えております。

加えて、残りの負担についても、県債の関係

の制度がどうなっていくのか、そこらあたりも含めて検討していくことになるのではないかなと思います。要するに、手厚ければある程度確保していくでしょうし、交付税措置もないという方向に進むのであれば、公共事業はこれ以上に削減しなければ手出しが多過ぎるということも含めて、検討していくのかなというふうに考えております。

○押川委員長 ありがとうございます。きょう、まだ我々が審議しない中で、昼のニュースでぱっとテレビに流れてしまう、こういうことはちょっとおかしいんじゃないかと思うんです。議論をしてからこういったものは流すということにしていけないと、委員会の持ち方もおかしいのかもしれないけれども、せっかくそういうことであれば、見た人たちは毎年度5%ずつ落ちていくということになってしまふ。さっきから、県民に対してわかりやすい方向の中でいこうという意見がいっぱい出る中で、そこあたりは私も合点がいかなかったなと思いましたから、ここの部分だけは質問をしておきました。何かありますか。

○日隈財政課長 公共の数字で出たので、私のほうから答えさせていただきます。行政経営課長が冒頭申し上げたとおり、この行財政改革プランは、まだ素案でございまして、これからパブリックコメントに付して、6月議会で正式に議会のほうに議決をお願いするという案件でございます。現在、こういう方向で考えていますという基本的な考え方、数値は、財政課で申し上げると、まだ肉付け予算も終わっておりませんので、数値の変更等は、恐縮ですが、今後お願いしたいということも含めて、あくまでも、きょうのところは素案でありまして、ただ、一部人件費については、既に、先ほど人事課長の

ほうから説明があったとおり、議案で出ている部分、特別職であれ、一般職の管理職であれ、削減の条例は出ておりますので、一部は既に骨格ながらも入っている部分もあるということで御理解いただきたいというふうに思います。全体としては、あくまでも素案ということで委員会に私どもの考え方を御説明したということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○押川委員長 わかりました。

○鳥飼委員 先ほど、メンタルケアのことについていろいろ申し上げたんですけれども、総務事務センターから職員の心の健康づくり推進強化事業というのが改善事業で上がっていますので、もう少し詳しく御説明をいただきたいと思ひます。

○押川委員長 まだそこまで行っていない。

○鳥飼委員 いいです。失礼しました。

○押川委員長 参考までに教えてほしいんですけれども、実は、トラック協会のことなんですが、これだけ鳥インフルエンザとか新燃岳の被害あたりが出てくる中で、トラック協会のほうに県の商業支援課から突然、23年度交付金の5%カットの話が出たということでありまして、理由は県の財政が厳しいというようなことであるようであります。そして、軽油引取税は地方税であり県の税収ではありませんけれども、県に対しては地方交付税措置ということでありまして、県の負担はないというようなことではないのかなということの中で、バス協会の交付税は従来どおりでありますけれども、トラック協会は5%カットというような話があるということでありまして、わかる範囲でお聞かせください。

○日隈財政課長 今、委員長からございました補助金については、現在、商工建設常任委員会のほうで審議されている案件であろうと思ひます。担当課は商業支援課でありまして、県トラッ

ク協会とバス協会に対する運輸事業振興助成交付金のお話であろうと思います。これは過去も経緯があったものでありますが、かつて軽油引取税が大幅に引き上げになった際に、その財源の一部を交付税財源にして地方に交付して、そこから各団体の判断なんですけれども、一定の基準で補助金等を交付するという制度で来たものと思います。今回、23年度当初予算で上げておりますのが、トラック協会に対して1億6,500万余の補助金、バス協会に対して1,350万円余、10倍以上違うわけなんですけれども、そういった補助金について、予算案を今、商工建設で審議されているという内容です。

なお、一定のルールと申し上げた算定基準というのがあるんですけれども、その額どおり補助しているという県は、今のところ全国で15県ぐらいなのかなということでもあります。あくまでも地方交付税の算定でもらっていますので、その算定でもらったお金を使うのは地方の判断でありますから、いろんな費目があるんですが、算定どおりに予算化していくというわけではありません。本県の場合、非常に財政が厳しいというところ、また口蹄疫等々の所要の財政需要もある中で、商工観光労働部としては、今回、基準よりは5%低いんですけれども、95%水準でお願いしたいということで、今、御審議いただいているというような状況であります。

○押川委員長 わかりました。商工関係のほうで議論中ということで、また向こうのほうからも伺いたいと思います。

それから、これも厚生の方で議論がなされているとは思いますが、子ども手当財源の地方負担に対する意見書であります。我々県議会としては、11月の議会で満場一致で反対ということで実は議決をしておるわけなんですけれども、

これに対して、今回、県のほうが措置されているのが26億3,000万でしたか、これは議会に対して、議長・副議長あたりにも全くそういった予算をつけるという相談なり、あるいは話はなかったのかということを確認しておきたいと思えます。これは本会議でも出ておりますけれども、方向づけとしては財政課はどういう形の中でこれをやっておられるか、再度、聞いておきたいと思えます。

○日隈財政課長 お話のありましたとおり、11月議会で意見書を採択されているのも十分理解しているところです。私どものほう、各地方団体、子ども手当につきましては、全額、国で負担していただくよう強く要望しているところなんですけれども、ただ、中身が、子ども手当法については、従前の児童手当法の上乗せみたいな法になっておりますので、それが1年間の暫定法ということになっております。子ども手当法が仮に廃案になっても、児童手当法が今度は残ることになります。児童手当法は生きております。したがって、今回の子ども手当の中の児童手当相当分の県負担分の予算というのは、児童手当法に基づくものを今回、計上しております。子ども手当は、役所でいうと市町村の予算がほとんどなんですけれども、県内の全体の予算が市町村のほうで277億。その中で県からの負担分をいただくものというのが26億3,000万、市町村みずからが負担されるのが26億3,000万手出しされて、国からの交付金が概算で224億4,000万、トータルで277億を各市町村が組んでいっしょにやります。ですから、県からの児童手当負担分が入らないということになりますと、これは市町村が全部負担されるのかなということも含めて、児童手当法自体はまだありますので、そういった趣旨から、歳出化としては、子

ども手当の中の児童手当負担分を計上させていただいて、市町村のほうにその分を交付するという内容の予算案を提案させていただいているところでもあります。

○押川委員長 確認いたしますけれども、今国会で子ども手当が廃案になる、あるいは否決された場合には、従来の子ども手当金のための各市町村分に、県から児童手当分でやるということでの理解でよろしいですね。

○日隈財政課長 歳出の面で申し上げますと、児童手当分として、ちゃんと議会にも御説明したいと思っておりますけれども、額は少々変わるかもしれませんが、同額をこの予算の範囲内で市町村のほうに交付していくということになるかと思っております。

加えて、歳入のほうで申し上げますと、国の予算のほうで、県の方でいうと26億3,000万のうち6億数千万が特例交付金に係る関係の特別法によりまして——特例交付金法があるわけなんですけれども、それに基づく特例交付金の歳入として6億数千万、国のほうから交付になる予定ということで試算しているところでありまして、残りの20億程度が普通交付税、交付税法に基づく総務省令等で定まっているというわけなんですけれども、そういった予算が出ておりますので、歳入としてはそれを充てて、今回、予算を編成しているところでもあります。

○押川委員長 ありがとうございます。

○中村委員 今の件に関して、前もって話があったかという委員長の話ですが、それは聞いておりません。もともと国で負担するという話でしたので、私の記憶では2回、意見書を出していますね。それは全会一致で出していたと思います。意見書が出ている手前、我々は本来、選挙でもない年であれば、これは否決ですよ。否決

しなくちゃならないと思っています。しかし、こういう御時世の中ですから、これを通すとすると、いろんな方法があるでしょうけれども、市町村もあることだし、これは私の考えなんですけれども、附帯決議をつけて賛成しかないですね。いろいろ意見書を出している手前、これをいいですよというわけにはいかない。可決されているんだけど、附帯決議を付して賛成ということが、議会側としては一番いいんじゃないかなというふうに思います。ぜひ、そういうふうに皆さんで。厚生常任委員会にも、きのう言っていたけれども、これを否決したり、予算組み替えなんかというのは不可能だし、非常に混乱を招く。また、市町村にも迷惑をかける部分もあるだろうから、こういう意見書を出して、全員で可決したにもかかわらず、やむなく予算については賛成するという附帯決議をつけての賛成にすべきかなというふうに思います。

○押川委員長 まだそこまでなくて、私は、ただ、去年の県議会で子ども手当に対する反対意見を決議していますから、財政としてはそういうことを含んで、議会のほうにどういう相談なり説明があったのかということで聞いたので、それはちょっと違うんです。

○中村委員 おくれて来て……。

○押川委員長 多分そうだと思います。申しわけありません。

それでは、以上をもちまして第1班の審査を終了いたしたいと思っております。

○押川委員長 暫時休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後2時54分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

これより、市町村課、総務事務センター、危

機管理課、消防保安課の審査を行います。市町村課から順次説明をお願いいたします。

○茂市町村課長 それでは、市町村課の平成23年度当予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の85ページをお願いいたします。市町村課の平成23年度当初予算額は、20億8,698万5,000円でございます。平成22年度の当初予算に比べ25億2,022万4,000円、率にして54.7%の減となっております。

その主なものにつきまして御説明いたします。

87ページをお願いいたします。まず、(事項)自治調整費であります。これは、市町村の行財政運営に関する助言等に要する経費でありまして、9,652万4,000円をお願いしております。このうち主なものでございますが、88ページをお願いいたします。7、住民基本台帳ネットワークシステム事業費であります。これは、情報化社会に対応した住民サービスの向上を図るため、全国でネットワーク化されております住民基本台帳ネットワークシステムの全都道府県共同の負担経費や機器使用料等の運用経費でありまして、7,968万4,000円をお願いしております。

次に、(事項)市町村合併支援費であります。これは、市町村合併支援に要する経費でありまして、5億7,006万8,000円をお願いしております。内訳でございますけれども、アの新市町村合併支援事業は、改正前の現行合併特例法のもとで合併した市町に対して交付する交付金等でありまして、2億6,794万8,000円をお願いしております。次に、イの合併関係市町村財政健全化支援事業でございますが、これは、金利の高い地方債の繰り上げ償還を支援する貸付制度でありましたが、20年度、21年度で貸し付けを行いまして、現在、貸付制度が終了したことに伴いまして、この貸し付けに係る償還金のうち、

県の市町村21世紀基金からほぼ半分を財源としていただいておりますので、この基金へその分の3億212万円を積み立てるものでございます。

次に、(事項)市町村振興宝くじ事業費でございます。これは、市町村振興宝くじとして発売されますサマージャンボ宝くじとオータムジャンボ宝くじの収益金等につきまして、一たん、県が配分を受けた後に、その全額を財団法人宮崎県市町村振興協会に交付するものであります。予算額は、6億2,491万4,000円をお願いしております。

次に、89ページをごらんいただきたいと思います。(事項)県議会議員選挙臨時啓発費及びその下の(事項)県議会議員選挙執行費は、ことし4月に任期満了となります県議会議員の選挙に要する経費であります。まず、(事項)県議会議員選挙臨時啓発費であります。これは、県議会議員選挙における臨時啓発に要する経費でありまして、926万1,000円をお願いしております。その下の(事項)県議会議員選挙執行費でございますが、これは、県議会議員選挙の執行に要する経費でありまして、5億1,202万9,000円をお願いしております。内訳でございますけれども、90ページをお開きいただきたいと思います。委員会事務費として531万8,000円、管理執行経費として5億671万1,000円をお願いしております。

市町村課は以上でございます。よろしく御願いたします。

○假屋総務事務センター課長 総務事務センターの平成23年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の91ページをお開きください。総務事務センターの平成23年度当

初予算額は、11億5,572万6,000円でございます。平成22年度当初予算に比べ4,390万3,000円、率にして約3.7%の減となっております。

それでは、主なものについて御説明いたします。

93ページをお開きください。まず、(事項) 総務事務センター運営費でございます。予算額は2,032万1,000円をお願いしております。これは、本庁の総務事務センター及び出先の各県税・総務事務所にあります総務事務センターの運営に係る事務費等でございます。

次に、(事項) 健康管理費でございます。予算額は6,434万1,000円をお願いしております。これは、職員の健康管理等に要するものでありますが、詳細につきましては、94ページをお開きください。説明欄に4つの事業でお願いしておりますが、このうち2の定期健康診断事業費は、全職員を対象とした1次・2次の定期健康診断を、3の特殊業務従事職員健康診断事業費は、放射線業務などの特殊業務に従事する職員を対象とした健康診断を、それぞれ実施するための経費であります。次に、4の職員の心の健康づくり推進強化事業につきましては、改善事業でありまして、後ほど、御説明いたします。

次に、(事項) 職員厚生費でございます。予算額は9,517万6,000円をお願いしております。このうち1、保健体育施設管理費は、職員健康プラザの建設費を地方職員共済組合へ償還する資金や、清掃、警備、保守点検等の業務委託に要する経費でございます。

次に、(事項) 車両管理事務費でございます。予算額は2,919万5,000円をお願いしております。これは、県有車両の任意保険への加入、運行業務の一部委託など、適正な維持管理経費や交通事故の防止のための講習会などに要する経費で

ございます。

次に、(事項) 恩給及び退職年金でございます。予算額は2,814万7,000円をお願いしております。これは、元知事部局職員28名に係る恩給等の経費でございます。

次に、(款) 警察費(事項) 恩給及び退職年金費につきましても、元警察職員129名に係る恩給等でございます。予算額は1億2,422万6,000円をお願いしております。

次に、改善事業につきまして御説明いたします。お手元の総務政策常任委員会資料の5ページをお開きいただきたいと思います。職員の心の健康づくり推進強化事業でございます。

まず、1の目的であります。近年の厳しい行財政状況の中で、職員にはより一層の効率的な業務推進が求められておりますが、職員が職務に専念し、より質の高い行政サービスを提供できるよう、メンタルヘルス対策を中心としたサポート体制の強化を図るものであります。

次に、2の業務概要等でございます。(1)の健康相談等事業は、健康管理医が職員の健康診断の結果等をチェックし、身体的に問題のある場合に、医療機関への受診を勧奨したり、生活習慣を改善するための指導等を行うものであります。

(2)のメンタルヘルス対策は、まず、1次予防として、うつ病等のメンタルヘルスに関する研修や啓発を、全職員を対象に幅広く行います。次に、2次予防ですが、うつ病等を早期に発見し、治療につなげるために、精神科医等に委託して、全職員を対象としたメンタルヘルス相談を行うほか、長時間の時間外勤務職員が多い職場などを対象に、その職場のストレスチェック評価を実施することにしております。さらに、3次予防として、新たに配置する復職コーディ

ネーターが保健師とともに病休や休職中の職員に対しまして、円滑な職場復帰と再発防止に向けて、きめ細やかなフォローアップを行います。

(3) のライフプラン事業は、復職コーディネーターが職場や家庭での職員の悩み等に助言したり、将来の生活設計に関して指導、アドバイス等を行うものであります。

事業費は、健康管理医の派遣委託費や、精神科医への報償費等で928万6,000円をお願いしております。また、復職コーディネーターに係る人件費につきましては、職員給与で対応することとしております。

説明は以上でございます。

○金井危機管理課長 まず、説明の前に、昨日お尋ねのありました鹿児島市からの降灰除去の応援に係る経費負担について、調査の結果を御報告したいと思います。委員から15万円というお話がございましたが、詳細については確認ができませんでした。ただ、関係部局の話では、道路の降灰除去作業には、路面清掃車のリースや運転士、作業責任者の人件費など合わせ、1つの班で日額20万から30万円の費用がかかるということを伺っております。なお、この金額につきましては、仮に県が車両を保有していても、かかる費用はほとんど変わらないと聞いております。以上でございます。

それでは、危機管理課の平成23年度当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の97ページをごらんいただきたいと思っております。平成23年度当初予算の総額は、3億3,700万9,000円であります。22年度当初予算に比べ524万1,000円、率にして1.5%の減となっております。

次に、99ページをごらんください。まず、(事項) 防災対策費3,503万9,000円であります。主

なものとしたしまして、説明欄の2、防災事務の総合管理であります。これは、地震が発生した際の震度情報を迅速・的確に伝えるネットワークシステムの維持管理費が中心であります。次に、4の防災情報システムであります。これは、災害対策本部会議室及び総合対策部室に必要な機器を設置し、災害対応に必要な各種気象データの提供委託等に要する経費であります。次に、5の県民への防災・防犯情報伝達システム運営事業であります。この事業は、気象情報や避難勧告・指示の発令状況などの防災情報や防犯情報などを県民にメールで提供することで、災害時における被害の軽減化や、子供たちの安全・安心を確保することを目的としております。

次に、100ページをお開きください。8の県民防災力向上事業について御説明します。この事業は、地域や事業所において日常的に防災活動を行い、災害時に迅速かつ連携した防災活動を行うための中核的な人材を育成するとともに、県民一人一人に防災知識や技術を得る機会を創出することで、県民の防災力の向上を図ることを目的としております。事業の中心としまして、まず、防災士養成事業として、防災活動の担い手である地域や事業所、ボランティア団体などにおいて、防災活動の中核となる防災士を幅広く養成するものであります。次に、防災出前講座事業により、地域や事業所、団体などの要請に応じて、防災士などの防災専門家を派遣し、防災出前講座を行うものであります。また、市町村職員研修事業としまして、市町村職員に対して、より一層の防災知識向上と、地域で主体となって防災指導を実施できるように、防災指導技術向上を図るために防災研修会を開催します。これら3つの事業を体系的に組み立て、県

民防災意識の啓発及び人材育成のための総合的な事業として展開し、県民一人一人の防災力の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、9の自助・共助・公助防災スクラム推進事業について御説明いたします。この事業は、宮崎県防災対策推進条例に規定されている「宮崎県防災の日」を中心として、実践的な防災対策を学ぶ防災フェアや県民参加型の総合防災訓練を実施することにより、自助・共助・公助の充実と連携を図るものであります。事業の中身としまして、まず、「県防災の日」フェア事業として、大学や企業、ボランティア団体、防災関係機関などと連携・協力しながら、体験・体感型の総合的な防災フェアを実施し、個人や地域、事業所における防災意識の向上や、防災への具体的な取り組みを促進するものであります。また、「県防災の日」普及推進事業として、新聞広告により「県防災の日」の普及啓発を図るものであります。さらに、県総合防災訓練事業として、県民参加型による県総合防災訓練を実施し、防災関係機関の連携強化や防災意識の強化を図るものであります。

次に、(事項)危機管理総合調整推進事業費980万7,000円であります。これは、危機事象の発生を未然に防止するとともに、発生した場合に、迅速・的確に対応し、被害を最小化するために、危機管理に関する職員研修や、県民啓発及び災害監視室による24時間監視体制に要する経費であります。

次に、(事項)国民保護推進事業費249万9,000円あります。これは、平成16年9月に施行されました国民保護法に基づき、武力攻撃事態などにおける国民保護の推進を図るための経費であります。

危機管理課は以上であります。

○山之内消防保安課長 それでは、消防保安課の平成23年度当初予算につきまして御説明いたします。

同じく、歳出予算説明資料の101ページをごらんいただきたいと思っております。平成23年度当初予算の総額は、4億4,149万1,000円であります。22年度当初予算に比べまして8,123万5,000円、率にいたしまして15.5%の減となっております。

103ページをごらんいただきたいと思っております。主な事業につきまして御説明いたします。

まず、(事項)防災行政無線管理費2億3,510万7,000円ありますが、これは、防災行政無線等の防災設備の維持管理、保守委託、設備更新等に要する経費であります。

次に、(事項)航空消防防災推進事業費1億3,018万円ありますが、これは、防災救急ヘリコプター「あおぞら」の管理運航に要する経費であります。

次に、(事項)消防指導費1,550万1,000円あります。主なものといたしまして、説明欄の2の救急振興財団に対する出捐等は、救急救命士を擁する目的で、平成3年に都道府県が共同出資して設立いたしました救急振興財団への負担金でございます。説明欄の3、ふるさと消防団パワフル21事業であります。これは、消防団の活性化を目的といたしまして、消防大会の開催や消防団員の加入促進を図るため、新聞等によるPR活動を行うものであります。

それから、(事項)予防指導費1,810万2,000円ありますが、104ページをごらんいただきたいと思っております。これは、消防設備士に対する再講習や危険物取扱者免状交付及び講習等に要する経費でございます。

次に、(事項)消防学校費3,656万9,000円でございます。これは、消防職員、消防団員等を対

象に、消防学校で教育訓練を実施するために要する経費であります。説明欄の3の消防学校教育21プラン事業、これは、消防団員の消防操法や救急応援処置などの技術の向上を図るために、県内各地において指導、訓練を実施するものであります。

次に、(事項)火薬類取締費66万5,000円、その下の(事項)高圧ガス保安対策費470万1,000円、105ページの(事項)電気保安対策費66万6,000円は、それぞれ取り締まり及び保安指導に要する経費でございます。

消防保安課は以上でございます。

○押川委員長 各課の説明が終わりました。質疑はございませんか。

○武井委員 まず、市町村課の住基ネット、7,968万ということなのですが、都道府県各県均等割と人数割とかいろんな計算方法があるんでしょうけれども、基本的には各県が一定のルールに基づいて負担をしている金額という理解をしやすいのでしょうか。

○茂市町村課長 おっしゃるとおりでございます。これにつきましては、人口割2分の1、均等割2分の1ということをベースに計算をされております。47都道府県で負担をしているというものでございます。

○武井委員 前回でしたか、住基ネットで、例えば我々の選挙の手續なり住民票をとらなくてもいいようになりますよみたいな話とかもあつたりもしたんですが、国が決めて、国のルールの中でやっているわけですけれども、中には離脱をすとか、接続をしない市町村があつたりとか、いろんな問題があるわけなんですけれども、平たく言えば、毎年8,000万近いお金を出していく価値というか、意義というか、そのあたりというのは実際にどのようにお感じになって

いらっしゃるのか。これはずっと毎年かかるわけですね。実際にそれほどのメリットがこの住基ネットにおいて本当にあるのかどうかというのは非常に疑義を感じるころなんです。その辺はいかがでしょうか。

○茂市町村課長 おっしゃるように、確かに、全国の中には接続をしていないところもございますが、実は最高裁の判例におきまして、これについては基本的に合法であるということが示されております。そして、この経費につきましては、先ほど、説明を漏らしましたが、全国のセンター経費の部分と維持管理等の経費というのがございます。先ほど申し上げました人口とか均等割りしているというのは、全国センター経費、共通経費の部分でございます。それ以外に運用経費等がございます。それを全部合わせてこの約8,000万弱ということでございます。この額につきましては、当初始まったころは1億数千万程度を要しておったわけでございますけれども、その後、数年前に、宮崎情報ハイウェイというところに接続いたしまして、少しでも経費の削減を図ろうということで、最近では1億円を下回る額で運用しているということでございます。これについては、住民票を初めとして、私どもは非常に利便性は高いのではないかというふうに思っておるところでございます。また、年金関係のいろんな届け出が不要になったとか、そういうメリットもあるというふうに考えているところでございます。ただ、特に、セキュリティの問題については非常に危惧される方もおられますので、そのあたりについては、今後とも万全を尽くしていきたいというふうに考えているところでございます。

○武井委員 今、MJH、宮崎情報ハイウェイ21への接続なんかで経費を下げるといようなお

話もありましたけれども、県も、情報政策課にそういう担当職員を雇用してシステムの経費の軽減化ということ、これはきのうもいろんなところで話題が出たんですけども、県としていろいろ努力をすると、宮崎県としてこの経費というのは下げ得る。今もMJHの話が出てきて感じたんですが、宮崎県の努力によって減らせる部分というのはあるものなんですか。それとも、国の人数割、均等割の中でこの金額というのは機械的に出ていく経費という理解でよろしいのでしょうか。

○茂市町村課長 これにつきましては、都道府県単位で努力して減る部分というのはそんなにないかなというふうに思っておりますけれども、今後とも、経費削減に向けて、特に維持管理とかの運用経費については、削減していけるように努力はしていきたいというふうに考えております。

○武井委員 わかりました。

次に、総務事務センターに2点伺いたいと思います。改善事業で職員の心の健康づくり推進強化事業、趣旨としてはわかります。非常に大事なことだということはもちろん理解をしますけれども、私と同じ年ぐらいの若手の職員なんかにもいろいろ聞くと、2つあって、1つは、本庁と出先で優劣はもちろんないんですけども、出先は非常に大変だと。任用がえの職員の方にメンタルが落ちている方もあれば、その指導をする若手の職員なんか逆に非常に精神的にきついか、そういったような話もあるというようなこともありまして、出先の対策、対応というのをどのようになさっていらっしゃるのかというのが1点。

もう一点が、話を聞くと、ある上司がいて、そこに係で2人出て、その人が異動したらまた

その先に1人いたりとか、部下に対してストレスをかけるような、細かい言動とかどうかということとはわかりませんが、特定の上司の下につくとメンタルが落ちる人がというような話も聞いたりするんですけども……。あったことを回復させていくということも非常に大事なんですけど、そういったような意味で、上司の部下に対する対応、ストレスをかけないような言動とか、これは管理者研修に属する部分でもあろうかと思うんですけども、そういったようなこともあわせてやっていくことが非常に大事だと思うんですけども、その2点についてお伺いしたいと思います。

○假屋総務事務センター課長 まず第1点目の各出先機関におけるそれぞれ職員間の仕事の連携状況だろうと思うんですけども、それについては、毎年的人事異動の中で、どういう問題点があるというのは把握していらっしゃるはずですので、後に行かれる方というのは、それを補う以上の方が異動で行っていらっしゃる。仕事もできる、人間関係もうまくいけるといの方が動いていらっしゃるんじゃないかなというふうに思っております。

また、出先のほうのメンタル指導については、私どものほうは、出張しまして、各地区で研修会を開催しております、所属長、リーダー等、担当職員も希望者については研修会を受けて理解を深めていただくという機会をつくっているところでございます。以上です。

○桑山人事課長 出先でのお話がありましたけれども、任命がえ等の話がありましたが、任命がえ当時は、教育指導を行う職員という役割を持つ人を職場の中で決めていただきまして、指導等を行っていただいたところでございます。その結果、相当数の方がレベルアップを図られ

で頼もしく思っているところでもありますけれども、おっしゃるような話があるとすれば、それは外に向けて言うことなく、内部の中で上司に言っていただくなどして、職場の中で解決を図っていただきたいなというふうに思うところがございます。

それから、上司の部下への対応ということにつきましては、自治学院研修などでも、上司のあるべき姿として、職員のストレスを早く察知するような努力をなさいますとか、さまざまな場面で部下への適切な対応を働きかけているところがございます。地道ではありますけれども、そういう努力を続けていくことで、そういうことがなるべく少なくなるように努力していきたいと思えます。

○武井委員 これも要望にしますけれども、メンタルが落ちる職員の皆さん、例えば上司が同じであったり、そういうこともまたあろうかと思えますので、そういう場合は、その方に対する指導というの也要るでしょうから、そのあたりもいろいろと調査をして取り組んでいただきたいと思えます。

最後にしますが、車両管理事務費のところ、2,400万が2,900万に上がっているんですけども、去年ですか、エコカーに買いかえると補助金が出るというので、一気に買いかえ等をするんだみたいな話もあったりもしたんですが、きのうもありましたけれども、県有車両の事故が結構多かったと思うんですが、ああいうのが多いと保険料とか上がったりののかとか、そういうふうになれば結果として県の負担がふえていくかと思うんですけども、これが上がった理由と保険料の変動等があれば、それについてお聞かせいただきたいと思えます。

○假屋総務事務センター課長 まず、車両管理

事務費の予算額が増額になっているという点につきましては、集中管理車の更新車両が2台ありますので、それで420万程度増額となっております。

それから、任意保険につきましては、今年度、700万程度の掛金となっておりますが、予算上は、私どもで管理しております全県下の公用車850台を任意保険の対象としているものですから、それを通常計算した場合には1,400万ぐらい。去年もこの程度の予算を組ませていただいたんですが、それが入札で700万程度に落ちたということで、現在は700万程度の保険料となっております。以上でございます。

○武井委員 入札ということは、いろんな保険会社さんが来てやられるんでしょうけれども、上がったとか、下がったとか、昨年度と比べての変化というのはどうなのか。

○假屋総務事務センター課長 21年度と22年度を比べてということでしょうか。

○武井委員 そうですね。過去の実績で出ますからね。

○假屋総務事務センター課長 ちょっとお待ちください。

○武井委員 わかればいいです。以上です。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○松村委員 市町村課で2点ほど。1つは、市町村合併支援に対する経費ということで、新市町村合併支援事業の2億6,000万の分ですけども、新しいまちづくり計画に基づいて、合併特例法の中での支援という形でしょうけれども、どういう市町村のどういう事業に対してこの支援をされるのか、その中身について。

○茂市町村課長 お答えいたします。この2億6,500万程度の中身でございますけれども、3市分でございます。宮崎市が清武町と合併した

分が予算額としては8,840万円ということになっております。事業の内容については、具体的にこれからさらに検討していくというふうに聞いております。延岡市が9,787万2,000円でございます。内容は、新しい火葬場、新しい処分場を今、計画しておりますけれども、これに充てたいということでございます。日南市が7,880万円でございますが、各種の計画を策定するための事業費として充てたいということで、この3件でございます。以上でございます。

○松村委員 わかりました。

もう一つ、地方自治ルネッサンス事業97万円ですけれども、項目によると、地方自治の本質といいますか、住民自治の発展・充実を図るため、県と市町村の関係をより緊密にし、自治会組織の強化を図るということです。中身が非常に大きい話ですけれども、97万円でどういう事業をされるのか。ルネッサンスが図られるのか、そこをお聞きしたいなと思います。

○茂市町村課長 ちょっと名前負けしている感じがなくはないんですけれども、内訳を申し上げますと、従来からやっておりますけれども、知事と市町村長との自治懇話会というのが一つございます。知事と市町村職員との意見交換会というのもございます。それから、チーム市町村課と申しまして、市町村課の職員が市町村に出向きまして、いろんな意見を伺うとかアドバイスをするというものもございます。それと自治会連合会というのがありますけれども、これに対する補助金として30万ということで、すべてをトータルした金額がこの90数万という額でございます。以上でございます。

○松村委員 ありがとうございます。

○假屋総務事務センター課長 先ほどの任意保険について説明いたします。21年度は、契約金

額は332万7,000円でございます。その332万7,000円に対しまして、実際に保険会社が支払った金額というのがこれを上回ったものですから、22年度は、708万4,000円と保険金額が膨れ上がったということでございます。以上でございます。

○押川委員長 武井委員、いいですか。

○武井委員 はい。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 100ページ、武力攻撃事態等における国民保護の推進に要する経費249万9,000円ですが、国民保護計画の推進、国民保護協議会等の開催となっておりますが、これは宮崎県内だけでやっているんですか。それとも全国的にこういう会議をやっているんですか。大きな問題であるのかかわらず、予算が249万9,000円では、どんなことをして国民を救おうとされるのかなと思って危機に感じたんですが、どうですか。

○金井危機管理課長 この金額につきましては、県単位での会議でございます。国民保護計画については、もちろん、国のほうで大きな計画がございまして、それに基づいて宮崎県国民保護計画、さらには市町村国民保護計画というふうにつくられておりまして、平成16年度設置以降に毎年開催されているものでございます。

会議につきましては、国民保護協議会の開催の報償費、旅費、それに伴うところの幹事会の費用、そのほかには、国民保護計画の推進ということで、国が主催する国民保護の都度の改正点の説明会、消防庁との訓練等の協議、全国で行われております国民保護フォーラム等において教養の実施、国民保護計画を改定した場合の印刷費等にかかっておる費用でございます。本年は訓練を実施する予定であったんですけれど

も、口蹄疫並びに新燃の関係で中止した経緯がございますので、来年度についても未定でございますので、その費用等には入っておりません。以上でございます。

○中村委員 余りよくわかりませんが、有事の際にどのように国民を守るとか、県民を守るとか、そういったことも突っ込んでやっておるんですか。

○金井危機管理課長 計画の中に、一番の眼点は、もし、攻撃されたときに、県民をいかに安全に避難させるかというのが大きな目的でございます。各市町村ごとにも、もし、宮崎の中央に爆弾もしくは生物兵器的なものが発生した場合に対してどういうふうな対応をするとか、どちらのほうに逃がすかという計画を持っておるところであります。

○中村委員 どういう内容を話されたのか、我々に知らされたことはないような気がするんですけども、こんな重大なことをこそこそとやっているんじゃないかと、皆さんに知らせないと、おれたちはどうして逃げるのかなと。もっとちゃんとしてもらわないかなと思います。

○甲斐危機管理局長 この国民保護法は、特に9・11テロのときから、新たに危機管理の対象になったりしまして、ことし開けなかったんですけども、国と連携しまして、大きな訓練を年に1回やることになっております。ことしは爆弾テロを想定した訓練をやる予定で、準備もずっとしてきたんですけども、こういうふうな一連の災害が起きましたので中止しました。もし、やるとしましたら、いろんなところがそこに参加しまして、それはまた新聞等にも説明・紹介いたしまして、中身を多くの方に知っていただきたいと思っております。

○中村委員 例えば都城であれば、43普通科連

隊がありますね。あそこに戦車やいっぱい重機がありますね。有事の際、なかなか道路を通過して動けんのじゃないかな。43普通科連隊があって、重量の大きな戦車等が何台も置いてある。有事の際、あの道路を使ってあそこから出るといことはできないと思う。そんなことなんか想定は一つもされていないんですか。

○金井危機管理課長 戦車等につきましては、都城で一括管理しているわけではございませんで、大きく管理しておるのは熊本の8師団のほうで管理しております。それで、移動的にも、キャタピラで道路はもちろん走れませんし、厚さの問題もありますので、通常は台車に乗せて大きく移動を展開しておるところであります。

○中村委員 有事の際に戦車を台車に乗せて行きよれば、間に合わんが。みんな死んでしまうわ。

○甲斐危機管理局長 自衛隊が出動する事態というのは本当に戦争に類する大きな事態だと思いますけれども、私どもは、県民の方の生命が危うくなったような事象、本当に爆弾のテロリストが侵入してきまして、爆弾を使うとか、あるいはそれをもとに県民の方の人質をとるとか、そういうところでどう対応するか。例えばシーガイアに爆弾テロが侵入したとか、それが空港に逃げたとか、そういう想定で、じゃ、どこの機関がどういうふう動くかということで訓練をする準備をしておりました。そういうことの内容になっております。これは国と一緒にやろうということにしております。

○金井危機管理課長 現場には自走したほうが間に合わないと思っております、長距離を走るときに、独自で走れば時速40キロから50キロしか出ないものですから、台車にすれば70キロ、80キロは出ますので、早目に着こうと思っ

たら台車に乗せて持っていくのが一番でございます。場所によりますけれども、延岡まで戦車で自走するというのは相当な時間等もかかるかと思えます。以上でございます。

○中村委員 議論をやったってかみ合わんでしょうから、自衛隊からも聞いてみます。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○井上委員 99ページの气象台情報システムで67万3,000円、これは何なのかがよくわからないんですが、実はこの前の新燃のときなんか、印象的ですけども、气象台から出てくる情報というのは非常に遅かったような気がするんですけども、これはどういう意味での67万3,000円なんですか。

○金井危機管理課長 气象台からの情報につきましては、気象情報を随時受信して、市町村関係機関にファクシミリ等で流しておるわけなんですけど、その際の气象台との直接回線の受信に関する費用、防災関係機関へ配信する費用、端末等のリース料で67万、この程度になっております。先ほどおっしゃったとおり、新燃岳のときに情報が遅いというのが確かにございまして、气象台からうちのほうへ回ってくるのも情報が遅かった。气象台も現地に観測する力がなかったということで遅くなっておりましてけれども、最近では、観測地点を設けて早目のニュースが来ております。うちのほうにも噴火から5分以内には、どの程度の噴火がというのは参っておりますので、順次、改正が図られておるということでございます。

○井上委員 これは費用的に67万3,000円ぐらいでいいものなんですね。そういうふうに理解していいということですか。

○金井危機管理課長 气象台からの連絡の手段だけの費用ということですよ。

○前屋敷委員 消防保安課の103ページの一番下のほうの消防指導費の3番、ふるさと消防団パワフル21事業というので、新年度予算は前年度よりも減額なんですね。今、地域消防団は、かなり支援をして、地域の防災の役割も果たしてもらっていますし、先ほどの御説明では活性化のためのPRなどの経費だというお話でありましたが、具体的にどういう中身でこの500万が使われているのかというのと、なぜ減額になったのかというところを。

○山之内消防保安課長 まず初めに、昨年比75万ほど減額になっていて、この理由でございますが、これにつきましては、県のほうの消防操法県大会というのを2年に一遍開催しているところでございます。ただ、今年度は口蹄疫で現実にはできなかったわけでございますが、事業としては2年に一遍、消防操法県大会ということで、この予算を22年度は用意していたところでございますが、今申しましたように、2年に一遍の開催でございまして、23年度は実施しないという関係で、この分が落ちたところでございます。

それから、559万1,000円の具体的な内容でございますけれども、主なものといたしまして、県の消防協会というのがございまして、これに対する運営補助を218万ほど行っております。それから、年に一遍、消防大会というのを開催いたしますが、これに合わせまして消防団のラッパ隊フェスティバル開催、こういったいろんな事業をあわせ持っております、これも消防協会に委託する形でございますけれども、これにつきましては費用が75万等々ございます。消防団員加入促進事業といたしまして142万ほど用意しているんですけども、内容といたしましては、ポスターを作成しましての広報啓発、新聞

広告によりまず広報啓発、女性消防団員がおられますが、この女性消防団員の育成ということで、いろんな研修等に用立てる費用といたしまして142万ほど用意しているところがございます。以上でございます。

○前屋敷委員 各地域の消防団の皆さん方が出勤に応じて一定の手当などが出るようになっていと思うんですけれども、あれは各市町村の負担になっているわけですか。県とか国からというのは全然ないんですか。

○山之内消防保安課長 県からの補助金とか国からの補助金、そういう形で流れているものはございません。

○前屋敷委員 自治体負担でということですか。

○山之内消防保安課長 実質的にそういうことでございます。

○前屋敷委員 さっきも申しましたけれども、今、地域の消防団の存在そのものが非常に貴重な状況になっていますし、また、仕事が多かったりとかで、加入促進PRをしてもなかなか難しい状況もあつたりするので、消防団の皆さん方の負担と責任というのは非常に大きな状況があるので、これまで県からの補助はなかったのかもしれないんですけれども、やはりそういうあたりのところも、市町村から要望が上がっているかどうかはわかりませんが、ぜひ検討もしていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。よろしくお願ひしたいと申します。

○鳥飼委員 職員の心の健康づくり推進強化事業に関連してお尋ねいたします。94ページに健康管理費で職員の健康管理事業等に要する経費ということでそれぞれ上がっておりますが、定期健康診断事業費として4,930万、1次・2次健康診査とかいう御説明でしたけれども、どういふふうな健康診断をやっておられるのかについ

て御説明をお願いいたします。

○假屋総務事務センター課長 健康診断の検査項目でよろしゅうございましょうか。

○鳥飼委員 大体でいいです。

○假屋総務事務センター課長 1次健康診断につきましては、胸部エックス線検査、血液検査などを実施しております。そして、40歳以上の職員についてはC型肝炎ウイルス検査なども実施しております。

○鳥飼委員 若いうちは元気ですから、そんなに注意する必要はないと思うんですけれども、40代とか中高年になってくると健康問題というのが非常に大事なんですね。これを定期的にやっていくということで、例えばがんの予防につながる。例えば胃がんだったら、初期で発見して、手術をすれば治るといふようなこともありますし、成人病、いわゆる生活習慣病と言われるものについて、手おくれになるといふようなことも考えられますので、そういう部門についてのチェックといひますか、それがどのようにやられているんでしょうか。

○假屋総務事務センター課長 定期健康診断のときに特定健康診査といふのを実施しております。そちらのほうで特別に40代以上の職員につきましては詳しく、いわゆるメタボ健診といひますか、そちらのほうもあわせて実施している状況でございます。また、それ以外には、人間ドックを実施しております。そちらで年間1,300名だったと思いますが、希望者、それから年齢を3歳置きに設定しまして、定期的に受診できるように共済組合、職員互助会と力を合わせて職員の健康管理に尽くしているところでございます。その中で定期健康診断や人間ドック等におきまして、がんなどが見つかった職員などもいらつしゃつたといふ話を聞いておりま

す。以上です。

○鳥飼委員 ぜひ、これこそきめ細かに、年1回はというのがありますので、十分な対応をしていただきますようお願いしておきたいと思えます。

そこで、職員の心の健康づくり推進強化事業ということで、先ほど御説明がございましたけれども、1次というのは研修・啓発、2次というのは長時間職場のメンタルチェック、3次というようなことでありますけれども、宮崎市でしたら職員健康プラザというのがありますね。都城とか日南とか延岡とか、それぞれ県の出先機関がございますけれども、そういう部門ではどのように対応しようとするのかについてお尋ねいたします。

○假屋総務事務センター課長 復職コーディネーターと保健師によりまして、出先のほうの巡回指導を考えております。これがまず第一であります。それ以外には、委託しております精神科医や臨床心理士の方と一緒にメンタル研修会を開催して、それぞれの職場でいろいろ職員啓発、相談に応じていく体制を整えることにしております。以上です。

○鳥飼委員 円滑に職場復帰ができるようにということで取り組みをお願いしておきたい。その際、人事課長にお尋ねしますが、休職をしたことでマイナスの評価にならないように——そういうふうにしておられるとは思いますが、県庁の皆さんはまじめな方が多いですね。自分の健康のことも顧みずに仕事をする場合も多々ありますので、それが昇進につながっていくということになると、またこれは大変なことなんですね。そこについてはどのように対応しておられるのか、お尋ねします。

○桑山人事課長 身体の疾患の場合もあり得る

と思えますけれども、当然、復職された後に業務の軽減を図ってあげる必要のある方については、そういったフォローも行いながら、完全に治癒して100%で職場で働いていただけるようになる、そういった復帰後のしばらくの期間は十分フォローを、今回のこの改善事業の取り組みを含めてやっていく必要があるというふうに思っています。その後、100%回復すればほかの職員と何ら変わらないわけですから、当然、おっしゃるようなことのないよう、十分配慮してまいりたいというふうに思えます。

○鳥飼委員 人事評価の対象にならないようにということで、しっかり治療していただくという体制づくりをお願いしておきたいと思えます。

○井上委員 関連して、何度も申し上げているのでわかっていただいていると思えますけれども、コーディネーターの人も、元上司みたいな方がいてその人にはなかなか相談できないんですよ。そのあたりの配慮こそ私は必要だというふうに思えます。そして、休職にまで至るということは、病院に行かないと診断書をいただけないわけですから、どうやったらそこまで行かないで済むようにできるのかということが非常に大事ですので、病院に行くというのは物すごく本人たちは負担になるというふうに私は思いますので、その前段の手だてをどういうふうにするか。相談しやすい体制というのが物すごく大事だと思いますので、そこを丁寧にやっていただけたらと思えます。単に県庁の人たちの復職先みたいなのはやめていただきたい。安易に人の配置をするというのはやめていただきたい。ここだけは本当に注意していただきたいと思っています。

○假屋総務事務センター課長 今のは復職コーディネーターの職員についての話であろうと思

いますけれども、今段階でいろんな相談窓口を私どものほうで持っております、先ほど申し上げましたように、精神科医、臨床心理士、保健師、これらの人たちが窓口として今、直接なり、電話なり、年間に約100件から200件ぐらい相談を受けたりしております。それ以外に、今回配置します復職コーディネーターといたすのは、職員への指導もありますけれども、所属長への指導というのを私ども、非常に重視しております。それから担当医、健康管理医との連携というのを非常に重視しております、職員を充てようかなということ考えているところです。ただ、復職コーディネーターが動く際には、保健師がほとんど一緒に各関係出先機関等に動いたりする予定でありますので、そこは必ず保健師のほうから前に出て職員の方と話ができる体制になるんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

○押川委員長 それでは、以上をもって第2班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時52分休憩

午後3時54分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑がすべて終了いたしましたので、これからは総括質疑を行います。総務部全般について質疑はありませんか。

○横田委員 先ほど出ました子ども手当について、もう一回確認させていただきたいんですけれども、国のほうで予算が通らなかった場合に児童手当は生きているということで、その負担分を手当てしているということだったんですけれども、こども政策課のほうに児童手当支給事業費ということで26億2,543万8,000円が計上さ

れていますが、そのことですね。それ以外に事業主負担というのがあるということで、例えば県警は2億4,130万円、企業局が1,558万円予算計上しているという話なんですけれども、県としての事業主負担というのは発生しないんですか。ないんですか。

○日隈財政課長 県の分は、トータルで教育委員会、警察含めまして一般会計分として15億程度かかっております。その分を予算計上しております。

○横田委員 どこに出ているんですか。

○日隈財政課長 児童手当も各課で予算計上しておりましたので、これはそれぞれの所属で計上させております。要するに、職員の分について各課ごとに少しずつ計上になっております。

○横田委員 財政課で一括してとかいうんじゃないかと、各課でそれを手当てしているということですね。

○日隈財政課長 各課ごとの計上でということで今、御説明したとおりですが、若干違うのが事業主負担分だけではなくて、子ども手当の分は、国庫負担金ではなくて、特例交付金はもらうんですけれども、引くくめて、県職員は市町村からもらうわけではありませんので、県のほうから給付ということになります。わかりますでしょうか。

○押川委員長 もう一度、わかりやすく。

○日隈財政課長 一般的には、例えば民間の企業にお勤めの給与所得者、いわゆるサラリーマンであれば、市町村から子ども手当が支給されるということになります。ただ公務員の場合は、それぞれの地方公共団体で支給するということになりますので、県職員が宮崎市であれ、高千穂町であれ、その市町村から給付を受けるわけではありません。それぞれの公共団体も、雇い

主である公共団体の場合は公共団体が負担しなさいということになっております。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○井上委員 私たちも予算を早く通したいというふうには思っていますが、お金が外に出ない限り、県庁にお金を持っているだけではどうしても活性化しないわけですから、できるだけ早い執行をするということを心がけていただきたい。そのことだけを申し上げたいんですけれども、よろしく願いしておきます。

○鳥飼委員 一つお願いしておきたいのは、総務部というのは人事権も持っていますし、金も持っていますし、市町村指導というのものもあるわけですね。そういう意味では県政のかなめの部になるわけです。それ以外のところは、「ははあ」というような感じに——本当はあってはならんことなんですけれども、お金を持っているところだし、人事権も持っているところだし、逆らえないなという感じになりやすいのではないかと考えていますので、そこは十分実態をつかめるような、行政経営課長のところでやれば、先ほど申し上げたような、そういう実態がしっかりつかめるような形で折衝をすとか、話し合いをすとか、そういうことは常に総務部の方は心がけていただきたいなということを申し上げておきたいと思えます。

○中村委員 去年の口蹄疫の非常事態宣言を出すときに、どういうふうにして協議がなされたんですか。

○甲斐危機管理局長 あれは、実は調整をしたのは県民政策部です。そういう意味で、私も含めて、うちの部は途中は余りかかわっていないと思えます。

○中村委員 実を言うと、非常事態宣言が出る前に、知事のところに行って、非常事態宣言を

出すべきだと。レベル4なのか、そういうのを
出すべきだと。「ええっ、非常事態宣言を出す
んですか」というようなことだった。私が言った
から多分出したんだと思う。正直言って。その
ようなレベルであれば、常日ごろから、今から
もあってはならんことだけれども、危機管理あ
たりで、どの程度で非常事態宣言を出すのかと
いうあたりは、総務部がいいのかどこがいいの
かわかりませんが、そういうチームをつくって
おかないと、間違うと大変なことになると思う
ので、十分気遣いをしておっていただきたい。

○甲斐危機管理局長 口蹄疫に関しては、その
後検証もいたしましたけれども、非常事態宣言
のあり方も一つの検討課題になりまして、今度
そういうことを発令する場合には、地域に応じ
て、あるいはその被害状況に応じて検討してい
こうということになっております。

○稲用総務部長 総務部は、決して権限とか金
とかを持っているわけではありませんで、本当
にない金をどう使うのか、地味な部で、私はさ
らに地味な人間なものですから、目立ったとこ
ろがないんですが、本会議でもそうですし、きょ
うの委員会でも、皆さんのほうから御質問を受
けていることというのは重々わかっています。
その中で非常にまどろっこしい思いもありまし
て、何といたって金がないというのはすごく
きついことで、その中でどうやったらいいのか。
一番反省というか、皆さんのほうからおしかり
というか、そういう感じで言われるのは、画一
的というか、決まったような形でやっているん
じゃないかみたいなことじゃないのかなと。よく
考えてみるかというふうなことかなと思いま
す。

例えば予算でいけば、触れませんでしたけれ
ども、この中にゼロ予算というのもちゃんと組

んでいます。本会議の中でもお一人褒めていただきましたけれども、県営住宅での高齢者の見守りというのも、このゼロ予算の中で入れています。さっき行政経営課長も言いましたけれども、現場の出先の声を全部聞いて、意見を集約して、その中でやっている。どうしても総務部がやると、最終的にきつ目に映ってしまうものですからそういうふうになるんですけれども、十分そういうことは思いながらやっていっていると思います。人の問題にしても、あるべき論というのは議論しながら、その中でもやっぱりすべてはできないんで、ここは我慢してもらうとか、いろんなことは当然出てくるだろうと思いますので、これからもそういうつもりでやっていきたいと思います。

○押川委員長 ありがとうございます。どうぞよろしく願いをしておきたいと思います。

それでは、以上をもちまして総務部の審査を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後4時2分休憩

午後4時4分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

3月7日、月曜日の日程であります、午前10時から県民政策部の審査を行います。

本日は、以上をもって終了いたします。

午後4時5分散会

平成23年3月7日（月曜日）

午前9時59分再開

出席委員（9人）

委員 長	押川 修一郎
副委員 長	河野 哲也
委員	中村 幸一
委員	横田 照夫
委員	松村 悟郎
委員	武井 俊輔
委員	井上 紀代子
委員	鳥飼 謙二
委員	前屋敷 恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

県民政策部長	山下 健次
県民政策部次長 （政策担当）	土持 正弘
県民政策部次長 （県民生活担当）	江上 仁訓
部参事兼総合政策課長	永山 英也
部参事兼秘書広報課長	亀田 博昭
統計調査課長	大野 保郎
総合交通課長	中田 哲朗
中山間・地域政策課長	山内 武則
生活・協働・男女参画課長	大脇 泰弘
文化文教・国際課長	安井 伸二
人権同和对策課長	吉田 正彦
情報政策課長	金丸 裕一
広報企画監	津曲 睦己
交通・地域安全対策監	柳田 勇

会計管理局

会計管理者	加藤 裕彦
会計管理局次長	井黒 学
会計課長	川野 直記

人事委員会事務局

事務局 長	太田 英夫
総務課 長	江藤 修一
職員課 長	梅原 裕二

監査事務局

事務局 長	渋谷 弘二
監査第一課 長	道久 奉三
監査第二課 長	山口 博久

議会事務局

事務局 長	日高 勝弘
事務局 次長	岡崎 吉博
総務課 長	渡邊 靖之
議事課 長	武田 宗仁
政策調査課 長	日高 正憲

事務局職員出席者

総務課 主幹	馬場 輝夫
議事課 主査	大下 香

○押川委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました当初予算関連議案等の説明を求めます。

○山下県民政策部長 県民政策部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

それでは、今回提案しております議案につきまして、概要を私のほうから御説明いたします。

今回、県民政策部からお願いしております議

案は、議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計予算案」ほか、合計で5件でございます。

お手元に配付しております総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

資料の1ページをお願いしたいと思います。県民政策部の平成23年度一般会計当初予算額は、上のほうの表の一番下の合計欄にありますように、103億8,967万3,000円となりまして、昨年度当初予算と比較して91%、9%の減となったところでございます。これは、平成23年度当初予算案は、人件費等の義務的経費や経常的経費を中心としました、いわゆる骨格予算として編成したことによるものでございます。しかしながら、経済・雇用対策経費など早急な対策を必要とする経費につきましては、県民の生活に影響が生じないよう予算案に計上しまして、いわゆる骨太な骨格予算としたところでございます。

また、宮崎県開発事業特別資金特別会計予算につきましては、表にありますように、1億6,521万4,000円となりまして、昨年度と比較しますと299%、約3倍となったところでございます。これは、後ほど、担当課長から内容を御説明いたしますが、一般会計への資金の繰り出しの増によるものでございます。

次に、資料の2ページと3ページでございますが、これは、平成23年度の県民政策部の事業のうち、県の重点施策に関連するものでございます。それ以外の主な新規・重点事業について整理をしたものが4ページ以降でございます。平成23年度の県の重点施策につきましては、知事の政策提案をもとに、口蹄疫からの再生・復興、経済・雇用対策、長期的な課題への対応の3つを設定しておりますが、県民政策部では、経済・雇用対策として2つの事業、長期的な課題への対応として12の事業を計上したところでございま

す。

4ページから8ページにかけましては、その他の新規・重点事業を所管課別に掲載しております。後ほどごらんいただきたいと思います。

目次に戻っていただきまして、特別議案として、議案第35号「宮崎県総合計画の変更について」、議案第36号「宮崎県産業科学技術振興指針の変更について」、議案第37号「宮崎県国際化推進プランの変更について」の3つの計画について御審議をお願いするものでございます。

以上が議案の概要でございますが、詳細は担当課長から御説明いたしますので、よろしく御願いたします。

最後に、その他の報告事項で、これはⅡとなっておりますが、Ⅲの間違いでございますので、御訂正をお願いしたいと思います。平成23年度重点政策関連事業につきましては、その他の報告事項として御報告を総合政策課長のほうから、後ほど、御説明を申し上げます。

私からの説明は以上であります。どうぞよろしく御願いたします。

○押川委員長 議案の概要説明が終わりました。引き続き、説明をお願いしますが、数課ごとに班分けして説明と質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたします。

それでは、総合政策課、秘書広報課、統計調査課、総合交通課、中山間・地域政策課の審査を行います。総合政策課から順次説明をお願いいたします。

○永山総合政策課長 総合政策課でございます。

まず、総合政策課の当初予算について説明をさせていただきます。

お手元の平成23年度歳出予算説明資料の青いインデックス「総合政策課」、11ページでございます。総合政策課の平成23年度の当初予算額は、

総額で9億5,174万7,000円をお願いしております。内訳は、一般会計が7億8,653万3,000円、特別会計が1億6,521万4,000円であります。

それでは、主な内容について説明をさせていただきます。

13ページをお開きください。(事項)連絡調整費1,687万9,000円であります。これは、新たな政策立案のための政策調整研究費や部の連絡調整に要する経費であります。

次に、(事項)総合企画調整費1,301万9,000円あります。これは、庁内の総合調整等を行うとともに、国等の関係行政機関や全国知事会等との協議調整等に要する経費でございます。

次に、(事項)地方分権促進費5,258万9,000円あります。14ページをお開きください。県内における地方分権の確立及び近県との広域連携の推進に要する経費であります。内容につきましては、後ほど、総務政策常任委員会資料で説明をさせていただきます。

次に、(事項)県外事務所費7,829万9,000円あります。これは、東京、大阪、福岡の3つの県外事務所の各種活動費及び施設の維持管理等に要する経費であります。

次に、(事項)高等教育整備促進費240万円あります。県内の高等教育機関の連携組織であります高等教育コンソーシアム宮崎の活動を支援し、魅力ある高等教育環境づくりを促進するものであります。

次に、(事項)県計画総合推進費1,754万8,000円あります。これは、総合計画の着実な推進及び政策課題に関する調査検討等に要する経費であります。このうち、1の総合計画策定・戦略展開事業につきましては、後ほど、委員会資料で説明させていただきます。

次に、(事項)エネルギー対策推進費864万5,000

円あります。15ページをごらんください。1のみやざきEV—PV構想推進事業ですが、これは、県内において電気自動車の県民等への普及啓発や、電気自動車を活用したモデル事業の検討・実施などに要する経費であります。

一般会計については以上でございます。

16ページをお開きください。開発事業特別資金特別会計であります。

この特別会計は、九州電力からの株式配当金を主な財源としております。このうち、(事項)繰出金の1億6,500万円ありますが、これは、一般会計に資金を繰り出しまして、環境森林部所管の住宅用太陽光発電システム等導入支援事業に1億5,000万円、環境保全の森林整備事業に1,500万円を充当するものであります。なお、住宅用太陽光発電システム導入支援事業につきましては、21年度から3年間、実施をすることとしておりました。22年度までで約4,000件、約4億円の支援を行っているところでございますが、23年度分の財源が不足しておることから、23年度に限ってこの特別会計の積立金から支援をすることについて、開発事業特別資金審議会の承認を得たものでございます。

特別会計については以上でございます。

続きまして、主な新規・重点事業について説明させていただきます。

総務政策常任委員会資料の9ページをお開きください。まず、総合計画策定・戦略展開事業についてであります。

1の事業目的であります。総合計画の長期ビジョンと知事の政策提案等を踏まえ、今後4年間に優先的・重点的に取り組む施策の実行計画となります。アクションプランの策定を行います。また、計画の着実な推進を図るとともに、県民の皆様へ長期ビジョン及びアクションプラ

ンの周知を行うものであります。

2の事業概要であります。1つ目にありますとおり、総合計画審議会及び専門部会においてアクションプランの策定に向けた調査・審議を行います。また、長期ビジョンやアクションプランの冊子、リーフレットを作成し、広報を行ってまいります。さらに、県民の意識調査や各種意見交換、情報収集などにより計画の推進管理を行うこととしております。

事業費は、3にありますように、1,444万2,000円を見込んでおります。

4にスケジュールを掲げておりますが、4月に専門部会を、5月に総合計画審議会を開催し、アクションプランの調査・審議を行っていただいた上で、6月にはその答申を受け、議会への提案を行いたいというふうに考えております。

次に、10ページをお開きください。地方分権促進事業についてであります。

1の事業目的ですが、多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、地方分権の促進が不可欠であることから、県と市町村の適切な役割分担や連携のあり方について検討を深め、市町村と十分に協議の上、権限移譲等を進めるとともに、増大する広域的な行政課題に的確に対応するために、隣県との連携推進を図るものでございます。

2の事業概要であります。県と市町村の協議の場として先月16日に設立いたしました宮崎県市町村連携推進会議の開催や、市町村への権限移譲を推進するとともに、広域的な課題について隣県との連携構築を図っていきたいと考えております。

事業費は、3にありますとおり、5,258万9,000円を見込んでおります。

当初予算につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第35号「宮崎県総合計画の変更」についてでございます。

委員会資料の20ページをお開きください。総合計画につきましては、1の計画策定の趣旨にもありますとおり、人口減少・少子高齢化やグローバル化の進展など、取り巻く環境が変化する中で、本県の将来のあるべき姿とその実現のための基本的方向性を示すことを目標に、策定を進めてまいりました。長期ビジョンの部分がまとまりましたので、今回、議案として提案をさせていただきます。これまで策定の各段階で、この長期ビジョンについて説明をさせていただいておりますけれども、今回、全体の概要を再度説明させていただきたいと思っております。

別冊で配付いたしております宮崎県総合計画、未来みやざき創造プラン（長期ビジョン）でございます。1枚めくっていただきまして目次で掲げておりますが、今回の構成としては、第1章で時代の潮流と将来予測を行った上で、第2章で基本目標及び将来像、そして第3章が今回の長期ビジョンの一番中心になりますけれども、将来像を実現するための長期戦略を掲げております。第4章が分野別施策というふうになっております。

1ページでございます。1で計画策定の趣旨を書いてありますが、一番下の段落に書いておりますように、環境の変化と新たな課題に対応していくため、将来の本県のあるべき姿を見据えた、今後の県政運営の指針としてこのプランを策定するというものでございます。

なお、2の一番下に書いておりますけれども、県民共有の指針となるよう策定に努めてきたところでございます。

2ページでございます。再度、計画の構成でございますが、長期ビジョンについては、20年

先を見据えた将来像及び長期戦略と基本的な方向性を示しております。アクションプランにつきましては、今後4年間に優先的に取り組むべき施策や数値目標で構成いたします。

4の計画の進行管理と見直しの下段の部分ですけれども、アクションプランについては、4年間に取り組む施策について毎年度、評価・検証を行いながら進行管理を行っていきます。長期ビジョンにつきましても、4年ごとのアクションプランの策定にあわせて見直しを行い、必要に応じて改訂を行う、としております。

7ページでございます。今回、長期ビジョンを描くに当たって検討いたしました時代の潮流、将来予測でございますが、少子高齢化・人口減少と書いておりますけれども、これにつきましては、以前説明したものと一緒でございますので、割愛させていただきます。

33ページでございます。今回の長期ビジョンの基本目標を「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」とさせていただいております。下から2段落目になりますけれども、社会や経済のシステムが大きく変化し、それに伴い価値観や豊かさに対する意識も変わっていくことが予想される。人や地域のきずな、安全・安心な暮らし、豊かな自然や環境を生かした再生可能エネルギーなど、これからの時代に対応した「新しいゆたかさ」を宮崎県として県民とともに創造していくという意味合いで、このような基本目標にしたいと考えております。

34ページでございます。基本目標に沿う将来像ということで3つの分野で書いておりますが、まず、34ページですが、「人」については、地域や人の豊かなきずなの中で、みんなが持てる力を発揮し、生き生きと活動する社会を目指していこう。35ページ、「くらし」については、安全・

安心で心豊かに暮らせる社会を目指していこうとしております。36ページでございますが、「産業」の分野ですけれども、時代のニーズにこたえる産業が地域に展開し、安心して働ける社会ということで、真ん中の行ぐらいに書いておりますけれども、地域経済のエンジンとなる産業を育てていこうということをメインに描いているところでございます。

37ページ、第3節、県づくりの基本姿勢は、このような総合計画を進めていくに当たっての県政運営の基本的な姿勢を示しているものでございます。例示をいたしますと、1番が経済拡大を前提とした社会・価値観から転換をしていく。2番が県内分権の推進と住民主体の地域経営をやっていく。38ページ、3番目に、人材の育成が非常に大事であること。4点目に、厳しい財政状況の中ではありますが、長期的視点に立った社会基盤の整備を進めていくこと。さらに、グローバル社会の中で、アジアの中の宮崎あるいは九州ということを確認する、その視点で政策を描いていく必要があるということにしております。

41ページでございます。基本目標を実現するために、特に重点的に取り組むものについて今回、長期戦略ということで描きました。下の図でございますが、左側に4つの長期的な視点と書いておりますが、人口、少子高齢化、グローバル化、資源・環境問題、この4つの視点に対応していくという形で8つの長期戦略を描き、その結果として基本目標である、未来を築く「新しいゆたかさ」への挑戦を実現していこうというものでございます。

それぞれの戦略内容について簡単に説明させていただきます。

45ページでございます。まず、戦略の1が、

脱少子化・若者活躍戦略でございます。戦略内容のところに書いてありますが、まずは、若者が定着できる環境をしっかりとつくっていかうということ。さらに2番目で、安心して子供を生み育てることができる環境を整えていく。さらに3番目ですけれども、日本一の子育てあるいは子育て立県を目指していかうというものでございます。目標としては、若者（29歳以下）の人口の割合を25%以上とすること。合計特殊出生率を1.85とするということにしております。

次に、46ページ、戦略の2でございます。将来世代育成戦略ということで、人を育てていかうということですが、戦略内容の1番目に書いてありますように、子供が将来の職業や生き方を考えられる環境づくりを目指す。2番目に、地域や社会を支える自立した社会人・職業人の育成を図る。さらに、グローバルに活躍できる人材を育てていかうということにしております。目標としては、中学校3年生の時点で、将来の夢や目標を持って職業や生き方を考えている生徒の割合を100%にしたいということでございます。

戦略の3が健康長寿社会づくりというものでございます。戦略のねらいに書いてありますように、高齢者の概念を70歳以上にまで引き上げられるように、健康づくり、介護予防、さらに地域社会に貢献する多様な活躍の場づくりを進めていかうというものでございます。目標としては、65歳の県民が介護等を必要とせずに生活できる平均年数を、今よりか2年延ばす。さらに60歳から70歳の就業率を60%にするということ掲げております。

48ページ、戦略の4が環境・新エネルギー先進地づくりでございます。これにつきましては、本県の特性を生かすということで、戦略内容に

書いてありますが、太陽光、太陽熱、バイオマス等の新エネルギーの創出、さらに低炭素・循環型社会のライフスタイルを築いていかうというものでございます。目標としては、新エネルギーの導入量を現在の10倍に、温室効果ガスを64%削減としております。

戦略の5がフードビジネス展開戦略でございます。これについては、戦略のねらいに書いてありますけれども、農林水産業の一層の強化を図る。さらに農業資材など農林水産業を支える産業、あるいは農林水産資源を生かした食品産業など、総合的なフードビジネスの展開を図っていかうというものでございます。目標として、就業者1人当たり農・水産業及び食料品の生産額の20%増を目指しております。

50ページでございます。「地域発」産業創出戦略ということで、これについては、戦略内容のところに書いてありますが、太陽光、太陽熱等本県の特性を活用した環境・新エネルギー産業、さらに県北地域における医療機器産業等、特徴ある産業をつくっていかうということ。さらにそのための手法として、2番に書いてありますが、産業間あるいは産学官の多様な連携を推進していかうというものでございます。目標として、従業者1人当たり製造品出荷額等の金額を20%増としております。

戦略の7、海外展開戦略でございます。これについては、戦略内容に書いてありますように、県内企業の海外展開を支援する。さらに2番でアジアなどからの観光客の誘致に取り組む。さらに、多様な人材の交流を推進するというものでございます。目標としては輸出企業数の60%増としております。

52ページでございます。持続可能な地域づくり戦略ということでございます。戦略のねらい

の一番下を書いておりますけれども、最終的には住民参加型の自立・持続する地域社会づくりを目指すというものでございます。戦略内容にありますように、住民生活に身近な生活機能につきまして、消防・防災、医療等でございますけれども、これについては、各ブロックの市町村の連携を進めていこうということ。2番目で、より高次の高等教育や高度医療等の都市機能については、宮崎、都城、延岡・日向の3拠点を中心とした連携を図っていこうと。さらに、コミュニティの維持という意味では、地域住民みずからが地域経営に参加する仕組みづくりを進めていこうというものでございます。目標としては、これからも住み続けたいと思う人の割合を100%にしたいということにしております。

53ページにこの長期戦略の8つの数値目標についての解説を載せております。

57ページでございます。ここからが分野別施策となっておりますが、先ほど説明しました長期戦略は、今後、特に重点的に取り組むべき施策を示すものでありますけれども、ここから先の分野別施策については、県が行うべき施策の全体像を示すものでございます。第2節にありますように、人づくり、くらしづくり、産業づくり、それぞれの柱に沿って将来像を示すとともに、それぞれ施策の柱を掲げております。例えば人づくりでいいますと、安心して子供を生み、育てられる社会を目指すための1番目の施策としては、子育て支援の充実というものでございます。

例示として見ていただきますが、63ページでございます。子育て支援の充実という施策の柱について、将来予測と課題分析を行った上で目指す将来像を定めて、それぞれ基本的方向性を4つ掲げているところでございます。

このように、それぞれの施策の柱ごとに基本的方向性を定め、今後、これに沿って施策事業を展開していくという形で分野別施策は構成しております。

長期ビジョンの概要については以上でございますが、次に、現在策定中のアクションプランのイメージについて、少し説明をさせていただきます。

資料が変わりますが、別添でお配りしております宮崎県総合計画審議会・専門部会合同会議の資料、2月2日に開催いたしました審議会と専門部会の合同会議の資料でございます。14ページをお開きいただきたいと思います。今回のアクションプランは、これまでも御説明申し上げておりますように、長期ビジョンと知事のマニフェスト等を具現化するという観点からつくってまいります。14ページの上の段が今、御説明申し上げました長期ビジョンについての概念図でございます。15ページに掲げておりますのが、知事の政策提案の概要でございます。

この2つを実現していくという観点からアクションプランをつくってまいります。14ページの下の方の表でございます。アクションプラン（平成23～26の4年間）の中で、4年間の取り組みの視点として、「20年後を見据えた明日のみやぎの礎づくり」ということで掲げまして、口蹄疫からの再生・復興、産業・雇用づくり、「人財」づくり、くらしづくり、この4つの視点を持って取り組んでいくことにしたいと思っております。1つ飛びますけれども、それに沿った形でそれぞれの取り組み方針と目標を定めてまいります。さらに、その下に重点施策と書いてありますが、この2つの長期ビジョンと政策提案を実現するために、特に重要な点について、プロジェクトという形で「新しいゆ

たかさ創造プロジェクト」を描いていきたいと考えております。今のところ10個書いておりますけれども、口蹄疫再生復興・危機管理強化プロジェクト、安心な「くらし」構築プロジェクト等でございます。今後、具体的に詰めてまいりますけれども、この中では具体的な取り組みと具体的な数値目標を掲げてまいりたいというふうに考えております。

それでは、総務政策常任委員会資料にお戻りいただきたいと思っております。20ページでございます。4に書いております、先ほども御説明しましたように、4月に専門部会、5月に総合計画審議会を開きまして、アクションプランの答申をいただいた上で議会に提案させていただきたいというふうに考えております。

次に、24ページでございます。議案第36号「宮崎県産業科学技術振興指針の変更」についてでございます。

1の策定の趣旨に書いておりますように、現行の指針が本年度末で終期を迎えるということ、それから本県の産学官連携による産業施策や技術振興の方向性を明らかにするという観点から、策定を進めてきたものでございます。

2の(1)にありますように、今回の指針の期間は、23年度から10年間を考えております。

3の指針のポイントでございますが、今回の指針の大きなポイントとしては、今後の研究あるいは産業振興の重点分野として3つを定めたということ、さらに、(2)でございますけれども、産学官の連携推進に向けての具体的な提言を行っているということでございます。

それでは、指針の内容について、少し本文から見ていただきたいと思っております。これも別冊でお配りしております宮崎県産業科学技術振興指針(案)の28ページをお開きください。科学技

術の役割と指針の基本目標ということにしておりますが、今回の指針の目標は、下に書いておりますように、科学技術の振興と産業の創出による県民生活の向上としたいということで考えております。

29ページでございます。基本目標を具体化するために、さまざまな施策を考え、あるいは展開をしていきますが、その際の基本的な視点を整理しております。視点の1が時代のニーズにこたえていくということ、視点の2が地域の強みや特徴を生かす、視点の3が価値創造への挑戦ということでございます。

このような考え方を踏まえまして、31ページでございます。今後の産業科学技術の振興施策の柱を3つ立てております。1番が県民や産業界のニーズにこたえる研究開発を推進していく、2番が事業化・産業化に向けた仕組みづくりをしていく、これは、これまでの研究開発が、基礎研究が多くてなかなか事業化・産業化までつながらなかったというふうな認識に基づくものでございます。3点目が科学技術・産業を支える人づくりを進めていくというものでございます。

32ページで、まず1番目の柱、県民や産業界のニーズにこたえる研究開発の推進について、

(2)で施策の方向性を示しておりますが、まずは企業や生産者等が直面する技術課題に対して迅速・的確に対応するという意味で、地域産業のニーズにこたえる研究開発を推進していくとしております。②、地域産業を先導する研究開発ということで、これにつきましては、現在のニーズに対応しているだけではなく、将来への投資として中長期的な視点から研究蓄積等を行っていく必要があるということでございます。

33ページでございます。2点目の柱、事業化・

産業化に向けた仕組みづくりの観点では、34ページ、(2)の①、産学官の連携を今以上に強化していくこと。さらに②、農商工連携等、産業間の連携を推進していくこと、さらに35ページ、③、企業の技術力やニーズ等を把握し、その相談・指導を行っていくこと、さらに⑤、知的財産の保護、さらに積極的な活用を図っていくことが必要であるということを書いております。

36ページが人づくりの分野でございますが、これについては、①の発達の段階における学校教育における科学教育の推進、さらに37ページの④、企業等の人材育成について、県なり大学なりも積極的な役割を果たしていくということにしております。

38ページからが、今後考えられる研究分野を6つ挙げておりますけれども、その中で今回は重点分野を定めました。42ページでございます。まず、農業・食品関連分野の研究を進めていこうということで、43ページの上のほうに例示しておりますけれども、例えばICT利活用による効率的な生産・販売管理体制の構築、生産機械・施設園芸等の開発、さらに安全・安心な食料生産と安定供給に関する研究等を行っていこうというものでございます。

2番目が、医療、健康・福祉関連分野ということで、取り組みの事例でいいますと、機能的食品あるいは医療機器、福祉機器の開発等を進めていこうというものでございます。

44ページが3つ目の柱で、環境・新エネルギー分野、これにつきましては、新エネルギーの導入促進、さらに杉の多岐にわたる利活用、あるいは脱石油型農業の確立、このあたりについても農商工連携をしっかりと組みながらやっていこうというものでございます。

45ページでございます。これらの方針、施策

を推進していくために、産学官の連携が今以上に必要であるということで、今回、産学官の役割分担等の提言を行っているものでございます。上段のほうに記載してありますとおり、産業界、大学等、行政がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携協力をするということが1つ。それから、また書きの部分に書いておりますけれども、金融機関とのより一層の連携も必要であるということも提言いたしております。

46ページでございますが、具体的な動きとして、情報や方向性の共有化という意味で、今後考えられる取り組みとして記載しておりますけれども、行政、大学等、産業界の関係者による定期的な協議やワーキングの実施、あるいは人的な交流、さらに連携強化のための新たな組織の検討等も必要ではないかということにしております。今後、この指針に沿って産学官あるいは金融も含めた連携の強化を図り、そのための具体的なアクションにつなげていきたいというふうに考えております。

次に、報告事項についてでございます。委員会資料の30ページをお開きください。平成23年度当初予算の重点施策についてであります。

重点施策は、口蹄疫からの再生・復興、経済・雇用対策、長期的課題への対応の3つの項目を位置づけたところでございます。

なお、資料の一番下に肉付け予算に向けた今後の取り組みを記載しております。今後、知事の政策提案や総合計画の長期ビジョンを踏まえたアクションプランについて検討をしていくということにしておりますので、肉付け予算における重点施策については、改めて整理をしていきたいというふうに考えております。

31ページ、32ページに23年度当初予算の重点施策と主な関連事業を整理しております。後ほ

どごらんください。

総合政策課は以上でございます。

○亀田秘書広報課長 それでは、秘書広報課の当初予算につきまして御説明申し上げます。

歳出予算説明資料の17ページでございます。秘書広報課の平成23年度の当初予算額は、一般会計4億2,277万3,000円をお願いいたしております。

それでは、主な内容について御説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。(事項)秘書業務費2,023万5,000円でございます。これは、知事、副知事の活動経費、あるいは秘書業務などに要する事務的経費でございます。

次に、(事項)広報活動費2億852万2,000円でございます。これは、各種の広報媒体を活用いたしました、県の重点施策など県政全般の広報活動に要する経費でございます。下に6つ記載しておりますけれども、1の印刷広報事業4,701万8,000円でございますが、これは、県の広報紙であります「県広報みやざき」を年6回、1回につき36万部作成いたしまして、市町村の自治会組織などを通じて県民の皆様に配布するものでございます。3の新聞広報事業7,188万3,000円でございますが、これは、いわゆる新聞広告という形で随時、県政に関する情報提供を行いますとともに、毎月2回、「県政けいじばん」というコーナーを設けておりまして、そこで県からのお知らせを掲載するものでございます。4のテレビ・ラジオ放送事業7,104万1,000円でございますが、これは、テレビ2局、ラジオ2局で県政番組の制作・放送を行うものでございます。6の県ホームページ情報発信事業1,163万1,000円でございますけれども、これは、県ホームページの作成、更新及びその維持管理を行う

ものでございます。

20ページをお願いいたします。(事項)広聴活動費70万1,000円でございます。これは、県民の皆様のお意見を県政に反映させるために、電話やメール等によります「県民の声」事業を実施するための経費でございます。

次に、(事項)県政相談費434万4,000円でございます。これは、本庁の県民室のほか、各総合庁舎、西臼杵支庁に10カ所、県政相談室を設置しておりますけれども、その運営のための経費などでございます。

秘書広報課は以上でございます。

○大野統計調査課長 統計調査課の当初予算について御説明いたします。

引き続き、歳出予算説明資料の21ページ、青いインデックス「統計調査課」のページをお開きください。統計調査課の平成23年度の当初予算額は、一般会計の3億5,744万2,000円をお願いしております。

それでは、主なものについて御説明いたします。

23ページをごらんください。(目)統計調査総務費として2億1,534万7,000円をお願いしております。これは、その下の(事項)職員費2億1,511万円の職員の人件費に加えまして、その次の(事項)統計諸費23万7,000円の各種会議旅費などの事務費となっております。

次に、(目)委託統計費ですが、これは、国の統計調査を受託し実施するための経費でありまして、1億4,021万5,000円をお願いしております。この主なものですが、(事項)消費経済統計調査費につきましては、2,700万1,000円となっております。これは、説明欄の1の家計調査として、国民生活における家計収支を初め、貯蓄や消費の実態などを調べますとともに、2の小

売物価統計調査として、商品の小売価格、サービス料金等を調べるための経費であります。

次の（事項）労働諸統計費につきましては、2,701万9,000円となっております。これは、説明欄の1の労働力調査として、国民の就業や失業の状況などについて調べますとともに、2の毎月勤労統計調査として、事業所における雇用者数や賃金などを調べるための経費であります。

次に、24ページをごらんください。（事項）経済センサス費につきましては、5,799万6,000円となっております。説明欄の2の平成24年経済センサス活動調査は、今回初めて取り組む経済の国勢調査と言われる大規模なものでございまして、我が国全体の事業所及び企業の経済活動の実態を把握し、全国と地域別の産業構造を明らかにするために要する経費でございます。

次の（事項）社会生活基本調査費につきましては、1,019万7,000円となっております。これは、5年ごとに行っている調査でありまして、国民の社会生活の実態を明らかにするため、生活時間の配分や自由時間における行動などについて調べるための経費であります。

続きまして、25ページの（目）県統計費につきまして188万円をお願いしております。この主なものとしましては、（事項）社会生活統計指標整備費の81万9,000円となっております。これは、各種統計資料を加工分析し、本県の経済活動の実態や動向を把握するための経費であります。

統計調査課は以上でございます。

○中田総合交通課長 それでは、総合交通課の当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックス、「総合交通課」の27ページをお願いいたします。総合交通課の平成23年度の当初予算額は、

一般会計の5億4,462万4,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

29ページをお願いします。（事項）広域交通ネットワーク推進費8,326万6,000円であります。これは、交通基盤の整備や輸送機能の強化を行い、国内外の広域的な交通ネットワークの形成に要する経費であります。このうち、1の陸上輸送網整備事業の（2）南宮崎駅バリアフリー化設備整備費補助事業につきましては、後ほど、常任委員会資料で御説明いたします。次に、3の物流・海上輸送対策事業の（2）宮崎県物流効率化支援事業につきましても、後ほど、委員会資料で御説明いたします。

次に、（事項）地域交通ネットワーク推進費1億3,258万7,000円であります。これは、地域住民の日常の生活交通手段でありますバスや鉄道といった公共輸送サービスの確保に要する経費であります。このうち、1の地方バス路線等運行維持対策事業1億1,026万7,000円ありますが、これは、県内のバス路線が利用者の減少等により、その維持が大変厳しい状況にありますことから、市町村と連携しながら、運行費等の補助により地域住民の生活に必要なバス路線の維持確保に努めているところであります。次に、2の未来につなぐ地域公共交通ネットワーク創造事業につきましては、後ほど、委員会資料で御説明いたします。

次に、30ページをごらんください。（事項）航空交通ネットワーク推進費9,149万1,000円ありますが、1の「みやざきの空」航空ネットワーク活性化事業につきましても、後ほど、委員会資料で御説明いたします。

最後に、（事項）高千穂線鉄道施設整理基金事

業費 1 億4,013万5,000円であります。これは、高千穂鉄道株式会社から沿線自治体に寄附された施設のうち、不用な施設の撤去等に要する経費でありまして、先週の補正予算の委員会で御説明しましたとおり、平成23年度は、県と沿線自治体合わせまして約 1 億1,100万円の基金積み立てを行いますとともに、施設の撤去に係る沿線自治体の補助として2,840万円を予定しているところであります。

続きまして、主な新規・重点事業につきまして御説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の11ページをお開きください。まず、南宮崎駅バリアフリー化設備整備費補助事業であります。南宮崎駅は、日豊本線、日南線、宮崎空港線の結節点の駅であり、1日当たりの乗降客数が約4,000人で、県内では宮崎駅に次いで利用者の多い駅であります。しかしながら、改札が3階にあり、ホームとは跨線橋でつながっていますが、エレベーター等の設備がなく、バリアフリー化されていない状況にあります。

このため、1の事業目的にありますとおり、JR九州が、国の交通施設バリアフリー化設備整備費補助金を活用して実施いたします南宮崎駅のバリアフリー化整備を支援することによりまして、鉄道を利用する高齢者、障がい者等の利便性、安全性の向上を図るものであります。

次に、2の事業概要であります。南宮崎駅にエレベーター、多機能トイレ、2段手すりなどを設置いたしましてバリアフリー化を図るもので、総事業費は3億円であります。補助率は、国の補助事業の負担割合が、鉄道事業者3分の1、国3分の1、地方自治体3分の1でありますことから、地方自治体分を県と宮崎市とで折半し、県は6分の1を負担することとしており

ます。

したがいまして、事業費は、3にありますとおり、5,000万円であります。

次に、12ページをごらんください。宮崎県物流効率化支援事業であります。

まず、1の事業目的であります。物流効率化支援事業は、陸上トラック輸送から県内港発着の海上定期航路、または県内駅発着のJR貨物にシフトした貨物や、企業立地等により新たに発生した貨物でこれらの輸送機関を利用する者などに対して助成することによりまして、モーダルシフトを進めるとともに、荷寄せへの支援を行うもので、平成21年度から行っている事業であります。このたび、大口貨物に対する補助単価の割り増し等、助成制度を拡充することによりまして、大口貨物の荷寄せを促進するものであります。

次に、2の事業概要であります。助成対象は、荷主と運送事業者の共同申請としておりまして、これまでと変更はございません。次に、助成額につきましては、原則、半年間に輸送した貨物の量に応じて助成することとしておりますけれども、上限額をこれまでの500万円から1,000万円に引き上げることとしております。また、1回の申請において、100FEU相当の貨物、これは40フィートコンテナ100本相当以上の貨物ということになりますけれども、この場合は従来の1.2倍、250FEU相当以上の貨物は1.5倍の割り増し単価を新たに設定したところであります。これによりまして、大口貨物の荷寄せに対するインセンティブが働くものと考えております。

事業費は、2,165万4,000円であります。

次に、13ページをごらんください。新規事業の未来につなぐ地域公共交通ネットワーク創造事業であります。

まず、1の事業目的でありますけれども、本県では、人口減少やモータリゼーションの進行に伴うバス利用者の減少によりまして、既存のバス路線の維持確保が困難になる一方で、みずから自動車を運転できない高齢者が増加し、日常生活に必要な移動手段の確保が喫緊の課題となっております。このようなことから、地域の公共交通機関の現状、問題点及び解決策などについて、県と市町村が合同で調査研究を行いますとともに、市町村が行う実証実験等を支援することによりまして、地域の実情に応じた持続可能な公共交通ネットワークの確立を図るものであります。

2の事業概要であります。まず、(1)の地域公共交通ネットワーク検討会議（仮称）を設置いたしまして、将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークの確立のため、デマンドバス等、先進的な取り組みなどについて、県と市町村で合同で調査研究を行います。次に、(2)の計画策定及び実証実験に係る支援といたしまして、デマンド方式の導入、スクールバスの混乗化、市町村境を越えての広域運行など、新しい地域公共交通に係る計画の策定及び実証実験を行う市町村に対し、助成を行うこととしております。また、この実証実験等で得られましたノウハウにつきましては、(1)の検討会議によりまして、他の市町村においても共有できるようにしたいというふうに考えております。

事業費は、1,832万円であります。

次に、14ページをお開きください。「みやざきの空」航空ネットワーク活性化事業であります。

まず、1の事業目的であります。本県の経済活動や観光誘客などにとりまして重要な基盤であります宮崎空港の国内線・国際線の航空ネットワークの維持充実を図るものであります。

2の事業概要であります。宮崎空港の利用促進を行う組織である宮崎空港振興協議会が実施いたします(1)から(3)の事業に対しまして支援を行います。具体的には、まず(1)の国際線維持・充実事業としまして、ソウル線及び台北線の運航支援を引き続き行うこととしております。また、(2)の国際線利用促進事業としましては、ソウル線、台北線のさらなる利用促進を図るため、団体での利用や、児童生徒の修学旅行等での利用を助成しますとともに、利用促進キャンペーンや、メディアを通じたPR等を行います。(3)国内線利用促進事業としまして、国内線につきましては、口蹄疫や新燃岳噴火等の影響で利用が大きく落ち込んでおりますので、航空会社と連携してキャンペーンやPRなどを行い、利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

事業費は、9,149万1,000円であります。

総合交通課の当初予算につきましては、以上であります。

○山内中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の平成23年度当初予算について御説明いたします。

お手元の平成23年度歳出予算説明資料の31ページ、青いインデックス「中山間・地域政策課」のところをお願いいたします。中山間・地域政策課の当初予算額は、一般会計で4億9,409万2,000円をお願いしております。

主なものについて御説明いたします。

33ページをお開きください。(事項)中山間地域活力再生支援費6,170万1,000円あります。これは、中山間地域に対する重点的・総合的な支援に要する経費であります。説明欄2の「いきいき集落」応援事業266万円、並びに説明欄4の「いきいき集落」活性推進事業300万円につき

ましては、中山間地域において、住民主体で元気な集落づくりに取り組むいきいき集落を支援する事業であります。いきいき集落に係る情報発信や研修会等を行う応援事業と、先進的な取り組みをモデル事業として支援する活性化推進事業の2つの事業に要する経費であります。説明欄5の中山間地域等創造支援事業4,719万2,000円につきましては、市町村と地域住民が一体となった地域づくりの取り組みについて、ハード・ソフト両面で補助することで重点的に支援していくものであります。

次に、(事項) 過疎対策等推進費1,223万6,000円ですが、これは、過疎地域活性化対策等の推進に要する経費であります。説明欄3の離島活性化対策費1,009万円につきましては、延岡市の浦城一島野浦間に運航しております離島航路への補助事業などに要する経費であります。

34ページをお願いいたします。(事項) ふるさとづくり推進事業費482万6,000円ですが、これは、地域の特性を生かした個性的で魅力あるふるさとづくりの推進に要する経費であります。

次に、(事項) 移住・定住促進費6,151万2,000円ですが、これは、本県への移住等の促進に要する経費であります。説明欄1のみやざき移住定住促進事業の1,315万2,000円は、本県への移住・定住を促進するために、あらゆる世代の都市住民等を対象とした本県への魅力などの情報発信や、市町村と地域住民等が一体となった移住促進の仕組みづくりに要する経費であります。また、説明欄2の宮崎移住！地域おこし後継者発掘事業の4,836万円は、中山間地域への移住定住の促進を図るために、中山間地域において農業などの後継者になりたい移住者を雇用・育成する業務を生産者に委託する事業に要

する経費であります。

次に、(事項) エネルギー対策推進費2億190万円ですが、これは、水力発電施設等の所在する市町村に対し、地域活性化事業等のための交付金を交付するものであります。

35ページをお願いいたします。(事項) 土地利用対策費3,021万9,000円ですが、これは、土地取引の規制等、国土利用計画法の適正な運用に要する経費であります。説明欄4の地価調査費2,159万1,000円は、一般の土地取引の使用などに活用していただくため、県内全市町村において行う基準地の標準価格の調査及びその結果の公表に要する経費であります。

説明は以上であります。

○押川委員長 説明が終了いたしました。質疑はありませんか。

○武井委員 まず、長期計画のほうから。総合政策課長からいろいろ御説明があったんですけども、非常に資料も多くて、読んでみたんですけども、整理としてはよくされていますし、知事のマニフェストの取り込みなどもよく理解するところなんですけども、同世代の職員の方なんかと話をするんですけども、資料としてこれだけのものをつくられて、現場の職員の人とかに対して、政策の形としては部長さん、課長さんを通じておりてくるんでしょうけれども、総合計画というものを職員の皆さんそれぞれがお読みになって理解をされるということも大変重要だと思うんですけども、つくられることはよくわかるんですけども、それを実際に全職員の中での共有というのをどういうふうに図っていこうとされるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○永山総合政策課長 これまでも連絡調整課長会議等を通じて各機関におろしていく、あるいは

は出先機関の職員との意見交換、さらに若手職員等も含めた民間の方々とのワークショップ、さまざまな機会を通じて、できるだけ参画型のものにしていきたいという意識でやってきました。ただ、全職員に周知というのはなかなか難しい話だろうと思っています。この長期ビジョンあるいはアクションプランにつきましても、さまざまな研修の機会であるとか、今後の意見交換の中でこれを素材として使っていきたいと。できるだけたくさんの職員がこれに関心を持ち、この方向性の中で施策を展開するような状態をつくっていききたいと思っています。

○武井委員 これは最終的には全職員一人一人にお配りになるということなのか。つまり、どういうふうな形で目に触れたり、実際に理解したりというような形になるのか、お聞かせください。

○永山総合政策課長 全職員用に印刷物というのはなかなか大変ですので、職場にはそれぞれ配りますけれども、職員はネット上でというか、県庁のホームページ等できちっと把握してもらうような形にしたいというふうに思っています。

○武井委員 中身は大変長いですから、全部というわけにはいかないでしょうけれども、せっかくつくった以上は、ぜひ、必ず一度はしっかり目を通すようにというようなことをお願いしていきたいと思うんですが、そういったような取り組みはなさるのかどうか、伺いたいと思います。

○永山総合政策課長 しっかりと教育は図っていききたいと思っています。

○武井委員 わかりました。

次に移ります。秘書広報課のほうですけれども、広報のほうがいろいろ出ているんですけれ

ども、骨格とはいえ、大体こんなのは年度の予算が決まっているので、ほぼこういう形でされるんだろうなと思うんですけども、新聞の予算が7,188万と非常に大きいんですけども、御案内のとおりで、今、新聞のシェアというのは非常に下がってきておりますし、県民の皆さんが情報をとる機会とかチャンネルというのが大きく変わってきているわけですね。大きく変わってきているにもかかわらず、広報が新聞に依存しているというのは、若干、今の時代の状況と整合していないのではないかということが1点。

もう一点なんですが、新聞広報を見てみますと、宮日、毎日、朝日、読売、いろいろあるんですけども、平等に出すということに心がけていらっしゃる。いろんなお付き合いの関係は理解しないわけではないんですが、現実的に言えば、宮日と、県北はデイリーに出せば、大体宮崎の新聞広報というのは事足りるのではないかと考えるんですが、そういった意味では、平等・公平性ということよりも、今、予算も非常に厳しいわけですから、実際的に費用対効果の中でめり張りを持って、場合によっては出す社をそれなりに絞っていくとか、そういったような形での経費節減ということが図られてしかるべきではないかと考えますが、2点、お願いします。

○津曲広報企画監 秘書広報課でございます。今回、新聞広告という格好で御質問いただいております。委員おっしゃいますように、新聞の広告に対するシェアが下がっているんじゃないか、今、ネットとか、いろいろそこ辺の部分がふえているんじゃないかという御指摘かと思えます。広報、いろんな考え方があるかと思えます。広く知らせる、テレビ・ラジオといいますのは、時間的に短く、その間はかっちり入りま

すが、残らない。新聞広告につきましては、少なくとも1日はその家や職場にある。私たちも、広告を展開する中で、しっかりごらんいただきたいもの、文章的にも長いもの、量的に多いものにつきましては、新聞を展開しております。「県政けいじばん」というのを先ほど、私どもの課長が御説明しましたけれども、毎月2回、それぞれ日曜日——この曜日につきましても、じっくり読んでいただきたいということで日曜日という格好にさせていただいております。

それから、今回、新聞のシェアというお話がございました。確かに、全県的に読まれている新聞のシェアというのは当然ございます。我々秘書広報課とそれぞれの各課とタイアップして新聞広告を出させていただきますが、ざっくりいいますと、半分ぐらいが宮日の広告になっております。ほかは、先ほど御案内ありました、県北に非常に力があります夕刊デイリーに出させていただいております。県政けいじばんにつきましては、広く県民の方にお知らせしたいということで、6つの新聞すべてに、同様にさせていただいているというような格好でございます。いずれにしましても、広報といえますのは、選択、どうするのかということも集中して考えていきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただくとありがたいと思っております。以上でございます。

○武井委員 県政けいじばんのお話がありましたけれども、県内で1,000部も出ていないような新聞というのも中にはあるわけですね。そのあたりまで本当に出していく必要があるのかなというのはいつも思うところなんですけれども、単価の見直しとか、部数は減っているわけですね。そういうことであれば、交渉の中でそういった価格帯の見直しとかはどのようにされている

のか、お聞かせください。

○津曲広報企画監 当然、単価の見直しもやらせていただいております。制作経費というのは実際、上がっているんだそうなのですが、私たち、まことに申しわけないんですけども、県庁の予算というのはそこまでついていかないものですから、1回ごと、このくらいをお願いをしますというお話ですと、折り合う線という格好で折り合いをさせていただきますが、部数に応じて、例えば1,000部もないところと何万部かあるところと単価がどうかと言われると、鹿児島、宮崎のところにも出してこれだけの部数ですという新聞もございます。そこはいろいろ考えてはいるんですが、難しい。部数が下がったから、あんたのところは単価を下げますというのはなかなかやりづらいところがございます。以上でございます。

○武井委員 ぜひ、不断の見直しをお願いしたいと思えます。あと、テレビなんですけれども、私も土曜日の午前中はいろいろ家事などしながら見るようにはしているんですけども、教育委員会のものなんかもそうですけれども、出先機関の活躍とか、食品開発センターがいろんなものをつくりますとか、そういった意味で工夫して番組をつくっていらっしゃるというのはもちろんわかるんですけども、県政番組ですから、例えば予算のことであるとか、もっと知事が出て積極的に説明をするとか、ほのぼのネタ的な番組としては非常におもしろいんですけども、県政の実態であるとか、県として訴えたいこととか、番組をすることは意味はあると思うんですけども、もうちょっとそういったような戦略的な活用というものを図っていかないと、どちらかというところ準情報番組的な感が最近は特に強いなと感じるんですが、そのあたり、

ことしもせつかく予算を7,000万組んでやるわけですけれども、そういった形での戦略的な活用というのが必要ではないかと考えますが、どのような見解をお持ちか、御意見を伺いたいと思います。

○津曲広報企画監 私たち、テレビの県政番組、MRTとUMKに1本ずつ、ラジオがMRTとFM宮崎という格好でやっております。全体的にどんなものを流すか、どうやって伝えるか、せつかくやるテレビでございますので、ごらんいただきたい、聴視率のアップのためにどうするかということ、いろいろな間に、今度の宮崎の県政テレビはこんなのをやりますよというお知らせを各局に一生懸命やっていたらこうと。それも一生懸命進めています。中身も、広く浅くやるか、一つはピンポイントにしてどんとそこだけ深くやるか。やはり時と場合に応じて、できたら、県庁はこんな仕事もしていますよと。光の当たらないところもあります。こんなところもやっていたのというところも、どうしても紹介したい。それで知っていただくことで、県民の皆様がまた余計県庁の仕事を理解していただけるというのがありますので、広く薄くの部分はありますが、そこはしっかりやっていきたいと思っています。

○武井委員 わかりました。よろしく願います。

次、総合交通課の件を何点かお伺いして最後にしたいと思います。南宮崎駅バリアフリーの事業が出ています。これはこれで理解するんですが、この前の本会議でも出ていましたとおりで、乗った方は必ずどこかの駅でおられるわけですから、乗った駅だけあってもなかなか難しい話だと思うんですが、ちっちゃな無人駅というのが難しいというのはあるのかもしれない

ですが、特急の停車駅、日豊線でいったら、上りだったら佐土原、高鍋、日向市、南延岡、延岡ですか、南だったら清武、都城、西都城というのが県内の特急の停車駅だと思うんですが、日向なんかは新しく駅ができましたけれども、いわゆる降車駅の整備というのはどういうふうになっているのか、例えば、今、申し上げたような駅の状況はどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○中田総合交通課長 当然、駅によって状況は変わってくると思うんですが、駅員が介助できる場所につまましては、駅員が、例えば車いすの方が来られた場合は介助して、おりにいただくなり乗っていただくという形になっています。駅員が介助できないような駅がございます。例えば、1人しかいらっしゃらないとか無人駅とかありますけれども、そういった場合は、最寄りの有人駅を利用させていただくようにJRのほうで御案内をします。乗られる方は目的地というのがあるわけですから、了解されない場合が当然あると思うんですが、そういう場合はほかの駅とか、宮崎の事業部というのがございますけれども、その職員が一緒に行って介助をするというような対応をされているというふう聞いております。

○武井委員 それは当然、交通権というのがあるわけですから、そういうことになろうかと思うんですが、例えば、さっき申し上げたような南延岡、延岡、都城、西都城、その辺もこういう整備というのは——県内でされているのは、平たく言えば、今の状況は、宮崎駅と日向、今度、南宮崎駅、それぐらいものなんですか。

○中田総合交通課長 段差解消という意味でエレベーターを設置しておりますのが、宮崎駅、日向市駅、宮崎空港駅に設置しております。段

差解消となるスロープを設置しているところもございまして、実際スロープを設置しているところは9つあるんですけれども、国の基準に適合しているのが3駅で、谷頭駅、えびの上江駅、えびの駅にスロープが整備されております。以上でございます。

○武井委員 もちろん乗降客が多い駅から優先になるんだろうとは思いますが、できるだけ今後も不断な取り組みをお願いしたいと思います。

次、13ページの未来につなぐ地域公共交通ネットワーク創造事業なんですけれども、1,832万円と結構な金額がつけてあるんですが、以前からいろんな社会実験というのは行われていて、例えば清武町が高速バス、清武インターから高速道路を使って、昔、結構大きな社会実験をやったりとか、その成果が今どうなっているのかわかりませんが、結構そういうようなことをやっているんですが、今回は、どこの市町村でどういったような社会実験等を行うとかいう予定があるのどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○中田総合交通課長 この事業は、地域バス再編支援事業、いわゆる市町村が行いますコミュニティバスの支援事業というのが今年度で終了したということが一つございます。そういうことで市町村からコミバスへの支援とか、デマンドバスも含めた新たな交通体系についていろいろ考えていただきたいということで、今回、新たに作った事業でございます。したがって、基本的に広域的なバス路線ではなくて、地域内を走る、いわゆるコミバスの支援を対象として考えているというところでございます。

○武井委員 コミュニティバスが5年ぐらい前から、はやるといったらあれですけれども、各

市町村が導入し始めてやっているんですけれども、中には実績的に著しく少ないということで、非常に収支的に厳しいというような状況があるものが多いんですけれども、どうしても地域で路線を決めるとなると、いろいろ地域の事情でルートが使いにくくなったりとか、地域の議員さんの影響とかもろもろのことで、実際の利用者的にいくと非常に難しいというような事例も県内、いろいろあるようなんですけれども、そういった意味でいくと、これからの戦略というのは、どちらかというところから新しくコミュニティバスを広げていくというよりは、デマンドバスとか、そういったような形で使いやすさというような方向に政策的には誘導をしていこうといった考え方だという理解でよろしいのか、伺います。

○中田総合交通課長 まさしく委員がおっしゃるとおりなんですけれども、やはり利用者が少ないけれども、それでも利用者がいるというような場合、例えば路線とか時間を決めておいて、需要に応じてその路線を走らせる、いわゆるデマンドバスなんですけれども、そういったことをやっている市町村もございまして、できるだけ住民にとって使い勝手がよくて、市町村も非常に財政上厳しいので、そういう中でいかに効率的に運行していくかということをお考えながらやっていく必要があるというふうに考えております。

○横田委員 同じく、地域公共交通ネットワークのことなんですけど、私も以前、東大のオンデマンド交通システムを紹介したりとか、この委員会でも、埼玉県の実証実験をやっているところに視察に行かせていただきましたけれども、コミュニティバスは、路線を決めていて、バス停をつくってということですね。結局、そこに

行くまでが大変だという高齢者がたくさんおられると思うんです。これからますます高齢化が進んでいって、免許証も返上する人がふえてきて、そういう高齢者を家に引きこもらせることなく、外に出してやるのが非常に大事なことだと思うんですね。地域の経済も活性化することにつながってくると思うし、そういった意味でドア・ツー・ドアみたいな交通システムというのが絶対、今後必要になってくると思うんです。コミュニティバスとかに特化して考えるんじゃないで、本当にみんなが利用してくれるような交通システムを市町村と一緒に考えていただきたいと思いますというふうに思います。そういった意味で、こうやって新規で事業を立ち上げていただいたというのは大変うれしく思います。現時点で、市町村の交通ネットワークに対する考え方といいますか、それはどんなふうな状況にあるのでしょうか。

○中田総合交通課長 基本的な県のスタンスとしましては、広域行政という立場がございますので、市町村境をまたぐ、要するに広域的なバス路線に対して県が支援する。生活交通路線とか、廃代バスの市町村をまたぐところにつきましては、市町村に対して補助をしております。市町村内のバスについては、基本的な考え方としては、市町村に考えていただきたいということで県のスタンスでは考えておりますけれども、過疎化か高齢化が非常に進んでいるところ、財政状況も非常に厳しいので、県でできることについては、例えばコミバスの運行とか、今、委員がおっしゃったように、デマンドバスとか先進的な取り組みをしているところもございますので、そういった事例と一緒に研究して、その市町村にうまく活用できないかとか、そういうことを県も一緒になって考えていきたいという

ふうに考えております。

○横田委員 これは過疎地とかだけじゃなくて、例えば新興住宅地なんかにも非常に有効な交通手段だと思うんですね。例えばデマンド交通をする事業者とスーパーとが連携して、そのバスを利用してそのスーパーに行って買い物をした人には何%か割引をして、それを運行費に充当するとか、そういったやり方も考えられると思うんですね。いろんな考え方でそれぞれがその交通システムに参加していって、地域の活性化につなげていく、そういうのも考えられるんじゃないかなと思いますので、いろんな方面から検討していただけたらありがたいと思います。

○井上委員 今に関連してなんですけれども、今、横田委員からも武井委員からも出たように、これはすごくいい事業だと思うんですね。やり方だとは思いますが、その割には予算額は1,800万なんですね。本当にこれが可能なのかどうかというのは、疑問があるわけです。実際、実施しようとしたときに1,800万で何ができるんだろうとちょっと疑問がわく金額なんです。例えば調査研究費と、実際にデマンド方式のコミュニティバスの運行とか、1,800万はどのような割合になっているんですか。

○中田総合交通課長 内訳を言いますと、(1)の検討会議が32万円で、残りの1,800万円が実証実験等に係る支援ということで考えております。

○井上委員 1,800万というと、どのぐらいの規模のものがどのくらいできるということですか。

○中田総合交通課長 現在、我々が考えておりますのが、1市町村当たり大体200万円ぐらいを予定してまして、想定ですけれども、計画策定を50万円と、実証実験にかかわる支援を150万円ということで考えております。

○井上委員 その金額で9市町村ぐらいやれる

ということですね。

○中田総合交通課長 1,800万円を200万円で割れば9市町村が一応対象になっていますけれども、既に計画をつくっているところもございませぬので、そういうところはすぐ実証実験に入らうでしょうし、来年度は例えば計画だけつくるといふようなところもございませぬので、できるだけ市町村の意見を聞きながら、使い勝手のいいような補助金にできたらいいなというふうに考えております。

○井上委員 余り具体的には町村名は言えませぬか。

○中田総合交通課長 まだ予算が通っておりませぬので、予算が通り次第、各市町村を集めて説明会をやろうと思っております。私ども、来年度単年度で終わるつもりではおりませぬので、継続して、少なくとも3年ぐらひはやっていきたいなというふうに考えております。

○井上委員 ぜひ、これは頑張っていたけるといいなと思ひます。

それと、その上の地方バス路線等運行維持対策事業、これは1億1,000万以上あるわけですが、これはこの金額が固定的なものなわけですか。金額的には毎年そう変わってはいませぬか。

○中田総合交通課長 地方バス路線等運行維持対策事業に1億1,000万ほどをお願いしておりますけれども、これは、いわゆる廃代バスに対する支援事業でありまして、例年、一応この予算の範囲内でおさまっているということございませぬ。

○井上委員 これについては精査できるような状況にありますか。この金額をぼんという感じじゃなく、例えば、先ほど出ましたデマンドも含めてですけれども、そういう全体との兼ね合いの中でこれを検討する余地はありますか。

○中田総合交通課長 この事業は、もともと路線バスが廃止されて、その後、市町村がやはりバスを運行したいということで運行しているバス、いわゆる廃代バスに対する支援です。それも市町村境をまたいでのバス支援ということでございませぬので、そう大きく変わるものではない。この事業につきましては、実績を見まして実績払いをしておりますので、そういう心配はないというふうに考えております。

○井上委員 これについては見直しをする必要もないし、このままやっていったほうが効果的だというふうに理解してよろしいということですね。

○中田総合交通課長 基本的には、市町村が行います廃代バスへの支援ということですので、それも広域的なバス路線ですので、これについては引き続きやっていく必要があるというふうに考えております。

○井上委員 ぜひ、工夫しながら頑張っていたきたいというふうに思ひます。

あと一点だけ、中山間地域対策の関係のことでお聞きしたいんですけれども、中山間地域活力再生支援費の中の5番目の中山間地域等創造支援事業、これは今、具体的にどんな事業をやられているんですか。市町村と住民とが地域活性化のためにやる事業なんだと先ほど御説明がありましたけれども、どういう事業をされているのか。そして、今後もこれについては継続しなければいけないような事業なのかどうか、その辺について教えてください。

○山内中山間・地域政策課長 この中山間地域等創造支援事業、具体例ということでございませぬけれども、直近でいいますと、えびのの京町温泉を中心とした地域づくり、具体的に言いますと、統一したのれんを製作して、雰囲気、お

もてなしというような形で今、進めております。この事業につきましては、実は20年度から22年度までの3カ年事業として考えておりました、23年度は新たに新規採択は今のところありません。21年度、22年度において採択した継続事業、今申し上げたえびのの分は22年度に採択した事業ですので、あと2年を支援するという形があります。市町村と一体となった地域事業につきましては、必要性は十分に感じておりますので、今、この創造支援事業に続く事業として別途検討しているところであります。以上です。

○井上委員 これについては市町村からの応募を含めて、非常に食いつきのいい事業だというふうに考えてよろしいということですか。

○山内中山間・地域政策課長 この事業は、地域住民と一体となったというところで、結局、最終的には地元で運営をしていかないと、行政が幾ら形をつくっても運営がうまくいかない。ただ、市町村行政のほうでぱっと考えてぱっと食いつくようなものではないので、委員おっしゃるように、たくさんあって大変だということまではなかなかなくて、市町村と十分協議をさせていただきながら、持続する事業として選定をしてきておるところです。事業としては、22年度は5件を採択しておるところであります。以上でございます。

○井上委員 えびのの京町、今回、ちょっと元気が出たようなおもしろいあれですね。こういう何か少し水を注いであげると元気が出るようなものがたくさん出てくるといいなと思うんですけども、市町村がそういうのに手を挙げていただく状況になかなかないのを心配しているところなんです。ちょっとした工夫と、成功例について市町村には十分に、こういうのもオーケーなんですということを連絡してあげるとい

うか、手を挙げたくなるような状況というのをつくってあげていただけるといいのかなというふうに思っています。これもやり方によってはおもしろい予算になるので、ちょっと工夫というか、ひねりを入れていただけるといいなと。えびのの京町はちょっとおもしろくなってきたのかなというのはありますね。ぜひ、それを少しスコープを入れてあげてくれるといいなというふうに思うんです。

○山内中山間・地域政策課長 委員おっしゃるとおり、何か工夫ができないかなというふうに思っておりまして、国の事業、県の事業、他部局も含めて、いろいろ事業があります。それをうまく情報を提供しながら、市町村の方にいろんな視点から地域振興を図っていくというのはありますので、いろんな会議の機会とか、こちらが出かけていたり、うちの事業だけではなくて、そういうものを含めて提案をして、一緒につくり上げていく、そういうつもりでいつも臨んでおりますので、今後も頑張っていきたいと思っております。以上であります。

○鳥飼委員 未来につなぐというのが出ましたので、関連してお尋ねしたいと思います。地域公共交通を確保するというので、いろんな事業を打たれています。第1種、第2種とかの路線バスの補助が、バス事業者に直接交付ということになっていてわかりづらい面はあるんですけども、今後、バス路線はどうなっていくのか。また、宮崎交通から、このバス路線については廃止をしますというのが出てくるのではないかなというような懸念を持っておるわけですけども、そういう状況についてはどんなふうに分分析をしておられるのでしょうか。

○中田総合交通課長 ネットワーク創造事業の事業目的のところに書いておりますけれども、

バスの利用者というのは年々減少しております。ピークから比べたら10分の1ぐらいの利用に落ち込んでいるというのが現状でございます。だんだんと人口も減ってきておりますので、今後、引き続きバス利用者というのは減少傾向にあるのかなというふうに思っておりますけれども、一方で、高齢化が進んでおりますので、ここに書いてありますけれども、みずから自動車を運転できない方というのがふえてくるだろうというふうに考えています。そうなってきますと、一番身近な公共交通であるバスの重要性というのは、ますます高まっていくのかなというふうに考えております。したがって、今回この新規事業で掲げておりますけれども、地域の住民にとって必要不可欠な公共交通をいかに効率的に確保していくかというのが、我々にとっては非常に重要な課題であろうというふうに考えております。もちろん県だけではできませんので、国の事業を活用しながら、市町村と一緒に地域の方の足の確保を図っていく必要があるというふうに考えております。

○鳥飼委員 地域公共交通といえば、バス、電車、そういうものが主になってくるだろうと思うんです。この新規事業は置いておいても、今のバスの運行なりというものが現状、どういふふうに置かれているのか。例えば宮崎だったら、合併しましたので、田野とか高岡とかあるわけです。旧市街でも跡江とかあるわけです。そういうところが非常に不便だということがあるわけです。今、課長も言われたように、そういうのが悪循環になってバスの利用者も減ってくる。車利用がふえるということになる。今後、バス事業がどういふふうに運営されていくかというのはつかんでおく必要があると思うんですね。答弁は要りませんが、また何月何日

にこの路線を廃止しますというのが恐らく出てくるのではないかというような状況とかは、やはり把握しておいていただきたいというのがございます。そういう状況の中で、国が直接バス事業者に交付する分と県がバス事業者に交付する部分があるわけですが、そういうものをしっかりつないでいくというのが大事ではないかなと思います。

そこで、この新規事業でいえば、県と市町村でということになっておりますけれども、バス事業にかかわっている関係者といいますか、それからNPOなりの市民団体とか、そういうものと一緒に議論をして積み重ねていくべきではないかなというような感じもするんですけれども、その辺についてはどんなふうに考えておられるのでしょうか。

○中田総合交通課長 今回、ネットワーク検討会議というのを立ち上げたいというふうに考えておりますけれども、基本的には、コミュニティバスの運行に係るノウハウとか、情報の共有化、あるいはほかの県での先進的な取り組みあたりを市町村と一緒に考えていきたいということで考えておりますので、今回は県と市町村でやりたいというふうに考えています。当然、バスの運行というのは、交通事業者とか地域住民の方というのは密接な関係がございますので、必要に応じて、そういう方の協力をお願いしていろんな意見は聞いていきたいなというふうに思っております。

○鳥飼委員 このこと自体は私は評価をしているんです。県が音頭をとって市町村と一緒に考えていこうというのは評価しております。しかし、もう一歩進んでいけないかということは、今後の課題として受けとめていただければと思います。

続けて総合政策課長にお尋ねいたします。みやぎ創造プランというのを御説明いただいて、ちょっと聞いただけでは私の頭からどんどんこぼれていくような感じがするぐらいですけれども、先ほどは、県庁職員に対してはどうかというのがありました。これは、一般県民に対して、宮崎県はこう進むんだということを受けとめていただく必要があるのではないかなというふうに思っております。そういう工夫をどうされるのかというのが一つ。

その前に、資源環境問題のところでお尋ねしますと、10ページに現状が書いてございまして、1次エネルギーの消費、恐らくこれは国内の状況を書いておられるんだろうというふうに理解いたします。それを受けて、48ページに戦略4の環境・新エネルギー先進地づくり戦略というのがありまして、新エネルギーの導入量を10倍、温室効果ガス、90年度比64%削減というのが出ております。私は、エネルギーの確保というのは本当に重要なことだと思っております。現在の宮崎県のエネルギーの地産地消というのが、科学技術振興指針の中にも出ておりまして、44ページに、環境・新エネルギー分野では、「メガソーラーなど新しい地域エネルギーの創出や様々な地域エネルギーを利用し、エネルギーの地産地消を目指した地域型スマートグリッドの取組を進めるための研究開発を推進します」というふうになっております。やはり、エネルギーも地産地消という視点を持つということは非常に大事だというふうに思っているんですけれども、これまで私も課長に聞いてこなかったのは、反省するところもあるんですけれども、宮崎県のエネルギー事情、今、どういうふうな現状にあって、必要な消費量に対して県内でどれだけ産出をしているのかというようなこととかは急に聞

いてもわかりませんね。その辺をちょっとどうかなということなんですけれども。

○永山総合政策課長 エネルギー関係ですけれども、創造プランの53ページに戦略目標の解説という表がございまして、その4番目が新エネルギーの導入量についてということで、右側に現況値、平成20年度を書いておりましたが、18万9,257キロワット、これは太陽光・バイオマス発電等の総出力電力数でございまして、これが全体の消費量の中でどのくらいかということについては、数値は手元にはございませんけれども、極めて少ない量だと思います。産業用の電力も含めて考えれば、恐らく1%にいかないのではないかなというふうに思います。この量を10倍にふやしていこうということで考えておりますが、現状がそういうことですから、10倍にふえたといっても、地産地消というには本当に難しいということは間違いないと思うんですけれども、産業用の電力については通常の電力を使うとしても、家庭用の電力についてできるだけ地産地消に努めていく、そのことで循環型社会を形成していくというふうなことを頭に置いて進めていきたいというふうに思っております。

○鳥飼委員 宮崎県が大事にしている農業、食料ということとか、介護、今から高齢化社会ということで非常に大事な問題ですね。エネルギーも本当に大事な問題であります。私たちもいろんなことでいろんな発言をしていくんですけれども、地産地消はどうかということを考えてきたときに、じゃ、エネルギーはどうかということをしつかり自分の頭に入っていないというのは、私自身の反省点なんですけれども、それを分析をしていくということも大事ではないかなと。10ページに宮崎県はこういう状況に置かれているということが書いてあります。これ

は指摘といいますか、そういうことだけにしておきたいと思います。

県民にわかりやすくということなんですけれども、今、課長からありました現状、53ページの戦略目標の解説にあるわけです。県民が、新エネルギーの導入量10倍、「ほう、10倍か」と受けとめるんですね。温室効果ガス、90年度比64%削減、「おおっ」と思うんですけれども、じゃ、90年はどうだったのかな、今はどうなのかなというのが、座ればぴたりとわかるじゃありませんけれども、こういうものを示したら県民の皆さん方にも理解していただけるというような工夫を今後していく必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。

3ページの概念図、1枚でよくまとめてあるんですけれども、そういうのを見たら、なるほど、宮崎はこういう状況にあって、こういうふうになるんだな、こういう県づくりを目指しているんだなということがわかるというのが非常に大事だと思っているんですけれども、そこあたりについての考え方と、今後の取り組みなりについてお尋ねしたいと思います。

○永山総合政策課長 こういう計画をまとめますと、つくった本人たちはよくできたなと思っているんですけれども、一から読んでいただくと、何が書いてあるのかよくわからないというのが常であろうとは思っております。長期ビジョン、アクションプランについても、製本をして、いろんなところに配付したいと思っておりますが、全体を読んでくださいと言っても、そこは難しいだろうと思っていますので、できるだけわかりやすい、宮崎県が今、何を考えているか、県民と一緒に何を考えようとしているかということがわかりやすい形でのリーフレット等を作成しまして、今、委員から御指摘のあったよう

な点、目標数値の基本的な考え方、県民の皆さんに何を願えばいいのか等も含めてですけれども、できるだけわかりやすいリーフレット等を作成しまして、さまざまな機会でそれを活用しながら、一緒に取り組めるような、理解していただけるようなことにしていきたいというふうに思っております。

○鳥飼委員 アクションプランの中で、今、リーフレットを作成するというのがありましたので、長計といいますか、いわゆる総合計画はこういうことを目指しているんだ、今後4年間こうするんだというのが本当にわかりやすいように。皆さん、そういうのにたけていますから、ぜひ、わかりやすいのをつくっていただきたいと。よろしくをお願いします。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○武井委員 1点確認なんですけれども、ビジョンとかは、全部県の職員がつくるのか。コンサルにいろいろ頼んだりとかされていてらっしゃるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思えます。

○永山総合政策課長 基本的な統計・データの分析のところでは少し外注をした部分はございますけれども、課題の分析から政策の組み立てについては、県庁職員プラス県民会議、総合計画審議会等の中の意見をまとめたものということでございます。

○武井委員 こういう文字とかは県の職員の方が全部つくったのか。

○永山総合政策課長 うちの課の職員が自前でやっております。

○武井委員 ちなみに、そういった外注の経費とかは大体幾らぐらいかかるんですか。発注とか。どういう入札をしているのかとか含めてお聞かせいただきたいと思えます。

○永山総合政策課長 今年度は特に外注はしていませんが、昨年度、策定に着手した段階で人口動態等の分析について委託調査を行いました。21年度の数字ですので、手元にございませんけれども、これについては、コンペを行って、その結果、最もいいと思われたところに外注したところでございます。今年度、それをより深掘りする形で、例えば社会保障費がどう動いていくとか、食料がどうなってくるというところを外注しようというふうに思っておりましたけれども、委託業者等とディスカッションをする中で、どうも我々がみずからやったほうが中身が濃いなというふうなことがございましたので、今年度、22年度については外注をせずに、職員がみずから分析・検討を行ったということでございます。

○武井委員 22年度については委託というのは一切しなかったという理解でいいということですね。わかりました。

先ほど、私、広報のことを対策監に質問を申し上げました。こういったものも、県の広報番組とかでこういうふうなものをつくって、こういうふうなことを県が目指すとか、できたらそういうようなことも戦略的にいろいろ発信をしていただけるとよろしいなと思っております。

総合交通課で1件聞き落とししたんですが、今、小型バスの導入を――いすゞの車でポンチョというんですか、町でも結構見るようになったんですけれども、新年度予算でのその補助の予定等についてお聞かせいただきたいと思っております。

○中田総合交通課長 平成22年度が、7台購入されております。それに対して、先般の補正予算で御説明しましたけれども、今年度から補助制度が変わりまして、車両購入費から減価償却費相当分の補助という形になっております。来

年度以降につきましては、今、手元に資料がございませんけれども、来年度が7台、同じようにノンステップバスを購入されると。宮交のほうも、年次的にどういう形で更新していくかという計画を持っておりますので、予算との兼ね合いもございますので、協議しながら、ノンステップバスの導入を図るようにしていきたいと思っております。ただ、来年度分については、今回の当初予算には上げておりませんで、6月の肉付け予算で予算を出させていただきたいというふうに考えております。

○武井委員 6月の補正の中で具体的に見えてくるとのことだと理解しますが、燃費とか含めても、私も以前仕事をしていたんですが、客も乗らんのに大きいバスを走らせてとよく怒られたりというのがあったんですけれども、県民の皆さんから上がってくるお声として、逆に言うと、混んでいる時間に今まで座れた人が座れないとか、積み残しというのがあるのかわかりませんが、県のほうにそういったクレームとか、小型バスをふやしていったことによって何か特にお声が上がっているとか、その辺がもしあればお聞かせいただきたいと思っております。

○中田総合交通課長 具体的な取り組みとして、最近、団地等でフリー乗降をやっております。小型バスの導入によって、これまでなかなか入れなかったところまで入れるようになったということで、喜ばれている事例は幾つか聞いております。

○井上委員 移住と定住の促進費のことで教えていただきたいんですが、みやざき移住定住促進事業、先ほど、情報発信のための金額なんだというふうに説明があったんですが、私は、「地方に住もうぜ」みたいなのは国もやるべきだというふうに思っているところなんですけれども、

この情報発信の中身は何なんですか。

○山内中山間・地域政策課長 具体的には、ホームページ、それから移住専門誌というのがございます。移住専門誌にPRというんでしょうか、宮崎はこんなところですよというような、もしくは、その事業の内容のPRをするというふうに考えております。

○井上委員 私は、沖縄に学びに行ったことがあるんですが、沖縄の人たちが一生懸命「沖縄に住もうよ」ということを発信する場合に、雇用についてのネットワークはこういうふうにアクセスできますとか、いろんな意味で細かいわけです。あそこの情報発信の中身が非常に細かい。それはされているものかどうか。やっぱり知りたいのは雇用の関係のことと教育の関係のこと。宮崎がよさそうというのはわかるかもしれないけれども、一番大きくは雇用と教育はどうなっているのかということとかを知りたいというのは現実にあるわけです。それと、宮崎がどれほどいいかということは強く発信してもらわないといけないんですが、それはどうなっていますか。

○山内中山間・地域政策課長 今、説明が漏れまして、情報発信事業に、さらに移住情報ガイドブック——「来んね、住まんねガイドブック」、通称「コンスマガイド」と呼んでおりますけれども、そこに委員おっしゃる市町村ごとの、住むところはこんな感じです、場所的には、例えば空港からだとかこれぐらいかかります、学校は何校ありますみたいな、そういう情報を凝縮したものをガイドブックとして作成しております、そこに一覧できるような形で情報発信をしているところであります。

○井上委員 積極的に住みたくなるように情報発信してほしいという中身なんだけれども、私

も市町村がつくっているものも見ました。一応、見せていただいたんですけども、何か足りない。何かと言われるとおおよそは雇用なんだけれども、雇用のところの情報と、教育レベルがどうこうということよりも、どういう学びができるのかということが大事だと思うんです。子供を持っていないある程度の年配の方たちならまだしも、若い人に移住してきていただこうと思えば——年配の方だけがターゲットということだったら別なんです。ターゲットをどこに絞るのかということも含めて、情報発信のありようがいまいいなのではないだろうかという気がするわけです。

○山内中山間・地域政策課長 説明が不十分で申しわけありません。コンスマガイドにまず全体が書いてあるのと、具体的に言いますと、商工観光労働部でやっています就職相談会、そういうところに市町村も私どもも出かけていって、具体的にPRをしております。市町村のほうは積極的なところ、行けるところは限られておりますけれども、そういう形で具体的な個別相談、なおかつ、コンスマガイドの中で、市町村はどこが窓口ですよ。そして、そこで一元的に答えられるような体制をとっているところであります。以上です。

○井上委員 それを県がやるのか——沖縄みたいにNPOがやったりとか、そういう人たちが熱心に沖縄を発信するという立場に立つのか——そこもまだ地域性的なところがあるのかなという気はしないでもないんですけども、はっきり言ってひねりが足りないんじゃないかなという気が私は物すごくするんです。ふるさと回帰支援センターなんかも私ども行きましたが、発信の仕方が違う。発進力が違う。宮崎はいいですよ。実際、来て住んでもらいたいん

です。私は宮崎はとてもいいところだと思っています。ここしか知らないと言われればそうなのかなとも思いますが。だから、移住させたいと思ったら、それだけの売りみたいなのをきちんと丁寧に。期待しているがゆえにちょっと厳しく言い過ぎたかもしれないんですけども、ひねりみたいなのを加えてみてもらえませんか。公務員発じゃなくて、地域活力発みたいなのをやっていたらいいのじゃないかなと思う。これにちょっと工夫をお願いしたいなと思っています。

○山内中山間・地域政策課長 具体的に、呼び込むという形では、実際は、串間市で今、お試し滞在というのをやっています、これが通常だとお試し滞在の場合は2～3日なんですけれども、ここは家を借り上げて、例えば1カ月とか、ちょっと住んでみて、体験をして、そしてそこに決断をするというような仕組みの事業もありまして、今後とも、市町村と考えながら、魅力的だということは委員おっしゃるとおり、私もそう思っているんですけども、そこをどうやってアピールするかというのを工夫をしながら、頑張っていきたいと思います。

○井上委員 最後ですが、本気の事業でやっていただけたらなというふうに思います。

○押川委員長 要望にしておきます。ほかにございませんか。

○前屋敷委員 太陽光発電でお願いしたいんですけども、太陽光発電の普及の啓発事業が新たに開発事業から繰り出しして継続をするということで1億5,000万。事業継続は非常にいいことなんですけれども、融資制度が今まであったんですけども、この事業を継続するという点では、住宅用太陽光発電システム融資制度はあわせて継続をしたほうがいいんじゃないですか。

今回、予算には上がっていなかったものですか。

○永山総合政策課長 現在、太陽光への補助制度、融資制度、いずれも環境森林部のほうに移して実施していただいております。今回、開発事業特別資金会計のほうから繰り出しを行うということで、この繰り出しの部分について我々のほうで予算化をさせていただきました。実際の支出については環境森林部のほうで行いますが、融資制度についても継続をするということで聞いております。

○前屋敷委員 すべて目を通していないものですか、こちらのところだけで、昨年からすると抜けていたものですか、もう終わったのかというふうに思いましたので、確認をさせていただきました。わかりました。

交通ネットワークの関係でお伺いいたします。29ページですけども、地方バスの路線バスの廃代への支援ですね。先ほどからも御質問がずっと続いていたんですけども、確かに、路線がなくなると、論議の中もですが、地域の皆さん方の足が奪われるという点では、各市町村も十分な対策を進めようとしておられると思うんです。予算を見ますと、昨年からすると半分以下になっているという点では、地元自治体あたりの取り組みが、要望も含めてそれだけ少なくなっているのか、もともと予算が少なくなっているという点で事業が進まないのか、その辺のところを教えてください。

○中田総合交通課長 地域交通ネットワーク推進費が昨年から大幅に減った形になっておりますけれども、国と協調して補助する生活交通路線、それから、バスの導入補助の事業が国の事業であるんですけども、これにつきましては、6月の肉付け予算で予算を出させていただきました。

いということで、その分が今回の当初に入っておりませんので、金額的には大きく減った形になっております。以上です。

○前屋敷委員 ほぼ昨年ぐらいの予算は確保できるというふうに見えていいんですか。

○中田総合交通課長 昨年と同程度の予算を確保したいなというふうに考えております。

○前屋敷委員 あわせて、新規事業で未来につながる地域公共交通ネットワーク創造事業、これを今から進めるということで、各自治体の計画なども進められつつあるということなんですけれども、地域コミュニティバスの事業が昨年で終息をしたという点で、ここもかなり各自治体が行き止まりで、私たちも自治体でコミュニティバスの実際の運行なども見せていただいて、地域の皆さんとしては使い勝手がよくて、非常に好評だったというふうに思うんです。このコミュニティバスの需要そのものも、一定程度、過疎の地域も含めて終息したと見ていいのか。それと、これにつなぐ今度の新規の交通ネットワークというふうな事業展開で見ておられるのか、その辺のところの関連があれば。

○中田総合交通課長 地域バス再編支援事業は今年度9月までで補助が終わったわけなんですけれども、市町村のほうでコミュニティバスの運行をやっております。コミュニティバスにつきましては、地域住民にとって重要な足の確保になりますので、市町村にとっても今後とも力を入れていかれる分野だろうというふうに思っております。今回の新規事業では、コミュニティバスを各市町村で運行しておりますので、財政も厳しい状況にございますので、より効率的なコミュニティバスの導入というか、そのあたりを一緒に考えていきたいということで出させていただいている事業でございます。今後ともよ

り重要になっていく分野なのかなというふうに思っております。

○前屋敷委員 コミュニティバス、非常に重要だし、いい取り組みが進んできたと思うんです。オンデマンドなどはより身近な形で運行ができるという点では、コミュニティバスをまだ発展的に進めていけることもあるかなというふうに思うんです。今度の事業も含めて、十分持続可能なといいますか、そういう方向で進めていただきたいというふうに思います。これは要望をしておきたいと思います。

○松村委員 宮崎移住！地域おこし後継者発掘事業なんですけれども、これは中山間地域だけなのかなということなんです。私は児湯郡というところなんですけれども、この間の統計では、児湯郡の人口が非常に減少しているということで、高鍋町も700人ぐらい減って2万1,500人ぐらいになっている。5年前は2万3,000人近くいたんですけれども、ある意味、人口減少に歯止めをかけなきゃというところもあるんです。

例えば、移住してくる方というのが何を目的に来るか、先ほど、その魅力を発信していきたいということでしたけれども、高鍋町は、サーフィンをするのに場所がいいということで、サーフィンの愛好家が根づいているという話もあります。ただ、仕事の問題とか、それとのマッチングというのがあるんですけれども、たまたま浜のすぐ近くに新築のおうちを建てられている方は、九州電力の仕事を持っている方で、転勤は余りしたくないという本人の希望でこちらに来られているみたいです。あと、薬剤師の方、資格を持っていらっしゃるから、多少離れていても、どこでも仕事ができるという方なんですけれども、この方も新築の住宅を建てられて定住されています。

ただ、サーフィンでお見えになる方はたくさんいらっしゃるんですけども、ある程度の期間いらっしゃる方もいたりもするんですけども、仕事ということになってくると、定住していただく気持ちはあるんですけども、なかなかここに結びつかないというところはあると思います。そのほかにも、例えば山の好きな方が山と親しみたいとあって、山のそばに住みたい方もいるでしょう。こういう仕事がありますとか、仕事が発信できないから、収入があって、仕事があって、技術がある人しかこの事業には難しいのかなという思いもしているのと、先ほど言いましたけれども、この支援事業に対しては、中山間地域にしか当てはまらないのかという点についてお伺いしたいと思います。

○山内中山間・地域政策課長 宮崎移住！地域おこし後継者発掘事業につきましては、地域は中山間地域ということで募集をしております。具体的に言いますと、高鍋町は対象にはなっておりません。当然、移住するには仕事という面が非常に重要でありまして、その相談を受けますと、まず仕事、それから住むところ、そういうようなお話、当然のことになります。雇用に関しましては、商工観光労働部のほうとも連携しまして、先ほど申し上げた就職の相談会がありますとか、そういうところに出かけて行って、情報を共有しながら、そこで宮崎県の移住を勧めていく。そういう形で進めております。以上です。

○松村委員 今の移住に関しては、サーフィンが好きな人、山が好きな人、秘境が好きな人とか、来たくてたまらない人たちは結構いるんですね。うまくそのあたりを掘り起こすと意外とおもしろいのかなと思いますので、ぜひ進めていってください。

それと、中山間の「いきいき集落」関係の対策についてですけども、予算の少ない割には「いきいき集落」という名前は非常に地域のイメージを上げているんじゃないかと思えますし、やる気を上げているんじゃないかと思えますし、非常にいいと思うんです。細かい費用で幾つか分けていますけれども、その細かく分けている事業はどのような事業なのか。300万、400万と細かく分けるんじゃないくて、一くくりにして、予算を分けないでできるようなことはできないのかなというふうにも思うんですけども、どんなものなんでしょうか。

○山内中山間・地域政策課長 まず、事業はどんな事業なのかということをございますけれども、「いきいき集落」応援事業のほうは、「いきいき集落」を募集しまして、地域で、みんなで伝統芸能を保存していくとか、一定の目標を決めていただいて応募していただいて、認定をする。認定した場合に、認証マークとしてのぼり旗というのを今、配付しておりまして、そういう費用ですとか、皆さん相互に知り合うことも非常に重要でございますので、研修交流会を開催する費用ですとか、ホームページも開設しておりまして、そういう事業をしているのがこの「いきいき集落」応援事業でございます。それと、「いきいき集落」応援事業の中では、まず、スタートアップ支援ということで、集落の取り組みに対して、上限5万円、わずかでございますけれども、そういうものを支援しております。

その支援をする中で、「いきいき集落」、今現在で15市町村の89ございますけれども、その中でも特徴的に交流促進を図る取り組みが見られるところもございますので、そういうところに対するモデルとなるような支援をしていくというのが「いきいき集落」活性化推進事業でござ

います。ただ、補助率というのは4分の3で決めておりますので、どうしても自己負担は一定程度ございます。そうしますと、自己負担で賄いながらやっていくというところには、当然、自分でお金を出していかないといけないということもございますので、この「いきいき集落」活性化推進事業は、年間で上限100万として3集落程度を予定しております、そういう事業内容になっております。説明は以上です。

○押川委員長 委員の皆様方、よろしいでしょうか。時間が12時を過ぎたところでありましてけれども、1班の審査でありますけれども、後で総括もあるわけでありまして、総括の中でもないということであれば、1班の審議は終了したいと思うんですが、いかがでしょうか。

いっぱいあれば、引き続き午後やりますけれども、総括の中でできればということでの提案であります。引き続き1班をまだしたいということであれば、午後からも1班をとということでもしますけれども、総括があるから総括の中でもよろしければ……。午前中で1班は終了させていただくということよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、午後は13時10分ということ、暫時休憩したいと思います。

午後0時8分休憩

午後1時7分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

それでは、2班の審査を行いたいと思います。大脇生活・協働・男女参画課長からお願いいたします。

○大脇生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の平成23年度歳出予算説明資料の37ページをお開きください。生活・協働・男女参画課の平成23年度の当初予算額は、総額で5億1,127万5,000円をお願いしております。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

39ページをお開きください。(事項)交通安全基本対策費163万7,000円であります。これは、交通安全実施計画の策定及び交通安全活動の推進を図るため、交通安全の広報・啓発・教育などに要する経費でございます。

次の(事項)交通事故被害者救済対策費307万9,000円あります。これは、交通事故被害者救済のための交通事故相談所の運営に要する経費でございます。

次に、(事項)安全で安心なまちづくり推進費615万8,000円あります。これは、説明欄にあります⑩1、犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業としまして、安全に安心して暮らせる社会づくりを推進するため、アドバイザー派遣や青色防犯パトロール活動支援のための事業、また、県民会議の運営、県民推進大会などに要する経費でございます。

40ページをお開きください。(事項)ボランティア活動促進事業費9,195万1,000円でございます。これは、NPOボランティア活動の促進や県民との協働を推進するため、県ボランティアセンター及びNPO活動支援センターの運営、多様な主体からの提案を受けまして協働事業を実施するための経費等でございます。説明欄の一番下にあります⑩新しい公共支援基金事業につきましては、後ほど、委員会資料で説明をさせていただきます。

(事項)消費者支援対策費4,417万2,000円あります。これは、消費者の自立を支援すると

ともに、消費者被害の防止と解決支援のため、消費者への啓発事業、消費生活啓発員の配置などに要する経費でございます。なお、説明欄にあります㊦(3)消費生活啓発機能等強化事業につきましては、国の交付金によりまして設置する住民生活に光をそそぐ基金を活用しまして、平成23、24年度の2年間、行うものであります。内容につきましては、消費生活相談窓口であります消費生活センターの周知、県民への消費者問題に対する啓発強化などに要する経費でございます。41ページをごらんください。㊦(2)商品表示監視サポーター設置事業につきましては、後ほど、委員会資料で説明をさせていただきます。

次の(事項)消費生活センター設置費2,112万円であります。これは、消費者施策を推進するために設置しております消費生活センターの運営や、生活情報センターの施設管理等に要する経費でございます。

次の(事項)消費者行政活性化基金事業費7,818万3,000円でございます。これは、消費者の安全で安心な生活を確保するため、消費者行政活性化基金を活用しまして、県及び市町村の消費者行政の活性化を図るものでありまして、具体的には、消費生活相談窓口の機能強化や、消費生活相談を担う人材の育成、専門家の活用による消費生活相談窓口の高度化、消費者啓発の強化などに要する経費でございます。

次の(事項)男女共同参画総合調整費260万2,000円でございます。これは、男女共同参画社会づくりの推進に関する総合的な体制の確立、国や市町村との連絡調整に要する経費でございます。

次の(事項)男女共同参画推進費4,049万円でございます。これは、男女共同参画社会づくり

に関する意識啓発及び活動を推進するため、パンフレット等の作成や推進の拠点であります男女共同参画センターの運営等に要する経費でございます。42ページをお開きいただいて、㊦(4)DV防止啓発キャンペーン事業につきましては、住民生活に光をそそぐ基金を活用しまして、平成23、24年度の2年間、DVを防止するための広報・啓発活動を行うものでありまして、23年度につきましては、啓発資料の整備に要する費用を計上しております。

続きまして、常任委員会資料の15ページをお開きください。㊦新しい公共支援基金事業につきまして御説明いたします。

1の目的であります、NPO、企業等が積極的に公共の担い手となります「新しい公共」の拡大と定着を図るため、国からの交付金により新しい公共支援基金を設置しまして、平成23年度と24年度の2年間、NPO等の活動基盤の整備のための事業、NPO、企業、行政等が協働をする新しい公共の場づくりなどを行うものでございます。

2の事業概要ですが、国が作成しましたガイドラインに基づきまして、(1)から(5)までの事業を実施することにしております。

(1)NPO等の活動基盤整備のための支援事業につきましては、NPO等の活動基盤を強化するため、財務諸表、事業計画書等の作成のための専門家派遣による個別指導、講習会の開催を予定しております。それから、NPO等の活動を県民に紹介するための広報、NPO法人の財務諸表等のデータベースの整備などを行うものでございます。

(2)寄附募集支援事業につきましては、県民の寄附に対する意識の醸成や寄附金の受け入れ方法などを整備などのため、寄附金募集につ

きまして、マスコミを活用しました広報、企業への説明会の開催、先進事例の収集などを行う事業でございます。

(3) 融資利用の円滑化のための支援事業につきましては、NPO等の融資申請に係るスキルの向上を目指しまして、講演会の開催、金融機関関係者などによります個別指導などを行うこととしております。

(4) つなぎ融資への利子補給事業につきましては、行政からの委託事業の実施に当たりまして、NPOが金融機関からつなぎ融資を受けた場合に、この融資に係る利子補給を上限2%で行うものでございます。

(5) 新しい公共の場づくりのためのモデル事業は、NPO、企業、行政等から成りますグループが行うまちづくりとか環境保全、子育てとか高齢者支援、そういった地域が抱える諸課題を解決するためのモデル事業を支援するものでございます。

最後に、3の23年度の事業費ですが、新しい公共支援基金は全額、国からの交付金を利用して、総額は1億4,600万円でございますが、平成23年度は7,000万円を計上しております。

続きまして、16ページをお開きください。㊦商品表示監視サポーター設置事業について御説明いたします。

1の目的でございますが、商品の表示につきましては、一般消費者の利益を保護することから、景品表示法などにより事業者に対しましてさまざまな規制がございます。これらの商品の表示の適正化を図るため、監視活動を行うサポーターを設置するものでございます。

次に、2の事業概要でございますが、消費生活アドバイザーや消費生活専門相談員など、消費生活に関する専門家15名程度を商品表示監視

サポーターということで委嘱し、サポーターに対しまして監視活動を行うために必要な研修を実施することとしております。(2)の具体的なサポーターの監視活動でございますが、県内各地区ごとに小売店舗を巡回の上、表示に問題がないかを監視していただきまして、問題があれば県に御報告をいただくということとしております。また、年に3回程度、サポーターと県との合同の巡回監視を予定しております。

3の事業費としましては、258万4,000円をお願いしております。

なお、本事業につきましては、住民生活に光をそそぐ基金を活用しまして、平成23、24年度の2年間実施することとしております。

生活・協働・男女参画課の当初予算の説明につきましては以上でございます。

○安井文化文教・国際課長 それでは、文化文教・国際課からは、当初予算と宮崎国際化推進プランの変更について御説明いたします。

それでは、歳出予算説明資料の43ページをお開きください。文化文教・国際課の平成23年度当初予算額は、総額で61億1,311万8,000円をお願いしております。

主な内容について御説明いたします。

45ページをお開きください。(事項) 県立芸術劇場費4億9,368万3,000円であります。次の46ページをお開きください。主なものについて御説明いたします。まず、1の指定管理料3億7,027万5,000円は、芸術劇場の指定管理者であります財団法人宮崎県立芸術劇場へ支払う経費となっております。内訳としましては、まず、(1)の国際音楽祭開催事業9,838万6,000円ありますが、これは、平成23年度、ことしの4月、5月に実施します第16回音楽祭の開催経費と、平成24年度に実施します第17回音楽祭の準備経費を合

寄せた金額であります。(2)の県立芸術劇場管理運営委託費2億7,188万9,000円は、県立芸術劇場の貸し館業務ですとか施設の維持など、管理運営に要する経費であります。次の2、県立芸術劇場大規模改修事業費1億1,771万9,000円は、平成19年度から劇場の設備などの改修・修繕を行っておりますけれども、23年度につきましても、劇場の運営に支障が出ないように、演劇ホールの舞台照明などの改修を計画しているものでございます。

次に、(事項)文化活動促進費2,042万8,000円あります。これは、文化団体などのいろいろな活動を促進するための経費であります。主なものについて説明いたします。

まず、1の宮崎県芸術文化協会補助1,527万3,000円は、文化団体の活動を促進し、県民が文化に親しむ機会、発表する機会を拡充するため、県内の文化団体の取りまとめ役を担っております財団法人宮崎県芸術文化協会の運営に必要な経費と、同団体が実施します県民芸術祭というイベントの経費を補助するものであります。

3の㊤ミュージックランドみやざき展開事業380万5,000円ですけれども、これは、平成20年度から22年度まで実施してまいりました事業を見直しまして、県が直営で開催していましたが音楽コンサートを市町村が主体的に取り組んでいく場合に県が支援するという形に改めまして、より多くの市町村が、自主的にいろいろなジャンルのコンサートが開催できるような事業といたしました。

次に、(事項)文化環境育成費514万1,000円につきましては、県民の文化活動を支えるための経費となっておりますけれども、主なものは、財団法人地域創造への負担金であります。

次に、(事項)海外渡航事務費3,569万7,000円

であります。これは、県民の海外渡航の利便性を高めるため、宮崎パスポートセンターと県内6カ所の県税・総務事務所の旅券窓口において、旅券の発給事務などを行うための経費であります。

次に、47ページをお開きください。(事項)国際交流推進事業費7,597万円についてであります。

主なものを説明いたします。まず、3番目の外国青年招致事業1,743万5,000円は、国際感覚豊かな人づくりということで、当課に国際交流員を3名配置しておりますが、英語、中国語、韓国語による通訳・翻訳、あるいは各種国際交流事業、また、市町村国際交流員や外国語指導助手のカウンセリング、研修などの事業を実施するための経費であります。

その次の4、海外国際交流推進拠点整備事業負担金1,400万円は、財団法人自治体国際化協会(CLAIR)が行っております地域の国際化推進事業の負担金として、同財団に納付するものであります。

次に、6の㊤多文化共生地域づくり推進事業2,610万9,000円は、県民と外国人住民がともに地域の一員として協力し合う多文化共生の地域づくりを推進するため、県民への啓発、外国住民への支援を行う事業であります。財団法人宮崎県国際交流協会に委託して実施しているものであります。今後さらに多文化共生の地域づくりを広げていくということで、宮崎市以外の市町村にも外国人住民を対象とする日本語講座を広げていくということにしております。

次に、7の㊤外国人も暮らしやすい地域づくり事業600万円につきましては、後ほど、常任委員会資料のほうで御説明いたします。

次に、10の㊤東アジア民間交流促進事業305万

円は、宮崎と台湾との間で文化・スポーツの民間団体の交流が活発になることをねらいとし、県がそのきっかけづくりを行う事業であります。宮崎と台湾の団体のリーダーに相互に相手国を訪問してもらい、具体的な交流に向けた話し合いの場を提供するという事業でございます。これまで行っておりませんでした参加者に対する事前の語学研修、こういったものを来年度からは取り入れて、より効果的な事業にしていきたいというふうに考えております。

次に、11の㊤アンニョンハセヨ！少女国際交流事業450万円ですけれども、これは、県内の小・中・高校生と韓国の小・中・高校生にホームステイなどの相互交流を行ってまいりまして、本県と韓国との交流促進や国際感覚豊かな人づくりを推進しようというものでございます。22年度までは対象者を小学生と中学生としておりましたけれども、内容を見直しまして、23年度から高校生にもリーダー役ということで参加してもらおう事業といたしました。

次に、(事項) 海外技術協力費579万円につきましては、㊤海外技術研修員・留学生受入交流事業でございます。これは、これまで開発途上国から研修員を受け入れる事業と、もう一つ、本県出身のブラジル移住者の子弟を留学生として受け入れる事業、これを別々に実施しておりましたけれども、これを一つにまとめまして、あわせて事業内容につきましても、研修員・留学生、せっかく宮崎に来ているわけですので、県内各地の国際交流イベントと一緒に参加してもらおうような見直しを行ったところでございます。

次に、(事項) 私学振興費52億6,985万9,000円でございます。主なものにつきましては、48ページをお開きください。

まず、1の私立学校振興費補助金37億5,014万5,000円でございますが、これは、私立高校・中学校・小学校の教育の振興や保護者負担の軽減などを図るため、学校法人に対して運営費の補助を行うものであります。

次に、7の私立専修学校教育充実支援事業2,227万5,000円は、私立専修学校の教育の向上を図るため、国家資格取得のための経費など、専修学校の教育について補助を行うものであります。

次に、8の私立高等学校等就学支援金14億5,369万2,000円でございますが、これは、平成22年度から始まりました私立高校生徒に対する公立高校授業料相当額を助成する事業であります。

最後に、9の私立高等学校就職対策強化事業3,480万円でございます。これは、高等学校卒業予定者の就職状況が大変厳しい状況にありますので、私立高等学校に就職対策の専門職員を配置しまして、求人の開拓、就職情報の収集、生徒への就職指導等を行うことにより就職率の向上を図る事業でございます。財源は、緊急雇用創出事業臨時特例基金となっております。

それでは、説明を省略しました新規事業について御説明いたします。常任委員会資料のほうの17ページをお開きください。㊤外国人も暮らしやすい地域づくり事業についてであります。

まず、1の事業目的であります。本県の外国人住民数は、現在、約4,200人となっております。最近、少しずつ増加しておりますが、日本語能力が十分でないということなどが原因で、地域でさまざまな困難やトラブルを抱えている場合がございます。このようなことから、この事業では、外国人住民にも暮らしやすい地域づくりを進めるため、市町村でのモデル事業や、外国人住民の生活実態調査、また、外国人住民を支

援しますNPO等の民間団体の活動に対しまして支援を行うものでございます。

2の事業概要ですが、事業期間は、23年度から24年度までの2カ年となっております。事業は2つありまして、1つ目が、外国人住民の生活環境づくりを推進する事業を、財団法人宮崎県国際交流協会に委託して実施するものであります。具体的には、①から③の外国人住民の生活実態調査、生活に役立つ情報、例えば水道・電気などの公共サービスに関する情報や、病院情報などを複数の外国語で表記しました便利帳の作成などのほか、NPO民間団体の支援を行うものであります。(例)のところにありますように、例えば、日本語を母語としない子供たちへの学習援助活動、多文化共生に関する研修等への参加、そういった外国人住民支援のための民間団体の活動を助成するというようにしております。

2つ目は、(2)にありますように、1つの市町村を選びまして、具体的に外国人支援に取り組むためのモデル事業を実施するもので、まず、①の外国人住民を対象にしました通訳付きの子育て相談などの窓口の設置、また②の日ごろ日本語を学習する機会の得られない外国人の配偶者の方や、就労している外国人住民等を対象にした日本語講座を行う事業でございます。それから、⑤にありますように、このモデル事業で得られました成果は、報告書にまとめまして他の市町村にも配付しまして、各市町村での外国人住民支援に役立てていただくということにしております。

最後に、3の事業費であります、本年度は600万円をお願いしております。財源につきましては、宮崎県住民生活に光をそそぐ基金の活用を考えております。

次に、同じ資料の28ページをお開きください。議案第37号「宮崎県国際化推進プランの変更について」であります。

まず、1の変更する理由ですけれども、平成23年度からスタートします新たな県総合計画に合わせて、その部門別計画でありますこのプランも見直すということでございます。

次に、2のこれまでの取り組みであります、11月定例県議会で当常任委員会に御報告させていただきましたほか、県民等アンケートや3回開催しました国際化推進懇話会、また、パブリックコメント等によりいろいろな御意見を伺ったところでございます。

次に、3のプランの概要についてであります、対象期間は、23年度からの10年間としております。

基本的な方向性としましては、(3)の①から④にありますように、国際感覚豊かな人づくりの推進、多文化共生社会づくりの推進、多様で身近な国際交流・国際協力の促進、アジアとの経済・観光交流の拡大という4つの柱を掲げております。具体的な内容につきましては、後ほど、御説明いたします。

それから、(4)にありますように、このプランでは、将来の目標としまして3項目を設定しております。1つ目は、県民の方が外国人や外国の文化・習慣などに対する偏見や差別があると感じたことのある割合につきまして、現在16.3%となっておりますが、これを10年かけましてゼロにしていきたいと考えております。2つ目は、外国人との交流や国際協力などの行事や活動に参加したことがあるという県民の割合ですが、これを現在の12.9%から10年後には50%以上ということにしたいと考えております。3つ目は、宮崎に住んでいる外国人に暮らしやすい

と感じてもらえる満足度ということですが、この目標は100%としております。

次に、29ページをごらんください。3のプランの概要を体系図にしたものであります。左側の一番上に第1章、みやざき国際化推進プランとはというのがございます。国際化の定義や必要性などを記載しております。その下のほうの左側に第2章、国際化の現状となっております。その右隣が第3章、国際化の将来予測と課題となっております。第3章の下に、ちょっと飛びますけれども第6章の国際化施策の推進に向けてという章を入れております。そして、右半分のページが第4章、国際化施策の基本的な方向性と第5章、具体的な施策の展開という構成となっております。

それでは、順番に説明いたします。

左側に戻っていただきまして、第2章、国際化の現状のところをごらんください。黒い丸が縦に並んでおりますけれども、上から3つ目の黒丸をごらんいただきたいと思っております。本県の外国人登録者数のことを書いておりますが、この20年間で約2倍となっております。人数につきましては、先ほども申し上げましたけれども、平成21年で約4,200名となっております。その下のほうに下がっていただきまして、ちょうど真ん中あたりに経済の動きについて記載しております。アメリカの金融危機の例のように、世界経済の一体化がますます進んでいる中で、アジア地域におきましては、いち早く景気回復を実現しまして、世界経済を牽引しているという現状にございます。

このような本県の在住外国人の増加していく状況や、アジアの経済発展の状況ということは、その右側の第3章、国際化の将来予測と課題のところにも書いておりますけれども、今後もさ

らに進んでいくということが見込まれておりますので、本県におきましても、下の課題のところに書いておりますが、特に、在住外国人への適切な対応や、アジア地域の活力の取り込みということが重要な課題であるというふうに考えております。

次に、第4章の基本的な方向性と第5章の具体的な施策について御説明いたします。

今、申し上げましたような現状を踏まえまして、大きく4つの方向性で施策を進めていくことにしております。まず、1つ目の柱の国際感覚豊かな人づくりの推進であります。 (1) にありますように、県民の国際理解をさらに進めるための知識や情報などの提供、2つ目には、学校での国際化教育を進めていくこと、3つ目としましては、県民の主体的な国際交流、協力活動に対する支援ということに取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、2つ目の柱になりますが、多文化共生社会づくりの推進であります。今後、宮崎県の人口が減っていくという中で、逆に外国人住民がふえている、その割合は高くなっていくということが予想されておりますが、国籍等の異なる人々が地域社会の構成員ということで、仲よく、トラブルがないように生活していくことのためには、まず、(4) にありますように、外国人住民に対する何らかの支援が必要と考えております。具体的には、その右側の黒丸にありますように、日本語学習の支援、行政・生活情報の提供、生活相談窓口の充実、外国人児童生徒の教育といった取り組みを行うこととしております。また、(5) や(6) にありますように、地域での取り組みを進めるための啓発、体制づくりというものに取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、3つ目の柱の多様で身近な国際交流・国際協力の促進であります。まず、国際交流の促進としましては、アジアを初めとした地域との交流や文化・スポーツなどの多様な分野・主体による交流、また、国際協力の促進としまして、海外技術研修員などの受け入れや、JICAと連携した国際ボランティアの促進などに取り組んでいくこととしております。

最後に、4つ目の柱、アジアとの経済・観光交流の拡大であります。まず1つ目には、アジアへの海外展開の推進としまして、県産品の販路拡大や県内企業の輸出力の強化などに取り組む必要があると考えております。また、次のアジアからの観光客誘致の推進としまして、地域資源を生かした観光地づくりの推進、誘致宣伝活動の推進、最後に、世界につながる交流基盤の整備・充実としまして、航空や海上のネットワークの維持充実などに取り組んでまいりたいと考えております。

以上1から4までの基本的な方向性で施策を進めていくということにしております。繰り返しになりますけれども、今後は特に、宮崎県内でも徐々に進んでいきます国際化にしっかりと対応していくためには、多文化共生社会をつくっていくという取り組みと、もう一方で、先ほど最後に申し上げました県勢発展のための戦略ということで、アジアとの交流拡大に力を入れていく必要があるというふうに考えております。

文化文教・国際課は以上であります。

○吉田人権同和対策課長 人権同和対策課の当初予算について御説明いたします。

もう一度、平成23年度歳出予算説明資料にお戻りいただきまして、49ページをお開きください。人権同和対策課の平成23年度の当初予算額は、総額で1億3,167万5,000円をお願いしてお

ります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

51ページをお開きください。(事項)人権同和問題啓発活動費2,520万3,000円であります。これは、同和問題を初めとするさまざまな人権問題に対する県民の正しい理解と認識を深めるための啓発活動に要する経費であります。説明欄の1の㊤みんなで築く人権啓発推進事業2,520万3,000円ですが、これは、県民の人権意識の高揚を図るため、県民運動の推進母体であります宮崎県人権啓発推進協議会に委託しまして、年間を通じて切れ目なく、さまざまな啓発事業を実施するものであります。県民の皆様の共感をより一層得られるような啓発とするため、今回、人権をテーマにした体験記やエッセーを募集し、地域情報紙に掲載するなど、県民参画の観点から事業の見直しを行ったところであります。

次に、(事項)「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費1,368万8,000円あります。これは、本県の人権教育啓発の基本方針であります宮崎県人権教育・啓発推進方針に基づく施策の推進に要する経費であります。説明欄1の宮崎県人権啓発センター事業960万8,000円ですが、これは、人権同和対策課内に開設しております宮崎県人権啓発センターを拠点として、人権問題に関する相談や情報誌の発行、人権ホームページによる情報提供等の事業を実施するものであります。

人権同和対策課の当初予算につきましては以上であります。

○金丸情報政策課長 それでは、情報政策課の当初予算について御説明いたします。

ただいまの人権同和対策課の次、「情報政策課」

のところ、53ページをお開きください。情報政策課の当初予算額は、10億2,814万1,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

55ページをお開きください。(事項)行政情報化推進費の1,127万9,000円は、全庁においてインターネットによる行財政情報サービスを利用するための経費であります。

次に、(事項)行政情報処理基盤整備費の1億2,424万6,000円は、全庁で使用しているパソコンのうち、情報政策課において経費負担している分の経費でございます。

次に、(事項)行政情報システム整備運営費の2億1,967万5,000円は、県の本庁と出先機関を結ぶ県庁LANや、全国の都道府県・市町村を結ぶ総合行政ネットワークなど、情報システムを動かすためのネットワークの維持管理等を行うものであります。

56ページをお開きください。(事項)電子県庁プロジェクト事業の2億7,606万円は、電子行政を推進する上で必要な情報システムの維持管理等に要する計費であります。また、説明欄6の㊦行政情報システム全体最適化推進事業の3,011万9,000円は、県の情報システムについて、県民サービスの維持向上を図りながら、さらなるコスト削減を推進するための具体的な方策等について、調査検討を行うものであります。

次に、(事項)地域情報化対策費の2億9,084万8,000円は、宮崎情報ハイウェイ21の運用に係る経費などではありますが、説明欄(3)の㊦新・宮崎情報ハイウェイ21構築事業は、委員会資料で御説明いたします。

それでは、委員会資料の18ページをお開きください。㊦新・宮崎情報ハイウェイ21構築事業

についてであります。

恐れ入りますが、まず資料の訂正をお願いいたします。右のページにネットワークの構成図を書いておりますけれども、小林市のところに「須木村」と表記しておりますが、これは「須木」の誤りでありますので、謝罪いたしますとともに、訂正をお願いいたします。

左のページにお戻りください。1の事業目的であります。宮崎情報ハイウェイ21は、右の構成図に示しておりますように、県と全市町村を結ぶ高速大容量の情報通信ネットワークでありまして、県・市町村間における行政事務の効率化はもとより、携帯電話の不感地域の解消やケーブルテレビのエリア拡大など、情報通信格差の解消にも幅広く利用されているところであります。しかしながら、近年、民間の通信事業者によるサービスが充実するなど、情報通信技術を取り巻く諸情勢が大きく変化していることから、新たなネットワーク社会に対応する高速で高品質なネットワークを構築するものであります。

次に、2の事業概要であります。(1)の事業期間は、23年度から29年度を予定しております。次に、(2)の事業内容は、①の23年度事業といたしましては、1)のネットワーク設計・構築、2)の新・宮崎情報ハイウェイ21検討委員会の運営を予定しております。まず、1)のネットワーク設計・構築は、右のページをあわせてごらんいただきたいと思います。実線で示しております部分、延岡―宮崎間と宮崎―日南間については、平成14年に既に光ケーブルを取得しておりますので、今回は、点線部分及び各アクセスポイントと市町村とを結ぶ光ケーブル回線の借り上げなどの詳細設計を行うとともに、ネットワーク管理センター等の機器設置工事を行う

ものであります。また、2)の新・宮崎情報ハイウェイ21検討委員会の運営は、設計・構築から利活用まで継続的に評価、検証を受けるために、外部有識者等で構成する委員会を運営するものであります。次に、②の24年度から29年までの6年間は、23年度に構築したネットワーク新・宮崎情報ハイウェイ21の運用を行うこととしております。

次に、3の事業費は、1億1,110万円を願っていますが、米印にありますように、運営費に係る債務負担行為の設定をあわせて願っております。

また資料がかわりますけれども、平成23年2月定例県議会提出議案（平成23年度当初分）の9ページをお開きください。第2表、債務負担行為の追加でありますけれども、一番上の欄、宮崎情報ハイウェイ21運営事業であります。ただいま申し上げましたとおり、新・宮崎情報ハイウェイ21は、24年度から29年度までの6年間の運用を予定しておりますが、24年度当初から運用を開始するためには、23年度中にネットワークの調達を行う必要があるため、23年度から29年度まで7年間、16億1,280万円の債務負担行為をお願いしております。

説明は以上であります。

○押川委員長 各課長の説明が終了いたしました。質疑はありませんでしょうか。

○武井委員 生活・協働・男女参画課のほうからまず伺いたいんですが、新しい公共の件なんですけれども、この前の議会でもいろいろと出まして、新しい公共という言葉の定義であるとか、いろんな考え方であるとか、いろいろあったわけなんですけれども、広い意味でいえば、例えば指定管理なんていうのも新しい公共の一部と言えるだろうと思うんですけれども、「NP

O、企業等が積極的に公共の担い手となる「新しい公共」の拡大と定着を図る」とあるんですが、つまり、こういったようなところは、今までは役所がやっていたけれども、公共でやるのか、これを広げることによって、県なり市町村なりがやっていたことで、新たに民間が手がけることになる事業というのはどういったようなもの想定され得るとお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○大脇生活・協働・男女参画課長 何回か申し上げたことがあるんですが、子育て支援でありますとか、高齢者支援、そういった福祉関係の仕事、環境でいえば森づくりなどの事業も行われておりますので、そういった分野になってくるのかなと思っています。モデル事業を行いますので、その中でまた新しいものが出てくるのではないかなというふうには考えております。

○武井委員 大事なことは、そういうふうにするということになれば、その分、行政の担当職員を減らしたりとか、行政の担当業務が減ったりとか、そういったようなことになっていかないと、さっき、森林のお話もありましたけれども、県の財団の推進機構もまだあるわけですね。例えば、民間に任せることによって、外郭団体とかの整理統合が進んでいくであるとか、そういったようなものが一方で進んでいかないと、逆に屋上屋を重ねるようなことになってしまふのではないかと思うんです。つまり、こういった事業を進めていくことによって、行政全体のスリム化みたいなようなこと、これは行政経営課的なこともあるのかもしれないんですけれども、目的としてはそういったようなものにも資していくということになるという理解でよろしいのか、伺いたいと思います。

○大脇生活・協働・男女参画課長 新しい公共

の考え方なんですけれども、住民のニーズに対応するというのが基本にあると思っております。社会が変化する中で、随分、住民の方のニーズ、要求も変わってきておりますので、それに行政だけで対応するというのはできない。行政は、画一的であったり、定型的であったり、決まり事、約束事が多いということではなかなか仕事が進まないということがありますので、そういった中でNPO、企業、住民の方が役割分担して一緒にやっていただくということで、住民のニーズに対応できるきめ細かなサービスができるという、いわゆる住民サービスへの提供というのが主眼というか、考え方の基本でございます。

○武井委員 それはわからんではないんですけれども、今、NPOの方なんかとも種々お話をしてもそうですけれども、本来ならば行政がやるべきことがこういう形でNPOとかに出てくるというようなことで、特に指定管理なんか受けているNPOなんか、下請的なところとか、単なるコスト削減みたいにされているんじゃないとか、いろんなお声とかあると思うんです。新しい公共という形で任せていくことによって、NPOとか市民団体と行政の、ちょっと抽象的な話で申しわけないんですけれども、関係性といいますか、お互いの補完的な役割、そういう関係は成長していくのか。つまり単なる業務を委託する、下請するというような関係ではなくて、パートナーとしてよりしっかりしたものになっていくということが期待できるのかどうか、伺いたいです。

○大脇生活・協働・男女参画課長 新しい公共支援基金事業におきましても行政は入っておりますし、当課が行っております県民との協働でも県が入っておりますので、県とNPO、企業等と一緒にやっていくということで、丸投げと

いうことでなくて、一緒に役割分担して、お互い得意なところをやっていながら、協力しながら一つの事業をやっていくということで考えております。

○武井委員 その辺をしっかりと期待申し上げたいと思います。

次に移りますが、1点教えていただきたいんですが、41ページの消費生活センターと生活情報センター、地方というのは出先のことかなと思うんですけれども、地方消費生活センター、この3つは非常に言葉は似ているんですけれども、それぞれ何がどう違うのか、お聞かせください。

○大脇生活・協働・男女参画課長 41ページの（事項）消費生活センター設置費の説明の3つでございますが、1番目の消費生活センター運営費、これにつきましては、江平の本所のセンターの運営費になります。2の生活情報センター管理費、この情報センターといいますのは、江平の本所が入っております3階建ての建物で、1階と2階は福祉関係の団体が入っております。消費生活センターは3階に入っておるんですが、その建物全体の管理費になります。3の地方消費生活センター管理費は、都城と延岡の2つの支所の管理費でございます。

○武井委員 わかりました。

次に移りますが、その上の新規事業で商品表示監視サポーター設置事業、非常に大事なことだと思うんですけれども、巡回し監視活動を実施する、そういうことだろうと思うんですけれども、これによって問題があるというふうなことがあった場合は、どのような指導をするのか。場合によっては店舗名とか商品名の公開とか、どういったような形で具体的な問題の発見と改善に取り組んでいくのか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 委員会資料の16ページにあります商品表示監視サポーター設置事業、新規事業でございますが、サポーターを設置しまして、店舗を巡回していただきまして、問題がありましたら県に報告をしていただくということにしております。それを受けまして、県のほうで確認し、確かに問題があるということであれば、表示をしている事業者を指導するということになります。

○武井委員 その辺をぜひ積極的にしていただきたいと思うんですけれども、このサポーターというのは、専門家とありますけれども、弁護士さんとか、いわゆる法的な専門家なのか、主婦の目線とか、そういういろいろなものもあると思いますが、専門家とはどういったような人たちを専門家というのか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 消費生活に関する専門家でございますが、一定程度の表示に関する知識がある方ということで考えておりまして、考えておりますのが消費生活アドバイザーの方、くらしのアドバイザー、商品金融アドバイザー、消費生活専門相談員、そういった方々の中から選んでいこうということで考えております。

○武井委員 そういう方が匿名で行って、見られる、されるというようなことで理解をしたいと思えます。わかりました。

次に、文化文教・国際課に御質問しますが、1点、46ページの財団法人地域創造負担金、ホームページなんかも見たんですが、文化事業をいろいろやっていますみたいなことですが、県がこの財団に負担金を出さなければいけない理由をお聞かせいただきたいと思えます。

○安井文化文教・国際課長 この財団は、各県、全国知事会ですとか市長会とか町村会とか一緒

になって、文化事業を共同でやっていこうということをつくった財団でございます。財源につきましては、宝くじの収益金を使うということで、その中から拠出した分を割り当てまして、各県、売り上げに応じて負担をしているという、そういう根拠で支払いをしております。

○武井委員 支払いをしているのはわかるんですけれども、この財団に支払いをすることで、宝くじのお金であってもこれに出さなきゃ別に使えるわけですから、ここに出すことによつての県としてのメリットというのはどこにあるのか、お聞かせいただきたい。

○安井文化文教・国際課長 さらにその集めたお金の中から各県のいろんな事業に支援をしてくれるということで、本県の負担金は460万ぐらいですけれども、実際、地域創造からいただいている助成金は22年度で630万ですとか、21年度で1,100万ですとか、そういったものが市町村とか県とかの事業の財源として使えるということがメリットになっております。

○武井委員 よくわかりました。

次に、新規事業であります外国人も暮らしやすい地域づくり事業の件なんですけど、市営住宅とかいろいろ行くと、結構、外国人の方がいらっしゃって、文化的な問題で近隣の方からいろんなお声を聞いたりとか、確かにあるのはよくわかるんですが、私ども日本人が外国に行ってもそうですけれども、自分が選んで住んで、その国の文化・習俗になれるというのは、住む人が一義的にはみずから自助で行うべきことでありまして、ましてや外国の方でもあるわけですから、そういったような意味で、地方行政が県費を使ってそれをやらなければいけないのは、どちらかというとそういう方が共生できるということが住民の生活の安定というものにプラスに

なるというほうに力点が置かれていくべきではないのかなと思うんですけれども、なぜ行政として、県がそういうことをしなければならないのかということについて改めて伺いたと思います。

○安井文化文教・国際課長 今、武井委員おっしゃったように、マイナスの部分といたしますか、対応せざるを得ないという部分も一つあると思います。ことし、懇話会でいろんなお話を聞いた中でも、地域でトラブルがあるとか、あるいは引きこもっている方がおられるとか、いろんな問題が地域にあるというお話を伺っております。それが大きなトラブルになるということもございますし、もう一つ、もともと日本にいられている外国人の中で、今、労働者でいられている方とか、配偶者ということで日本人と結婚していられているとか、いろんな事情で日本にいられている方が多くなっているものですから、例えば旅行で来るということじゃなくて、来たくないと言ったら変ですけども、いろんな状況でいられている方が多いものですから、そういったことを踏まえると、やはり行政でもそういう対応をしていかなきゃいけないということで、国のほうも進めておりますので、県のほうでもそういう対応をしていこうということで新規事業を立ち上げたわけでございます。

○武井委員 今、TPPなんかいろいろ議論されていますけれども、もし、TPPが導入されれば、あらゆる形で労働者の方がもっともって入ってきて、それがいいとか悪いとかということは一たん置きますけれども、そういった意味では大変危惧するところです。例えば、こういう事業をしますよといって来る人というのはまだいいと思うんですね。問題は引きこもっている方とか、所在がよくわからないとかいう

方も中にはあると思うんです。これは、来るのを待つのではなくて、そういう方を発掘という言い方がいいかよくわかりませんが、積極的にアプローチをしていって、引きこもっている人たちのところにも足を運んだりして理解をしていただくようなことまでやっていくということですか。

○安井文化文教・国際課長 事業が2本立てになっておりまして、一つが、国際交流協会のほうで、実態調査というのを(1)の①のところに書いておりますけれども、今おっしゃったような、どういう実態にあるかというのを調べるというのが一つございます。もう一つの(2)のモデル事業のほうで1市町村を選んで事業をやるというのが、まさしく今おっしゃったように、掘り起こして、例えば土日しか休みがないとか、平日行けないとか、そういった人たちのための日本語講座とか、あるいは御自宅におられる配偶者の方で引きこもっておられる方とか、そういった方を積極的に来ていただけるように働きかけて、対象にしていきたいというふうに考えております。

○武井委員 わかりました。

次に移ります。私立学校の関係で、48ページにいろいろ項目が出ているんですが、高校無償化の関係というのは8番ということだと思うんですが、高校無償化が政府の政策で行われたわけですが、これに伴って県費がふえる部分があるのかどうか、お聞かせいただきたいと思えます。

○安井文化文教・国際課長 就学支援金が導入されたからといって県の負担はございませんでしたが、高校生の無償化に伴って、対象外となった留年生の方が私立高校にもおられますけれども、その方たちは国の制度上は対象にならなかつ

たものですから、これについては教育委員会と足並みをそろえまして、県単で支援をするということにいたしました。

○武井委員 私も聞きたかったのがその件なんですけれども、実際、昨年度どれぐらいその数があったのか、また今年度の予算としてはそんなに多いとは思わないんですが、どれぐらい見込んでいらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○安井文化文教・国際課長 留年生ということですか。

○武井委員 そうです。

○安井文化文教・国際課長 留年生につきましては、今時点で9名の方が実人数。ただ、途中から復学した方とかいろいろいらっしゃいますので、月数はバラバラですけれども、実数としては9名の方がいらっしゃいました。来年度も同額の予算をお願いしております、県単分117万3,000円が留年生の分ということで、月数で97月という分を積算させていただいております。

○武井委員 私立学校は学力向上ということで今、県立よりもいいような学校も出てきて、それぞれ努力をされていると思うんですが、特待生が非常に多いかと思うんですが、特待生というのは、高等学校がいろんな実績をふやしていくというような目的もあって、どちらかという自社営業的な感覚の中で、学費をいただかないというような形でやっているわけなんですけれども、こういった人たちも、結果としては、無償化になるとその分も出るということですね。本来ならば営業政策的なところが出ないものでも、国はそれも支払いしているということになるわけですね。

○安井文化文教・国際課長 制度上はそういう形になります。

○武井委員 これは国のことですから、ここでその是非はあれですね……。確認をしたということですか。

最後にしますが、情報政策課、情報ハイウェイの件と県庁LANのことを伺いたいんですけれども、LANの改修を去年やってきたと思うんですけれども、混む時間は非常に使いづらいとかいうのがあったんですけれども、その辺は改善されてきたんでしょうか。

○金丸情報政策課長 時間云々の問題は県庁ポータルシステムのほうの話ですので、それは今回新しいのにかえまして、これまで10分以上アクセスするのにかかっていたものを、今、3秒以内でアクセスできるようになっております。県庁LANに関しましては、きめ細かな交付金を使って21年度補正からやっておりますけれども、今やっているのは主にスイッチ類、突然動かなくなるというところをやっております、それは1月補正でもお願いしましたけれども、そういう重要性の高いところから順次、計画的に更新をしていくこととしております。今回は、情報ハイウェイの中に県庁LANも入っています——アクセスポイントまではですね。その中の品質の向上を図る。遅いと、特に画像系が見られないというのもありましたので、その辺も含めて今回、ネットワークの中でより高速で高品質なものを調達するというところで設計をしているところがございます。

○武井委員 わかりました。

電子県庁の件なんですけれども、電子申請届出システム3,500万とあるんですが、昨年度、大体どれぐらい電子申請がなされたのか。また、申請の項目はこういうのをつくりましたというのがあっても、実際には1件も使われないとか、そういったようなものの中にはあったかと思う

んですが、ほとんど使っていないようなものもそれなりの整理とか、そういったこともしていかなければいけないのではないかということ去年申し上げたかと思うんですが、そういったブラッシュアップはどういうふうになさっていらっしゃるか、伺います。

○金丸情報政策課長 実は21年12月に今のシステムに入れかえをしたんですが、そのときに抜本的に見直しをいたしまして、それまでは162ぐらいの処理をやっておりました。その中には全く使われていないというシステムもあったんですが、考え方として、面接審査が必要なもの、これは電子申請したって面接審査が必要ですから、向かないのではないかと。あるいは添付資料が多いもの、そういったものについては電子申請の対象から外しまして、通常の届け出でありますとか、資料が少なくて電子申請になじむ42の処理に限定したところでございます。22年度につきましては、1月末で7万3,000件ぐらい申請件数があったんですが、そのうち約2万4,000件が電子申請を使われていたということになっておりまして、随分利用率が上がってきております。

あわせて、新しい電子申請システムは、簡易申請のシステムを持ちまして、例えばイベントの参加者募集とか、そういったのが携帯からでもできますというふうにしておりますので、そちらのほうの普及を図っているところでございます。

○武井委員 その辺はあわせて広報も非常に大事だと思うんですね。こんなことをやっているというのを知らしめていくということも、あわせて努力をしていただきたいと思っております。

最後に、6番の行政情報システム全体最適化推進事業、私ども、監査とか会計管理局とかい

ろんなところも見るんですけれども、サーバーとかシステムに係るところの経費は非常に高いということはいろいろ議論があるんです。専門の職員の方も置いていらっしゃるかと思うんですけれども、この事業も含めてなんでしょうけれども、全体のシステムに係るコストというのが非常に県の中でもウエートが大きくなってきていると思うんですが、そういったコスト削減というものにどういうふうな形で取り組もうとされるのか、この事業のこととあわせてお聞かせいただきたいと思っております。

○金丸情報政策課長 平成17年から任期付職員を採用いたしまして、17から21の5年度間で25億円のコスト削減——年平均ベース5億——をやってまいりました。5年経過しましたので、これまでのような個別のシステムについてどうこういうということでは、ワンサイクルしましたから、さらにコスト削減というのは非常に厳しいかなということで、今後は、今、武井委員おっしゃいましたように、各課ばらばらにサーバーを持っているのを、1カ所に集めて大きなサーバーと一緒に運営してしまうとか、県土整備部が運用しております電子調達システム——22年度から、ASP型といたしまして、自分で持たずに、メーカーが提供するのをそのまま使うということで数千万のコスト削減をしております。そういう自治体クラウドの取り組みもやっておりますので、共同利用であるとか、そういったことをどこができるのか、県同士の共同利用、あるいは県と市町村のシステムの共同利用とか、そういったところを具体的に行政情報システム全体最適化推進事業の中で検討して、少しずつ具体化をしていきたいというふうを考えております。

○武井委員 これを最後にしますが、情報ハイ

ウェイ21なんですけれども、平たく言えば、突然落ちたりというのが去年ですか、あったりしたかと思うんですけれども、システムの安定運用ということについての改善はどのように図られたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○金丸情報政策課長 幸いにも今年度は落ちていないんですけれども、委員会資料の19ページの図をごらんいただきたいんですが、幹線部につきましては、北リング、南リングという言い方をしておりますけれども、南側は宮崎、日南、都城、小林で円をつくっていますので、例えば宮崎—日南間が切れても小林経由で日南にはつながると。北でいけば、宮崎から延岡を通過して西臼杵、日向、また宮崎に戻ってくるというリングをつくっておりますので、同様に、1カ所が切れても大丈夫というような仕組みをしておりまして、これは続けていこうと。問題は、これから分かれていく単独庁舎であるとか市町村が、山のほうに行くときそういう弧が描けないということで、そこをどうしようかというところを、今回の調達で事業者からどういう提案が出てくるかというところで評価したいというふう考えております。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○前屋敷委員 生活・協働・男女参画課でお願いしたいんですけれども、40ページの新しい公共支援基金事業の中身についてですが、全額、国の費用で2年間行うという事業で、かなり大がかりな事業のようなんですが、かなりのメニューといいますか事業内容があるんですが、その中で委員会資料15ページ、(4)つなぎ融資への利子補給事業なんですけど、これは、この財源の中から利子補給の分まで手当てをしていくのか。もう一つは、NPO、企業、行政等が協働してということなんですけど、構成がよくわか

らないんですけれども、窓口はどこに置いて事業を行うのかとか、その辺のところを詳しく御説明ください。

○大脇生活・協働・男女参画課長 新しい公共支援基金事業のつなぎ融資なんですけれども、これにつきましては、利子補給は、この事業費7,000万円の中から支出をするということになります。

それから、新しい公共の場づくりのためのモデル事業なんですけれども、これは、事業によって主体は変わってくるのかなと思っております。NPO、企業、行政——市町村なんですけれども、事業の中身によってどこが主体的に取り組むのかは変わってくるのかなと。場合によってはNPOが中心的な役割を担うかもしれませんし、企業かもしれません。そこ辺は事業によって異なってくるのかなということで考えております。

○前屋敷委員 NPOもさまざまありますので、どういうNPOの方々がどのような企業と——行政は一つですが——どういう形でつながっていくのか、どういう規模になるのかということもはっきりつかめないんですが、その利子補給ですけれども、1年間7,000万円の枠の中で、どの程度をこの事業に充てるのかとか、そういうのが既に決まっているんじゃないかと思うんですが、その辺を。

○大脇生活・協働・男女参画課長 予算配分としましては、つなぎ融資への利子補給事業としては75万円を考えております。

○前屋敷委員 いろんな事業での融資の利子補給というのは、県が独自にやっていたりとか、いろいろあるんですけれども、それをこういう形で協働事業のほうにゆだねるという目的、そのあたりのところがあるんだろうと思うんです。もし、こういう事業をするんだったら、こうい

うところでもそういう事業が利用できますよというものも、県民の皆さんに周知徹底も必要なんですけれども、なぜ、こういうところに利子補給などの事業——委託みたいになると思うんですけれども——なのかが、いまいちよくわからないんです。

○大脇生活・協働・男女参画課長 つなぎ融資への利子補給事業なんですけれども、どういった場合に利子補給をするかといいますと、NPO等が行政から委託事業を受託して事業をしていくんですが、お金の支払いが年度末になるといった場合には、NPOはお金を借り入れて事業をしなければなりませんので、その分の利子負担がNPO等の財政負担を圧迫しますので、その分について一部の利子を補給しようということでございます。

○前屋敷委員 あくまでも対象はNPOのつなぎ資金への利子補給ということですね。

○大脇生活・協働・男女参画課長 NPOが行政から委託事業を受けて実施した分についての利子補給ということで考えております。

○前屋敷委員 あわせて、今、御説明もいただきましたが、(5)の「地域の諸課題解決」と、抽象的なんですけれども、諸課題といってもいろいろあるので、その課題が財源を必要とするものであったりとかいろいろあるんですが、どういう範疇を考えておられるのか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 おっしゃるとおり、地域の諸課題というのは多種多様だと思っております。地域によっても全然違ってくるのかなと思っていて、都市部と中山間で全然違っております。中山間であれば産業とかあるかもしれませんし、都市部であれば核家族化という問題もあるかもしれません。それぞれの持っている問題ということで、かなり幅広い

問題が出てくるのかなと。対象はそういった幅広い範囲かなということで考えております。

○前屋敷委員 NPO、企業、行政が協働でそういう解決に当たるということもわからないではないんです。さまざま地域が抱える、住民の皆さん方が抱える課題を、そういう分野でどの程度解決が図られるかわからないんですけれども、ここにはかなり行政が入っていかないと解決できないというふうなことも考えられるんです。どういう課題に取り組むかはこれからのことなんですけれども、そこはしばらく見ておかなきゃならないというふうに思います。

あわせて、42ページの(2)の地域で進める男女共同参画実践塾、これはずっと続けておられるんですが、今の状況といいますか、これまで取り組んできた成果などを御説明ください。

○大脇生活・協働・男女参画課長 この地域で進める男女共同参画実践塾につきましては、地域で男女共同参画を進めるための事業で、今年度からの新規事業であったんですが、内容が県内の各地域で女性リーダーとか市町村職員と一緒に研修ということでしたが、これにつきましては、口蹄疫の関係で一部地域で事業ができないということでしたので、今年度は中止しております。

○前屋敷委員 各自治体も含めて、男女共同参画のさまざまな取り組みといいますか、研修とかを含めて実践をしておられるんですよ。この間、こういう取り組みが始まってかなり長いんですけれども、事業としては、それなりにそれぞれ各地で成功して、意識の啓発には非常につながっているんですけれども、それが本当に日常生活の中でどう徹底されていくか、地域全体がその水準が上がるかといったら、なかなかこれが難しい状況があって、実際活動に参加して

おられる、とりわけ女性の皆さん方から、地域全体としてはいまいちだという声をよく聞くんです。そういった点では、かなり県が率先して地域の自治体とも連携をとりながら、男女ともに意識が高まらないと難しい話なんですけれども、そこは握って放さず、きめ細かな事業を進めていただきたいなというふうに思いますので、これは要望でお願いしたいと思います。

あわせて、予算の関係とはちょっと離れるんですけれども、女性の方々の社会参加であるとか、そういったものは参画事業にもつながってくるんですけれども、県段階としては各種委員会への女性の皆さん方の登用というのは割と進んできている。市町村あたりはもうちょっとかなという状況があるんですけれども、県の段階で結構ですが、現段階でのそういうところの登用状況とあわせて、県庁内の女性の皆さんの役職といたしますか、幹部登用のところの状況を、わかれば教えていただきたい。

○大脇生活・協働・男女参画課長 1点目は、県の審議会等への女性登用ということで、登用率なんですけれども、平成20年度末では43%でした。これが21年度末では45.8%という女性の構成率になっておりまして、全国では徳島県に次いで2番目の登用率ということになっております。県の職員のほうは、22年度、課長以上の管理職が11名ということで、4%という登用率になっております。

○前屋敷委員 これは人事課との関係もあるんですけれども、生活・協働・男女参画課のほうからも、働ける環境というのも整えながら、大いに女性の皆さんの能力も引き出していただけるように、ぜひ提言もしていただきたいというふうに思います。

文化文教・国際課にお願いしたいんですけれ

ども、1つには、芸術劇場の関係で46ページ、指定管理料の(2)の委託費です。(1)の開催事業とともに昨年度をかなり下回っている金額なんですね。開催事業は、事業そのものの取り組みが縮小されれば、当然その金額も少なくなるんですが、管理運営委託費ですけれども、ここには当然、人件費等かかっていると思うんですけれども、昨年とすると8,500万ほど委託料は少なくなっているんですが、その辺のところの中身についてといたしますか、入札だろうと思うんですけれども、状況がわかれば御説明ください。

○安井文化文教・国際課長 第1期の指定管理料と第2期の指定管理料で削減した部分、特に今おっしゃいました管理運営委託費に関しましては、人件費をかなり削減いたしました。管理運営費だけで人件費が2,600万ぐらい、積算上で削減をしております。

○前屋敷委員 そこにしわ寄せが来るというのはどうかなというふうに思っているんです。人件費というのは、最低限の生活そのものも保障しなければなりませんので、そういうところでの委託料の削減というのは、今後の検討課題として受けとめていただきたいというふうに思います。

○安井文化文教・国際課長 中身的には、以前は県職員がかなりおりましたので、そういった分がございまして、それも委託料に入っていましたけれども、今回、県職員の派遣分の人件費が直接払いということになりましたので、その分も落ちておりまして、かなりその分で減っております。それと、将来的にも、県職員で見ていた劇場の管理運営ですけれども、民間給与に置き直して基準額も出しておりますので、そういった分で落ちたわけですけれども、さらに、

今申し上げましたように、県職員の人件費は、来年度から県が直接支払うということになりましたので、その分かなり落ちております。

○前屋敷委員 状況はわかりましたけれども、その辺のところは、今後の課題としてきっちり配慮していただきたいというふうに思います。

その下の文化活動促進費ですけれども、これまでいろいろ顕彰事業がなされていたんですが、今回その事業費が入っていないんですが、事業を取りやめたりとかいうものがかなりあるんでしょうか。

○安井文化文教・国際課長 ここにつきましては、6月補正に持っていった分もかなりございまして、特に4月以降、早目にやらなきゃいけないというのを入れさせていただいております。例えば芸術文化協会の運営費が入っております補助ですとか、そういったものを入れております。そういった意味ではなくしたものが少ないということではないんですけれども、例えば郷土芸能関係の事業は落としていますので、確かにそういったものはあります。

○前屋敷委員 大方は6月の肉付け予算で組まれるということですね。

48ページの私学助成のところでも少しお聞きしたいんですけれども、1つは、先ほどお話もありましたけれども、これまで授業料の免除の補助金を出していたんですね。授業料の無償化に伴って、結果的にはこの補助金は出さなくていいということになったわけですが、しかし、すべてが無料になってしまったものですか、それまで減免を受けていた方にとっては恩恵はなくなってしまったということで、財政が厳しい世帯の子供さんたちの分は、何らかの形で支援というものが必要じゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺のところは考

えておられないんですか。

○安井文化文教・国際課長 就学支援金が入りまして、授業料減免を受けておられた方は、全額免除ということで一定の前進はしたかなというふうに思っております。そのあたりが今のところは現状かなというふうに思っております。さらに何かというのは今のところ特に考えておりません。

○前屋敷委員 ぜひ、今後の検討課題で。私も提案させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あわせて、就職対策強化事業、去年は10校の予算を組んで、10校から減ったところだったんですけれども、ことしは昨年よりも予算額も少しふえているんですが、ことしは何校を予定されていますか。

○安井文化文教・国際課長 補正の御協議をいただいたときに、今年度7校ということでしたけれども、来年度につきましては、10校を再度予算を組ませていただいて、各学校にいろんな働きかけをしていきたいというふうに思っております。

○前屋敷委員 わかりました。

もう一つ、情報政策課でお願いしたいんですけれども、一番最後の地デジの対応のところですか。今、地デジの対策がどんどん進められているところですか。県も、専任の相談員を配置するという事業も置かれているんですが、なかなか難しい状況もあつたりして、全国の市長会あたりも、アナログ停波期限の延長などを要求しているところなんです。今の宮崎県内の状況を、わかれば教えてほしいんですが。

○金丸情報政策課長 県内の状況でございますけれども、一番心配しておりました辺地共聴施設——周辺で今、共聴施設で受信しているところ

るですけれども、これについては、ほぼ7月までにめどが立つということになっております。ただ問題は、新たな難視といたしまして、今、アナログ放送は見えているんだけれども、デジタル放送になったら見えなくなるという世帯が、県内で今のところ1,846世帯確認されております。ことしの1月時点でございますけれども、このうち371世帯が7月までの対応が間に合わないために、衛星放送によるセーフティネットに移行するということになっております。衛星放送になりますと、NHKとTBSとフジテレビの中央の番組しか受けられないので、ローカルが見られないということがありますので、これについては、早期に本来の姿にいけるようにということで、これは今、デジサポと各地元とで協議が進められているところでございます。これもある程度めどが立ってきておりますので、そう大きな混乱はないんじゃないかなと思っておりますし、7月24日が停波日でございますけれども、その直前といたしますか、5月ぐらいから全国に1,000カ所、相談窓口をつくりたいということで、宮崎を1%と見ると10カ所ぐらいなんですが、各市町村に相談窓口を置きたいということで協力してほしいというような話も来ておりますので、そういうことを対応しながら、円滑に移行ができるようにしたいというふうに考えております。

○前屋敷委員 経済を伴うところの対策あたりはどんなですか。いろんな設備を更新したりしなきゃならないので、経済的にも困難なところへの配慮は。

○金丸情報政策課長 NHK受信料免除世帯、住民税非課税世帯が対象になって、チューナーの無償給付をやっておりますけれども、申請が思ったより上がってこないという状況で、これ

も福祉部門が一緒になっているいろいろな支援しながらやっているところでございます。

○前屋敷委員 ぜひ、その辺は徹底していただけるようによろしくお願いします。

○押川委員長 ほかに。

○鳥飼委員 2点だけ。15ページの新しい公共支援基金事業ということでモデル事業をやられるということなんですけれども、最終的な事業の責任者はどこになるんでしょうか。

○大脇生活・協働・男女参画課長 モデル事業につきましては、国のガイドラインの中でも、市町村は必ず入りなさいとなっておりますので、市町村だけではないんですけれども、市町村プラス企業プラスNPO。市町村が当然入りますので、市町村が中心になって事業をすれば、市町村等が一定の責任を負っていくということになるかと思えます。

○鳥飼委員 心配といたしますか、懸念するのは、新しい公共という概念そのものにもいろいろ意見があるわけなんですけれども、例えばNPO法人が破綻するということも考えられるわけで、そのときにどこが責任を持ってこの事業をやるのかということが出てきますので、事業を進める場合はそこは十分議論をしていただいて、支障のないようにお願いしておきたいと思えます。

もう一つ、国際化推進プランの変更についてということで、安井課長のほうから御説明がございました。総合計画については、知事の4年間のプランと一緒に進捗状況というのはその都度公表されますから、ある程度わかりますけれども、国際化推進プランの場合は、定期的なチェックというのは行われるのかどうかをお尋ねしたいと思えます。

○安井文化文教・国際課長 うちのほうで取りまとめをやっておるわけなんですけれども、先ほど

申し上げた目標3つにつきましては、毎年の調査で推移を調べていきたいと思っております。中身につきましては、毎年、予算等を取りまとめたりいたしますので、各部にまたがっている事業でございますので、そういった把握はしていきたいというふうに考えております。

○鳥飼委員 プラン・ドゥ・シーじゃないですけども、できるだけチェックをして、どうだったというのができるような形をとっていただきたい。これは要望だけにしておきます。答弁は要りません。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○河野副委員長 1点だけ確認で、51ページ、人権同和問題啓発活動費、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費、いずれも前年度に比べて1,000万の減なんですけど、これは肉づけでプラスされる予定があるのか。なければ、何が縮減されていくのかを確認したいと思います。

○吉田人権同和対策課長 ここに上がっていない事業がございますので、これにつきましては、6月の補正でお願いする分がございますので、個々の事業では減額になっている事業も当然あるわけですけども、6月の分で多少ふえてくるということになるかと思っております。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○松村委員 交通被害者の対策というので、これも6割ぐらいの予算になっています。これもまた補正で何か入るんですか。

○柳田交通・地域安全対策監 これにつきましては、交通事故相談の件数が減をしておりますので、今、2名おるんですけども、1名減にしたいということの経費の削減でございます。

○松村委員 わかりました。

○押川委員長 それでは、以上をもちまして第2班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後2時46分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑がすべて終了しましたので、これから総括質疑を行います。県民政策部全般について質疑はありませんでしょうか。

○横田委員 産業科学技術振興指針の変更についてお伺いしたいんですけども、冊子のほうの43ページに、農林水産物や加工品等の高付加価値化ということで4つぼつが書いてありますけれども、これは、これまでもずっと同じようなことをやってきたと思うんですけども、これまでやってきたこととどう違うのか、または同じようなことを続けていくということなのかお尋ねします。

○永山総合政策課長 健康を重視する社会、ライフスタイルに伴って、高付加価値化の部分で、例えば機能性とか、このあたりは非常に重要になると思っております。これまでも地域結集型等でやってきたところですけども、何らかの素材に機能性があるというところまで来ました。それをどうやって商品化にまで結びつけていくのかというところがなかなか難しかったということがございます。例えばブルーベリーについても、もうすぐ大学のベンチャーができるというふうな話もございますので、より具体的に事業化まで結びつけていく。それが農林水産業そのものの活性化につながるような取り組みをしていくということで、できるだけ出口に近いところの活動をしていきたいというふうに思っております。

○横田委員 確かにそうだと思うんです。7ページのほうに反省すべき点ということで、研究成

果を事業化、産業の振興に生かすことができているとか、技術シーズと企業ニーズのマッチングや研究開発から事業化に向けた過程における支援・連携がうまくいっていない、まさにこのことを言われていると思うんです。こういう研究というのは、ヒット商品を生んでいかなければ余り意味をなさないと思うんです。大学とかの研究室の基礎研究じゃなくて、いかに売れるものをつくっていくかというのが目的の研究じゃないといけないと思いますので、簡単にはいかないと思うんですけれども、本当にこれやっていかないと農業とかの将来がなかなか見えてこないというのもあると思いますので、ぜひぜひ、そこらあたりまで進めていただくようお願いをしたいと思います。

○永山総合政策課長 現在までの取り組み、例えば平成14年ぐらいまで、宮崎県というのはこういう科学技術の大型プロジェクトの白地地帯、ほとんど何もない状態だったところからスタートしましたので、基礎研究であっても何がしか宮崎県でもできるんだということを示すという意味合いもあって、かなり無理をして取り組んできた部分がございます。その結果として、今、委員からございましたような、少し反省すべき点はあるだろうというふうに思っています。ただ、産学官が連携すればかなりのものまでやれるという自信はそれぞれ持ってきておりますので、より事業化・産業化につなげるということを明確に持って、今後10年間、進めていきたいというふうに思っております。

○松村委員 総合計画について、未来みやざき創造プランの長期ビジョンで、53ページの戦略目標の解説という中でうたってありますけれども、例えば金額ベースで、生産額の2割増、3割増ということがございますけれども、これも

当然、物価とかにスライドしてあるものだと考えてよろしいんですね。

○永山総合政策課長 当然、そのあたりは変化をしてくるものですし、14ページに20年後の推計値をあらわしております、ケース2に持つていくためにはどうしたらいいだろうかというところをベースにして、このような目標値を立てているというものでございます。計画の説明の中で申し上げましたけれども、4年ごとにアクションプランをつくる段階で、この長期ビジョンがどうなのかということはしっかり見直しを行っていきますので、必要に応じて、そこについては改訂を行うこともあるだろうというふうに思っております。

○松村委員 もう一点なんですけれども、未来につなぐ地域公共交通ネットワーク創造事業について、地方バス路線等運行維持対策関係についてですけれども、特に地域公共交通ネットワークに関しましては、地方の公共交通にとっては今、非常に危機的なところがあるんですけれども、路線バスが赤字だから、廃止あるいは赤字部分の補てんをという形でよく話を聞くんですけれども、2月24日の「ゆうどきネットワーク」というNHKの番組で、埼玉県の新規参入のバス事業者が、赤字撤退することを受けて、大手バス事業者より路線を引き継いだということで、このバス路線の黒字化を目指して、埼玉大学とダイヤ最適化による路線バス改善事業ということで、GPSとか光センサーとか使ったり、あるいはどこでお客様が待っているかということで、路線のちょっとした変更で、これまでの赤字が大きく改善されたという案とかあります。特に、宮崎県は、一つの会社が長くやっていますし、路線バスの中身に関しても、しっかり見直す必要もあるんじゃないかと思えます

けれども、これは国の公共交通事業活性化・再生事業の認定を受け、国の支援をいただくという形で入っていますので、またそのあたりも十分検討を願いながら、地域交通の存続を目指していただきたいと思います。要望で……。何かございましたら。

○中田総合交通課長 従来、路線として走ってきたバスを今、市町村が廃代バスで走らせていますけれども、基本的に廃代バスの要件というのが、以前の路線バスと同じ路線を走らないといけないというのが一つ要件になっております。今、委員がおっしゃったように、路線の見直しも含めて検討すべきじゃないかなということで、今、市町村とそういう部分についても話をしておりますので、効率的に運行されるような形で、引き続き市町村と話をしてみたいと考えております。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○武井委員 1点だけ、総合政策課長にお伺いしたいんですが、総合計画があります。さっきも類似の話はしたんですが、20年後を見据えた基本目標ということで、果敢な挑戦をするのは私はすばらしいと思っているんですが、文化振興プランなんかもありまして、ほかの部署でもいろんな計画類をつくっていくわけなんですけれども、これからつくられる人が、これを常に意識しながら、またこれとの整合性というのを常に考えながらやっていかないと、結局、大もとはつくったけれども、個別的な政策とかプランにおいては整合性がとれていないとか、ばらばらになっては意味がないわけなんです。こんなに挑戦的な総合計画をつくられるということに当たって、全職員は数も多いですから難しいのはわかるんですけれども、各部署の計画をつくる担当の方へ総合計画をどういうふうに落と

し込んでいって、今後、この総合計画がより生きたものとして継続して代々つながっていくようにしていかないといけないと思うんですが、そのあたりをどういうふうにされていかれようとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○永山総合政策課長 先ほど申し上げました、さまざまな研修の機会とか出先機関との意見交換の場とかを活用することがまず一義的にはあると思いますけれども、今、具体的にアクションプランの策定に入っています。これは、うちの企画班のほうが多岐多様な骨格を示した上で、各部に投げかけをして、長期ビジョンあるいは政策提案を具現化するには、4年間でどんな取り組みが必要なのか、どこを目標に置くのかということについては、各部各課でまずしっかり考えましょうということにしています。それを踏まえて、全体のバランス、あるいはもう少し突っ張らんといかん部分があるんじゃないか等も含めて、我々のほうがトータルで調整をするということで、アクションプランについては毎年度、政策評価もしながら、工程表もつくりながらという作業になりますから、それを着実にやる中で、総合計画の位置づけなり重要性なりというのはしっかり認識してもらいようにしなければならぬというふうに思っています。具体的には、そのようなアクションプランの策定及びローリングの中で相当程度は担保できるのではないかなというふうに思います。

○武井委員 確認ですけれども、各部各課がいろんな計画とかプランをつくったときに、発表する前、議会に出す前に一回、総合政策課として総合計画との整合性を確認するというか、チェックしていくとか、そういったようなことは仕組みとして今後、置かれるのかどうか伺い

たい。

○永山総合政策課長 これまでも企画部門のほうでは、それぞれの部から相談を受けながら見ております。ただ、各部の部門別計画になると、それなりの体系立て、国の計画との整合性等もありますので、今回、特に長期戦略等で示しているようなものに重点を置いたような形になかなかかなりにくいという面はあります。そのあたりはすべてがこの長期ビジョンに沿った形での整理というのはなかなか難しい面はあるだろうと思っています。いずれにしても、意見交換を行う中で、体系は体系の中、その中で県トータルではここに重点を置くんですよということについては、しっかり話し合いをしながらやっていきたいと思っています。

○前屋敷委員 一つは総合計画で、関連しての話なんですけれども、ここで生活環境保全という柱もしっかり立てられて、大気汚染であるとか、自然環境を守っていくとかいう細かな取り組みになるんですけれども、その中で、これは個別の問題になるんですが、騒音対策は、生活環境を守るという点では非常に大事で、直面する課題で宮崎空港の騒音対策の問題、これは国のことなんですけど、今、その対策区域の見直しなどが実際入ってきて、生活環境が非常に危ぶまれるという事態が起きています。県にも意見を求められているものですから、騒音対策はいろんな種類があるんだろうけれども、私が住んでいるところが実際かかっている、私には直接はかかわってこないんですけれども、今、住民の皆さん方の非常に大きな問題になっていて、これはこのまま放置できないだろうと思いますし、県の騒音対策の一部としてもきちり位置づけていただきたいなというふうに思っています。新富町あたりは基地の関係の騒音など

もあるので、そういうことも含めて、生活環境の保全という点では、県も責任持った形でプランを立てていただきたいなというふうに思っているんですけれども、その辺はどうでしょうか。個別具体的なものになって申しわけないんですけれども。

○永山総合政策課長 豊かな暮らしを築いていくという意味で、環境をしっかりと整えていくというのはもちろん必要だと思っています。新しい豊かさへの挑戦というのは、宮崎の特性を生かし、あるいは課題を克服しながら、県民にとって、あるいは宮崎に来ていただける環境をどうつくっていくのかという、その基本理念のところはそのとおりでというふうに私も思っています。それを今回、長期ビジョンの中では描いておりますし、今後、アクションプランの中でも重点的に取り組むべきものということは整理をしていくということになります。ただ、個別具体的な事案について、総合計画あるいはアクションプランの中ですべてが取り上げられるかということになると、県の役割等も認識しながらということになりますので、現時点でお答えするのはなかなか難しい点はありますけれども、大きな柱としてそういうものを持つようとしていることは事実でございます。

○前屋敷委員 あわせて、県が騒音の環境基準を決めているんです。それが10年来一度もクリアされていないという課題も一方ではあるということで、そういった点ではそういう部門もきちり位置づけた形で計画の中にも入れていただきたいなというふうに思いますので、それは要望をお願いします。

もう一点、今回の骨格予算とは別で、肉付け予算のほうで要望なんですけれども、これから組まれるということもあるので、その他のとこ

ろで、住宅リフォーム事業のことなんですけれども、今、国会のほうでもさまざま要望が上がってきて、社会資本整備総合交付金というのが活用できるということで国も答えているんです。大いにこれを活用してほしいし、国も支援をしたいという答弁をしておられるので、その交付金あたりが活用できれば、非常に県民の期待が高まっている事業でもありますので、ぜひ研究していただいて、肉づけのところで形をとっていただければなというふうに思っていますので、御検討いただきたいという要望です。

○押川委員長 要望でお願いしておきます。

ほかにございませんか。

○鳥飼委員 骨格予算に関連してですけれども、その前に、13ページの総合政策課のところで連絡調整費の4の公用車の管理経費72万1,000円というのがあるんですけれども、これは、各部ともこんな形で連絡調整費で上がっているんでしょうか。

○永山総合政策課長 うちの部で管理しているのが3台ございますので、それについて総合政策課のほうで計上しているということでございます。

○鳥飼委員 私が見つけれないのかもしれないけれども、ほかのところでは計上されていないものですか、それは事務的な問題でしょうか、確認をしていただければと。私もしたいと思いますが、そういうふうに思います。

予算の関連でいろいろ出されました。これでは現年度の当初と新年度の当初額が書いてあります。骨太な骨格予算ということですから、現年度の額は余り参考にならんなど。今度6月に出される肉付け予算のときに、22年度の当初と比較できるような形で予算書をつくっていただいたほうが、私どもとしては議論しやすいので

はないかというふうに思いますので、それはお願いしておきたいと思いますが、大まかに1割程度増になると考えてよろしいでしょうか。

○永山総合政策課長 トータルでは、たしか、本会議の中でも前年度を上回るぐらいのというふうなお答えがあったようですので、現在、前年度対比91%になっておりますので、それを踏まえれば、委員御指摘の感じかなというふうに思います。

○鳥飼委員 もう一つ確認なんですけど、開発事業1億5,000万、5,000万が例年どおりですから、1億ですけれども、環境森林部で計上されていますということだったけれども、この当初で計上されていると聞いていいんですか。ちょっと探し切れないものですか。

○永山総合政策課長 1億5,000万の分につきましては、6月の肉づけでということになっているようでございます。2億円の融資の分を当初で組んで、補助事業については6月でということの想定のようでございます。

○鳥飼委員 融資も余り人気はないのかなということで、減額になっているようなんですけれども、歳入だけを計上したというのは、6月で歳入を計上すればいいんじゃないかなという気がするんですけれども、先ほどの説明では、環境森林部のほうで計上しているということだったものですか、当然、我々としては今回出ているのかなと思うんですけれども、出ていないということですから、1億円交付しますというのが6月に知事のものとして出てくるんだろうと思うんですけれども、今回した理由というのは何かあるんでしょうか。6月にやってもよかったのではないかなというような気がするんですけれども、そこをお尋ねしたいと思います。

○永山総合政策課長 開発事業特別会計分につ

きましては、特別審議会を置いて、その中で審議をいただいております。23年度分については1億5,000万を太陽光の関係に、1,500万円を環境の保全の森にということで承認をいただいておりますので、いつ歳出をつけるかということとは別として、この特別会計からの繰り出しとしては、1億6,500万円をやりますということについては当初予算で計上させていただいたということでございます。

○押川委員長 ほかにはないですね。

それでは、以上をもちまして県民政策部の審査を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時15分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました当初予算関連議案等の説明を求めます。

○加藤会計管理者 会計管理局の平成23年度当初予算につきまして御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の411ページをお開きください。会計管理局の予算は、総額で5億2,965万円でありまして、前年度当初予算6億9,294万2,000円と比べますと、金額で1億6,329万2,000円、率で23.6%の減となっております。

その主なものにつきまして御説明申し上げます。

415ページ、まず、(目)一般管理費(事項)職員費2億8,874万7,000円であります。これは、会計管理局職員38名の人件費でございます。

次に、(目)会計管理費(事項)出納事務費1億4,809万円でありまして、これは、出納事務執

行及び財務会計システムの運営管理等に要する経費であります。なお、平成22年度当初予算は2億9,180万5,000円でありまして、これに比べ、23年度は約1億4,000万円の減となっております。これは、22年度につきましては、財務会計システムの機器の更新のための所要額を計上していたことによるものであります。

次に、(事項)証紙収入事務費9,281万3,000円ありますが、これは、県の証紙売りさばきに要する経費であります。

会計管理局は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○押川委員長 説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

○武井委員 証紙の売りさばき手数料が9,281万円ということですが、県全体の証紙自体の販売収入というのは幾らぐらいあるのでしょうか。

○川野会計課長 22年度の見込みでございますが、28億9,000万円程度でございます。

○武井委員 証紙行政というとちょっと変なんですけど、今、支払いなんかもインターネット決済とかいろんなことで出てきたりしているわけなんですけれども、証紙を使った支払いというのは、だんだん縮小していくものなんですか。今後のあり方というのはどういうふうな考え方があるのか。

○川野会計課長 全国的にも証紙で使用料・手数料を払っている県がほとんどでございまして、全国の中でそれをやめたのは東京都だけでございます。幾つかの県で検討はされたみたいなんですけど、やはり手数料がかかるということと、もう一つ、職員が現金を扱うということになりますので、そういった問題点も多いということで、残りの県については証紙でやられているのが現状でございます。

○押川委員長 ほかにございませんか。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして会計管理局を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 20 分休憩

午後 3 時 22 分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました当初予算関連議案等の説明を求めます。

○太田人事委員会事務局長 それでは、人事委員会事務局の平成23年度当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、489ページをお開きください。人事委員会事務局の予算額は、1億5,494万7,000円でございます。対前年度比0.5%の減となっております。

次に、各事項ごとに御説明いたします。

493ページをお開きください。(事項) 委員報酬708万円は、人事委員3名に対する報酬でございます。

次の(事項) 委員会運営費76万2,000円は、人事委員会の開催等に要する経費でございます。

次の(事項) 職員費1億2,237万4,000円は、事務局職員15名の人件費でございます。

次の(事項) 事務局運営費510万3,000円は、事務局運営に要する経費でございます。

次の(事項) 県職員採用試験及び任用研修調査費1,328万2,000円は、採用試験の実施等に要する経費でございます。内容につきましては、次のページをごらんください。まず、1の県職員採用試験実施費は、試験問題の印刷などの試

験実施等に係る事務的経費でございます。2の任用制度等に関する調査研究費は、人事行政の調査研究や採点処理等に要する経費でございます。

次の(事項) 警察官採用共同試験実施費242万9,000円は、警視庁ほか3府県と共同で採用試験を実施する経費で、試験案内や試験問題の印刷等の事務的経費でございます。

次の(事項) 給与その他の勤務条件の調査研究費219万2,000円は、人事委員会勧告等に要する経費でございます。内容についてでございますが、まず、1の給与報告及び勧告に必要な調査研究費は、民間給与実態調査、給与報告・勧告などに要する経費でございます。2の給与その他の勤務条件の調査研究費は、勤務条件に関する調査、給与の支払い管理等に要する事務的経費でございます。

最後に、(事項) 審査監督費172万5,000円は、不服申し立ての審査等に要する経費及び労働基準監督関係に要する経費でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○押川委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はございませんでしょうか。

○武井委員 県外での試験をやめたわけなんですけれども、それによって実際の影響等がどうあったのか、またことしもされないということであれば、それでも問題がなかったというふうな判断でまたされないということなんだろうけれども、そのあたりをお聞かせいただきたいと思えます。

○太田人事委員会事務局長 県外試験会場を一昨年から廃止いたしましたのは、一つは試験管理、危機管理の対応ということでやったわけですが、ことしの応募状況を見ましても、過去を

結構上回る形での採用者が出ておりますので、当面、今の状況を継続していきたいと、このように考えております。

○武井委員 確認なんですけれども、大学卒業程度と書いてあるところ、学歴不問——学歴は不問なんです。

○太田人事委員会事務局長 別に大卒であっても高卒であっても、年齢の要件に該当すれば受験できます。

○押川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 意見もないようでありますから、以上をもちまして人事委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 27 分休憩

午後 3 時 28 分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました当初予算関連議案等の説明を求めます。

○渋谷監査事務局長 それでは、監査事務局の平成23年度一般会計当初予算につきまして御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の483ページをごらんください。監査事務局の当初予算額は、2億2,071万3,000円をお願いしております。

内容につきましては、487ページをお開きください。まず、(目)一般管理費1,744万4,000円についてであります。これは、(事項)外部監査費で、包括外部監査人による監査の実施に要する経費であります。

次に、(目)委員費についてであります。2,950万5,000円をお願いしております。内

訳といたしましては、まず、(事項)委員報酬が、監査委員4名の給与及び報酬で、その下の(事項)運営費は、旅費など監査委員の監査活動に要する経費であります。

次に、(目)事務局費1億7,376万4,000円をお願いしておりますが、この内訳は、(事項)職員費が、事務局職員の人件費、488ページの(事項)運営費は、事務局職員の監査活動や事務局の運営に要する経費であります。

予算については以上でございます。

続きまして、議案第29号「包括外部監査契約の締結について」であります。

提出議案書では101ページになっておりますが、お手元の総務政策常任委員会資料で説明させていただきます。1ページでございます。この議案は、平成23年度の包括外部監査契約の締結に当たりまして、地方自治法第252条の36第1項の規定によりまして、議会の議決に付するものであります。下の四角で囲んである参考のところを見ていただきたいんですけれども、地方自治法の規定を入れておりますけれども、毎会計年度、契約を締結しなければならないというふうになっております。

契約の目的といたしまして2に挙げておりますけれども、包括外部監査人による監査の実施及びその結果の報告を求めるものであります。

契約金額につきましては、3にございますように、1,685万4,600円を上限とする額をお願いしております。

契約の相手方を4に挙げておりますけれども、地方自治法におきまして、弁護士、公認会計士等と契約を締結することとされております包括外部監査は、財務監査が中心であるということにかんがみまして、日本公認会計士協会南九州会宮崎県部会から推薦をいただきました公認会

計士の木下博義氏と契約したいというふうを考えております。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○押川委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はございませんでしょうか。

○武井委員 第29号なんですけれども、趣旨は構わないんですが、契約の金額の1,685万4,600円の積算根拠というのは、何でこういう金額になっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○渋谷監査事務局長 包括外部監査契約につきましては、こういう制度を平成11年からスタートさせた際、公認会計士をお願いするに当たって、公認会計士の報酬基準というのを公認会計士会がつくっているんです。それによりますと、基本費用と執務費用とある。基本費用というのは、契約を結ぶに当たっての基本料みたいなもの。執務費用というのは、執務に要する日数等をベースにして算出する費用でございます。報酬自体は、平成16年に独禁法の関係で廃止になったんですけれども、それがずっとベースになっていてこれまで金額をはじいておりますが、その際、基本費用につきましては今回、429万2,000円。執務費用といたしまして、公認会計士の手当を1日8万8,300円、その50日。8万8,300円は平成16年に廃止になった際の金額から、途中、人勧等がございまして、3回ぐらい減額というのがありますので、そういったものを加味した形で8万8,300円をはじいております。それから実費として旅費とかを入れて、今回、消費税込みで1,685万4,600円という形で積算させていただいております。以上でございます。

○武井委員 実費等も含めてこの金額が上限で、場合によっては最終的にはこれよりも少なくな

るということもあり得るということですか。

○渋谷監査事務局長 私どもといたしましては、この1,685万4,600円相当の外部監査をしていただけるということで、その金額で契約をすることになるものというふうに考えております。

○武井委員 わかりました。

連続4回してはならないという一筆があるわけですが、つまりは3回までということですが、過去の慣例といいますか、基本的には毎年かわるものですか。それとも3回なら3年、Aさんがされたら次Bさんとか、どのような感じで大体なさっているんですか。

○渋谷監査事務局長 大体3年ごと、ことしがちょうど13年度目に当たりますから、これまで3年、3年で4人の方々をお願いしてきております。今回また新たにということでございます。以上でございます。

○押川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、ないようでありますから、以上をもちまして監査事務局を終了いたします。執行部の皆様、御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時37分休憩

午後3時38分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました当初予算関連議案等の説明を求めます。

○日高議会事務局長 それでは、議会事務局の平成23年度当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の1ページをお願いいたします。議会事務局の平成23年度当初予

算は、12億2,302万7,000円をお願いしております。前年度当初予算と比べますと1.6%の減となっております。なお、来年度の議会予算につきましては、今回の当初予算で年度全体分を計上いたしております。

それでは、当初予算の主な内容について説明いたします。

5ページをお願いいたします。まず、(目)議会費でございますが、8億3,569万1,000円を計上いたしております。以下、事項ごとに説明いたします。

まず、(事項)議員報酬でございますが、議員の報酬、期末手当等の経費として4億8,571万3,000円を計上しております。

次に、(事項)本会議運営費でございますが、本会議及び議会運営委員会の開催等に要する経費として、2,706万円を計上しております。

次に、(事項)常任委員会運営費でございますが、常任委員会の開催、県内外調査活動等に要する経費として、1,136万8,000円を計上しております。

次に、(事項)議会一般運営費でございますが、正副議長の各種大会・協議会等への出席に要する経費や、地方議会議員年金制度の負担金等の経費として、3億340万1,000円を計上しております。このうち、説明欄の3、各種協議会負担金等には、政務調査費に係る交付金約1億4,130万円のほか、新たに、地方議会議員年金制度が本年6月1日付で廃止されることに伴います地方負担金約1億4,600万円を計上いたしております。

次に、6ページをお願いいたします。(事項)特別委員会運営費でございますが、特別委員会の開催、県内外調査活動等に要する経費として、814万9,000円を計上しております。

次に、(目)事務局費でございますが、3億8,733万6,000円を計上しております。以下、事項ごとに説明いたします。

まず、(事項)職員費でございます。事務局の職員31名の給与等といたしまして、2億6,450万1,000円を計上しております。

次に、(事項)本会議運営費でございますが、本会議の記録、印刷等に要する経費として、1,344万円を計上しております。

次に、(事項)常任委員会運営費でございますが、常任委員会調査活動の随行等に要する経費として、255万6,000円を計上しております。

次に、(事項)図書室運営費でございますが、議員の調査活動に供するための図書購入など、議会図書室の運営に要する経費として、722万9,000円を計上しております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

(事項)議員寮運営費でございますが、議員寮の維持管理に要する経費として、949万2,000円を計上しております。

次に、(事項)議会一般運営費でございますが、議会一般運営に要する経費として、8,938万2,000円を計上しております。このうち、説明欄の2、議員改選経費につきましては、本年4月に県議会議員選挙がありますことから、世話人会の開催に伴います旅費や、当選された議員に配付いたします防災服などの経費を計上しております。

最後に、(事項)特別委員会運営費でございますが、特別委員会調査活動の随行に要する経費として、73万6,000円を計上しております。

説明は以上でございます。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。その他でも何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして議
会事務局を終了いたします。執行部の皆様、御
苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時43分休憩

午後 3 時44分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最
終日に行くことになっておりますので、3月9
日に行いたいと思います。開会時刻は13時30分
といたしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いた
します。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 何もないようでしたら、本日の
委員会を終了いたしたいと思いますが、よろし
いでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして委
員会を終了いたします。

午後 3 時44分散会

平成23年3月9日（水曜日）

午後1時29分再開

出席委員（9人）

委員	長	押川	修一郎
副委員	長	河野	哲也
委員		中村	幸一
委員		横田	照夫
委員		松村	悟郎
委員		武井	俊輔
委員		井上	紀代子
委員		鳥飼	謙二
委員		前屋敷	恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

総務課	主幹	馬場	輝夫
議事課	主査	大下	香

○押川委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

○前屋敷委員 各号ごとにといってもないんですけども。

○押川委員長 何号と何号とかいうふうに。

○前屋敷委員 反対する議案が第1号、第19号です。

○押川委員長 それでは、議案ごとということで御意見がありましたから、そのような方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、ただいま議案第1号

と第19号について、個別に採決との御意見がありましたので、第1号と第19号と、それ以外の議案に分けて採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 御異議ございませんので、まず、議案第1号と第19号について採決を行います。

それでは、議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○押川委員長 挙手多数。

議案第19号についてお諮りいたします。

賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○押川委員長 挙手多数ということで、議案第1号と第19号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、その他の議案について一括して採決をいたします。

議案第2号、第22号、第29号、第35号、第36号、第37号、第41号、第42号、第54号、第55号、第65号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号外10件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○鳥飼委員 少数意見の留保ということで発言をしたいと思います。議案第19号「宮崎県職員定数条例の一部を改正する条例」なんですけれども、私は反対ということで挙手をしませんでした。削減をする根拠というものが示されていないというところが一番大きいんです。ですから、本会議の質問でも申し上げましたけれども、行革推進法で4.8%減員しますというのを

やって、それを受けて、地方として2007をつくって結果的に7.5%知事部局の職員を削減しているわけですね。これを追認するというのがこの条例改正案なんですけれども、今後のことはまた6月の議会ということになりますけれども、また100名程度減員をするわけですから、このときも現状追認をするということになるだろうと思います。それは先のことですから置いておくとしても、今、定数を削減して人件費を浮かそうとか安く上げようというのは、財政再建の面では一つの議論ではあるとは思いますが、宮崎県が農業県であるとするならば、農業を基幹産業として生きていかざるを得ない。そういうときに、皆さん御承知のように、家畜保健衛生所の獣医師が50名に満たないような状況に置かれていて、これを容認するということが結果的につながっていつているわけなんです。ですから、ああいう大惨事といいますか、大災害が起きた。そして、ことしは鳥インフルエンザも起きて100億円も損失を出す。そんな状況が出ていますので、やはり削減をする根拠というものを明確にしていきたい。

削減をするならば、例えばこの現課は何名で適当なんですよということで積み上げていつて何名ということであるならば、私もそれは了とするんですけれども、それがなくなると追認ということであれば、それはおかしいということで、その根拠を明確にしてほしいということを少数意見の留保として委員長報告の中で挙げていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

○押川委員長 わかりました。

○横田委員 第1号ですけれども、賛成したんですが、この中には子ども手当の分も入っていますね。国のほうがどうなるか全く見えてこな

いわけですけれども、もし通らなかった場合でも、児童手当が残るということで、もし、これを否決したら市町村が困ることになるという話も聞いておったものだから、賛成をしましたけれども、国が全額見るというふうに言っているんですから、そこらあたりを委員長報告の中に入れておくべきじゃないかなと思うんですけれども。

○中村委員 別なことでこの予算に関して申し上げますが、子ども手当がおかしいという根拠を羅列した、附帯決議をつけて通すのが相当だということ——附帯決議はつけませんが、総務委員長の報告でこんなような附帯決議をつけて通すのが筋だというようなことの文言を入れていただきたい。

○押川委員長 わかりました。両方の意見も委員長報告の中に入れるということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、請願第49号の取り扱いについてお伺いいたします。請願第49号の賛否を諮りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、請願第49号の賛否をお諮りいたします。

請願第49号については、採択すべきものとするということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 御異議なしと認めます。よって、請願第49号は採択とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時36分休憩

午後 1 時36分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 では、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

県民政策及び行財政対策に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 以上をもちまして委員会を終了いたします。

午後 1 時37分閉会